

川井浄水場再整備事業に関する事業者の募集について

川井浄水場再整備事業について、6月3日に総合評価一般競争入札の「調達公告」及び「入札説明書等」の公表により事業者の募集を開始しましたので報告します。

1 事業の概要

名 称：川井浄水場再整備事業

所 在：横浜市旭区上川井町 2555 番地

規模・施設：①浄水施設：取水量及び処理能力 172,800 m³/日（予定給水戸数 約 28 万戸）
処理方式 膜ろ過方式

②新設配水池：有効容量=30,000 m³

③排水処理施設：浄水処理で発生する排水及び排泥・脱水処理に必要な施設等

事業方式：PFI 事業（BTO 方式*）

*BTO 方式：民間事業者が施設の設計・建設・工程管理を行い（Build）、行政に所有権を移管し（Transfer）、民間事業者が施設の維持管理・運営を行う（Operate）方式です。

事業者選定：総合評価一般競争入札

事業期間：平成 21 年度～平成 45 年度（25 年間）

予定価格：約 265 億円（財政負担見込額）

2 事業の経緯

(1) 川井浄水場更新の必要性

川井浄水場（処理能力 106,400 m³/日）は明治 34 年に築造され、これまで改修・改築を行い運転・管理をしてきました。しかし、老朽化と耐震性の問題があることから、更新を行うこととしました。

(2) 処理方式の検討

川井浄水場の更新にあたっては、既存の施設を運転しながら更新する必要があることから、従来方式の急速砂ろ過方式に比べ、省スペース化ができ、また、水源である道志川との高低差による位置エネルギーを有効利用することができる膜ろ過方式を採用することとしました。

(3) PFI の導入検討経過

民間の技術・ノウハウを利用できる PFI 手法について、平成 18 年度に導入可能性調査を行い、設計・建設・維持管理を一体とした事業とすることでトータルコストの削減が見込めることとなりました。

○平成 19 年 12 月 14 日 実施方針の公表

○平成 20 年 3 月 3 日 特定事業の選定（VFM*約 7%）、業務要求水準書（案）の公表

*VFM: Value For Money（支払いに対して最も価値の高いサービスを提供すること）

行政が直接事業を実施する場合と PFI 手法を導入する場合を比べ、財政負担額の削減見込を示します。

3 調達公告及び入札説明書等の公表

平成20年6月3日に公表した「入札説明書等」は次の文書から構成されています。

(1) 入札説明書

川井浄水場再整備事業を実施するSPC（本事業を実施する特別目的会社で、会社法に定める株式会社）の設立母体となる事業者を募集すること、及び総合評価一般競争入札により選定することなど、入札に関する事項を示しています。

(2) 別添資料

ア 業務要求水準書

- 新設する施設の性能及び維持管理業務で要求する運転管理や水質管理などの管理水準を示すものです。
- 浄水水質は、多くの項目で国の水質基準の10倍厳しい基準値としています。
- 未利用エネルギーの活用、省エネ設計の導入、地球温暖化ガスの排出抑制などといった環境への配慮についても示しています。

イ 落札者決定基準

- 落札者を決定する方法と基準を示すものです。
- 要求水準を上回る提案がなされた場合、評価項目の配点に応じた得点が加えられます。これを性能評価点とします。また、入札価格を得点に換算したものを価格評価点とします。
- 価格評価点と性能評価点のウエイトを40対60とし、両者を合計した総合評価点が最高の者を最優秀提案者とします。

ウ 提出書類作成要領及び様式集

- 入札参加資格の確認や入札時に必要となる関係書類・様式と、これらの作成方法について示したものです。

エ 基本協定書（案）

- 水道局と落札者とが本事業に関して締結する協定内容を明確にしたものです。
- 落札者はSPCを設立しなければならないこと、水道局はそのSPCと事業契約を締結することなどを示しています。

オ 事業契約書（案）

- 水道局とSPCとが本事業に関して締結する契約内容を明確にしたものです。
- 維持管理期間中に適宜モニタリングを行い、要求水準や事業者が提案した水準を達成していない場合には、改善措置を要求したり、ペナルティを科すこととしています。
- 将来の物価上昇あるいは技術革新などによってより高性能のものが安価に入手できるようになった場合のサービス対価の変更などについても取り決めていきます。

4 今後のスケジュール（予定）について

(1) 20年度の予定

- | | | |
|---|--------------------|-------------|
| ア | 平成20年 8月25日から26日まで | 入札参加資格確認の受付 |
| イ | 平成20年 9月24日 | 入札時必要書類の受付 |
| ウ | 平成20年 12月上旬 | 落札者の決定 |
| エ | 平成20年 12月下旬 | 基本協定の締結 |
| オ | 平成21年 3月 | 事業契約の締結 |

(2) 21年度以降の予定

- | | | |
|---|------------|--------------|
| ア | 平成21年 4月から | 事業の実施（設計・工事） |
| イ | 平成26年 4月から | 事業の実施（維持管理） |

実施内容	実施年度		
	19年度	20年度	21年度～45年度
実施方針の公表		◇ 12/14	
特定事業の選定、 業務要求水準書(案) 公表		◇ 3/3	
調達公告・入札説明書等の公表		◇ 6/3	
入札参加資格確認の受付・入札時必要書類の受付		⇨	
落札者の決定・基本協定の締結		⇨	
事業契約の締結		⇨	
事業の実施（新設：第1段階）			⇨ H21～25
事業の実施（撤去：第2段階）			⇨ H26～28
事業の実施（維持管理）			⇨ H26～45

横浜市 PFI 事業審査委員会委員名簿

役名	役職名	氏名
委員長	横浜国立大学大学院国際社会科学科教授	溝口 周二
委員	山田・池田法律事務所弁護士	池田 陽子
委員	関東学院大学人間環境学部教授	松下 倫子
委員	社団法人日本水道協会工務部長	田口 靖
委員	武蔵工業大学工学部教授	長岡 裕
委員	株式会社エム・エス・コンサルティング代表取締役、 公認会計士	山口 学

川井浄水場再整備事業

新設対象施設及び管理範囲(参考)

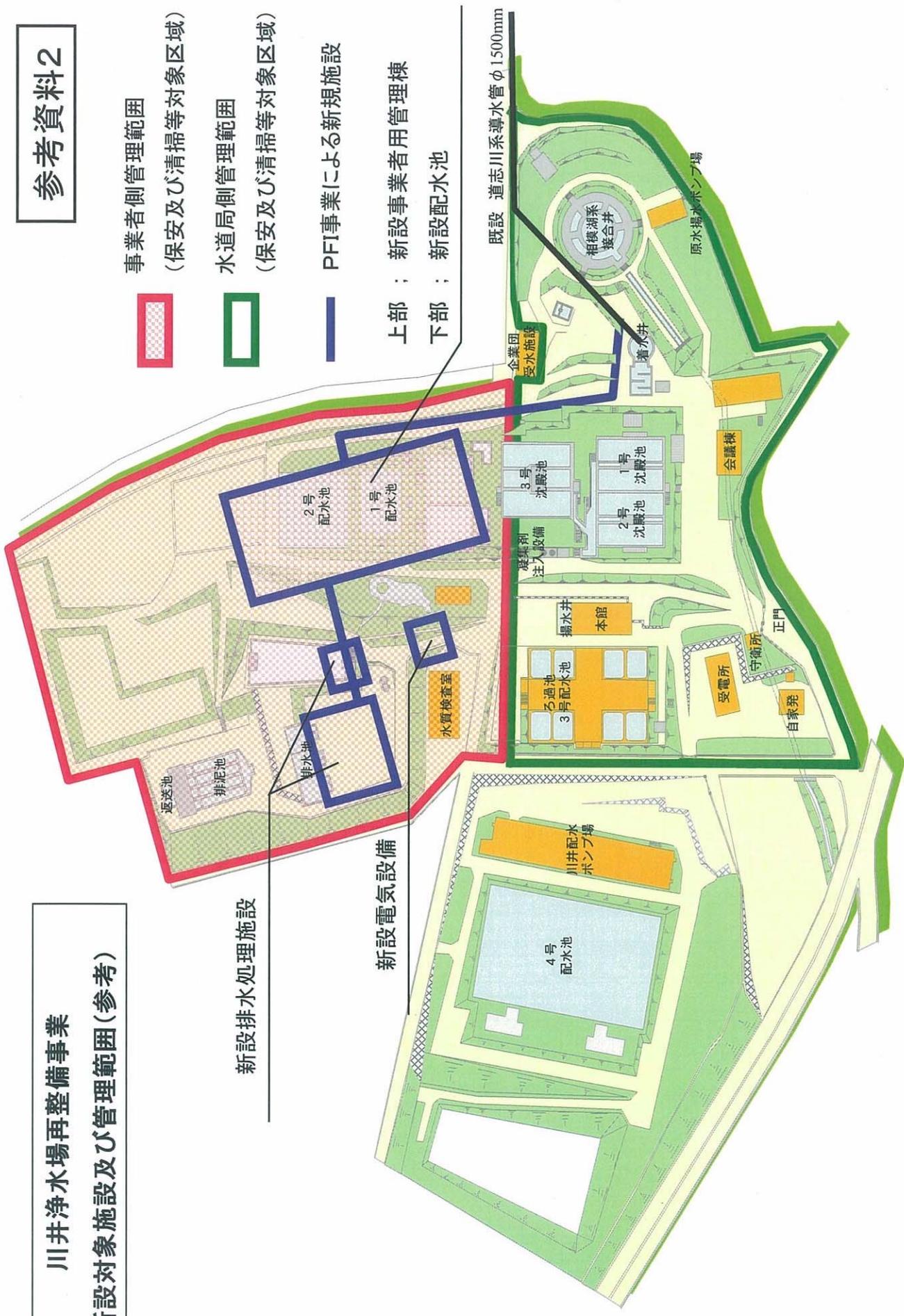
参考資料2

- 事業者側管理範囲
 (保安及び清掃等対象区域)
- 水道局側管理範囲
 (保安及び清掃等対象区域)
- PFI事業による新規施設

上部：新設事業者用管理棟
 下部：新設配水池

新設排水処理施設

新設電気設備



川井浄水場再整備事業

入札説明書

平成 20 年 6 月

横浜市

目次

第1	入札説明書の位置づけ	1
第2	事業概要	2
1	事業名称	2
2	事業の対象となる公共施設等の種類	2
3	事業目的	2
4	施設等の概要	2
5	事業方式	3
6	対象業務	3
7	対象業務におけるサービスの範囲と水準	4
8	提供されるサービスに対する対価の支払	4
9	事業期間	4
10	事業スケジュール	4
11	予定価格	5
12	遵守すべき関係法令等	5
第3	事業者の選定	6
1	事業者選定方式	6
2	審査委員会の設置	6
3	入札参加資格に関する事項	6
4	入札保証金	10
5	事業者選定のスケジュール等	11
第4	本事業における契約の基本的な考え方	17
1	事業契約に関する基本的な考え方	17
2	契約保証金	17
3	保険	18
4	市とSPCの責任分担	18
5	融資者との直接協定の締結	19
第5	本事業に関する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援	20
1	法制上及び税制上の措置	20
2	財政上及び金融上の支援	20
3	その他の支援	20
第6	その他本事業の実施に関する事項	21
1	本事業に係る情報の提供方法	21
2	入札に当たっての費用の負担及び報奨金の交付	21
3	提案書の取扱い	21
4	入札に際し使用する言語、単位及び通貨単位並びに時刻	21
5	応募者を構成する法人の名称の公表	21
6	本事業の入札に関する苦情の申立て	21
7	本事業の契約に関する窓口	22
8	本事業の事務局	22

別紙 落札者決定までの手順

<入札説明書別添資料>

- 別添資料1 業務要求水準書
- 別添資料2 落札者決定基準
- 別添資料3 提出書類作成要領及び様式集
- 別添資料4 基本協定書（案）
- 別添資料5 事業契約書（案）

第1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、横浜市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成20年3月3日に特定事業として選定した川井浄水場再整備事業（以下「本事業」という。）を実施するSPC（本書第4-1（2）において定義する。以下同じ。）設立の母体となる民間事業者を募集し、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）により選定するために交付するものである。

入札説明書は、以下により構成される。

- 1 入札説明書
- 2 入札説明書別添資料
 - (1) 別添資料1 業務要求水準書
 - (2) 別添資料2 落札者決定基準
 - (3) 別添資料3 提出書類作成要領及び様式集
 - (4) 別添資料4 基本協定書（案）
 - (5) 別添資料5 事業契約書（案）

入札説明書に添付する別添資料は、入札説明書と一体のものである（以下入札説明書、入札説明書別添資料を総称して「入札説明書等」という。）。応募者（本書第3-1において定義する。以下同じ。）は、入札説明書等に基づき提出書類を作成しなければならない。

本事業の基本的な考え方は、平成19年12月14日に市が公表した「川井浄水場再整備事業実施方針」（以下「実施方針」という。）と同様であるが、本事業の提示条件等については、「川井浄水場再整備事業実施方針に関する質問回答書」（平成20年1月25日公表。以下「実施方針に関する質問回答書」という。）及び「川井浄水場再整備事業業務要求水準書（案）に関する質問回答書」（平成20年3月31日公表。以下「業務要求水準書（案）に関する質問回答書」という。）並びに平成19年12月14日から平成20年1月11日までに受け付けた実施方針に関する意見の結果を反映し、若干の変更・修正を加えているため、応募者は入札説明書等の内容を踏まえた上で入札に参加するよう留意されたい。なお、実施方針及び実施方針に関する質問回答書並びに業務要求水準書（案）に関する質問回答書は入札説明書等の参考資料として位置づけられるものであるが、入札説明書等とこれらとの間に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答書並びに業務要求水準書（案）に関する質問回答書によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

川井浄水場再整備事業

2 事業の対象となる公共施設等の種類

浄水場施設

3 事業目的

「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」（平成18年7月）においては、「浄水施設の耐震性をより一層向上させて、地震に強い浄水施設に再整備する。水質・水圧の面で有利な自然流下系の浄水場を優先的に再整備して、位置エネルギーを利用した処理方式の採用を検討する。経済的な施設に再整備し、1浄水場1水源系統の合理的な水運用を行う。」との再整備方針を定めている。

この中で川井浄水場は、明治34年に築造され、昭和30年代から50年代にかけて改修・改築を行っているものの、老朽化が著しく耐震性にも問題があることなどから、更新の必要性が高い浄水場である。

そのため本事業において、川井浄水場を全面的に更新し、導水水圧を有効利用した膜ろ過方式を導入して道志川系全量を処理すべく再構築を図り、良質な水の安定的かつ継続的な供給に寄与することを本事業の目的とする。

4 施設等の概要

(1) 建設用地の条件

ア 所在地

横浜市旭区上川井町 2555 番地

イ 敷地面積

69,820 m²（このうち、事業者側管理範囲と想定される面積は約 30,700 m²）

ウ 地域地区等

(ア) 都市計画による制限

- a 用途地域：準工業地域
- b 防火・準防火地域：準防火地域
- c 高度地区（最高限）：第5種高度地区
- d 建ぺい率：60%
- e 容積率：200%

(イ) 建築・造成等に関する制限

- a 日影規制：高さが10mを超える建築物／4.0m／5時間／3時間

(2) 対象施設

ア 新設対象施設

- (ア) 浄水施設
- (イ) 配水池
- (ウ) 薬品設備
- (エ) 事業者用管理棟
- (オ) 排水処理施設
- (カ) 電気設備
- (キ) 計装設備
- (ク) 場内配管
- (ケ) その他必要な附帯施設

イ 撤去対象施設

- (ア) 着水井
- (イ) 沈澱池（1号・2号・3号）
- (ウ) 旧緩速ろ過池（2池）
- (エ) 急速ろ過池（8池）
- (オ) 配水池（1号・2号・3号）
- (カ) 排水池（3池）
- (キ) 旧排水池
- (ク) 排泥池
- (ケ) 揚水ポンプ所
- (コ) 場内配管
- (ク) その他不要な附帯施設

5 事業方式

本事業は、新設対象施設を設置し、市に所有権を移転した後に維持管理を行う、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

6 対象業務

本事業の業務は、次に列挙するとおりである。本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、浄水場施設の整備及び維持管理を一体の事業として実施する。

また、市は水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3の規定に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者に委託すること（以下「第三者委託」という。）を予定しており、事業者は受託水道業務技術管理者を置き、水道施設の管理を行う。

詳細は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」のとおりとする。

(1) 浄水場施設整備業務（新設・撤去）

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 工事業務

- エ 工事監理業務
- オ 周辺影響調査・電波障害等対策業務
- (2) 浄水場施設維持管理業務
 - ア 運転管理業務
 - イ 保全管理業務
 - ウ 水質管理業務
 - エ 災害・事故対策業務
 - オ 安全衛生管理業務
 - カ 施設公開業務
 - キ 保安業務
 - ク 清掃業務
 - ケ 事業終了時の引継ぎ業務

7 対象業務におけるサービスの範囲と水準

事業者は、事業期間にわたり、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」に示す水準を確保することとあわせて、提案書及びヒアリング（各々、本書第3 1（2）において定義又は使用される意味を有する。）において確認した内容を全て履行しなければならない。浄水の水質は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙2に示す浄水水質要求水準値を確保する。本事業の対象となる浄水場施設整備業務（新設・撤去）に要求される性能及び対象となる浄水場維持管理業務（以下「維持管理業務」という。）に要求するサービスの水準は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」に示すとおりである。

8 提供されるサービスに対する対価の支払

市は、事業契約に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。詳細は、入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」別紙5に示す。

9 事業期間

本事業は、原則として、事業契約締結の日から平成46年3月31日までを事業期間とする。

なお、維持管理期間は維持管理開始後20年間とする。

10 事業スケジュール

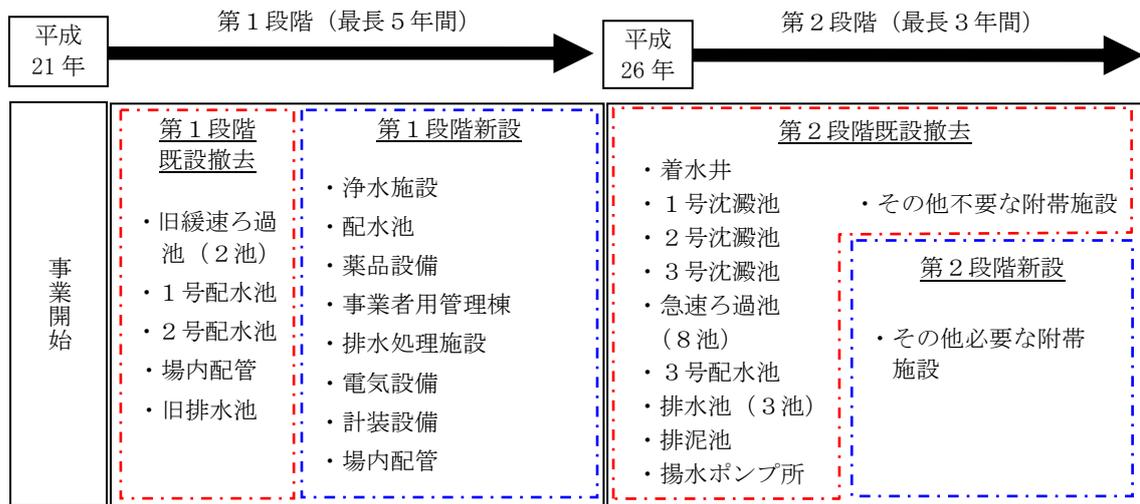
本事業の事業スケジュールは、以下のとおり予定している。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 基本協定の締結 | 平成20年12月 |
| (2) 事業契約の締結 | 平成21年3月 |
| (3) 設計・第1段階工事期間 | 平成21年4月から平成26年3月まで |
| (4) 第2段階工事期間 | 平成26年4月から平成29年3月まで |
| (5) 維持管理期間 | 平成26年4月から平成46年3月まで |

応募者が早期に工事を終わることが可能と判断する場合は、第1段階工事期間を短縮し、第1段階工事期間終了の翌日から20年間の維持管理を開始する計画を提案することができる。ただし、短縮の期間は1年単位とする。

また、第2段階工事期間については、その短縮の期間を問わず工期短縮の提案を行うことができる。

なお、現在、市が想定している工事工程を参考までに以下に示す。



11 予定価格

26,531,579,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

なお、予定価格はPFI事業として実施する場合の財政負担見込額 (単純合計) としている。

12 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令等 (法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドラインを含む。) を遵守しなければならない。

第3 事業者の選定

1 事業者選定方式

本事業の事業者選定方式は、総合評価一般競争入札によることとし、審査委員会を通じて学識経験者等の意見を聴取する。また、本事業の入札手続きは、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に基づいて実施する。

本事業の入札に参加する資格を有する者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた法人のグループ（以下「応募者」という。）とする。

なお、本事業の入札手続きは、以下のとおり実施する。詳細は入札説明書別添資料2「落札者決定基準」に示すが、おおまかな落札者決定までの手順は別紙を参照のこと。

(1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認として、応募者が本事業を実施するために必要な資格を有していることを確認する。確認に際しては、横浜市一般競争入札有資格者であることや一定の実績などの確認を行う。

(2) 提案内容の審査

上記（1）において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、応募者から提案内容を記載した書面（以下「提案書」という。）の提出を受けるほか、応募者に対するヒアリングを行う。

2 審査委員会の設置

事業者の選定は、学識経験者等により構成される「横浜市PFI事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の意見を聴取して、市が行う。

審査委員会を構成する委員は、以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者が、入札公告から落札者決定日までの間、本事業について委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本事業の入札参加資格を失うことがある。

委員長	溝口 周二（横浜国立大学大学院国際社会科学科教授）
	池田 陽子（山田・池田法律事務所弁護士）
	松下 倫子（関東学院大学人間環境学部教授）
	田口 靖（社団法人日本水道協会工務部長）
	長岡 裕（武蔵工業大学工学部教授）
	山口 学（株式会社エム・エス・コンサルティング代表取締役、 公認会計士）

3 入札参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、本事業の設計業務の実施を担う者、膜ろ過装置の製造を担う者、工事業務の実施を担う者、工事監理業務の実施を担う者、維持管理業務の実施を担う者を含む複数の企業等により構成されるグループとすること。
- イ S P Cに出資を予定している者を「構成員」、S P Cに出資を予定していない者で、S P Cから直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力会社」とする。なお、本事業において膜ろ過装置の製造を担う者及び維持管理業務の実施を担う者のうち第三者委託を受託する者は構成員になることを要するものとする。
- ウ 構成員の中から代表企業を定め、代表企業が入札参加資格確認申請時必要書類（本書第3 5において定義する。以下同じ。）の提出及び入札手続きを行うこと。
- エ 構成員及び工事業務の実施を担う者については、これらの企業名を入札時必要書類に明記の上、応募する。
- オ 代表企業の変更は原則として認めない。入札参加資格確認申請時必要書類の提出後、応募者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、入札時必要書類の提出までの間で市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更及び追加を認めるものとする。
- カ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員又は協力会社となることはできない。

（2）応募者の入札参加資格要件

応募者の構成員及び協力会社は、下記のア及びイの資格要件を満たしていなければならない。ただし、協力会社については、「入札参加資格要件」を「協力会社としての資格要件」と読み替え、事業契約の締結日に資格の保有を確認することとする。

ア 共通の資格要件

- (ア) 横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項に定める資格を有する者であること。

なお、市の入札参加資格を有しない企業が入札参加を希望する場合には、入札参加資格審査の随時登録申請又は「設計・測量等関係」、「工事」若しくは「物品・委託等関係」の特定調達契約に係る入札参加資格申請を行い、登録を認められていること。

- (イ) 横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。ただし、指名停止措置要綱別表第1 7又は8に該当する者であって、指名停止期間が2週間以内のものであり、かつ、法令違反を理由とするものでない場合は、この限りでない。
- (ロ) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - a 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - b 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申

立て(ただし、再生計画の認可決定をし、その認可決定が確定した場合を除く。)

- (エ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)若しくは親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人とは、以下のとおりである。

- a 財団法人日本経済研究所
- b 株式会社日水コン
- c アンダーソン・毛利・友常法律事務所

- (オ) 審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社である者以外の者であること。

イ 各業務の実施を担う者の資格要件

設計、膜ろ過装置の製造、工事、工事監理、維持管理の各業務の実施を担う者は、次の(ア)から(オ)の区分に応じ、それぞれの資格要件をすべて満たすものとする。

一の業務の実施を担う者の資格要件を満たす者が他に資格要件を満たす限り複数の業務を担うことは認めるものとする。ただし、工事業務を担う者と工事監理業務を担う者との兼務は認めない。また、子会社と親会社の関係にある者同士が工事業務と工事監理業務を担うことも認めない。

(ア) 設計業務の実施を担う者

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、平成9年度以降に建築士法により監督処分を受けたことがないこと。
- b 平成19・20年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(設計・測量等関係)において登載を認められている者又はその営業を継承した者と認められる者であること。
- c 技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者)が1名以上在籍していること。

(イ) 膜ろ過装置の製造を担う者

平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、日量1千 m^3 以上(公称能力)の浄水能力を有する膜ろ過装置の製造・設置実績があること。

(ウ) 工事業務の実施を担う者

- a 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、

各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

- b 平成19・20年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、建築一式工事については「建築」、土木一式工事及び水道施設工事については「土木」、機械器具設置工事については「機械器具設置」、電気工事については「電気」に登録を認められている者又はその営業を継承した者と認められる者であること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - c 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（平成20年3月31日時点における改正前の基準によるものとする。）における総合評定値が土木一式、建築一式については1,200点、機械器具設置工事、電気工事については1,100点以上の者であること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - d 平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、貯留量1万 m^3 以上（公称能力）の規模を有する配水池の建設実績（元請としての施工実績を有すること。）があること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。
- (エ) 工事監理業務の実施を担う者
上記(ア)に求める要件と同等のものとする。
- (オ) 維持管理業務の実施を担う者
- a 平成19・20年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において委託関係の営業種目で登録を認められている者又はその営業を継承した者として認められるものであること。ただし、維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - b 平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、日量1千 m^3 以上（公称能力）の浄水能力を有する膜ろ過装置の運転管理実績があること。ただし、維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - c 平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、膜の薬品洗浄について、オンサイト洗浄の実績があること。ただし、維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - d 維持管理業務のうち、運転管理業務の実施を担う者については、平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に受託した日量

1千m³以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場の運転管理業務を履行できなかった者でないこと。

（３）入札参加資格確認基準日

- ア 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請時必要書類の提出期間の最終日とする。ただし、協力会社については、事業契約の締結日に確認を行うものとし、協力会社がその時点において協力会社としての資格要件を欠いていた場合は、SPCは当該協力会社に発注することはできない。
- イ 入札参加資格確認基準日の翌日から入札時必要書類（本書第3-5において定義する。以下同じ。）の提出までの間、応募者の構成員が第3-3（２）の入札参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は入札に参加することができない。
- ウ 入札時必要書類の提出の翌日から落札者決定日までの間、応募者の構成員が第3-3（２）の入札参加資格を欠くに至った場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

4 入札保証金

- （１）応募者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。
ただし、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項に規定する担保を提供することにより、入札保証金の支払に代えることができる。
- （２）上記（１）に関わらず、応募者が自己の責任及び費用負担において、市又は応募者を被保険者とし、入札金額の100分の5以上に相当する金額を保証金額とする入札保証保険契約を自ら締結することにより、入札保証金を免除する。なお、応募者は、自らを被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権に質権を設定し、市に対して当該債券に係る証書及び当該債券に係る債務者の承諾を証する確定日付（入札保証金の納付より以前の日付とする。）のある書面を提出しなければならない。
- （３）入札保証金は、落札者決定後又は入札の中止若しくは取消しの場合に還付する。
ただし、落札者の入札保証金は、事業契約の締結後に還付する。
- （４）還付する入札保証金には利子を付さない。
- （５）平成21年3月31日までにSPCが事業契約を締結しないときは、入札保証金は、落札者が、落札者又はSPCの責に帰すべき事由以外の事由により、事業契約の締結に至らなかったことを合理的な資料をもって証明した場合に限り、落札者に返還するものとする。

5 事業者選定のスケジュール等

(1) 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

実施事項	日程
調達公告	平成 20 年 6 月 3 日 (火)
入札説明書等に関する説明会の開催及び参考資料の貸与	平成 20 年 6 月 11 日 (水)
第 1 回入札説明書等に関する質問の受付	平成 20 年 6 月 4 日 (水)～6 月 20 日 (金)
第 1 回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表	平成 20 年 7 月 15 日 (火) (予定)
第 2 回入札説明書等に関する質問の受付	平成 20 年 7 月 22 日 (火)～25 日 (金)
第 2 回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表	平成 20 年 8 月 19 日 (火) (予定)
入札参加資格確認申請時必要書類の受付	平成 20 年 8 月 25 日 (月)～26 日 (火)
応募者に対する入札参加資格の確認結果の通知	平成 20 年 9 月 8 日 (月)
入札参加資格の確認結果に関する説明要求の受付	平成 20 年 9 月 9 日 (火)～9 月 16 日 (火)
入札時必要書類の受付	平成 20 年 9 月 24 日 (水)
落札者の決定	平成 20 年 12 月上旬 (予定)
基本協定の締結	平成 20 年 12 月下旬 (予定)
事業契約の締結	平成 21 年 3 月 (予定)

(2) 事業者選定スケジュールの内容

ア 入札説明書等に関する説明会の開催

本事業に応募しようとする民間事業者等を対象に、以下のとおり入札説明書等に関する説明会を開催する。

(ア) 開催日時

平成 20 年 6 月 11 日 (水曜日) 午前 10 時から 11 時まで

(イ) 開催場所

横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
関内中央ビル 10 階会議室

(ウ) 申込方法

参加希望者は、入札説明書別添資料 3 「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 V-1 「入札説明書等に関する説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、第 6 8 の本事業の事務局あてに、平成 20 年 6 月 3 日 (火曜日) から 6 月 9 日 (月曜日) 午後 5 時までに電子メールに添付する形式で送付すること。

(エ) その他

説明会では入札説明書等の配布を行わないため、参加者は各自持参すること。

イ 参考資料の貸与

本事業に応募しようとする民間事業者等を対象に、CD-Rにて水質データ及び既存図面等の参考資料の貸与を行う。

(ア) 配布日時

平成20年6月11日（水曜日）入札説明書に関する説明会終了後

(イ) 開催場所

横浜市中区港町1丁目1番地

関内中央ビル10階会議室

(ウ) 申込方法

参加希望者は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式V-2「参考資料の貸与申込書」に必要事項を記入のうえ、第6-8の本事業の事務局あてに、平成20年6月3日（火曜日）から6月9日（水曜日）午後5時までに電子メールに添付する形式で送付すること。

また、配布日には、様式V-3「参考資料の受取書兼誓約書」を持参し、市に提出すること。

ウ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に関する質疑応答を、以下のとおり2回にわたり行う。

(ア) 質問の受付期間及び回答日（土、日を除く。）

a 第1回

(a) 受付期間：平成20年6月4日（水曜日）午前9時から6月20日（金曜日）午後5時まで

(b) 回答日：平成20年7月15日（火）（予定）

b 第2回

(a) 受付期間：平成20年7月22日（火曜日）午前9時から25日（金曜日）午後5時まで

(b) 回答日：平成20年8月19日（火）（予定）

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式V-2「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付又は郵送若しくは持参により期限必着にて提出する。ファイル形式はMicrosoft Excelとする。

なお、電子メールで提出する場合は、その着信確認は、送信者の責任において行う。また、郵送又は持参にて提出する場合は、質問書を記録したフロッピーディスクに、印刷した質問書を添付して提出する。持参する場合の受付時間は、受付期間中の午前9時から午後5時までの間とする。

あて先は、第6-8のとおりである。

(ウ) 回答の方法

入札説明書等に関する質問に対する回答は、本事業に係る横浜市水道局ホーム

ページに掲載することにより行う。

(本事業に係る横浜市水道局ホームページ：

URL:<http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/jigyosya/kyotsu/kawai-pfi.html>)

なお、いずれについても、回答に当たっては質問者を匿名化する。

エ 本入札への入札参加資格確認申請

(ア) 入札参加資格確認申請時必要書類の受付

応募者の代表企業は、入札説明書別添資料 3 「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 I - 2 「入札参加表明書」及び様式 I - 5 「入札参加資格確認申請書」等の入札参加資格確認申請時必要書類（本書において総称して「入札参加資格確認申請時必要書類」という。）を市に提出し、第 3 3 に掲げる本事業の入札参加資格を有することについて確認を受ける。

a 入札参加資格確認申請時必要書類の作成要領

入札参加資格確認申請時必要書類の種類及び部数等を含む作成に当たっての要領は、入札説明書別添資料 3 「提出書類作成要領及び様式集」に示す。

b 提出方法

持参又は郵送（書留）による。

(a) 持参による場合

平成 20 年 8 月 25 日（月曜日）及び 26 日（火曜日）の午前 9 時から午後 5 時までの間に、第 6 7 の本事業の契約に関する窓口提出する。

(b) 郵送による場合

第 6 7 の本事業の契約に関する窓口あてに、平成 20 年 8 月 26 日（火曜日）午後 5 時必着にて提出する。

(イ) 入札参加資格の確認方法

本入札への参加資格の確認は、入札説明書別添資料 2 「落札者決定基準」に基づき、応募者が本事業を実施するために必要な資格を有していることを確認することにより行う。確認に際しては、横浜市一般競争入札有資格者であることや一定の実績などの確認を行う。

(ロ) 応募者に対する入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認結果通知書を送付することにより行う。本入札に参加する資格がないとされた応募者については、同通知書にその理由を付記する。当該応募者は、入札説明書別添資料 3 「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 V - 6 「入札参加資格の確認結果に関する説明の要求書」を提出し、入札参加資格の確認結果に関する説明を求めることができる。提出方法は持参又は郵送（書留）とし、その詳細は、以下のとおりとする。

a 持参による場合

平成 20 年 9 月 9 日（火曜日）午前 9 時から 9 月 16 日（火曜日）午後 5 時までの間に、第 6 7 の本事業の契約に関する窓口提出する。

b 郵送による場合

第6 7の本事業の契約に関する窓口あてに、平成20年9月16日（火曜日）午後5時必着にて提出する。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、平成20年9月23日（火曜日）までに書面により回答する。

オ 入札手続き

(ア) 入札時必要書類の受付

応募者の代表企業は、入札書及び提案書等の入札時必要書類（本書において総称して「入札時必要書類」という。）を市に提出する。

a 入札時必要書類の作成要領

入札時必要書類の種類及び部数等を含む作成に当たっての要領は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に示す。

b 提出方法

持参又は郵送（書留）による。

(a) 持参による場合

平成20年9月24日（水曜日）午前9時から午前11時までの間に、第6 7の本事業の契約に関する窓口提出する。

(b) 郵送による場合

第6 7の本事業の契約に関する窓口あてに、平成20年9月24日（水曜日）午前11時必着にて提出する。

(イ) 入札保証金の納付

応募者の代表企業は9月24日（水曜日）の午前11時までに、第6 7の本事業の契約に関する窓口に入札保証金を納付する。

(ウ) 開札

a 日時

平成20年9月24日（水曜日）午後4時

b 場所

横浜市中区港町1丁目1番地

関内中央ビル4階 第二会議室

c 留意事項

(a) 開札は、応募者の代表企業又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、応募者の代表企業又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせて行う。

(b) 開札場所には、応募者の代表企業又はその代理人及び入札事務に関係のある市の職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することができない。

(c) 応募者の代表企業又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場所に入場することができない。

(d) 応募者の代表企業は、開札場所に入場しようとするときは、入札関係職員

にその代表者であることが証明できる身分証明書を提示しなければならない。
代理人をして入札させる場合は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式I-4「委任状」を提出するとともに、当該委任状に記載された代理人であることが証明できる身分証明書を提示しなければならない。

(e) 応募者の代表企業又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認める場合のほか、開札場所を退場することができない。

(f) 開札場所において、次の各号の一つに該当する者は当該開札場所から退出させる。

I 公正な執行を妨げようとした者

II 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

(g) 落札者の決定方法

上記ウにおいて本事業を実施するために必要な資格を有すると判断された者から、具体的な業務の実施手段・方法やサービスの対価の額等について提案を受ける。入札説明書別添資料2「落札者決定基準」に基づき、提案を提出した者のうち、基礎審査を通過し、かつ、性能と価格とを総合的に評価し、総合評価点が最も高い提案を提出した者を落札者として決定する。

総合評価点が最も高い提案を提出した者が2人以上あるときは、入札価格が最も低い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。入札価格が同額の場合は、当該者にくじを引かせて決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市の職員が代わりにくじを引き、落札者を決定する。

なお、予定価格を超過した応募者の提案は、無効となる。

a 性能の評価方法

性能の評価は、提案書の内容を評価することにより行う。

なお、提案書の趣旨を正しく理解するためにヒアリングを行うものとする。ヒアリングの日時は、平成20年11月を予定しているが、詳細は、入札時必要書類の受領後、応募者の代表企業に対し、通知する。

b 価格の評価方法

入札説明書別添資料2「落札者決定基準」に基づき、提案内容のうちの価格を点数化し、価格点を算出する。

(h) 提案内容の審査結果の通知及び公表

提案内容の審査結果は、応募者の代表企業に対して通知する。

また、審査の結果等については、落札者決定後、横浜市水道局ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

なお、応募者の代表企業は、市に対し、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式V-7「提案内容の審査結果に関する説明の要求書」を提出し、提案内容の審査結果に関する説明を求めることができる。

(i) 入札の辞退

入札参加資格確認結果通知書を送付された応募者は、入札時必要書類を提出す

るまでの間、随時、入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退する場合は、以下の方法による。

- a 入札時必要書類の提出日の前日までの間については、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式V-3「入札辞退届」を、第6-7の本事業の契約に関する窓口へ直接持参又は郵送（書留）により提出する。
- b 入札時必要書類提出日の当日においては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に提出する。

(キ) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

- a 入札参加資格確認申請書その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札
- b 調達公告及び入札説明書等に示した入札参加資格のない者の行なった入札
- c 横浜市水道局契約規程第2条において準用する横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- d 入札時必要書類が不足しているもの
- e 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- f 予定価格を超える金額で入札したもの
- g その他入札に関する条件に違反したとき

(ク) 入札に当たっての留意事項

- a 入札に当たっては、応募者の代表企業の代表者又は代理人のみが参加できる。
- b 入札に当たっては、応募者の構成員は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該構成員が所属する応募者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、事業契約の解除等の措置をとることもある。
- c 応募者の構成員が入札までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合、指名停止要綱に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合又は経営不振の状態にある場合には、入札に参加することができない。

(ケ) 入札時必要書類の書換え等の禁止

入札時必要書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回することは認めない。

第4 本事業における契約の基本的な考え方

1 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は、落札者と協議を行い、事業にかかる基本的事項を定めた基本協定を平成20年12月26日（金）までに締結する。詳細は、入札説明書別添資料4「基本協定書（案）」を参照のこと。

なお、落札者決定日の翌日から基本協定の締結日までの間、落札者の構成員が第3 3（2）の入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結しない場合がある。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、事業契約の締結までの間に、本事業を実施する特別目的会社（本書において「SPC」という。）として、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を設立する。落札者の構成員（膜ろ過装置の製造を担う者及び維持管理業務の実施を担う者のうち第三者委託を受託する者は構成員になることを要する。）はSPCに出資することを要するものとし、その保有する議決権の割合は、次の条件に従うものとする。

ア 各構成員の議決権割合の合計がSPCの総株主の議決権の2分の1を超えること。

イ 代表企業の議決権割合がSPCの総株主中の唯一最大となるようにすること。

ウ 落札者の構成員は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、保有するSPCの株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による市の承諾を得なければならない。

(3) 事業契約の締結

市は、基本協定の規定に基づき、SPCと事業契約を平成21年3月31日（火）までに締結する。詳細は、入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」を参照のこと。

なお、基本協定の締結日の翌日から事業契約の締結日までの間、落札者の構成員が第3 3（2）の入札参加資格を欠くに至った場合、市はSPCと事業契約を締結しない場合がある。また、落札者の協力会社が、事業契約の締結日において第3 3（2）の協力会社としての資格要件を欠いている場合は、協力会社としての資格を失うものとする。この場合、落札者は、当該協力会社に代えて、協力会社としての資格要件を有する協力会社を補充することができる。

2 契約保証金

SPCは、以下のとおり、契約保証金を納付しなければならない。

- (1) 設計・工事期間中の契約保証金の額は、施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。）及びこれにかかる支払利息の100分の10に相当する金額とし、SPCは、事

業契約締結と同時に納付する。ただし、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項及び第27条第3項第1号に規定する担保を提供することにより、契約保証金の支払に代えることができる。上記に関わらず、事業契約締結と同時に、SPCが自己の責任及び費用負担において、市又はSPCを被保険者とし、施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させることにより、契約保証金を免除する。なお、SPCは、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権に質権を設定し、市に対して当該債券に係る証書及び当該債券に係る債務者の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。市は、設計・工事期間中、契約保証金を返還せず、かつ、これに利子を付さない。設計・工事期間が終了したときには、市は、事業者の請求に基づき、速やかに契約保証金相当額を返還し、又は担保の提供による場合、返還に代わる適切な措置をとるものとする。

- (2) 契約保証金は、前号の規定に定めるほか、①事業者が市の政策変更等の理由により本事業を継続する必要がなくなったとき、②市が事業契約に違反し、その違反によって事業契約の履行が不可能となったとき、③法令等の変更又は不可抗力により本事業の継続が不能又は過分の費用を要することとなったとき、のいずれかにより、事業契約が終了又は解除された場合に返還する。事業者が、正当な理由がなく、事業契約に定める事業者の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められること等により事業契約が解除された場合は、市に帰属するものとするが、市が必要であると認めるときは、その全部又は一部を返還し、又は担保の提供による場合、返還に代わる適切な措置をとることができる。なお、返還する契約保証金には利子を付さない。

3 保険

SPCは、工事期間中は、次の補償限度額を条件とする第三者賠償保険（請負賠償責任保険）を、維持管理期間中（維持管理期間中に保険契約を更新することにより、維持管理期間中の保険付保が充足される場合も含む。）は、次の保証限度額を条件とする第三者賠償保険（請負賠償責任保険若しくは施設賠償責任保険、及び生産物賠償責任保険）を付保することを要する。ただし、SPCから直接、各業務を受託する構成員又は協力会社が付保することでも構わない。

対人：1人1億円以上、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり10億円以上

4 市とSPCの責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することがで

きる者が当該リスクを分担する」との考えに基づき、リスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、市が行う業務にかかるリスクは市が負担し、S P Cが担う業務にかかるリスクはS P Cが負担することを原則とする。ただし、不可抗力など当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市とS P Cの責任分担は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。

5 融資者との直接協定の締結

市は、本事業の安定的な継続を図るため、S P Cに融資を行う融資者(以下「融資者」という。)との間で協議を行う。市がこの協議を行う場合、次の各号に掲げる事項を含む直接協定を締結するものとし、S P Cはかかる直接協定を締結した融資者からの融資を受けるものとする。

- (1) 融資者によるS P Cに対する債権回収・保全の状態及びS P Cの財務状況に関する市への報告に関する事項
- (2) 事業契約に関しS P Cに損害賠償を請求し、又は事業契約を終了させる際の融資者への事前通知及び融資者との協議に関する事項
- (3) S P Cの事業契約に基づく義務又は融資者との間の融資契約に基づく義務の履行について懸念が発生した場合における、市及び融資者による本事業の円滑な推進に向けた協議に関する事項
- (4) S P Cの株式又は出資の全部又は一部を、出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての融資者との間で行う事前協議に関する事項
- (5) 融資者がS P Cへの融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資者との間で行う事前協議に関する事項
- (6) 市による事業契約の解除に伴う措置に関する事項

第5 本事業に関する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

1 法制上及び税制上の措置

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合、可能な範囲で市は必要な協力を行う。

2 財政上及び金融上の支援

- (1) 本事業は、国庫補助金の交付の対象となる可能性がある事業であり、P F I法第16条に基づき施設整備に対する国庫補助金が交付される場合には、これを事業者が負担する施設整備費の一部に充当する。市と事業者は、ともに当該国庫補助金を受けられることができるよう努め、交付が決定した場合には、協力、連帯して申請手続き等を行うものとする。

なお、交付が想定される国庫補助金の種類及び金額を算定するための計算式又は金額は、以下のとおりである。

ア 緊急時給水拠点確保等事業費 配水池

金額を算定するための計算式：

新設配水池（ただし、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」第2 3（3）表3-3及び表3-4のうちNo. 4-10から4-12を除く。）にかかる直接工事費及び共通費
 $\times 0.423 \times 1 / 3$

イ 緊急時給水拠点確保等事業費 基幹構造物の耐震化事業

金額：66,000,000円

- (2) 事業者は、本事業に適用が可能で、民間事業者が申請し、交付を受けることができる補助金があるかを調査し、これに該当する補助金があることが判明した場合は、当該補助金を受けられることができるよう努めるものとする。また、市は、これに対し、必要に応じて協力を行う。

なお、交付の可能性がある場合は、市と事業者は、本事業にかかる費用への充当方法等について協議する。

- (3) 事業者は、国等において講じられている融資制度等の金融上の支援が適用されるよう努力し、これらの支援が適用される可能性がある場合は、これを市による事業者への支払の一部に充当すべく、市と協議する。また、市は事業者が当該支援を受けられることができるよう努める。

- (4) 市は、本事業において、S P Cに対する補助、出資、債務保証等の支援は行わない。

3 その他の支援

市は、本事業の実施に必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力を行う。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者は対応策を協議する。

第6 その他本事業の実施に関する事項

1 本事業に係る情報の提供方法

審査の結果その他本事業に係る情報の提供は、横浜市水道局ホームページ等を通じて行う。

2 入札に当たっての費用の負担及び報奨金の交付

入札に当たっての費用は、すべて応募者の負担とする。

ただし、本事業は、市の公民協働事業応募促進報奨金交付の対象事業に指定されており、総合評価において第2位順位、第3位順位となった者は、「公民協働事業応募促進報奨金交付要綱」に定める報奨金交付の申請ができる。

3 提案書の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、提案内容の審査結果の公表に必要な範囲で落札者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提案書の返却

落札者以外の応募者から提出された提案書は、一式を除いて返却する。なお、返却に際し発生する費用は、応募者が負担する。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

4 入札に際し使用する言語、単位及び通貨単位並びに時刻

入札に際し使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

5 応募者を構成する法人の名称の公表

市は、落札者決定後まで、応募者の構成員の名称を公表しないことができるものとする。

6 本事業の入札に関する苦情の申立て

本入札における入札参加資格の確認その他の手続きに関しては、「政府調達に關す

る苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、横浜市行政運営調整局契約財産部契約第一課調整担当(電話045-671-3805)(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

7 本事業の契約に関する窓口

本事業の契約に関する窓口は、以下のとおりである。

横浜市水道局 総務部 経理課 契約係

所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 関内中央ビル4階

電話 045-671-3060 (ダイヤルイン)

8 本事業の事務局

本事業の事務局は、以下のとおりである。

横浜市水道局 施設部 計画課 事業計画係 鈴木、奥山

所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 関内中央ビル3階

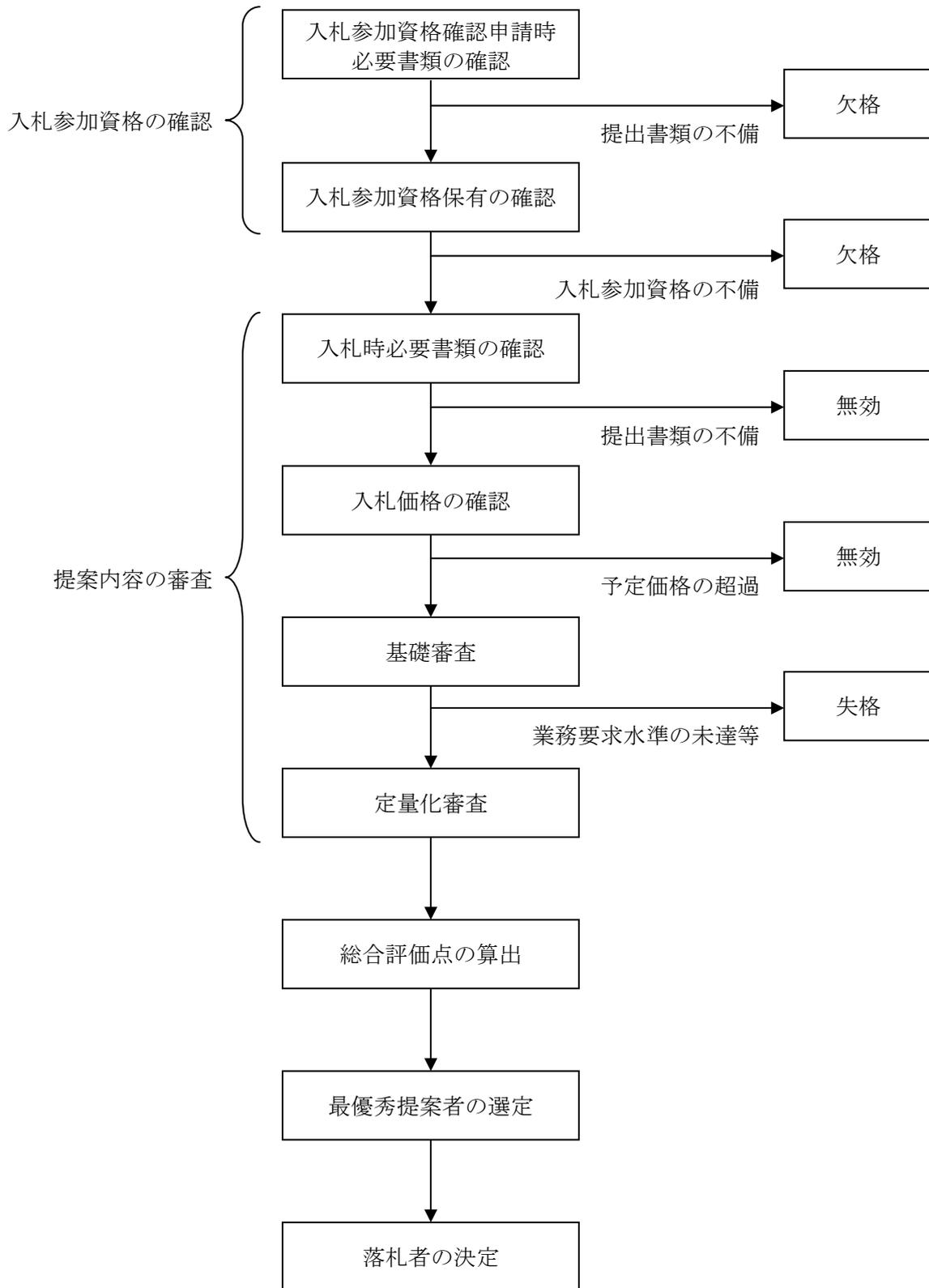
電話 045-671-3119 (ダイヤルイン)

F A X 045-663-8820

電子メール su-keikaku@city.yokohama.jp

URL: <http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/jigyosya/kyotsu/kawai-pfi.html>

別紙 落札者決定までの手順



川井浄水場再整備事業

入札説明書別添資料 1 業務要求水準書

平成 20 年 6 月

横浜市

目次

第1	総則	
1	事業内容	1
2	事業の考え方	4
3	基本事項	5
4	適用する仕様書等	11
第2	細則	
1	細則の構成等	13
2	事前調査業務	16
3	設計業務	18
4	工事業務	31
5	工事監理業務	33
6	周辺影響調査・電波障害等対策業務	35
7	運転管理業務	36
8	保全管理業務	38
9	水質管理業務	40
10	災害・事故対策業務	41
11	安全衛生管理業務	42
12	施設公開業務	43
13	保安業務	44
14	清掃業務	45
15	事業終了時の引継ぎ業務	46
別紙1	過去8年間における原水濁度データ	
別紙2	浄水水質要求水準値	
別紙3	原水水質引渡し条件	
別紙4	第三者委託における業務範囲	
別紙5	第三者委託における管路の管理区分	
別紙6	管理対象範囲（参考）	
別紙7	既設浄水場施設及び撤去対象施設位置図	
別紙8	新設対象施設位置図（参考）	
別紙9	配水池関連監視項目一覧表	
別紙10	場内配管計画図	
別紙11	相模湖系導水路への排出基準	
別紙12	川井浄水場廻り既設雨水・排水配管ルート図	
別紙13	配水池参考図面	
別紙14	電気機械設備保守点検基準	
別紙15	見学者対応について	

第1 総則

本業務要求水準書は、横浜市（以下「市」という。）が、川井浄水場再整備事業（以下「本事業」という。）の特定事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定に当たり、入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に交付する「入札説明書」の一部として位置づけるものであり、本事業の対象となる施設に要求する性能及び対象となる維持管理業務について要求するサービスの水準を示すものである。

1 事業内容

(1) 事業名称

川井浄水場再整備事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

浄水場施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

横浜市水道事業管理者

(4) 本事業の目的

「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」（平成18年7月）においては、「浄水施設の耐震性をより一層向上させて、地震に強い浄水施設に再整備する。水質・水圧の面で有利な自然流下系の浄水場を優先的に再整備して、位置エネルギーを利用した処理方式の採用を検討する。経済的な施設に再整備し、1浄水場1水源系統の合理的な水運用を行う。」との再整備方針を定めている。

この中で川井浄水場は、明治34年に築造され、昭和30年代から50年代にかけて改修・改築を行っているものの、老朽化が著しく耐震性にも問題があることなどから、更新の必要性が高い浄水場である。

そのため本事業において、川井浄水場を全面的に更新し、導水水圧を有効利用した膜ろ過方式を導入して道志川系全量を処理すべく再構築を図り、良質な水の安定的かつ継続的な供給に寄与することを本事業の目的とする。

(5) 再整備方針

ア 現在の川井浄水場の所管する施設を取水施設、導水施設、場内施設、場外配水池施設と分け、うち、場内施設の業務をPFI事業の対象とする。

イ 既設浄水場施設を稼働させながら、新設対象施設の建設工事を行う。

ウ 新設対象施設が完成し稼働が切り替わった後に、事業者が撤去対象施設を撤去する。ただし、既設の1号配水池、2号配水池及び旧緩速ろ過池は、新設対象施設の工事着工前に撤去することも可能とする。

エ 道志川系全量（172,800 m³/日）について、本施設内で導水水圧を有効利用し、

- 膜ろ過方式により処理する。
- オ 浄水の水質は、別紙 2 に示す浄水水質要求水準値を確保するものとする。
 - カ 新設対象施設については、水道法の責任を含めた施設の運転管理を第三者委託（本書 1（6）で定義する。）として行う。
 - キ 新設浄水場施設及び新設配水池の水量管理は、市の指示のもと事業者が行う。
 - ク 既設の場外配水池の水位等の監視は、事業者が行う。

（6）対象業務

本事業の対象業務は、下記に列挙するとおりである。事業者は、浄水場施設の整備及び維持管理を一体の事業として実施する。

また、市は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者に委託すること（以下「第三者委託」という。）としており、事業者は受託水道業務技術管理者を置き、水道施設の管理を行う。事業を実施するに当たり、法令・条例等により提出が必要とされている関係書類の提出については事業者が行うことを要するものとする。

ア 浄水場施設整備業務（新設・撤去）

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 工事業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 周辺影響調査・電波障害等対策業務

イ 浄水場施設維持管理業務

- (ア) 運転管理業務
- (イ) 保全管理業務
- (ウ) 水質管理業務
- (エ) 災害・事故対策業務
- (オ) 安全衛生管理業務
- (カ) 施設公開業務
- (キ) 保安業務
- (ク) 清掃業務
- (ケ) 事業終了時の引継ぎ業務

（7）施設の立地条件

ア 建設用地

横浜市旭区上川井町 2555 番地

イ 敷地面積

69,820 m²（このうち、事業者側管理範囲と想定される面積は約 30,700 m²）

ウ 建設用地の地域地区等

- (ア) 都市計画による制限
 - a 用途地域：準工業地域

- b 防火・準防火地域：準防火地域
 - c 高度地区（最高限）：第5種高度地区
 - d 建ぺい率：60%
 - e 容積率：200%
- (イ) 建築・造成等に関する制限
- a 日影規制：高さが10mを超える建築物／4.0m／5時間／3時間

(8) 管理範囲

事業者は、既設浄水場施設のうち、別紙6に示す管理範囲（以下「事業者側管理範囲」という。）において維持管理を行う。

なお、同別紙に示す事業者側管理範囲は現時点では参考図であり、確定したものではない。最終的な事業者側管理範囲は、応募者の提案に基づき、新設対象施設の配置計画との関係により決定される。

(9) 事業方式

本事業は、新設対象施設を設置し、市に所有権を移転した後に維持管理を行う、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

(10) 事業期間

本事業は、原則として事業契約締結の日から平成46年3月までを事業期間とする。
 なお、維持管理期間は維持管理開始後20年間とする。

(11) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下のとおり予定している。

ア 基本協定の締結	平成20年12月
イ 事業契約の締結	平成21年3月
ウ 設計・第1段階工事期間	平成21年4月～平成26年3月
エ 第2段階工事期間	平成26年4月～平成29年3月
オ 維持管理期間	平成26年4月～平成46年3月

応募者が早期に工事を終わることが可能と判断する場合は、第1段階工事期間を短縮し、そこから20年間の維持管理を開始する計画を提案することができる。ただし、短縮の期間は1年単位とする。

また、第2段階工事期間については、その短縮の期間を問わず工期短縮の提案を行うことができる。

(12) 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドラインを含む。）を遵守しなければならない。
 なお、本施設の整備に関して特に留意すべき主な関係法令等は、次のとおりである。

ア 関係法令

- (ア) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (イ) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (ロ) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (ハ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (ニ) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (ホ) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (ヘ) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (ヘ) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (ケ) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

イ 横浜市条例等

- (ア) 横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成 16 年条例第 3 号）
- (イ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年条例第 58 号）
- (ロ) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 4 年条例第 44 号）
- (ハ) 緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年条例第 47 条）
- (ニ) 横浜市下水道条例（昭和 48 年条例第 37 号）

2 事業の考え方

本事業の基本的な考え方は、以下のとおりである。

(1) 事業者を求める役割

本事業は、民間の資金、経営能力及び技術的能力に期待し、浄水場施設の再整備において P F I の手法を活用するものであり、事業者には、①効率的かつ効果的な浄水場施設の新設工事及び膜ろ過処理方式への円滑な移行、②維持管理期間中、要求する浄水水質を確保した安定的かつ継続的な水の提供を行うこと、を期待している。

このため事業者は、浄水場施設の工事及び維持管理への深い理解と十分なノウハウを有しているなど、本事業において期待される役割を果たす上で必要とされる能力を有していることが求められる。また、本施設は水道法に示される常時給水義務を負う施設であることを鑑み、事業者は当該義務を含め新設対象施設の運転管理を行う責任がある。

(2) 第三者委託

本事業では、新設対象施設の機能を効率よく発揮し、適切な維持管理を図るため、水道法上の責任を含めた施設の維持管理を包括的に事業者へ委託する。そのため、事業者は、事業者内部に業務履行上必要な有資格者を配置するなど、必要な機能を十分に発揮できる体制を確立することを求められる。具体的には特別目的会社内部に受託水道業務技術管理者を 1 名専任として配置させ、第三者委託としての事業を行う必要がある。

なお、受託水道業務技術管理者は、水道浄水施設管理技士 1 級又は技術士（技術士

法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）の資格を有すること。また別紙 4 に第三者委託における業務範囲、別紙 5 に第三者委託における管路の管理区分を示す。その業務を行う者については構成員又は S P C の直営人員とする。

（3）留意事項

ア 施設を運転しながらの工事への対応

本事業の施設整備は既設浄水場施設を運転しながらの更新工事であり、市民への安定的かつ継続的な水の供給を確保しながら工事を実施し、新たな浄水場施設へ円滑に移行することが求められる。そのため、事業者は、工事開始前に事業者が行う現地調査等の結果を踏まえ、工事期間中の緊急時の対応について、予め市と協議し、業務要求水準書を踏まえた計画書を作成する。

イ 安定的な運転管理

事業者は、新設対象施設の運転について、本事業に必要な能力・資質・経験を有する人員を配置し、市の求める浄水量を確保できるよう安定的かつ適切な運転方法を用いて運転管理することが求められる。

（4）事業者が実施する業務

本事業に係る対象業務は、事業者が全て実施する。

（5）事業者が負担する費用

本事業に係る上記業務の費用は、事業者が全て負担する。

なお、本事業の一部は補助金の交付の対象となり、施設整備に対する国庫補助金の支給が想定される。支給が確定した場合には、これを事業者が負担する施設整備費の一部に充当する。

3 基本事項

（1）用語の定義

業務要求水準書において使用する主な用語の定義は、以下のとおりである。

なお、事業に関する一般的な用語は事業契約書において定めるものとし、業務要求水準書において定義する用語は、主に業務関連の用語及び業務要求水準書に関連が深い用語に留めるものとする。

ア 本施設

神奈川県横浜市旭区上川井町 2555 所在の「川井浄水場」をいう。なお、本施設は市側管理範囲及び事業者側管理範囲によって構成される。

イ 新設対象施設

本書第 1 3 の表 3-6 記載の新設対象施設をいう。

ウ 撤去対象施設

本書第 1 3 の表 3-6 記載の撤去対象施設をいう。

エ 整備対象施設

新設対象施設及び撤去対象施設をいう。

オ 浄水場施設

新設対象施設及び既設浄水場施設をあわせて浄水場施設という。

カ 既設浄水場施設

事業開始前から本施設内にある既設の施設を既設浄水場施設という。

キ 新設配水池

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うため、本施設内に事業者が新設する配水池を新設配水池という。

ク 点検

建築物や土木構造物及び電気・計装設備の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を確認することをいい、補修又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

ケ 運転・監視

新設対象施設の運転管理に関する情報を把握し、監視及び制御を行うこと。また、場外系施設の圧力や水量を監視することをいう。

コ 補修

部分的に劣化した部位・部材又は機器などの性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

サ 修繕

劣化した部位・部材又は機器などを新しい物に取り替えることにより、劣化した部位・部材又は機器の性能及び機能を、初期の状態又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。修繕のうち劣化した機器等を新しいものに取り替えることを更新という（ただし、補修の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除く。）。

なお、水道施設に関する用語のうち上記以外は、「水道施設設計指針」（社団法人日本水道協会）、「水道維持管理指針」（社団法人日本水道協会）、「膜ろ過浄水施設維持管理マニュアル」（財団法人水道技術研究センター）に用いられる定義に準ずる。これらの定義に矛盾又は相違がある場合は、「水道施設設計指針」（社団法人日本水道協会）、「水道維持管理指針」（社団法人日本水道協会）、「膜ろ過浄水施設維持管理マニュアル」（財団法人水道技術研究センター）の順に優先して適用するものとする。また、当該指針及びマニュアルが改訂された場合は、改訂された指針及びマニュアルを適用する。

（２）前提条件

本事業で整備する浄水施設は、道志川系の清澄な原水を用いて浄水を行う。青山沈澱池出口の流出濁度は、市において最大濁度を 30 度までに抑制することから、事業者には 30 度以下の原水濁度において 171,070 m³/日の生産水量を常時確保できる浄水及び排水処理システムを構築することを求める。

別紙 1 に過去における青山沈澱池出口の流出濁度の実績値を示す。

なお、実績における基本統計量は下表に示すとおりである。

表 3-1 原水濁度基本統計量

基本統計量	
平均値（濁度）	2.78
中央値（濁度）	1.3
最頻値（濁度）	1.0
標準偏差（濁度）	4.62
サンプル数（回）※	62,036

※ 原水濁度の測定器の誤作動や不明値等の欠損時間データについては補完せず、欠損として扱った。なお、用いた時間データは 2000 年 1 月 1 日 0 時から 2007 年 9 月 30 日 23 時までの時間データである。

(3) 要求する機能

ア 処理水量と主な膜ろ過水水質

本事業において、浄水場施設に求める処理能力と、求める膜ろ過水水質（以下「浄水水質」という。）を以下に示す。

なお、下表以外の浄水水質は別紙 2 に示すとおりであり、事業者は当該浄水水質を常時達成しなければならない。

表 3-2 要求する浄水能力と水質

浄水能力	最大取水及び処理水量	172,800 m ³ /日
	生産水量	171,070 m ³ /日以上（新設配水池流入量）
浄水水質	膜ろ過水濁度	0.01 度以下
	配水池出口残留塩素濃度	目標値±0.05mg/L

イ 耐震性能

土木構造物や建築構造物の建設において、下表に示す耐震性能を有することを要する。

表 3-3 耐震性能

分類	要求する耐震性能	
土木構造物	レベル 2 対応 重要度ランク A	水道施設耐震工法指針・解説（1997 年版）
建築構造物	Ⅱ類	官庁施設の総合耐震計画及び同解説 （平成 8 年度版）

ウ 構造物の耐用年数

配水池や管廊等の土木構造物や建築構造物は事業期間終了後も水道局が継続して使用することから、次に示す耐用年数が維持できる仕様とすることを要する。なお、事業期間終了後 1 年以内にこれらの構造物が本業務要求水準書に示された性能を下回った場合（市の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。

表 3-4 構造物の耐用年数

施設の内容	耐用年数
土木構造物（配水池）	60年
建築構造物	50年
場内配管	40年

エ 設備の使用可能期間

下記の設備は、事業期間中の修繕又は更新を行うことにより、以下の使用期間について継続して機能を保持することを要する。なお、事業期間終了後1年以内にこれらの設備が本業務要求水準書に示された性能を下回った場合（市の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。

表 3-5 設備の使用可能期間

設備名称	使用期間	備考
受変電設備 計装設備 脱水設備 自家発電設備	25年	事業期間終了後5年以上性能を保持することが可能な仕様とすること。
電気設備 監視制御設備 薬品設備	21年	事業期間終了後1年以上性能を保持することが可能な仕様とすること。

オ 電機設備の規格

電気設備については、日本工業規格（JIS）、日本電気工業会規格（JEM）及び電気規格調査会標準規格（JEC）の標準によることを要する。

カ 膜ろ過装置

膜ろ過装置は、事業期間にわたり適切な更新などを行い、事業期間終了後1年以上の性能を保持する仕様とすることを要する。なお、事業期間終了後1年以内に膜ろ過装置が本業務要求水準書に示された性能を下回った場合（市の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。

（4）整備対象施設と業務範囲

上記1（6）の対象となる施設と業務範囲の詳細を以下に示す。

また、別紙7、別紙8において既設浄水場施設及び撤去対象施設位置図、新設対象施設位置図（参考）をそれぞれ示す。

表 3-6 整備対象施設及び業務範囲

整備対象施設		業務範囲		
		設計・工事 (新設・撤去)	運転・保全管理 を含む維持管理	
新設 対象 施設	浄水施設	○	○	
	配水池	○	○	
	薬品設備	○	○	
	事業者用管理棟	○	○	
	排水処理施設	○	○	
	電気設備	○	○	
	計装設備	○	○	
	場内配管	○	○	
	その他必要な附帯施設	○	○	
撤去 対象 施設	第 一 段 階	旧緩速ろ過池（2池）	○	—
		配水池（1号・2号）	○	—
		場内配管	○	—
		旧排水池	○	—
	第 二 段 階	着水井	○	—
		沈澱池（1号・2号・3号）	○	—
		急速ろ過池（8池）	○	—
		配水池（3号）	○	—
		排水池（3池）	○	—
		排泥池	○	—
		揚水ポンプ所	○	—
		場内配管	○	—
	その他不要な附帯施設	○	—	

上記に示す新設対象施設のうち、運転・保全管理を含む維持管理に関する業務範囲は以下のとおりである。

なお、各業務の詳細は、第2の細則に示す。

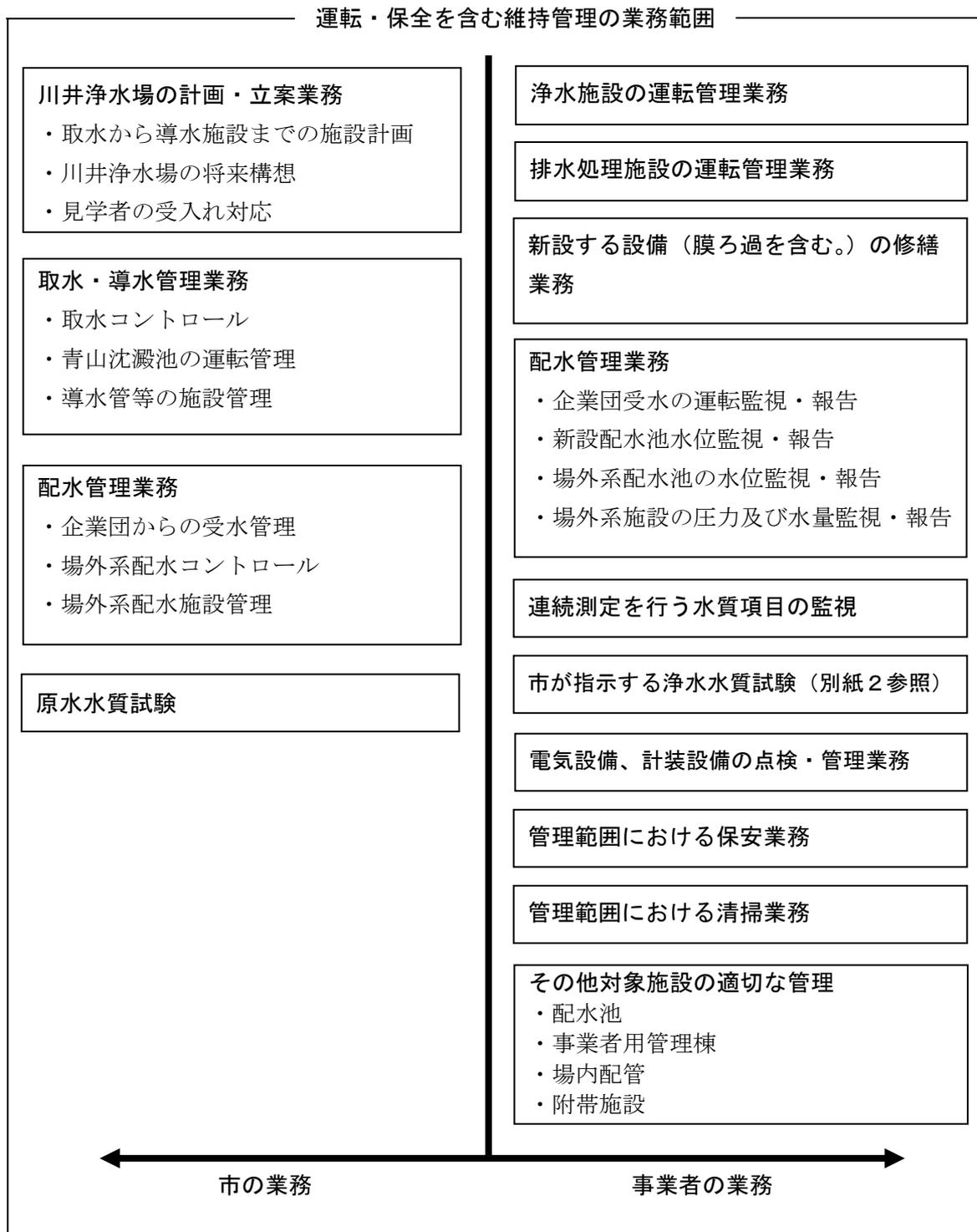


図 3-1 運転・保全管理を含む維持管理の業務範囲

(5) 整備対象施設の主な内容及び具体例

整備対象施設の主な内容及びその具体例を以下に示す。

なお、具体例については、整備対象施設に構成される設備・機器等を参考までに示したものであり、各整備対象施設を構成する設備・機器等はこれに限られるものではない。

表 3-7 整備対象施設の概要

整備対象施設	施設の主な内容	具体例
浄水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・膜ろ過装置や洗浄装置を含む各種浄水設備 ・膜ろ過を行うに当たり必要な前処理設備 ・膜ろ過棟を含む浄水施設に必要な土木・建築構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・膜ろ過ユニット ・洗浄ポンプ、装置 ・前処理槽 ・膜ろ過棟
配水池	<ul style="list-style-type: none"> ・新設する 30,000 m³容量の配水池構造物 ・上記に付随する躯体付属配管 ・緊急遮断扉を含む配水池運転に必要な弁類 	<ul style="list-style-type: none"> ・配水池や池内梯子 ・オーバーフロー管 ・緊急遮断扉
薬品設備	<ul style="list-style-type: none"> ・次亜塩素酸ナトリウム（消毒用）の貯蔵～注入機及び注入点までの配管を含む設備 ・前処理に必要となる薬品の貯蔵～注入機及び注入点までの配管を含む設備 ・その他洗浄及び排水処理に必要となる薬品の貯蔵～注入機及び注入点までの配管を含む設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種薬品貯蔵槽 ・薬品注入機 ・薬品注入用配管 ・廃液槽、防液堤 ・薬品設備用上屋
事業者用管理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の管理棟 ・自家発電設備の建屋 ・上記に付随する建築附帯設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理棟 ・自家発電棟 ・消防、換気設備
排水処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水処理過程で発生する排水等処理するために必要な設備 ・排水処理施設で必要となる土木・建築構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥掻寄機、濃縮槽 ・脱水機棟、脱水機
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備 ・動力設備 ・自家発電設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備 ・動力設備 ・自家発電設備
計装設備	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水処理に必要な計装設備 ・配水池運転に必要な計装設備 ・排水処理に必要な計装設備 ・監視・制御設備 ・計算機システムや通信伝送装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度計、流量計 ・水位計、残塩計 ・濃度計、界面計 ・監視制御設備 ・薬品注入用コントロール設備 ・監視設備
場内配管	<ul style="list-style-type: none"> ・導水分岐点から既設配水管分岐点までの場内配管 ・オーバーフロー管や洗浄排水管等の配管 ・その他返送及び排水処理等で必要となる配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・導水管 ・連絡管 ・排水管、返送管
附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・場内整備に必要な舗装、門扉、フェンス等 ・緑化に伴う植栽 ・その他イメージアップ等に必要となる附帯施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装、フェンス、門扉 ・植栽 ・太陽光発電設備

(6) 電気・ガス等に関する契約

電気・ガス・水道・下水道・電話等の使用に伴う契約は、事業者が行うものとする。

4 適用する仕様書等

本業務に適用のある市の技術基準等、その他の指針等は以下のとおりであり、その時点において最新版を適用するものとする。ただし、同等性能を確保した場合はこの限りでなく、その他関係する要綱や各種基準等があればそれらを適用するものとする。また、仕様書等に定めのないものは市の確認を要する。

- ア 水道施設設計指針 2000年版（平成12年3月31日）
- イ 水道施設耐震工法指針・解説 1997年版（平成9年3月31日）
- ウ 水道維持管理指針 2006年版（平成18年7月1日）
- エ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- オ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- カ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- キ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ク 横浜市土木工事共通仕様書
- ケ 横浜市水道局水道工事標準仕様書
- コ 横浜市水道局水道工事施工要領
- サ 横浜市水道局設計標準図
- シ 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）
- ス 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（機器編）
- セ 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（保守点検編）

第2 細則

1 細則の構成等

(1) 細則の構成

細則においては、対象業務ごとに求める内容や規定する仕様その他留意事項を示す。細則の構成としては、まずは対象業務に内包される作業内容を規定し、その上で各作業内容を行うに当たり留意すべき事項を記載するものとする。

(2) 対象業務の名称と主な内容

本事業における対象業務の名称と主な内容を以下に示す。

表 1-1 対象業務の名称と主な内容

区分	対象業務の名称	主な内容
浄水場施設整備業務	事前調査業務	用地測量 地質調査 地下埋設物調査 土壌汚染測定 雨水・汚水排水経路の確認
	設計業務	浄水施設設計 配水池設計 薬品設備設計 事業者用管理棟設計 排水処理施設設計 電気設備設計 計装設備設計 場内配管設計 附帯施設設計 撤去設計
	工事業務	浄水施設建設工事 配水池建設工事 薬品設備設置工事 事業者用管理棟築造工事 排水処理施設建設工事 電気設備工事 計装設備工事 場内配管工事 附帯施設設置工事 撤去工事及び仮設工事
	工事監理業務	浄水施設建設工事監理 配水池建設工事監理 薬品設備設置工事監理 事業者用管理棟築造工事監理 排水処理施設建設工事監理 電気設備工事監理 計装設備工事監理 場内配管工事監理 附帯施設設置工事監理 撤去工事及び仮設工事監理
	周辺影響調査・電波障害等対策業務	周辺影響調査 電波障害調査 生活環境影響調査

区分	対象業務の名称	主な内容
浄水場施設維持管理業務	運転管理業務	浄水施設・薬品設備の運転管理
		排水処理施設の運転管理
		水道法上の責任
		水量管理
	保安全管理業務	建築物・土木構造物の点検管理
		各種設備の点検管理
		その他浄水場施設の点検管理
	水質管理業務	原水水質の測定
		浄水水質の測定
	災害・事故対策業務	危機管理マニュアルの作成
		災害、事故等の緊急時の体制の構築
		災害、事故等の緊急時の対応
	安全衛生管理業務	安全管理・事故防止
		衛生管理
	施設公開業務	見学者対応
	保安業務	事業者側管理範囲の保安
	清掃業務	建築物・土木構造物の清掃
		外構の清掃
		植栽の管理及び除草
	事業終了時の引継ぎ業務	新設対象施設の引渡し
土壌汚染測定		
事業終了時提出書類の作成・提出		
運転マニュアルの作成・指導		

2 事前調査業務

(1) 本業務の内容

本業務は設計業務や工事業務の前に行う事前調査業務であり、具体的には以下の業務を含む。

ア 用地測量

(ア) 本施設平面測量

- a 境界杭及びバルブ、電気ハンドホールや構造物等の実測

(イ) レベル測量

- a 各施設のレベルとその他地盤面の高さ
- b 既設浄水及び排水施設等の水位測量

(ウ) 平面及び縦断図、横断図の作成

イ 地質調査

(ア) ボーリング調査（標準貫入試験、孔内水平載荷試験、現場透水試験等を含む。）

(イ) 物理試験（密度、含水量、粒度、液・塑性限界・湿潤密度等を含む。）

(ウ) 力学試験（一軸圧縮、三軸圧縮、圧密を含む。）

ウ 地下埋設物調査

上下水道管路、電気ケーブル、ハンドホール等の既設埋設ルート及びレベルの確認を行うこと。

エ 土壌汚染測定

本事業開始の際に土壌汚染対策法に基づき対象地域を調査すること。

オ 雨水・汚水排水経路の確認

工事用排水、常時の排水、豪雨時の排水等の経路を確認すること。

排水経路等については、土木事務所との協議結果を踏まえた提案を求めるが、事業実施に当たっては、再度、土木事務所との調整を行った上で排水の接続箇所を決定すること。なお、雨水及び汚水の既設配管ルート図は別紙 12 に示すとおりである。

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

事業者は本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置すること。

イ 用地測量においては尺度を原則 1/200 として、20m毎のメッシュに区切って横断測量を行うこと。

ウ 必要箇所数（主要施設は最低 1 本以上とする。）のボーリング調査を行い、基盤面までの確認を行うこと。

エ 地下埋設物調査については、現況図面を基に現地調査を行い、埋設位置図の作成を行うこと。必要に応じて、埋設位置確認を行うため試掘を行うこと。

オ 貸し出しする既存の図面については、必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではないため、現地調査を行う際にはこの点に留意すること。

カ 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。最終改正平成 19 年厚生労働省令

第 136 号)第 16 条に基づき、本業務に従事する作業員は概ね 6 か月ごとに赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、O157 の検便を行うこと。

3 設計業務

(1) 本業務の内容

本業務は浄水場施設の設計に関する業務であり、主として以下に示す設計を行うものとする。なお、本事業については補助対象業務となることから、補助申請用設計書等の作成や会計検査用の補助資料作成も本業務に含まれる。

- ア 浄水施設設計
- イ 配水池設計
- ウ 薬品設備設計
- エ 事業者用管理棟設計
- オ 排水処理施設設計
- カ 電気設備設計
- キ 計装設備設計
- ク 場内配管設計
- ケ 附帯施設設計
- コ 撤去設計

(2) 浄水施設設計

構造、仕様等は基本的に自由であるが、以下に示すものについては、下記の記載に従って設計を行うこと。

ア 膜ろ過装置

- (ア) 膜ろ過装置の維持管理、交換時でも最大処理水量を浄水できる設備を設置すること。なお、設計に用いる膜ろ過流束が川井浄水場の原水に対して適切なものであること。
- (イ) 膜ろ過装置については、財団法人水道技術研究センターの認定品とするが浸出基準等の認定を受けてない膜ろ過装置については、水道法に定められた施設基準を満足する装置とすること。また、維持管理期間中に膜モジュール交換が必要な場合は、財団法人水道技術研究センターの「水道用膜モジュール J W R C 仕様」を参考にして、汎用的な膜モジュールを考慮すること。
- (ロ) 膜損傷検知が可能なシステムとすること。
- (ハ) 膜ろ過の洗浄についてはオンサイト洗浄とし、事業者の責任において設計を行うこと。
- (ニ) 膜ろ過水の配水池流入管の上流に電磁流量計を設置すること。
- (ホ) 流入する原水としては、別紙 3 に示す原水水質を参考に設備設計を行うこと。
なお、必要に応じて前処理設備を設置することは可能とする。

イ 設計水位

到達水位は T P + 102. 0m とする。

ウ 膜ろ過棟

- (ア) 想定される大規模な地震に対して、水道の基幹施設が有すべき耐震性（「官庁施設の総合耐震計画及び同解説（平成 8 年度版）のⅡ類」相当）を有すること。
また、その他の建築仕様については、「公共建築工事標準仕様書」の各仕様基準

抛すること。

- (イ) 膜ろ過棟内には、本事業において設置する膜ろ過装置を格納すること。
- (ロ) 既設の着水井、沈澱池、急速ろ過池、3号配水池の機能を阻害することのない場所に建設すること。なお、1、2号配水池及び旧緩速ろ過池の施設を撤去した後に、膜ろ過棟を建設することは可能とする。
- (エ) 新設する配水池の上部への建設や、事業者用管理棟との併設案についても可能とする。
- (オ) 構造については自由とするが、膜ろ過装置の交換を行える構造とする。
- (カ) 見学者の来訪を想定した計画とすること。また、案内ルートについては、別紙15を参考に設計すること。

エ 浄水水質

- (ア) 別紙2に示す浄水水質要求水準値を達成させる浄水施設を設計すること。
- (イ) 将来、原水水質の引渡し条件内において原水水質の変化が生じた場合においても、別紙2の項目に示す浄水水質要求水準値を事業期間にわたり達成していること。なお、測定限界以下の数値については、限界数値以下の数を切り捨て、上位の数値を用いて表すこと。（例：限界数値が0.001の場合、0.001未満のときは0.0として表す。）

オ 青山沈澱池における市の対応

別紙3に示す原水水質での受け渡しを行うために、市は青山沈澱池上流側にて高濁度時にPACを注入させ、青山澱池内での沈降を行ってから、原水として流出させることを計画している。

(3) 配水池設計

配水池の構造や保有する機能及び維持管理上の考慮すべき事項については下表に示す。下表の別紙13中の番号に該当する参考図面を参考に同等以上の機能を保有する施設として設計すること。

表 3-1 基本条件

項目		要求事項	別紙13 参照 No.
1-1	有効貯水量	30,000 m ³	
1-2	高水位 (HWL)	90.5m	
1-3	低水位 (LWL)	84.5m	
1-4	構造形式 (槽数)	2槽構造 (1池当たり 15,000 m ³) とし、清掃時にも配水池の運用が可能な構造とすること。	1、2
1-5	構造形式	RC構造とし、滞留の起こらない構造とすること。	2、3、4、7
1-6	基礎形式	基礎形式については自由とするが、支持層の確認ができる工法を採用すること。	3、4
1-7	耐震設計条件 (レベル)	水道施設耐震工法指針・解説に基づきレベル2・ランクA対応とすること。	

項目		要求事項	別紙 13 参照 No.
1-8	設計水平震度 (地表面加速度)	耐震基準としては、地表加速度を 800gal と して水平震度を設定すること。	
1-9	耐震設計法	3次元 FEMモデルを用いた静的解析を行 うこと。このときの入力地震動はレベル 1 及 びレベル 2 とする。	
1-10	配置位置	既設の浄水処理工程を阻害することのない 場所に建設すること。1、2号配水池、旧緩 速ろ過池を取り壊し、その跡地に設置するこ とも可能とする。	
1-11	荷重条件 (組合せケース)	上載荷重は上部利用により設定すること。 常時、地震時とも空水及び満水及び片側満水 時の各組合せケースを用いて計算すること。	

表 3-2 躯体関係

項目		要求事項	別紙 13 参照 No.
2-1	導流壁	局部滞留の発生しない構造とし、停滞水がな いようにすること。	2、7
2-2	管廊	配置すること。	19、20、21
2-3	監視廊又は監視室	配置すること。	19、20、21
2-4	内面塗装	内面塗装は用いてはならない。	
2-5	鉄筋純被り	コンクリートの中酸化による鉄筋の腐食等の 対策として、内面の被りを 100 mm以上とす ること。	
2-6	伸縮継目	配置すること。	2、3
2-7	耐震壁	原則として配置すること。	2、3、4
2-8	温度ひび割れ指数	温度ひび割れ発生確率 5%以下とすること。	
2-9	セメントの種類	高炉セメント B 又は低熱ポルトランドセメン トとすること。	
2-10	ひび割れ誘発目地	水密性の確保を検討すること。	
2-11	ピット部落下防止壁	R C 構造として設置すること。	5
2-12	水位表示板	設置すること。	6
2-13	排水溝 (排水路)	別紙を参考に、池内清掃等の水抜きの際に排 水が残らないようにすること。	7
2-14	階段・手摺り (池内、管廊)	R C 構造として設置すること。	5、8、9、 10
2-15	上部保護	上面保護を行うこと。	

表 3-3 設備・附帯関係

項目		要求事項	別紙 13 参照 No.
3-1	設備仕様	図面と同等以上を設置すること。	11、12、13
3-2	クレーン	設置すること。	11、17、18
3-3	照明等	図面と同等以上を設置すること。	11、14
3-4	侵入防止設備	設置すること。	11、15
3-5	換気用ダクト	配置すること。	11、16

項目		要求事項	別紙 13 参照 No.
3-6	点検歩廊・手摺り	横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）に準拠し、配置すること。	11、19、20、 21
3-7	足洗い場	設置すること。	11、16
3-8	周回道路	原則として配置すること。	

表 3-4 配管関係

項目		要求事項	別紙 13 参照 No.
4-1	流入管	膜ろ過水流入管の口径をφ1350 mmとする。企業団受水流入管として、西長沢系及び相模原系ともにφ700 mmとする。また、損失を考慮し、それぞれの配水池に水位差が生じないようにすること。	22、25、26、 27、28、30、 31
4-2	流出管	φ1500 とすること。	22、25、26、 27、28、29、 31
4-3	ドレーン管	ドレーン管を布設し、返送先は相模湖系導水路とすること。このとき排水処理施設で設計する放流管と接続することは不可能とする。	22、25、26、 27、28、29、 30、31
4-4	オーバーフロー管	オーバーフロー管を布設し、返送先は相模湖系導水路とすること。このとき排水処理施設で設計する放流管と接続することは不可能とするが、配水池ドレーン管との接続は行ってもよい。	22、25、26、 27、28、30
4-5	管外面の色	市と協議の上、決定すること。	
4-6	外面塗装	横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）のとおりとすること。	
4-7	ラップ口	流入管・オーバーフロー管にはラップ口配管を布設すること。	
4-8	フランジアダプター	流量計、弁類（管廊内）にはフランジアダプターを設置すること。	22、25、28、 29、30
4-9	スティフナー付管	壁貫通部にスティフナー付管を布設すること。また、躯体埋込み配管は、電気腐食が発生しないように対策を施すこと。	28、29、30
4-10	電動バタフライ弁	膜ろ過水の流入管 2 箇所及び企業団受水流入管 4 箇所に電動バタフライ弁を設置し、遠方での開閉が可能な構造とすること。	22、25、29、 30、31
4-11	電磁流量計（流入側）	点検・更新が可能となるように元弁を設置すること。また、バイパス管を設置すること。	22、25、28、 30、31
4-12	電磁流量計（流出側）	点検・更新が可能となるように元弁を設置すること。また、バイパス管を設置すること。	22、25
4-13	管廊部弁類受台	参考図面と同等とする。	22、25、31
4-14	緊急遮断扉	緊急時に水量を確保するため、設置すること。	22、25、29、 32、33、34
4-15	作動方式 （緊急遮断扉）	自動で作動すること。	22、25、29、 32、33、34

項目		要求事項	別紙 13 参照 No.
4-16	水撃圧対策 (緊急遮断扉)	急閉塞に伴う水撃圧の対策を施すこと。	
4-17	ベルマウス高(流入管)	上向きのラップ口とし、高さは 89.5m とすること。	26
4-18	戻し配管・配水池バイパス管	設置しない。	22、28

(4) 薬品設備設計

ア 使用薬品

使用する薬品については、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第1項十六を満足した薬品を使用すること。なお、消毒剤としては、次亜塩素酸ナトリウムを用いること。

イ 次亜塩素酸ナトリウム注入システム

- (ア) 注入配管については、二重化を行うこと。
- (イ) 注入ポンプにより注入量を計測し注入を行うこと。また、予備機を設けること。
- (ウ) 配水池流入管への管注入を行うこと。

ウ 次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽

- (ア) 貯蔵槽は2槽設置すること。
- (イ) 最大処理水量における平均注入量の10日分以上とすること。

エ 次亜塩素酸ナトリウム管理

- (ア) 貯蔵槽の温度管理を適切に行うため、空調設備を設置すること。
- (イ) 電磁流量計を設置し次亜塩素酸注入量を測定し、無注入を検知することができること。
- (ウ) 次亜塩素酸貯蔵槽から注入点まで容易にメンテナンスが可能な計画を行うこと。
- (エ) 次亜塩素酸ナトリウムの漏洩を検出できる設備を設置するとともに、防液堤を設置すること。
- (オ) 注入前及び注入後の残塩を計測可能にすること。

(5) 事業者用管理棟設計

ア 構造仕様

- (ア) 構造仕様については、耐用年数を満足する形式を用いて設計すること。
- (イ) 本事業により新たに建設される事業者用管理棟は、想定される大規模な地震に対して、水道の基幹施設が有すべき耐震性（「官庁施設の総合耐震計画及び同解説（平成8年度版）のⅡ類」相当）を有すること。

イ 配置計画

事業者用管理棟を新設し、本事業を遂行すること。配置位置は自由とするが、現況の浄水工程を阻害若しくは改造等が発生する位置には設置を行わないこと。

ウ 事業者用管理棟に建設する居室

- (ア) 事務室

- (イ) 職員の休憩室（トイレ及び給湯室を含む。）
- (ロ) 中央監視室（浄水処理等の運転管理室）
- (エ) 電気室（この室については、膜ろ過棟内に建設することも可能とする。）
 - a 高圧電気室（受変電を含む。）
 - b 低圧電気室
 - c 計算機室

（6）排水処理施設設計

本施設内で発生する汚泥等について、本事業で新たに設置する施設で事業者の責任において処理を行うこと。

ア 処理量

処理量については、想定する原水濁度データを基に、各自の浄水処理フローを勘案して排水処理施設の設計を行うこと。

イ 処理方式

- (ア) 処理方式は自由とする。
- (イ) 膜モジュールの薬品洗浄廃液（薬品洗浄後のすすぎ水を含む。）と物理洗浄排水を明確に区別して、各々、適切な処理を行うこと。
- (ロ) 物理洗浄排水の返送水については、相模湖系導水路に返送を行うことも可能とする。ただし、別紙11に示す水質を満たすこと。
- (エ) 相模湖系導水路への接続位置については、場内配管を踏まえて接続を行うこと。
なお、処理工程において薬品を使用する場合には、汚泥の有効利用及び返送水の水質を考慮した上で使用すること。
- (オ) 排水処理における臭気対策を施した提案をすること。

ウ 既存の排水処理施設の流用

既設の排水池及び排泥池については使用不可とする。

エ 汚泥の有効利用

環境に配慮し、セメントの原料に用いる等有効利用すること。

（7）電気設備設計

電気事業法（昭和39年法律170号）、電気事業法施行令（昭和40年政令206号）、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）、横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）、及び同仕様書（機器編）に準拠し、設計すること。

ア 規模

新設対象施設で使用する電力を供給する電気設備を設計及び設置すること。なお、受電点については電力会社と協議の上、決定すること。また、受変電設備においては高圧電気室に配置すること。

- (ア) 変圧器（応募者の必要容量とする。）はトップランナー変圧器を採用のこと。
- (イ) 自家発電設備の容量は、全負荷の100%の負荷量を見込んで設計すること。

イ 高圧電気室、低圧電気室、計算機室の大きさ

大きさは応募者の自由とするが、事業者用管理棟に示す構成ごとに各部屋のスペースを想定の上、設計すること。

ウ 設置場所

既存の管理棟に今回設計する電気設備を設置することはできない。

エ 受変電設備

事業者用電気設備について、以下の点を踏まえて設計すること。

- (ア) 使用電圧は、原則として高圧 6 k V、低圧 400 V、200 V、100 V とする。
- (イ) 常用一予備 2 回線受電、変圧器 2 バンク方式とし、片側 100% 容量とする。
- (ウ) 高圧閉鎖配電盤の保護構造は下記以上とする。(J E M-1267、J E M-1425 参照)

表 3-5 高圧閉鎖配電盤の保護等級

種別	形式	保護等級	
		閉鎖箱	仕切板
高圧引込盤	C X	I P 2 X	—
受電盤・母線連絡盤・き電盤	P W	I P 2 X	I P 2 X
断路器盤	C X	I P 2 X	—
変圧器盤	C Y	I P 2 X	—
コンデンサ盤	C X	I P 2 X	—

オ 自家発電設備

- (ア) 必要容量は停電時 100% の負荷（浄水負荷、排水負荷、付帯負荷）に電力供給が可能な容量とする。
- (イ) 配電部位については、上記エ受変電設備に示す保護等級を用いること。
- (ウ) エンジンはガスタービンエンジンとする。
- (エ) 使用燃料は灯油又は軽油とし、燃料タンクは 10 時間分以上の容量を確保すること。

カ 関係官庁提出書類

自家用電気工作物保安規定を定めること。

キ 電気ケーブルの布設

- (ア) 本施設内の電気ケーブルを廃止し撤去するとともに、新しいケーブルを布設すること。
- (イ) 地中に埋設する場合は、波付硬質合成樹脂管又はポリエチレンライニング管とする。

(8) 計装設備設計

横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）及び同仕様書（機器編）に準拠し、設計すること。データの保存については下表のとおりとし、電子データで市へ提出できるようにすること。ただし、連続監視する流量、濁度、残留塩素濃度等については、リアルタイムで市へ伝送できるようにすること。

表 3-6 データの保存ファイルの内容

項目	概要	作成周期	保存期間
時間ファイル	1分ごとのデータを1時間分保存し、これを1レコードとして、任意時間分保存する。	1分	10日
日間ファイル	時間ファイル1レコードの集計データを、1日分保存し、これを1レコードとして任意日分保存する。	1時間	370日
月間ファイル	日間ファイル1レコードの集計データを、1月分保存し、これを1レコードとして任意月分保存する。	1日	120か月
年間ファイル	月間ファイル1レコードの集計データを、1年分保存し、これを1レコードとして任意年分保存する。	1月	10年

ア 監視制御設備

新設対象施設を適切に運営できる監視制御設備を設置すること。また、監視制御設備にはトレンド機能、帳票機能を設けること。

(ア)トレンド機能

各種計測値、演算値、各機器の運転停止等の重要項目を対象としてトレンド機能の構築を行う。

(イ)帳票機能

各種水質計測項目、各種流量及び積算値、電力量等を対象として帳票機能の構築を行う。なお、収納されたデータは外部記憶装置へ保存し、市販の表計算ソフトウェアでデータの利用が可能なものとする。

イ 計測機器

(ア)流量計

原水水量、膜ろ過水量、配水池流出水量、企業団相模原系流入水量の測定は電磁流量計を用いて行うこと。信号出力については瞬時 DC 4～20mA、積算パルス若しくはBCDとする。

(イ)残留塩素計

新設配水池流入前及び配水池出口後の残留塩素を連続して計測すること。

(ウ)濁度計

原水濁度、膜ろ過水及び配水池出口濁度を連続して測定すること。

(エ)pH計

原水pH及び膜ろ過水pHを連続して測定すること。

(オ)水温

原水を連続して測定すること。

(カ)電気電導率

原水を連続して測定すること。

(キ)その他計装項目

別紙9に示す配水池関連監視項目一覧表を基に、場内施設については以下の項

目の制御・監視及び異常時警報の信号出力を行うとともに中継変換器盤までのケーブル布設までを本工事で行う。

- a 新設配水池水位 … 瞬時 DC 4～20mA
- b 排水処理量（汚泥量及び排水量）… 瞬時 DC 4～20mA
積算 パルス若しくはBCD

ウ 毒物検知

原水の安全性を確認するため、生物による毒物検知装置を設けること。

エ 切替手順

- (ア) 水道局用管理棟の計装設備及び制御設備（計算機関連等）は、市が取外しを行い、沈澱池等の各施設の設備は、撤去時期・順番等について、市と協議の上、事業者が行うこと。
- (イ) 新設膜ろ過装置の設置及び監視設備の設置後、別紙9に示す8～11の項目については、水道局用管理棟2階の計算機室に設置されている中継変換器盤に信号出力を行うこと。また、中継変換器盤までのケーブル布設までを本工事とし、市側監視盤への表示及び機能増設に必要なソフト改造等は市が行う。
- (ロ) 別紙10に示すNo. 1、2、3、4、5、6、7、8の電動弁は、事業者で設置し、監視及び制御を行うこと。またそれぞれの動力や開度、全開、全閉、故障の制御出力の信号用のケーブルの布設については事業者が行うこと。
- (ハ) 別紙10に示すNo. 9、10、11、12、13、14、15の電動弁は、事業者で設置し、市が監視及び制御を行う。またそれぞれの動力や開度、全開、全閉、故障の制御出力の信号用のケーブルの布設については市が行う。

(9) 場内配管設計

横浜市水道局設計標準図に準拠し設計すること。なお、これに記載のないものについては、水道施設設計指針に準拠し設計すること。

ア 布設対象管路

布設対象管路を下表に示す。また、別紙10に場内配管計画図を示す。

表 3-7 布設対象管路一覧表

区間		名称	管径
原水連絡部	膜ろ過流入部	原水管	φ 1500
膜ろ過流出部	新設配水池流入部	膜ろ過水流入管	φ 1350
相模原流入管 連絡部	新設配水池流入部	相模原流入管	φ 700
西長沢流入管 連絡部	新設配水池流入部	西長沢流入管	φ 700
配水池流出部	A 部	新設配水池流出管 ①	φ 1500
A 部	B 部	新設配水池流出管 ②	φ 1350
C 部	環状 4 号線 (市施工) 連絡部	環状 4 号連絡管	φ 1200
D 部	鶴ヶ峰幹線 (市施工) 連絡部	鶴ヶ峰幹線連絡管	φ 1000
B 部	既設三保幹線 連絡部	三保幹線連絡管	φ 1100
B 部	既設恩田幹線 連絡部	恩田幹線連絡管	φ 1100
A 部	既設 4 号流入管 連絡部	4 号配水池流入管	φ 1000
E 部	既設都岡幹線連絡 部	都岡幹線連絡管	φ 1000
既設企業団 連絡部	F 部	企業団・三保幹線 バイパス管	φ 800
G 部	H 部	企業団・恩田幹線 バイパス管	φ 800
I 部	瀬谷高区線連絡部	企業団・瀬谷高区 線バイパス管	φ 700
J 部	工業用水管連絡部	工業用水連絡管	φ 500

イ 場内配管仕様

- (ア) 導水及び送配水管は耐震管とし、材質はダクタイル鋳鉄管又は鋼管とすること。
また、屋外の露出する配管についてはダクタイル鋳鉄管とすること。
- (イ) 躯体との境界部には伸縮性可とう管を用いること。
- (ウ) 送配水管の管天高は、T P +82.25m以下とすること。
- (エ) 流水の遮断、制御、水圧の調整等を有効かつ安全に運営するためにバルブを適所に設置すること。
- (オ) 管径 400 mm以上の弁はバタフライ弁とし、バイパス弁を設置すること。また、埋設部には弁室を設けること。

ウ 配管の離隔

配管を設計するにあたり、並行する既設配管や埋設物との離隔は全国簡易水道協議会「水道事業実務必携」の最新版における 第 2 部 第 2 章 第 1 節「掘削

標準断面」に示す接合作業幅以上確保することとし、離れが確保できない場合は市と協議を行い決定すること。

エ 連絡工事

別紙 10 に示す連絡箇所については、原水流入管及び既設場内配管等から不断水分岐又は断水分岐を用いて行うこと。また、連絡箇所から上記の布設対象管路一覧表に示す場内連絡管の布設を行うこと。

オ 流量計室

電磁流量計は、弁室内に設置すること。なお、居室に流量計を設置する場合には流量計室を設置する必要はない。

(10) 附帯施設設計

ア 維持管理設備

各施設の維持管理が容易となるように階段、スロープ、手摺等を設けること。

イ 搬入設備

各施設には設備機器の搬入・搬出が可能となる設備及び開口等を設けること。

ウ 場内整備

(ア) 事業者側管理範囲について場内整備を行うこと。事業者側管理範囲外で事業者が施工を行う範囲（例えば、既設急速ろ過池の撤去後跡地）については、発生土で埋め戻し、不陸のないように留意すること。

(イ) 植栽については周辺環境に配慮すること。

(ウ) 舗装構成については横浜市水道局設計標準図における A（2）タイプとすること。

(エ) 消防署と協議の上、場内散水栓や消火栓を設置すること。

エ 最終処分場の整備について

(ア) 市が第 1 段階の期間終了時まで廃止届けを提出する予定である。

(イ) 第 1 段階の期間終了時まで最終処分場へ本事業の工事で発生する発生土又は、横浜市環境創造局広域利用事業建設発生土搬入手続に規定される発生土を用いて 6,800 m³程度まで覆土し緑化すること。なお、緑化までの本整備については第 1 段階終了時まで完了すること。

オ 見学者対応

別紙 15 を参考に、見学者対応が可能なように設計すること。

カ 雨水排水経路

雨水排水経路の経路を立案し、土木事務所と協議の上、別紙 12 を参考に φ600HP に接続すること。

キ 汚水排水経路

(ア) 建物内の汚水・雑排水は、公共下水管へ放流及び接続を行うこと。

(イ) 水質検査用などの薬品等を含む排水は、適正に処理すること。

(11) 撤去設計

別紙 7 に示す撤去対象施設について、段階的に撤去を行うこと。

ア 撤去対象施設

- (ア) 着水井
- (イ) 沈澱池（1号・2号・3号）
- (ウ) 旧緩速ろ過池（2池）
- (エ) 急速ろ過池（8池）
- (オ) 配水池（1号・2号・3号）
- (カ) 排水池（3池）
- (キ) 排泥池
- (ク) 旧排水池
- (ケ) 揚水ポンプ所
- (コ) 場内配管
- (サ) その他不要な附属施設（事業者側管理範囲における舗装、排水路等）

イ 撤去品の再利用

- (ア) 撤去品は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）を踏まえ、できる限り再資源化を行うこと。
- (イ) 建設リサイクル法に基づく書類を提出すること。

ウ 建設副産物

本工事で発生する建設副産物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領（昭和57年1月25日施行。平成18年4月1日直近改訂施行）等に従い、適切に処理を行うこと。

エ アスベスト（非飛散性）

アスベストについては次表のとおりである。

表 3-8 アスベスト対象表

対象箇所	種別	解体別作業時の分類
1号及び2号沈澱池内 原水分配管 1,040m (1池当たり 520m)	呼び径 350mmのアスベスト管 3種 (含有率 20%)	レベル 3
揚水ポンプ場外壁材 (約 400 m ²)	成形板	レベル 3

上記については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）、水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き（平成17年8月。厚生労働省策定）等の関係法令・基準に従い、適切に処理すること。

オ 仮設工事

既設浄水場施設の稼働を伴いながら新設施設への切替えを行うため、必要に応じて仮設配管や仮設ケーブル等の布設を行うこと。

カ 場内配管の撤去

不要となる場内配管については、連絡部分等の必要な区間の撤去を行うこと。
また、撤去において残る配管については、管末保護を行うこと。

キ 構造物の撤去

地下1 mまでの施設を対象として撤去を行うこと。

ク 撤去後の埋戻し

本事業の工事で発生する発生土又は、横浜市環境創造局広域利用事業建設発生土搬入手続で規定される発生土を用いて埋め戻し、整地すること。表面整備については、砕石を敷設すること。

(12) 照査業務

本事業の設計業務について、工事監理業務を行う者が設計照査を行うこと。

(13) 環境への配慮

提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意すること。

ア 未利用エネルギーの活用

導水水压を有効利用すること。

その他、利用可能なエネルギーの活用に努めること。

イ 省エネ設計の導入

省エネルギーに配慮した設備の導入に努めること。

ウ リサイクル

グリーン購入等、省資源に配慮すること。廃棄物の再生利用に努めること。

エ ヒートアイランド対策

場内の緑地面積は、管理対象面積の20%以上確保すること。なお、最終処分場の緑化面積についても20%に含むことができる。

オ 地球温暖化ガスの排出抑制削減

施設整備や導入する設備に対して、電気等のエネルギーの観点で効率的なものの導入を図り、CO₂の排出抑制削減等に努めること。

4 工事業務

(1) 本業務の内容

本業務は下記の施設の新設工事及び既設撤去工事に関する業務である。

- ア 浄水施設建設工事
- イ 配水池建設工事
- ウ 薬品設備設置工事
- エ 事業者用管理棟築造工事
- オ 排水処理施設建設工事
- カ 電気設備工事
- キ 計装設備工事
- ク 場内配管工事
- ケ 附帯施設設置工事
- コ 撤去工事及び仮設工事

工事工程としては、以下の工程において解体及び撤去、廃棄物の処分を行い、新設対象施設の建設を行う。平成 21 年度から平成 25 年度までに第 1 段階を終えることを要する。ただし、最低でも 12 か月以上の工期短縮（工期短縮については、1 年度単位での短縮とすること）を図った場合は、給水開始の 3 か月前に通水検査を行い、膜ろ過処理システムによる運用を開始することも可能とする。この場合、膜ろ過処理システムの運転管理期間は、膜ろ過処理システム運転開始から 20 年間とする。また、第 2 段階の工事については、第 1 段階終了後 3 年以内に行うこと。

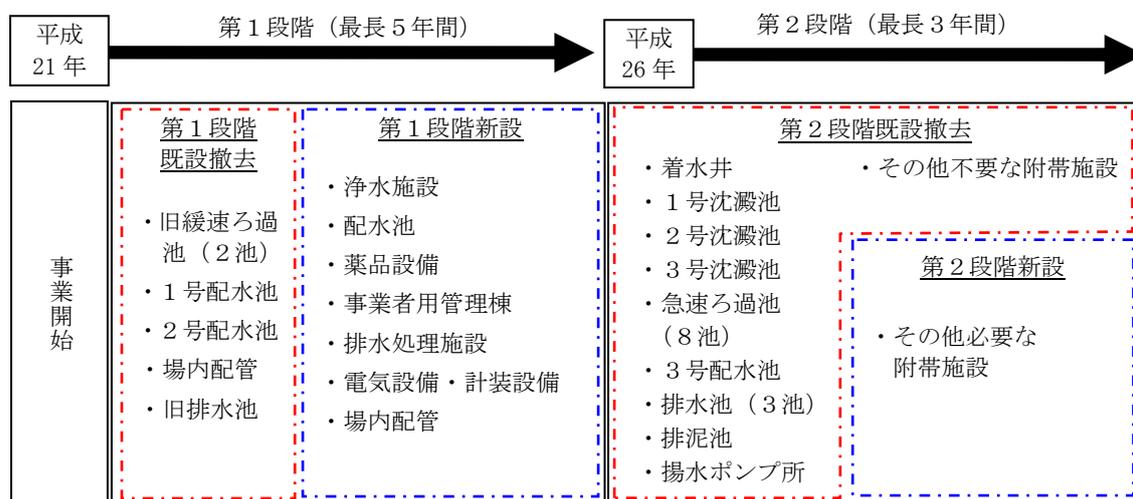


図 4-1 工事工程

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

事業者は本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 衛生管理

(ア) 水道法施行規則第 16 条に基づき、本業務に従事する作業員は概ね 6 か月ごとに

赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、O157 の検便を行うこと。

- (イ) 水道法第 21 条に基づき、本業務に従事する作業員は厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。同規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して 1 年間、これを保存しなければならない。

イ 既設浄水場施設への影響

施設を運営しながらの工事となることから、工事範囲を明確にし、稼動している浄水施設への影響を及ぼさないようにすること。

ウ 撤去時期

撤去する施設としては、必要最小限として示す構築物については撤去することとなるが、撤去時期について運転状況を勘案して適切な時期に実施すること。

エ 切替確認

施設の切替えや稼動の停止については、市の確認のもと、施工を行うこと。

オ 試運転

試運転実施計画書を作成し、試運転を実施すること。

カ 完成検査

施設の稼動前に市の完成検査を受けること。

キ 提出書類の作成

建設工事終了後行う完成検査時に、以下の図書を提出すること。また、電子データとして CD-R での納品も行う。

- ① 各種完成図
- ② 設計書及び数量調書
- ③ 工事写真

5 工事監理業務

(1) 本業務の内容

「施設を運営しながらの更新工事」という本事業の特徴を踏まえ、新設等の切替工事における調整の役割を担うことを目的とし、工事監理業務を実施する。

本業務は、設計照査を行うとともに、下記の施設の工事を対象とする工事監理に関する業務である。

- ア 浄水施設建設工事
- イ 配水池建設工事
- ウ 薬品設備設置工事
- エ 事業者用管理棟築造工事
- オ 排水処理施設建設工事
- カ 電気設備工事
- キ 計装設備工事
- ク 場内配管工事
- ケ 附帯施設設置工事
- コ 撤去工事及び仮設工事

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

ア 工事監理総括者

(ア) 各工事の工事監理者を総括する工事監理総括者を配置し、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況を報告すること。なお、工事監理総括者は、工事監理者を兼ねることができる。

(イ) 工事監理総括者は、市が要請したとき及び完成検査時には、工事及び工事監理の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での工事及び監理状況の説明を書面等により行うこと。

(ウ) 工事監理総括者は、市と打合せを行うものとし、その結果については「打合せ記録簿」に記載し、相互に確認しなければならない。

イ 工事監理者

(ア) 各工事を監理する工事監理者を配置し、工事監理者は工事監理総括者と定期的に打合せを行い、工事及び工事監理の状況を報告すること。

(イ) 工事監理者は、請負工事等の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場等の状況についても精通しておくこと。

(ウ) 工事監理者は、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。

(エ) 工事監理者は、工事請負者又は外部から通知若しくは報告を受けた場合、速やかに工事監理総括者にその内容を正確に伝えること。

(オ) 工事監理者は、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合、その内容を正確に相手に伝えること。

(カ) 建築工事の工事監理者については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定される工事監理者を配置し、工事監理を行うこと。

ウ 業務実施計画書

工事監理統括者は、下記の項目について記載した業務実施計画書を作成し、市に提出するものとする。

- (ア) 業務の内容、実施項目
- (イ) 業務の実施体制
- (ウ) 業務の実施方法
- (エ) 連絡方法、連絡体制
- (オ) その他の業務実施上の必要となる事項

エ 業務実施報告書

工事監理総括者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、月ごとにとりまとめて市に提出するものとする。

- (ア) 実施した業務の内容
- (イ) その他必要事項

オ 適切な技術者の配置

本業務の技術者は、法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置する。ただし、工事業務を担う者と工事監理業務を担う者との兼務は認めない。また、子会社と親会社の関係にある者同士が工事業務と工事監理業務を担うことも認めない。

6 周辺影響調査・電波障害等対策業務

(1) 本業務の内容

本業務は浄水場内の更新事業を行う上で必要となる周辺影響調査・電波障害等対策に関する事前・事後調査業務である。

- ア 周辺影響調査
- イ 電波障害調査
- ウ 生活環境影響調査

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

事業者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 事業者は以下を含む必要な調査を適切な方法により実施し、必要かつ適切な対策を講じる。

(ア) 電波障害調査

建造物によるテレビ受信障害調査報告書の提出等

(イ) 騒音・振動

(ロ) 臭気

(ハ) 車両交通

(ニ) 家屋調査

(ホ) 周辺通行者状況

(キ) 上記 (ア) から (ホ) のほか、工事に関連して必要と判断される調査等

イ 事業者は、市が開催する説明会等に際して、以下の業務を行うこと。

(ア) 説明会資料作成及び説明会への出席

(イ) その他必要な補助

7 運転管理業務

(1) 本業務の内容

本施設の運転管理を実施するに当たっては、市の他の水道施設も有機的に連動していることから、事業者は場外施設についても理解することを要する。特に、道志川システムのシステムについては熟知した上で運転に当たることが必要である。また、運転マニュアルを作成し、市の承認を得ることも求められる。加えて、日報、月報、年報を作成し、市に報告することを要する。第2 細則の3 (8) 計装設備設計の表3-6に示すデータを電子データで定められた期限内に提出すること。

ア 基本事項

(ア) 膜ろ過装置を含む浄水施設の運転管理

新設する膜ろ過装置を含め浄水施設に示す全ての施設において、設計諸元に示す最大浄水量までの水量に対し、市の指示に応じた浄水量を生産するように運転を行う。原水水質や浄水量を勘案し、必要に応じた設備の運転を日々行うものである。

浄水施設の運転管理については、財団法人水道技術研究センターの「膜ろ過浄水施設維持管理マニュアル」に準拠した管理を行うこと。

(イ) 薬品設備の運転管理

浄水工程や排水処理工程に必要とする薬品類の調達から注入までの管理を行う。具体的には、薬品貯蔵量の確認から調達及び薬品の品質管理、さらには注入設備類の運転や注入後の効果等についての管理を行う。ただし、注入に供する薬品は、水道施設の技術的基準を定める省令の第1条第1項十六を満足すること。

(ウ) 排水処理施設の運転管理、脱水汚泥の有効利用

本事業において計画する排水処理施設について、市の指示に応じた浄水量を生産する際に発生する排水処理施設の運転を行う。具体的には、洗浄排水の水質や水量確認を行い、必要に応じた設備の運転を日々行うものである。また、脱水施設において排出される汚泥については、有効利用として処理を事業者が行うこと。

イ 水量管理

(ア) 新設配水池の運転管理水量管理

本事業において新設する配水池については、別紙9に示す項目について制御及び監視を行うこと。水量管理は市が行うため、緊急時等において監視する配水池の水位コントロールが必要となる場合には、危険水位になる前に市が提示するマニュアルに基づき市に報告を行うこと。

(イ) 場外系施設の監視

場外系施設として別紙9に示すNo. 1、2、3、4、5、6、7、12、13、14、15について、24時間の連続監視を行うこと。これらの監視については、市が提示するマニュアルに基づき市が設置する情報端末機を用いて監視を行うこと。また、緊急時には、市に報告を行うこと。情報端末機を用いて監視する濁度、残塩、水圧、流量の警報が発生した場合には、警報レベルに応じて市に報告を行うこと。

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

事業者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 受託水道業務技術管理者を1名専任で配置すること。

なお、受託水道業務技術管理者は、水道浄水施設管理技士1級又は技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）の資格を有すること。また、受託水道業務技術管理者が技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）のみを有している場合は別途水道浄水施設管理技士1級を取得した人員を1名以上常勤させること。さらに受託水道業務技術管理者は1時間以内に事業者側管理範囲に移動可能であること。その他法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置すること。

イ 運転管理員として必要な能力・資質・経験を有する運転員を2名以上、常時配置させること。

ウ 社員教育・研修により本業務に従事する社員の意識、知識及び技術の向上を図り、質を確保する。

エ 本施設はISO9001及びISO14001を取得している。そのため、事業者もISO9001及びISO14001を取得すること。なお、新設対象施設の稼働後1年以内に取得し、事業期間にわたり維持すること。

オ 運転管理員が変更した場合でも対応可能なように配慮すること。

カ 新設対象施設の試運転調整期間中における排水計画を市と協議の上、決定すること。

8 保全管理業務

(1) 本業務の内容

本業務は新設対象施設の点検、補修、修繕に関する業務であり、具体的には、以下の業務を含む。

ア 建築物・土木構造物の点検管理

建築物・土木構造物各部の点検を通じて、設計書に定められた初期性能・機能を維持することにより、円滑な浄水場運営に貢献することが求められる。そのため、保守点検マニュアルを作成し、市の承認を得ること。また、同マニュアルに基づき施設の点検を定期的に行い、機能劣化を補うために補修や修繕を行うこと。

イ 各種設備の点検管理

各種設備の点検を通じて、設計書に定められた初期性能・機能を維持することにより、円滑な各業務の運営に貢献することが求められる。そのため、電気設備・計装設備や浄水・排水処理設備の設備において、定期的な巡視点検や定期点検及び精密点検（試験検査等）を行い、機能劣化や設備故障の発生前に補修や修繕を行うこと。各種点検管理の周期及び内容については、第1 総則の3（3）エ記載の使用期間を維持できるものとする。

ウ その他浄水場施設の点検管理

その他浄水場施設の点検管理に必要な業務を行う。

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

事業者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置する。

イ 社員教育・研修により本業務に従事する社員の意識、知識及び技術の向上を図り、質を確保する。

ウ 維持管理期間中の修繕計画等の立案を行い、実施すること。

エ 受託水道業務技術管理者の管理のもと、保全管理を実施すること。

オ 点検・修繕の頻度・内容は、現在、本施設で行われている頻度・内容と同程度とする。現在、本施設で行われている頻度・内容は別紙14に示す。

カ 日常点検表及び月例点検表を作成し、常に設備に問題がないことを確認すること。また、不具合が生じた際は早急に対処すること。

キ 保守点検マニュアルについては、モニタリング時や保守管理時に保守管理内容が明確になるように留意し、作成すること。

ク 膜ろ過装置の薬品洗浄は、オンサイト洗浄により行うこと。

ケ 各施設等については、下表の内容を確実にすること。

コ 更新する設備については、その時点における技術革新を考慮した仕様の設備とすること。

表 8-1 点検項目等一覧表

施設名	内容
受変電設備	年 1 回の定期点検及び定期的な修繕を行うこと
電気設備	年 1 回の定期点検及び定期的な修繕を行うこと。
監視制御設備	年 1 回の定期点検及び定期的な修繕を行うこと。
計装設備	年 1 回の定期点検及び定期的な修繕を行うこと。
自家発電設備	年 1 回の定期点検及び定期的な修繕を行うこと。
新設配水池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年に 1 度は必ず清掃を行うこと。また、必要が生じた場合は、その都度必ず清掃を行うこと。 ・ 市の指示に応じ、適宜対応すること。

9 水質管理業務

(1) 本業務の内容

本業務は、水道水の安全性の確保を目的として、以下の業務を行う。

ア 原水水質の測定

原水の測定については、浄水処理に必要となる項目について連続測定等を行い、いかなるときも適切な浄水処理が行えるように監視を行うこと。

イ 浄水水質の測定

浄水水質の測定については、別紙2に示す項目について必要回数を実施の上、市に提示すること。膜ろ過水の採水位置については、塩素注入点前とする。ただし、膜ろ過水濁度の測定については、膜の薬品洗浄、膜モジュールの交換等に備えて設置する膜ろ過装置ユニットごとに行うこと。また、将来において、水質基準の改定等に伴い測定水質項目の変更があった場合には、改定に伴う項目を測定すること。

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

事業者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 膜ろ過水の保管

膜ろ過水については1日1回2ℓを採水し、14日間にわたり冷蔵保存を行うこと。保管は、配水での水質異常が発生した際に、浄水処理の確実性を確認するための試料として用いるために行うものである。保管期間終了後の膜ろ過水は、事業者が処分すること。

イ 水質管理計画、水質検査計画の策定

水質管理計画、水質検査計画を策定し、市の承認を得ること。

ウ 水質異常時の対応

水質測定値に異常が認められた場合は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、市に報告すること。

エ 毒物検知装置の監視

生物による毒物検知装置を監視し、原水の安全性を常時確認すること。

10 災害・事故対策業務

(1) 本業務の内容

災害、事故などのリスクに対して有効な対策を立てて実行し、被害の軽減を図ること、緊急事態が発生した場合の対応を行うことを目的とし、以下の業務を行う。

ア 危機管理マニュアルの作成

危機管理マニュアルを作成し、災害、事故などの緊急時の対応内容を明確にすること。

イ 災害、事故等の緊急時の体制の構築

災害、事故などにより故障が発生した場合でも部分的な機能停止となるように、緊急時に留意した運転方法を立案し、実施すること。また、故障等により浄水及び排水処理施設の一部に機能停止が発生した場合においても、早急に復旧できる体制を確保すること。

ウ 災害、事故等の緊急時の対応

災害、事故等の緊急時には、危機管理マニュアルに従い対応すること。なお、対応後は報告書を作成し、市に報告すること。

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

事業者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 市側管理範囲での事故

上流側施設（市側管理範囲）で事故が発生した場合においては、応急措置を講じ被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できる体制を確保すること。また、市が実施する復旧作業の支援を行うこと。

イ 地震災害時での対策

地震災害時での事故対策としては、速やかに本格復旧できる体制を確保すること。

ウ 機器類等の事故対策

設置する機器類等の故障が発生しないように予防保全を行うことは必須であるが、故障が発生した場合には早期な復旧が可能なように備品等を保管する等、故障対応を考慮すること。

エ 市への報告

災害、事故、故障等により要求水準未達の可能性がある場合には、速やかに市へ報告すること。

11 安全衛生管理業務

(1) 本業務の内容

本施設の安全や衛生を保ち、良質な水の安定的・継続的な供給に寄与することを目的とし、以下の業務を行う。

ア 安全管理・事故防止

本事業の実施に当たっては、安全管理、事故防止に努めるべく、必要な措置を講じること。事業者側管理範囲における安全については、十分配慮し、管理を行うこと。

イ 衛生管理

(ア) 水道法施行規則第 16 条に基づき、本浄水施設維持管理業務に従事する職員に概ね 6 か月ごとに赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、O157 の検便を行わせること。

(イ) 水道法第 21 条に基づき、本浄水施設維持管理業務に従事する職員について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。同規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して 1 年間、これを保存しなければならない。

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

事業者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 搬出入車両等の通行に当たっては、適切な交通安全対策を講じること。

イ 浄水薬品の受入れ時に他の薬品の貯留槽に誤って受け入れることがないように、受入れ前に確認をすること。

ウ 設備の修繕や更新等の運転開始後に工事が発生する場合には、施工計画書を作成するとともに、当該計画書に安全計画の具体的方法を記載すること。

12 施設公開業務

(1) 本業務の内容

市が実施する本施設の見学者対応として、以下の業務を行う。

ア 見学者対応

市が実施する本施設の見学者対応として、事業者側管理範囲の説明を行うこと。

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

事業者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 別紙 15 を参考に、見学者対応を行うこと。見学者の受入れ対応可能人数は 120 名を見込むこととする。

イ 見学者の受入れ対応については市で行うが、日程調整やタイムスケジュールについて市と協議を行うこと。

13 保安業務

(1) 本業務の内容

本業務は事業者側管理範囲における保安業務に関する業務であり、具体的には以下の業務を行う。

ア 事業者側管理範囲の保安

事業者側管理範囲に第三者が自由に立ち入り、浄水施設等に危害が加えられないように出入口の施錠を確実にを行うなど必要な対策をとること。

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

事業者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 維持管理期間中の保安業務計画の立案を行い、事業者側管理範囲の安全を確保すること。

イ 社員教育・研修により本業務に従事する社員の意識、知識及び技術の向上を図り、質を確保する。

ウ I T Vカメラなど侵入監視設備を設置し、24 時間監視が可能なようにすること。

エ 1 日に 2 回以上の事業者側管理範囲における周回点検を行うこと。

14 清掃業務

(1) 本業務の内容

本施設の衛生や美観を保ち、良質な水の安定的・継続的な供給に寄与することを目的とし、以下の業務を行う。

ア 建築物・土木構造物の清掃

事業者側管理範囲に含まれる全ての建築物・土木構造物の清掃業務を行うこと。

イ 外構の清掃

事業者側管理範囲の落葉や雑物の回収・処分を行うこと。

ウ 植栽の管理及び除草

事業者側管理範囲の植栽を点検・手入れすること及び除草を行うことにより、常に整備された環境を維持すること。

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

事業者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置する。

イ 社員教育・研修により本業務に従事する社員の意識、知識及び技術の向上を図り、質を確保する。

ウ 維持管理期間中の清掃業務計画の立案を行い、飲料水としての安全性を確保し、職員の職場環境の向上に努めること。

エ 安定的かつ継続的な維持管理を行うこと。

オ 月1回以上の頻度で清掃を行うこと。

カ 除草については、年3回を目安とし、適切な時期に実施すること。

キ 廃棄物の保管、管理及び廃棄を行うこと。

15 事業終了時の引継ぎ業務

(1) 本事業の内容

本事業の終了後に市が引き続き運転を継続できるようにするため、事業者が市に対し適切な内容の引継ぎを行うことを目的とし、以下の業務を行う。

ア 新設対象施設の引渡し

事業期間終了時に、全ての新設対象施設が本書で示した性能を発揮できる機能を有すること。事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することのない状態で施設等を引渡すこと。そのため、財団法人水道技術研究センターの「水道施設機能診断の手引き」中の「3.2 個別機能診断」を参考に各新設対象施設の機能能力表を作成し要求する機能を有していることを証明した上で、引明渡しを行うこと。なお、事業期間終了後1年以内に新設対象施設が本業務要求水準書に示された性能を下回った場合（市の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。

イ 土壌汚染測定

本事業終了後の引渡しの際に、事前調査業務で行った土壌汚染調査を基に調査を行い、本事業において土壌汚染が発生していないことを証明すること。

ウ 事業終了時提出書類の作成・提出

事業終了時に本事業で作成した月報等を整理した事業報告書を提出すること。

エ 運転マニュアルの作成・指導

新設対象施設の運転マニュアルを編集して提出すること。また、事業終了前の適切な時期に、本マニュアルを基に市に対し運転方法等の指導を行うこと。

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

本事業者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

ア 引継ぎ業務の実施時期

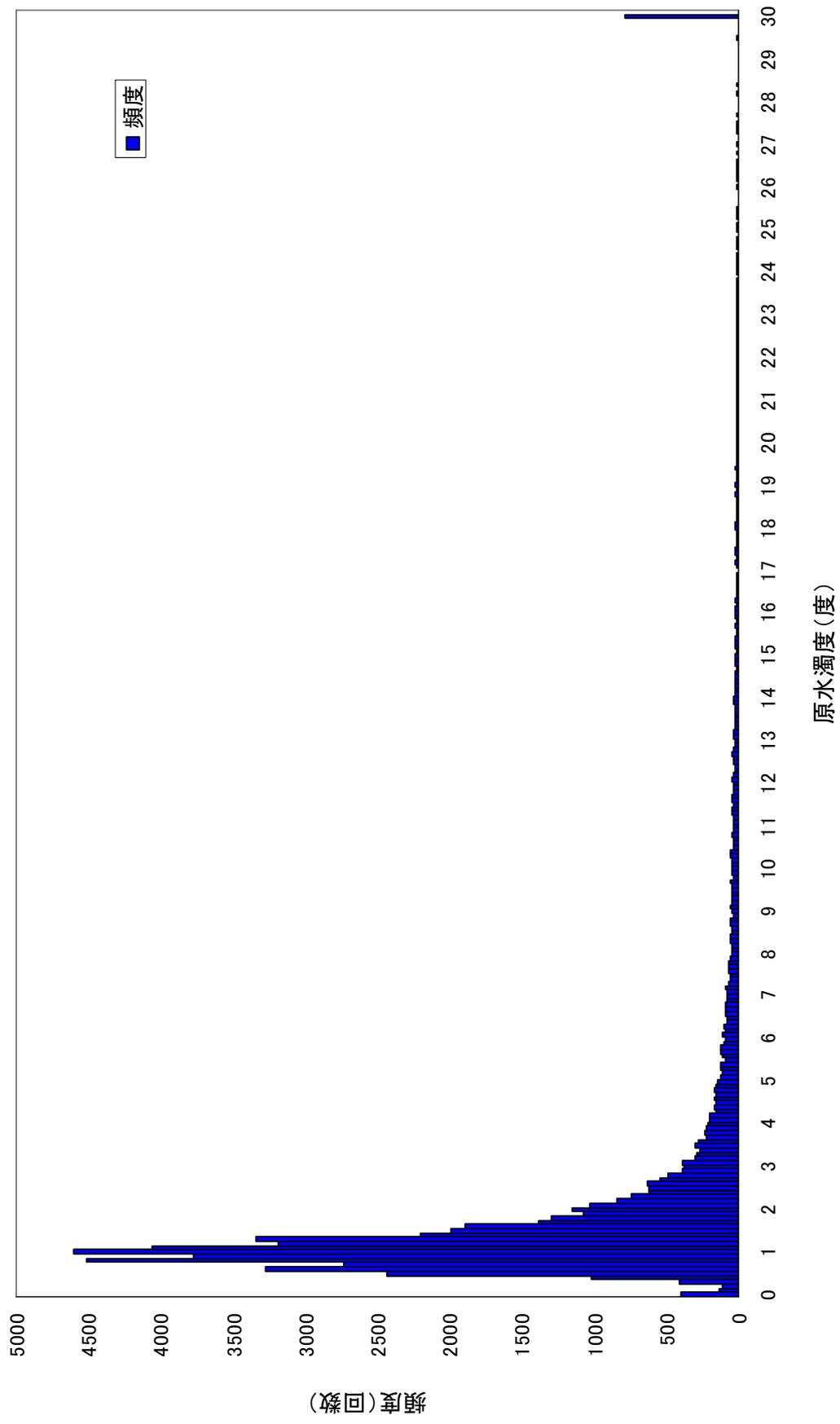
本業務の実施時期については、事業開始前に実施時期を設定するが、事業終了時の1年前に実施時期を市と協議の上、決定すること。

イ 提出書類の内容、形式及び部数

提出書類の内容、形式及び部数については、提出前に市と協議の上、決定すること。

番 号	名 称
別紙 1	過去 8 年間における原水濁度データ
別紙 2	浄水水質要求水準値
別紙 3	原水水質引渡し条件
別紙 4	第三者委託における業務範囲
別紙 5	第三者委託における管路の管理区分
別紙 6	管理範囲（参考）
別紙 7	既設浄水場施設及び撤去対象施設位置図
別紙 8	新設対象施設位置図（参考）
別紙 9	配水池関連監視項目
別紙 10	場内配管計画図
別紙 11	相模湖系導水路への排出基準
別紙 12	川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図
別紙 13	配水池参考図面
別紙 14	電気機械設備保守点検基準
別紙 15	見学者対応について

別紙 1 過去 8 年間に於ける原水濁度データ



別紙2 浄水水質要求水準値

水質基準項目							
項目 No.	水質項目	要求水準値	測定限界	最低測定 数(回/年)	試験方法	測定箇所	
						膜ろ 過水	配水池 出口
1	一般細菌	1個/ml以下	1	52	検査方法告示の別表第11に定める方法 標準寒天培地法	○	○
2	大腸菌	不検出		52	検査方法告示の別表第2に定める方法 特定酵素基質培地法	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.001mg/L以下	0.00007	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
4	水銀及びその化合物	0.0001mg/L以下	0.00005	4	検査方法告示の別表第7に定める方法 還元酸化-AA		○
5	セレン及びその化合物	0.001mg/L以下	0.0004	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
6	鉛及びその化合物	0.001mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
7	ヒ素及びその化合物	0.001mg/L以下	0.00006	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
8	六価クロム化合物	0.005mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001mg/L以下	0.001	4	検査方法告示の別表第12に定める方法 IG-PC		○
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2mg/L以下	0.01	12	検査方法告示の別表第13に定める方法 IC	○	○
11	フッ素及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01	4	検査方法告示の別表第13に定める方法 IC	○	○
12	ホウ素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.002	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
13	四塩化炭素	0.0004mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
14	1,4-ジオキサン	0.005mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第16に定める方法 SPE-GC-MS		○
15	1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L以下	0.0003	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
17	ジクロロメタン	0.002mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
18	テトラクロロエチレン	0.001mg/L以下	0.0003	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
19	トリクロロエチレン	0.003mg/L以下	0.0003	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
20	ベンゼン	0.001mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
21	塩素酸	0.1mg/L以下	0.01	4	水質管理目標設定項目の検査方法 IC		○
22	クロロ酢酸	0.003mg/L以下	0.003	4	検査方法告示の別表第17に定める方法 SE-GC-MS		○
23	クロロホルム	0.006mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
24	ジクロロ酢酸	0.004mg/L以下	0.001	4	検査方法告示の別表第17に定める方法 SE-GC-MS		○
25	ジブロモクロロメタン	0.01mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
26	臭素酸	0.001mg/L以下	0.001	4	検査方法告示の別表第18に定める方法 IG-PC		○
27	総トリハロメタン	0.01mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
28	トリクロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002	4	検査方法告示の別表第17に定める方法 SE-GC-MS		○
29	ブロモジクロロメタン	0.003mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
30	ブロモホルム	0.009mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第14に定める方法 PT-GC-MS		○
31	ホルムアルデヒド	0.008mg/L以下	0.001	4	検査方法告示の別表第19に定める方法 SE-誘導体化-GC-MS		○
32	亜鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
33	アルミニウム及びその化合物	0.05mg/L以下	0.0004	12	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS	○	○
34	鉄及びその化合物	0.03mg/L以下	0.01	12	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS	○	○
35	銅及びその化合物	0.1mg/L以下	0.0002	4	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS		○
36	ナトリウム及びその化合物	20mg/L以下	0.1	4	検査方法告示の別表第5に定める方法 ICP-AES		○
37	マンガン及びその化合物	0.005mg/L以下	0.00008	12	検査方法告示の別表第6に定める方法 ICP-MS	○	○
38	塩化物イオン	20mg/L以下	0.1	12	検査方法告示の別表第13に定める方法 IC	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	90mg/L以下	1	12	検査方法告示の別表第5に定める方法 ICP-AES	○	○
40	蒸発残留物	150mg/L以下	1	4	検査方法告示の別表第23に定める方法 重量法		○
41	陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002	4	検査方法告示の別表第24に定める方法 SPE-HPLC		○
42	ジェオスミン	0ng/L	0.000002	12	検査方法告示の別表第27に定める方法 SPE-GC-MS	○	○
43	2-メチルイソボルネオール	0ng/L	0.000002	12	検査方法告示の別表第27に定める方法 SPE-GC-MS	○	○
44	非イオン界面活性剤	0.008mg/L以下	0.008	4	検査方法告示の別表第28に定める方法 SPE-吸光度法		○
45	フェノール類	0.0005mg/L以下	0.0001	4	検査方法告示の別表第29に定める方法 SPE-誘導体化-GC-MS		○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.0mg/L以下	0.1	52	検査方法告示の別表第30に定める方法 全有機炭素計測定法	○	○
47	pH値	7.0~8.6		連続(52)	検査方法告示の別表第31に定める方法 ガラス電極法	○	○
48	味	異常でないこと		365	検査方法告示の別表第33に定める方法 官能法	○	○
49	臭気	異常なし		365	検査方法告示の別表第34に定める方法 官能法	○	○
50	色度	1度以下	0.5	52	検査方法告示の別表第36に定める方法 透過光測定法(100mm,390nm)	○	○
51-1	濁度(膜ろ過水)	0.01度以下		連続	検査方法告示の別表第41に定める方法	○	
51-2	濁度(配水池出口)	0.1度以下	0.1	連続(52)	検査方法告示の別表第41に定める方法		○

別紙3-1 原水水質引渡し条件(1/2)

水質基準項目						
項目 No.	水質項目	原水水質参考値(H14,15,16,17,18)			測定回数 (回/年)	引渡し水質条件
		最小	平均	最大		
1	一般細菌	39	907	5600	12	
2	大腸菌	1.0未満	87	370	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.00007未満	0.00007未満	0.00007未満	4	原水水質は0.001mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4	原水水質は0.0001mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	4	原水水質は0.001mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4	原水水質は0.001mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0	0.0002	0.001	4	原水水質は0.001mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.0002未満	0.0002未満	0.0005	4	原水水質は0.005mg/L以下
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	原水水質は0.001mg/L以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.49	0.75	1.18	12	原水水質は2mg/L以下
11	フッ素及びその化合物	0.02	0.03	0.1	4	原水水質は0.2mg/L以下
12	ホウ素及びその化合物	0	0.005	0.016	4	原水水質は0.1mg/L以下
13	四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4	原水水質は0.0004mg/L以下
14	1,4-ジオキサン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	原水水質は0.005mg/L以下
15	1,1-ジクロロエチレン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	4	原水水質は0.002mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	原水水質は0.004mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4	原水水質は0.002mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	4	原水水質は0.001mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	4	原水水質は0.003mg/L以下
20	ベンゼン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4	原水水質は0.001mg/L以下
21	塩素酸	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	原水水質は0.06mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4	原水水質は0.003mg/L以下
23	クロロホルム	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	原水水質は0.006mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	原水水質は0.004mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	原水水質は0.01mg/L以下
26	臭素酸	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	原水水質は0.001mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4	原水水質は0.01mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	原水水質は0.02mg/L以下
29	プロモジクロロメタン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	原水水質は0.003mg/L以下
30	プロモホルム	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4	原水水質は0.009mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	原水水質は0.008mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	0	0.00056	0.002	4	原水水質は0.1mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.01	0.21	1.9	12	原水水質は2.0mg/L以下
34	鉄及びその化合物	0.01	0.16	1.5	12	原水水質は2.0mg/L以下
35	銅及びその化合物	0	0.0005	0.0031	4	原水水質は0.1mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	1.8	3.8	5.2	4	原水水質は20mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	0.00034	0.005	0.041	12	原水水質は0.05mg/L以下
38	塩化物イオン	1.2	1.9	3.1	12	原水水質は20mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	25	41	47	12	原水水質は90mg/L以下
40	蒸発残留物	62	79	97	4	原水水質は150mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.002未満	0.002未満	0.01	4	原水水質は0.02mg/L以下
42	ジェオスミン	0.000002未満	0.000002未満	0.000003	12	原水水質は0.000002mg/L未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.000005未満	0.000005未満	0.000007	12	原水水質は0.000002mg/L未満
44	非イオン界面活性剤	0.008未満	0.008未満	0.008未満	4	原水水質は0.008mg/L以下
45	フェノール類	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	原水水質は0.0005mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3	0.80	2	52	原水水質は2mg/L以下
47	pH値	7.11	8.01	8.86	連続(52)	原水水質は7.0~8.6
48	臭気	なし	なし	藻臭	365	
49	色度	1	2.2	14	52	原水色度は15度以下
50	濁度	0.4	3.3	33	連続(52)	原水濁度は30度以下

別紙3-2 原水水質引渡し条件(2/2)

水質管理目標設定項目						
項目 No.	水質項目	原水水質参考値(H14,15,16,17,18)			測定 回数	引渡し水質条件
		最小	平均	最大		
1	アンチモン及びその化合物	0.00003未満	0.00003未満	370	2	原水水質は0.015mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	0.00001未満	0.00001未満	0	2	原水水質は0.002mg/L以下
3	ニッケル及びその化合物	0.0004未満	0.0004未満	0	2	原水水質は0.01mg/L以下
4	亜硝酸態窒素	0.005未満	0.005未満	0.0005	12	原水水質は0.05mg/L以下
5	1,2-ジクロロエタン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	2	原水水質は0.004mg/L以下
6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	2	原水水質は0.04mg/L以下
7	1,1,2-トリクロロエタン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	2	原水水質は0.006mg/L以下
8	トルエン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	2	原水水質は0.2mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.002未満	0.002未満	0.002未満	2	原水水質は0.1mg/L以下
10	ジクロロアセトニトリル	0.001未満	0.001未満	0.001未満	2	原水水質は0.04mg/L以下
11	抱水クロラール	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	原水水質は0.03mg/L以下
12	農薬類	0.001未満	0.001未満	0	2	原水水質は1以下
13	1,1,1-トリクロロエタン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	2	原水水質は0.3mg/L以下
14	メチルセブチルエーテル	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	2	原水水質は0.02mg/L以下
15	臭気強度(TON)	0	0.0	0	適宜	

要検討項目						
項目 No.	水質項目	原水水質参考値(H14,15,16,17,18)			測定 回数	引渡し水質条件
		最小	平均	最大		
1	銀	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	2	
2	バリウム	0.001未満	0.001未満	0.002	2	原水水質は0.7mg/L以下
3	ビスマス	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	2	
4	モリブデン	0.01	0.160333333	1.5	2	原水水質は0.07mg/L以下
5	アクリルアミド	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	2	原水水質は0.0005mg/L以下
6	17-β-エストラジオール	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	2	原水水質は0.00008mg/L以下
7	エチニル-エストラジオール	-	-	-	2	原水水質は0.00002mg/L以下
8	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	-	-	-	2	原水水質は0.5mg/L以下
9	ダイオキシン類	7.11	8.01	8.86	2	原水水質は1pg-TEQ/L以下
10	ノニルフェノール	0.01未満	0.01未満	0.01未満	2	原水水質は0.3mg/L以下
11	ビスフェノールA	0.01未満	0.01未満	0.01未満	2	原水水質は0.1mg/L以下
12	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.002未満	0.002未満	0.002未満	2	原水水質は0.2mg/L以下
13	フタル酸ブチルベンジル	0.002未満	0.002未満	0.002未満	2	原水水質は0.5mg/L以下
14	キシレン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	2	原水水質は0.4mg/L以下

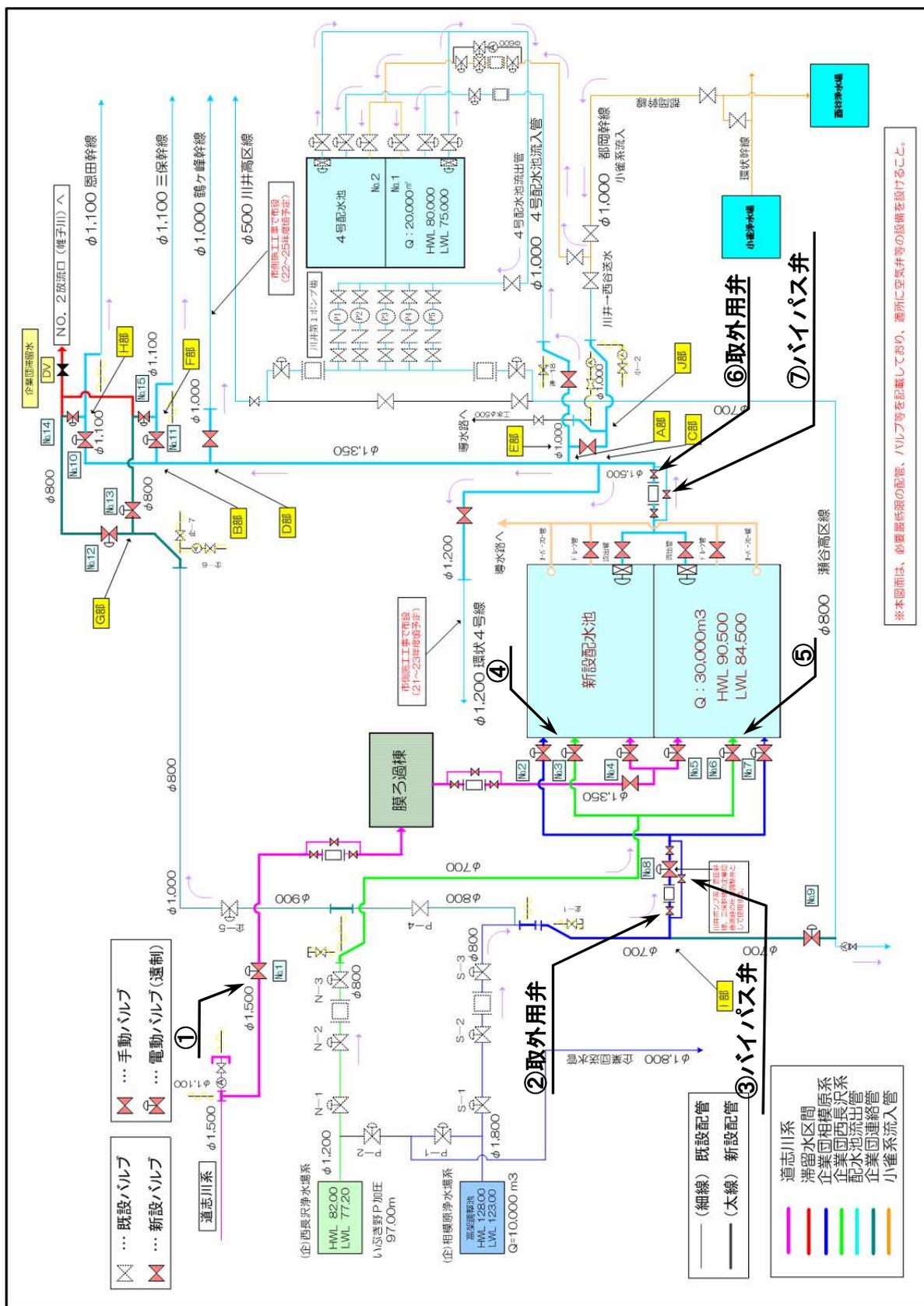
その他自主項目						
項目 No.	水質項目	原水水質参考値(H14,15,16,17,18)			測定 回数	引渡し水質条件
		最小	平均	最大		
1	水温	-	-	-	52	
2	アンモニア態窒素	0	0.02	0.2	12	
3	総トリハロメタン生成能	0.008	0.02	0.042	4	
4	生物	9	259	1565	52	
5	従属栄養細菌	400	57661	400000	4	
6	クリプトスポリジウム	0	0.05	1	4	
7	ジアルジア	0	0.15	3	4	
8	総アルカリ度	21	35	43	4	
9	電気伝導率	6.8	10	12.7	12	
10	塩素要求量	-	-	-	12	
11	硫酸イオン	4.4	7	10	4	
12	溶存鉄	0	0.004	0.02	4	
13	溶存マンガン	0	0.0005	0.003	4	

別紙4 第三者委託における業務範囲

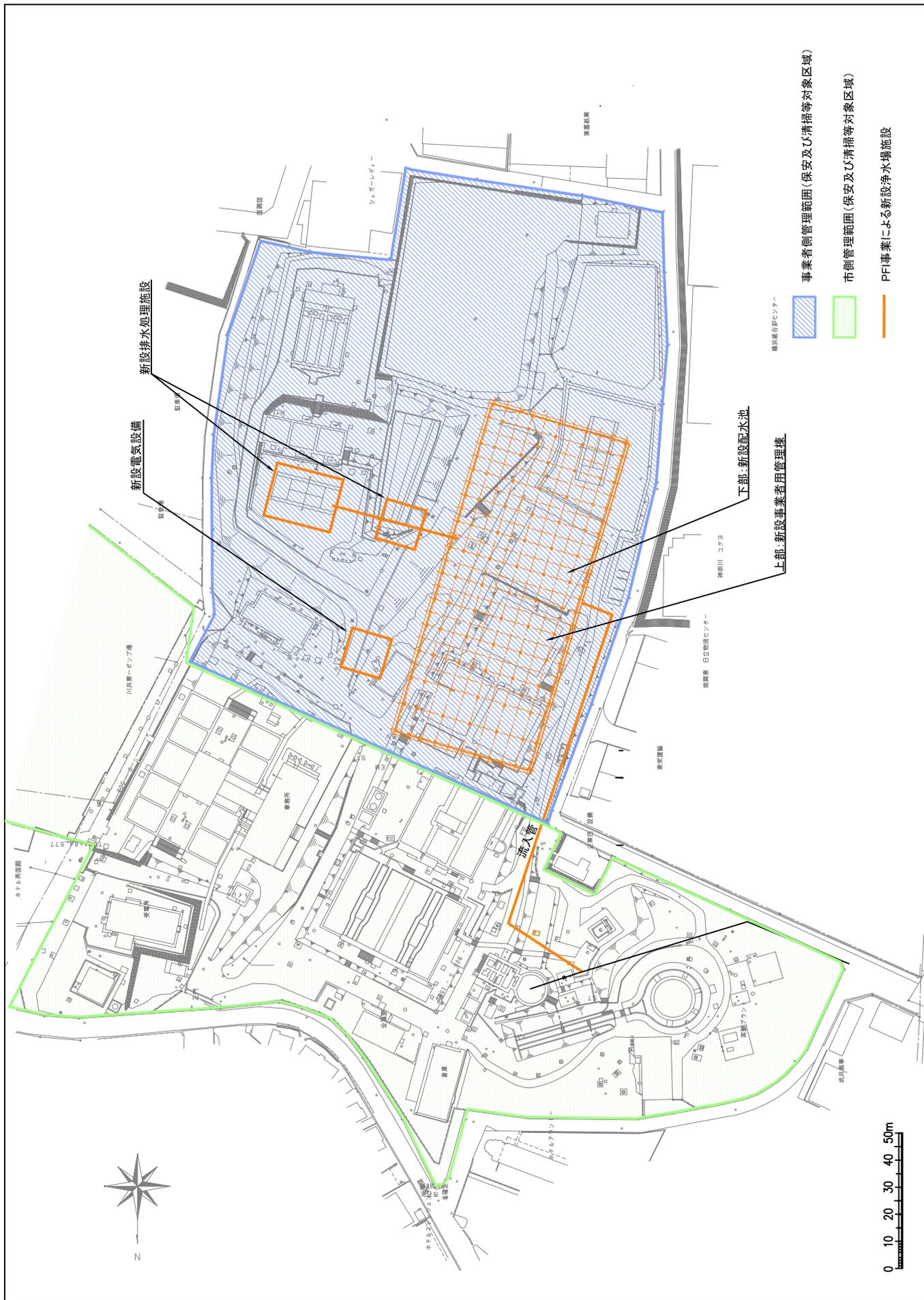
業務名称	事業者(受託者)	第三者委託	市(水道事業者)
供用開始業務	水道施設の施設基準の適合性検査(第5条)	○	給水装置の検査(第17条)
	給水開始前検査(第13条)	○	
計画・立案業務			取水から導水施設までの施設計画
			川井浄水場の将来構想
運転管理業務	浄水施設、送水施設、配水池における運転マニュアルの作成	○	取水の停止措置
	日報、月報、年報の作成及び市への報告	○	給水の停止措置
	ユーティリティ調達(薬品等)	○	新設配水池の水量管理
	原水の受入れ停止措置	○	取水コントロール
	送配水の停止措置	○	青山沈澱池の運転管理
	企業団受水の受入れ停止措置	○	企業団からの受入管理
	膜ろ過装置を含む浄水施設の運転管理	○	導水管等の施設管理
	薬品設備の運転管理	○	場外系配水コントロール
	排水処理施設の運転管理		場外系配水施設管理
	脱水汚泥の有効利用		
	場外系施設の監視		
	新設施設の試運転	○	
保全管理業務	事業者側管理範囲の保守点検マニュアルの作成		市側管理範囲の点検管理
	事業者側管理範囲の修繕計画等の立案及び実施		市側管理範囲の修繕計画等の立案及び実施
	事業者側管理範囲の建築物・土木構造物の点検管理		
	事業者側管理範囲の電気設備・計装設備の点検管理		
	事業者側管理範囲の浄水・排水処理設備の点検管理		
	事業者側管理範囲のその他浄水場施設の点検管理		
	膜ろ過装置の薬品洗浄(オンサイト洗浄)		
水質管理業務	事業者側管理範囲における水質の連続測定	○	水道法第20条に基づく水質検査
	事業者側管理範囲における毒物検知装置の監視	○	事業者策定の水質管理計画、水質検査計画の確認
	膜ろ過水の保管		水質異常時の取水停止や配水系統切替等の対応
	水質管理計画、水質検査計画の策定		
	事業者側管理範囲における水質異常時の対応	○	
災害・事故対策業務	事業者側管理範囲の危機管理マニュアルの作成	○	市側管理範囲の災害、事故等の緊急時の体制の構築
	事業者側管理範囲の災害、事故等の緊急時の体制の構築	○	市側管理範囲の災害、事故等の緊急時の対応
	事業者側管理範囲の災害、事故等の緊急時の対応	○	市側管理範囲の災害・事故時における厚生労働省への報告
	事業者側管理範囲の災害・事故時における厚生労働省への報告	○	
	市が実施する復旧作業の支援		
	事業者側管理範囲の機器類等の事故対策	○	
安全衛生管理業務	市への報告		
	事業者側管理範囲における安全管理・事故防止	○	市側管理範囲における安全管理・事故防止
	事業者の水道法第22条に基づく衛生上の措置	○	市の水道法第22条に基づく衛生上の措置
	事業者の水道法第21条に基づく定期及び臨時の健康診断	○	市の水道法第21条に基づく定期及び臨時の健康診断
施設公開業務	事業者側管理範囲の見学者対応		見学者の受入れ対応
保安業務	事業者側管理範囲の保安		市側管理範囲の保安
	維持管理期間中の保安業務計画の立案		
	社員教育・研修		
	事業者側管理範囲における巡回点検		
清掃業務	事業者側管理範囲の清掃		市側管理範囲の清掃
	事業者側管理範囲の植栽の管理及び除草		市側管理範囲の植栽の管理及び除草
	事業者側管理範囲の廃棄物の保管、管理及び廃棄		市側管理範囲の廃棄物の保管、管理及び廃棄
	維持管理期間中の清掃業務計画の立案		

別紙5 事業者側管理範囲における管路の管理区分

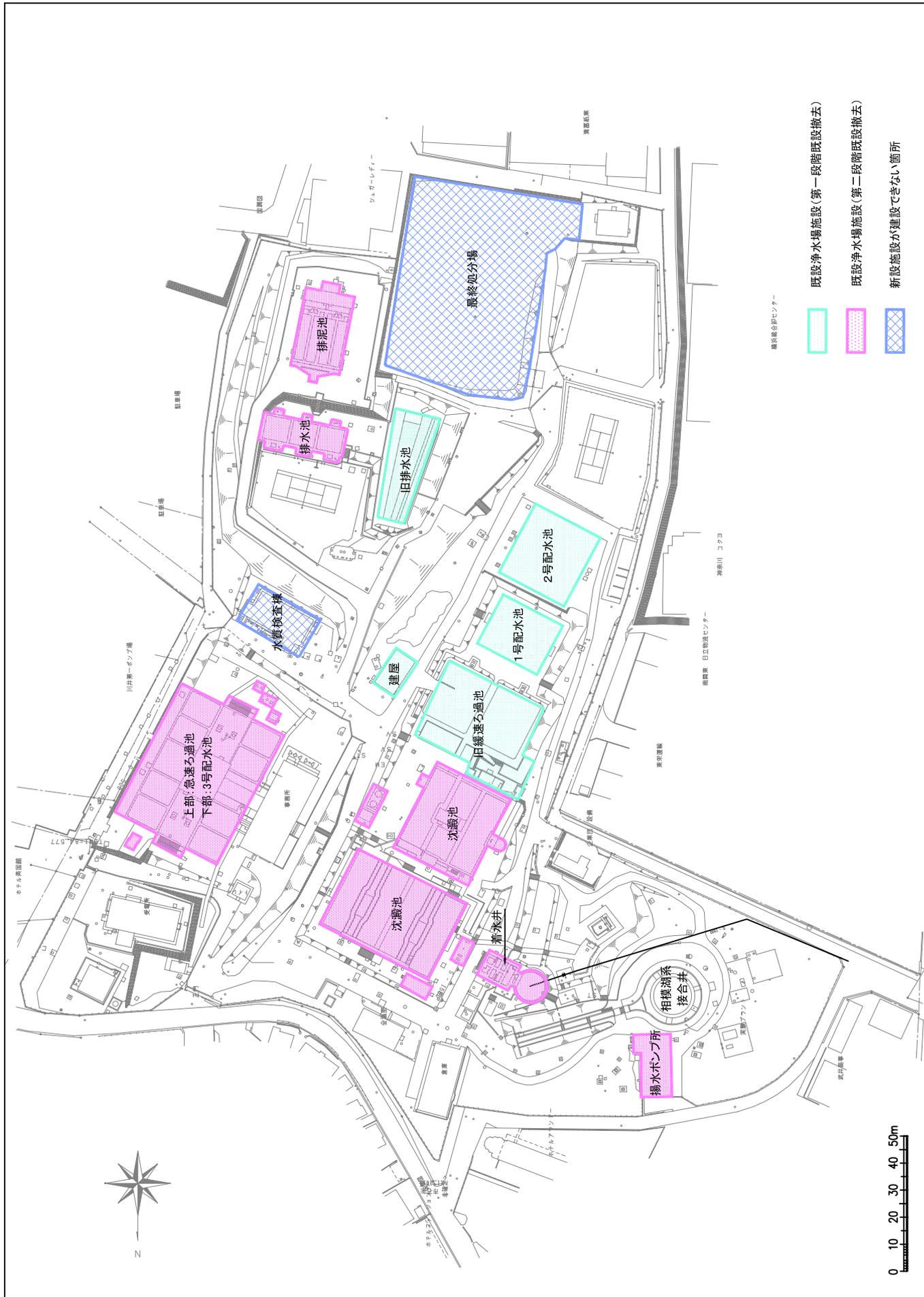
今回設置を行うバルブのうち、下記に示すバルブ番号①～⑦を用いて管路における事業者側管理範囲と市側管理範囲を分界することとする。このとき対象となるバルブについては、事業者側管理範囲に含まれ、バルブのフランジ部から事業者側管理範囲とする。



別紙6 管理範囲 (参考)



別紙 7 既設浄水場施設及び撤去対象施設位置図



別紙9-1 配水池関連監視項目：一覧表

No.	制御・監視項目	測定※1	制御		異常時※4	監視	備考
			平常時※2	代替時※3			
1	道志川系導水量	既設	川井計算機自動	川井計算機手動	川井電機	事業者	川井計算機にて制御
2	連絡坑放流量	既設	川井計算機自動	川井計算機手動	川井電機	事業者	監視は事業者が行い、異常時は川井電機係に連絡
3	上大島接合井水位	既設	無し	無し	川井電機	事業者	監視は事業者が行い、異常時は川井電機係に連絡 流入バルブ制御時上大島の堰の監視のため現場へ出る。
4	谷ヶ原取水	既設	川井計算機自動	川井計算機手動	川井電機	事業者	川井計算機にて制御
5	下九沢取水	既設	川井計算機自動	川井計算機手動	川井電機	事業者	監視は事業者が行い、異常時は川井電機係に連絡
6	相模原沈殿池流入量	既設	川井計算機自動	川井計算機手動	川井電機	事業者	監視は事業者が行い、異常時は川井電機係に連絡
7	相模湖系流入量	既設	川井計算機自動	川井計算機手動	川井電機	事業者	川井計算機にて制御 監視は事業者が行い、異常時は川井電機係に連絡
8	道志川系着水量	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	全て事業者が行う。(第3者委託)
9	膜ろ過流量	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	
10	新設配水池水位	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	
11	排水処理量	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	
	新設配水池流入前残留塩素	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	
	新設配水池出口後残留塩素	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	
	原水濁度	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	
	膜ろ過水濁度	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	
	新設配水池出口後濁度	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	
	原水pH	新設	無し	無し	事業者	事業者	
	新設配水池流入前pH	新設	無し	無し	事業者	事業者	
	原水水温	新設	無し	無し	事業者	事業者	
	原水電気導率	新設	無し	無し	事業者	事業者	
	新設配水池流出量	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	
12	小雀系流入量	既設	川井計算機自動	川井計算機手動	川井電機	事業者	監視は事業者が行い、異常時は川井電機係に連絡 環状幹線から都岡幹線經由で4号に流入
13	企業団流入量	既設	企業団	企業団	企業団	事業者	川井計算機にて制御 監視は事業者が行い、異常時は川井電機係に連絡
14	配水池水位	既設	川井現場自動	川井計算機手動	川井電機	事業者	監視は事業者が行い、異常時は川井電機係に連絡 監視は事業者が行い、異常時は川井電機係に連絡 流入量の制御は局目標値に従った現場自動制御。 配水池水位の変動は、当局の流入量制御で対応。恩田は 企業団流入、矢指、中尾、4号配水池は小雀流入で対応。
15	配水圧力	既設	川井現場自動	川井計算機手動	川井電機	事業者	監視は事業者が行い、異常時は川井電機係に連絡
16	配水池水位	既設	西谷現場自動	西谷計算機手動	西谷電機	西谷	西谷計算機にて制御 監視は西谷が行う。

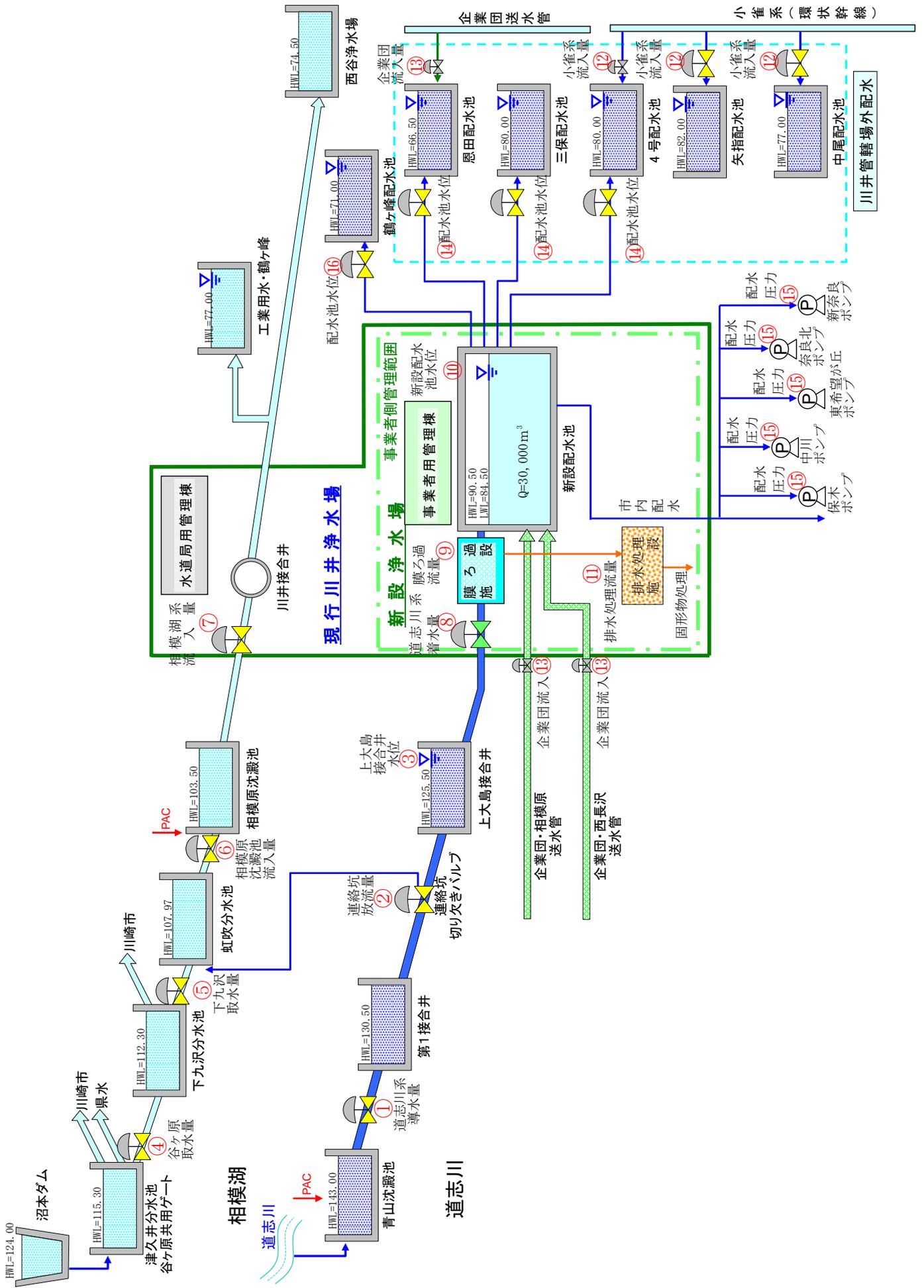
※1測定において既設とは市が設置・管理するもの、新設とは本事業において事業者が設置・管理するものをいう。

※2平常時とは、自動制御で施設を運用する状態をいう。

※3代替時とは、点検作業等で自動制御を手動制御に切替えて施設を運用する状態をいう。

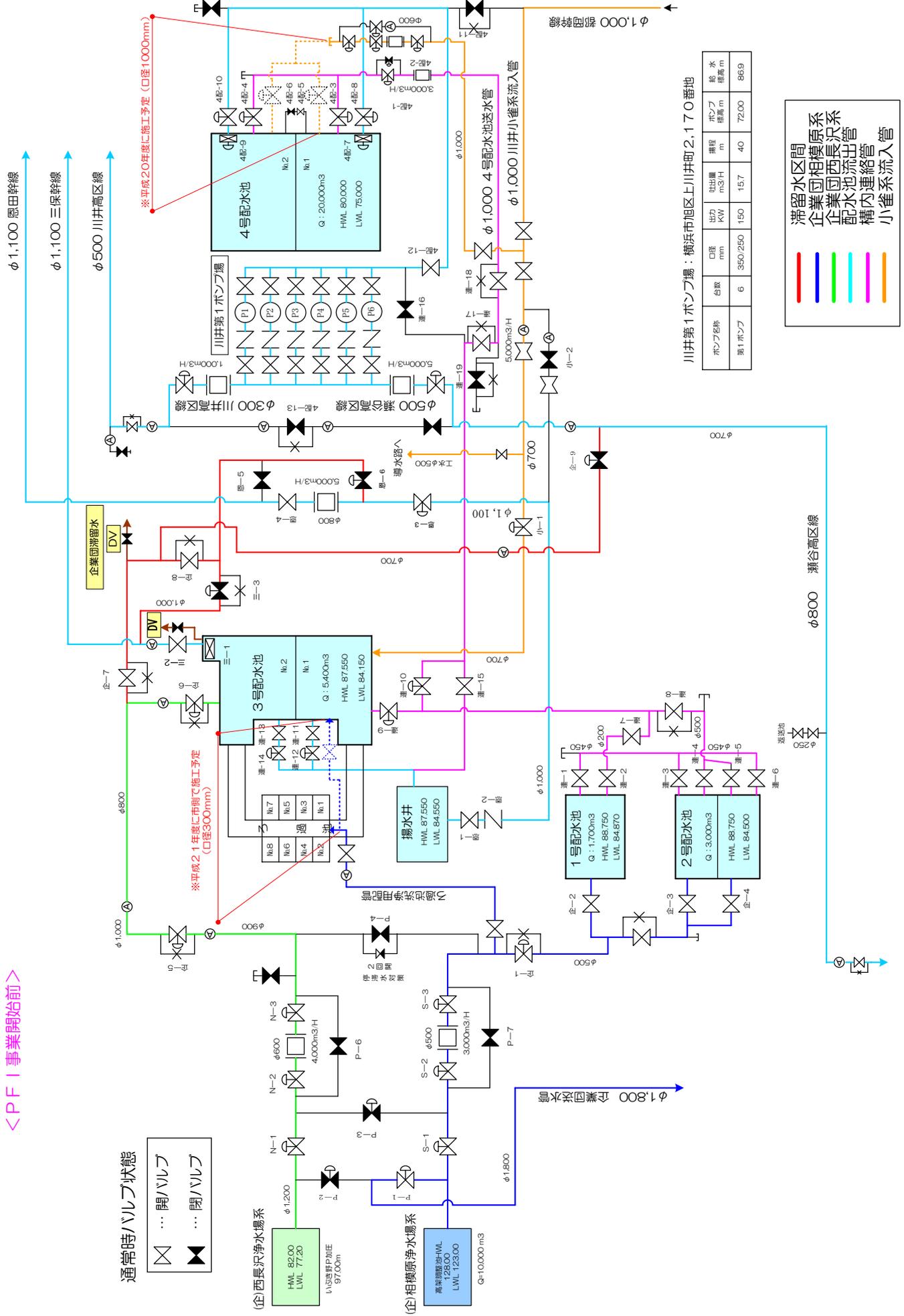
※4異常時とは、設備故障、工事、停電等で設備の対応を現場で行う状態をいう。

別紙9-2 配水池関連監視項目：川井浄水場将来管理図



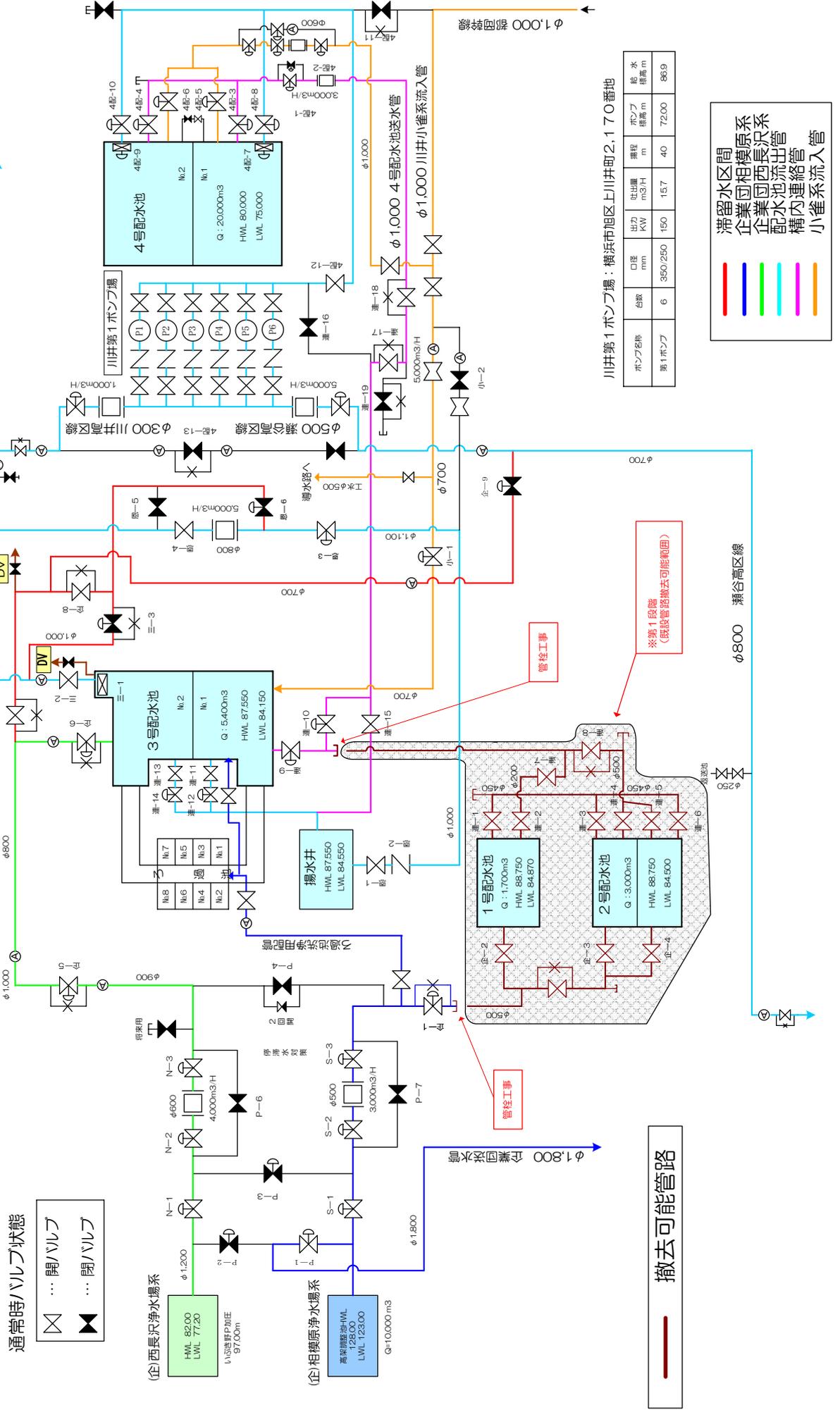
別紙10-1 場内配管計画図：川井浄水場内 主要送・配水管路図（1）

< PFI 事業開始前 >



別紙10-2 場内配管計画図：川井浄水場内 主要送・配水管路図（2）

＜第1段階工事期間（既設管路撤去）＞



撤去可能管路

管径工事
※第1段階
(既設管路撤去可能範囲)

川井第1ポンプ場：横浜市旭区上川井町2,170番地

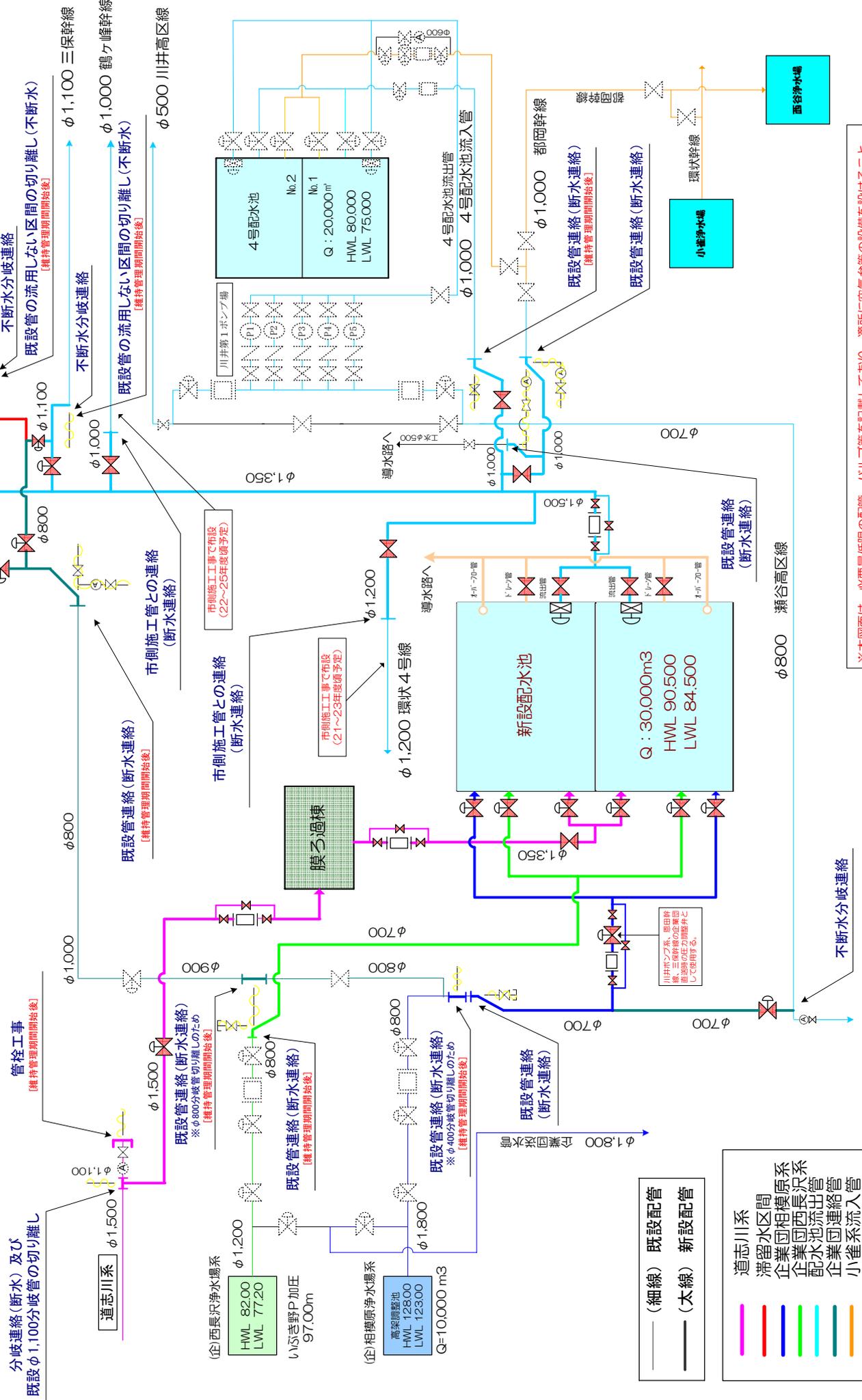
ポンプ名称	台数	口径 mm	吐出量 m³/H	揚程 m	ポンプ構造高 m	総水塔高 m
第1ポンプ	6	350/250	150	15.7	40	72.00
						86.9

滞留水区分
企業団相模原系
企業団西長沢系
配水池流出管
構内連絡管
小雀系流入管

通常時バルブ状態
 ... 開バルブ
 ... 閉バルブ

別紙10-4 場内配管計画図：川井浄水場内 主要送・配水管路図（4）

＜場内配管連絡工事＞

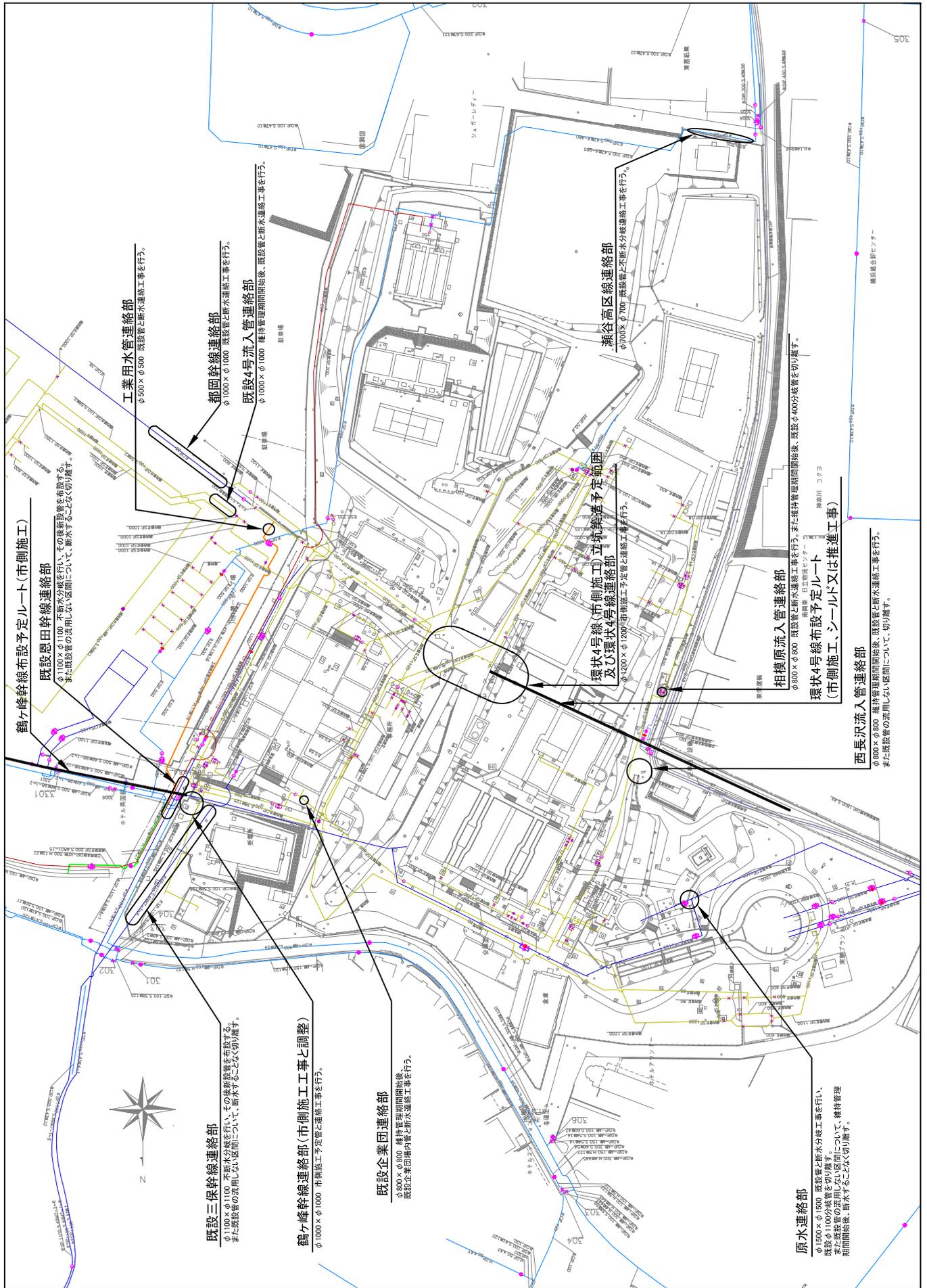


(細線) 既設配管
 (太線) 新設配管

道志川系
 滞留水区間
 企業団相模原系
 企業団西長沢系
 配水池流出管
 企業団連絡管
 小雀系流入管

※本図面は、必要最低限の配管、バルブ等を記載しており、適所に空気弁等の設備を設けること。

別紙10-5 場内配管計画図：場内配管接続予定位置図



別紙 11-1 相模湖系導水路への排出基準

(単位：mg/L、ダイオキシン類については pg-TEQ/L)

項 目		水質汚濁防止法許容限度	
		神奈川県上乗せ条例	
		乙水域	
有 害 項 目	カドミウム及びその化合物	0.1	
	シアン化合物	1	
	有機燐化合物	0.2	
	鉛及びその化合物	0.1	
	六価クロム化合物	0.5	
	砒素及びその化合物	0.1	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	
	アルキル水銀化合物	※1	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003	
	トリクロロエチレン	0.3	
	テトラクロロエチレン	0.1	
	ジクロロメタン	0.2	
	四塩化炭素	0.02	
	1, 2-ジクロロエタン	0.04	
	1, 1-ジクロロエチレン	0.2	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02	
	チラウム	0.06	
	シマジン	0.03	
	チオベンカルブ	0.2	
	ベンゼン	0.1	
	セレン及びその化合物	0.1	
	ほう素及びその化合物	10	
	ふっ素及びその化合物	8	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※2	100	
	ダイオキシン類	10	※3

別紙 11-2 相模湖系導水路への排出基準

項 目		水質汚濁防止法許容限度
		神奈川県上乘せ条例
		河川乙水域
一 般 項 目	水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
	生物学的酸素要求量	60 (50)
	化学的酸素要求量	60 (50)
	浮遊物質質量	90 (70)
	ノルマルヘキサン抽出物質質量 (鉱油類含有量)	5
	ノルマルヘキサン抽出物質質量 (動植物油脂類含有量)	10
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3000
	窒素含有量	30 (20)
	磷含有量	8 (4)
	外 観	※ 4
	臭 気	※ 5
	フェノール類	0.5
	銅及びその化合物	1
	亜鉛及びその化合物	3
	鉄及びその化合物 ※ 6	10
	マンガン及びその化合物 ※ 6	1
	ニッケル及びその化合物	1
	クロム及びその化合物	1

※ 1 検出されないこと。

※ 2 アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として。

※ 3 横浜市生活環境の保全等に関する条例/河川/既設の排水規制基準を適用する。

※ 4 受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。

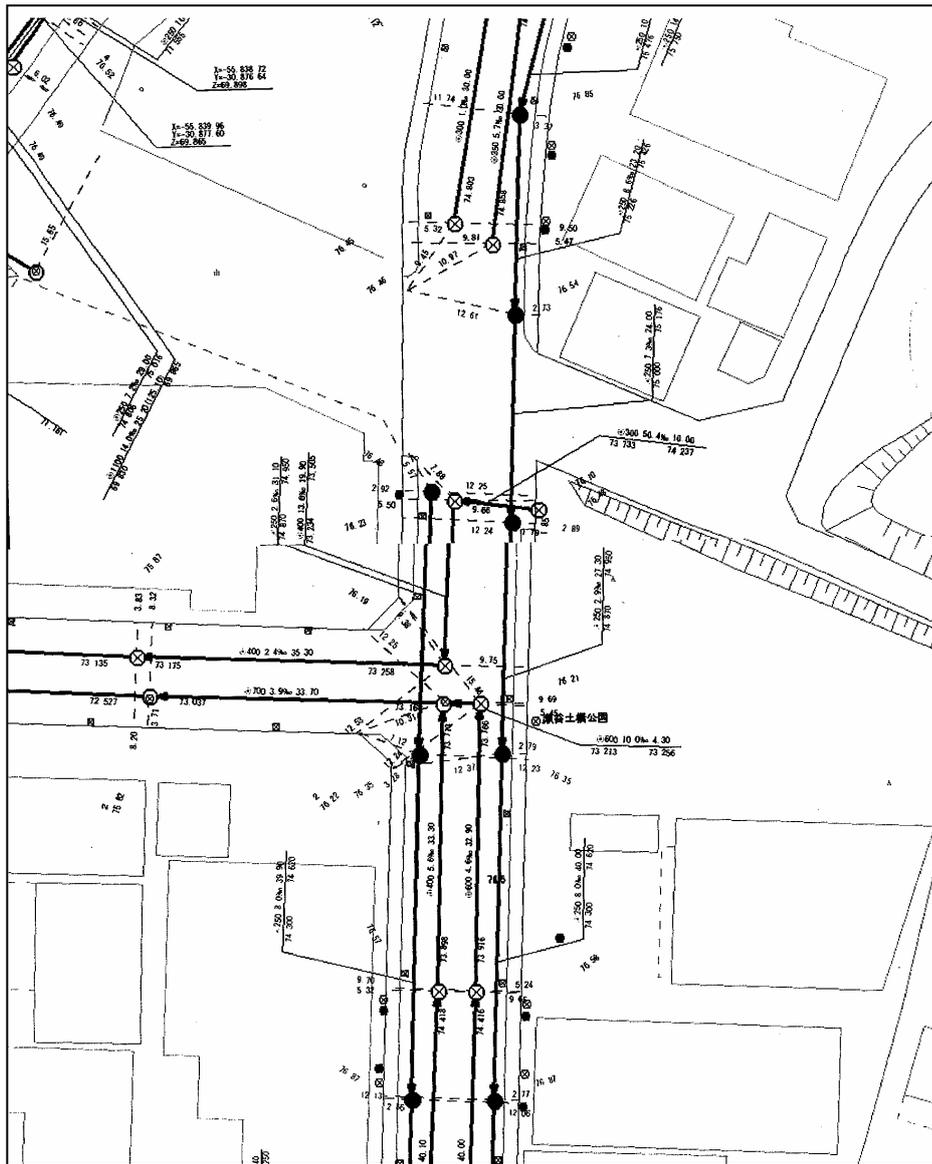
※ 5 受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。

※ 6 溶解性の物に限る。

() 内は日間平均値

別紙 12-1 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

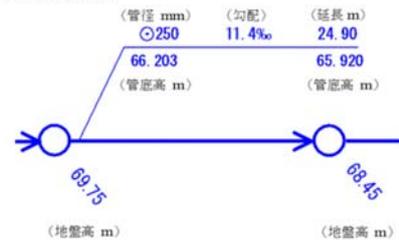
【1】



公共下水道台帳平面図 凡例

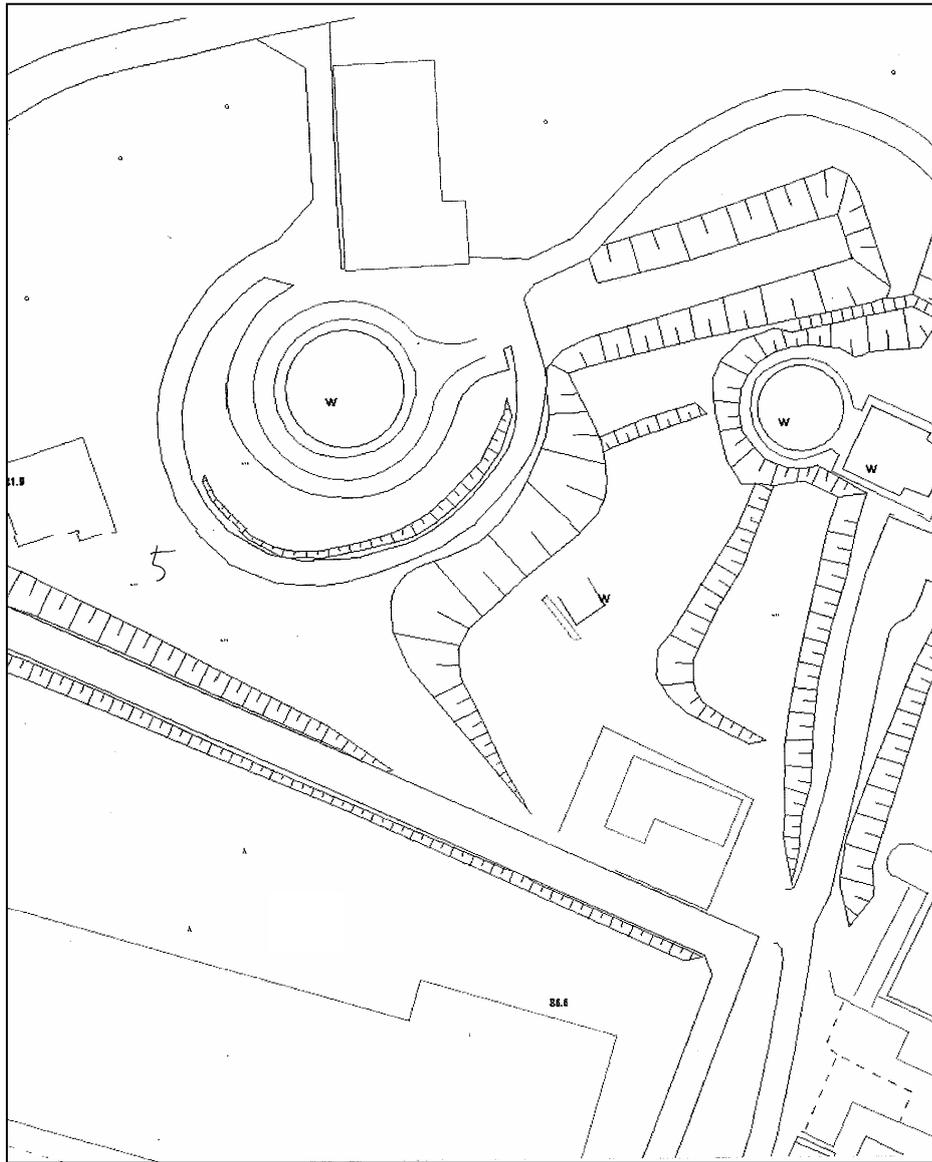
	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	樹(分流・汚水)		樹(分流・雨水)		樹(合流)
	街渠雨水樹		宅地浸透樹		街渠浸透樹

下水道平面図 注記の読み方



別紙 12-2 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

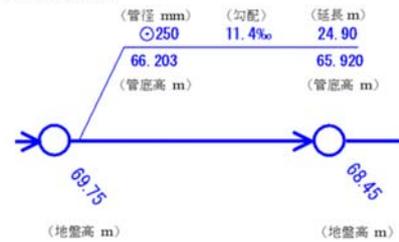
【2】



公共下水道台帳平面図 凡例

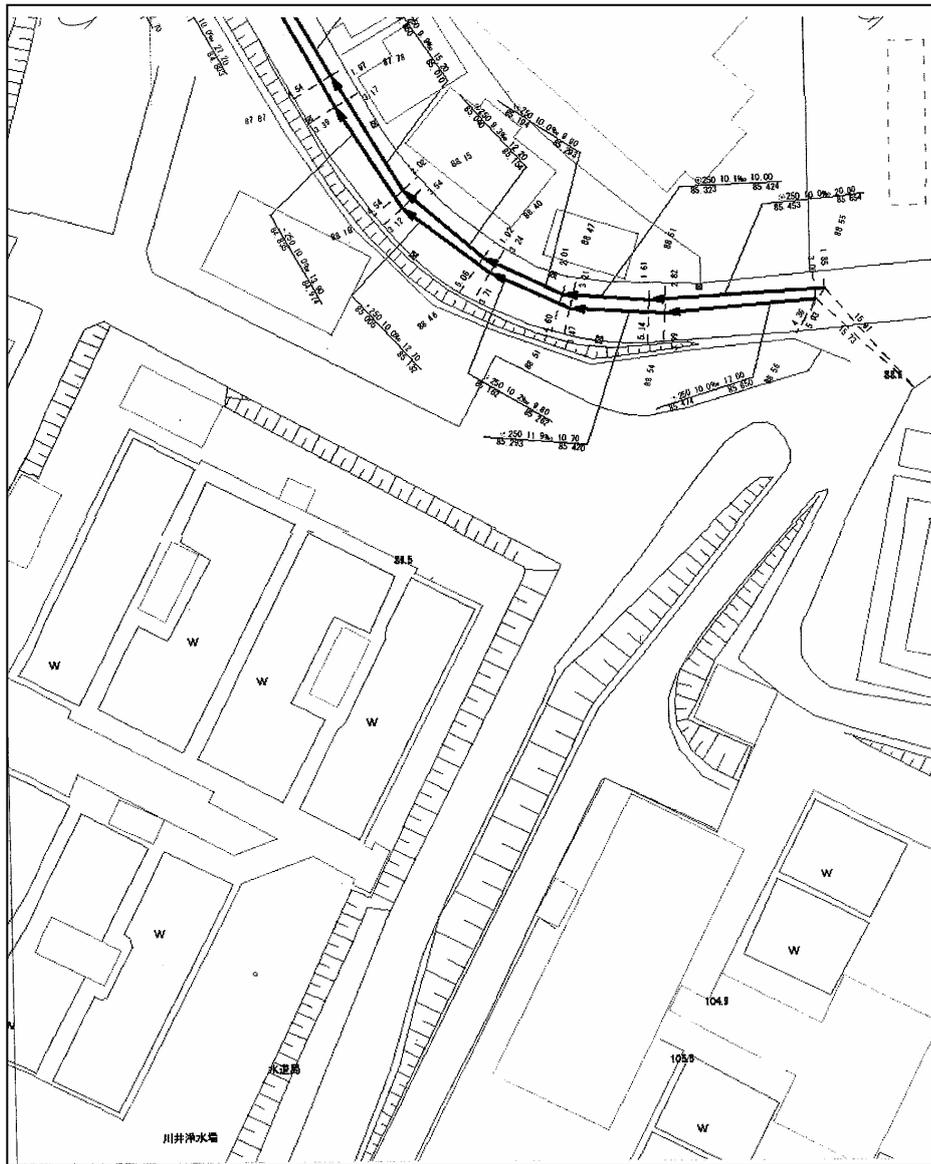
	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	樹(分流・汚水)		樹(分流・雨水)		樹(合流)
	街渠雨水樹		宅地浸透樹		街渠浸透樹

下水道平面図 注記の読み方



別紙 12-3 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

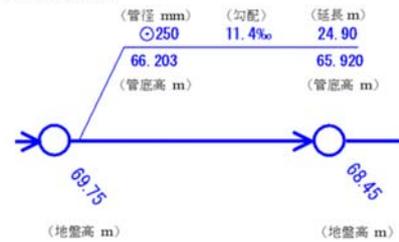
【3】



公共下水道台帳平面図 凡例

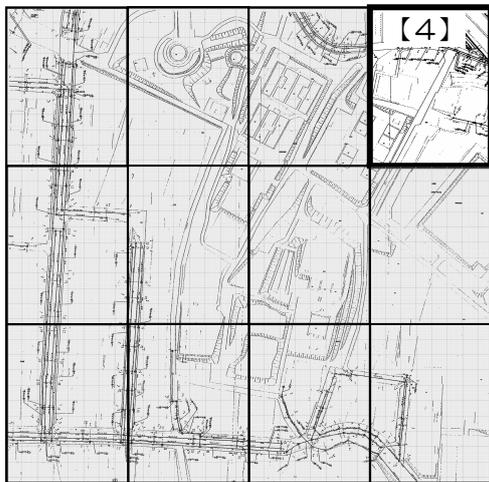
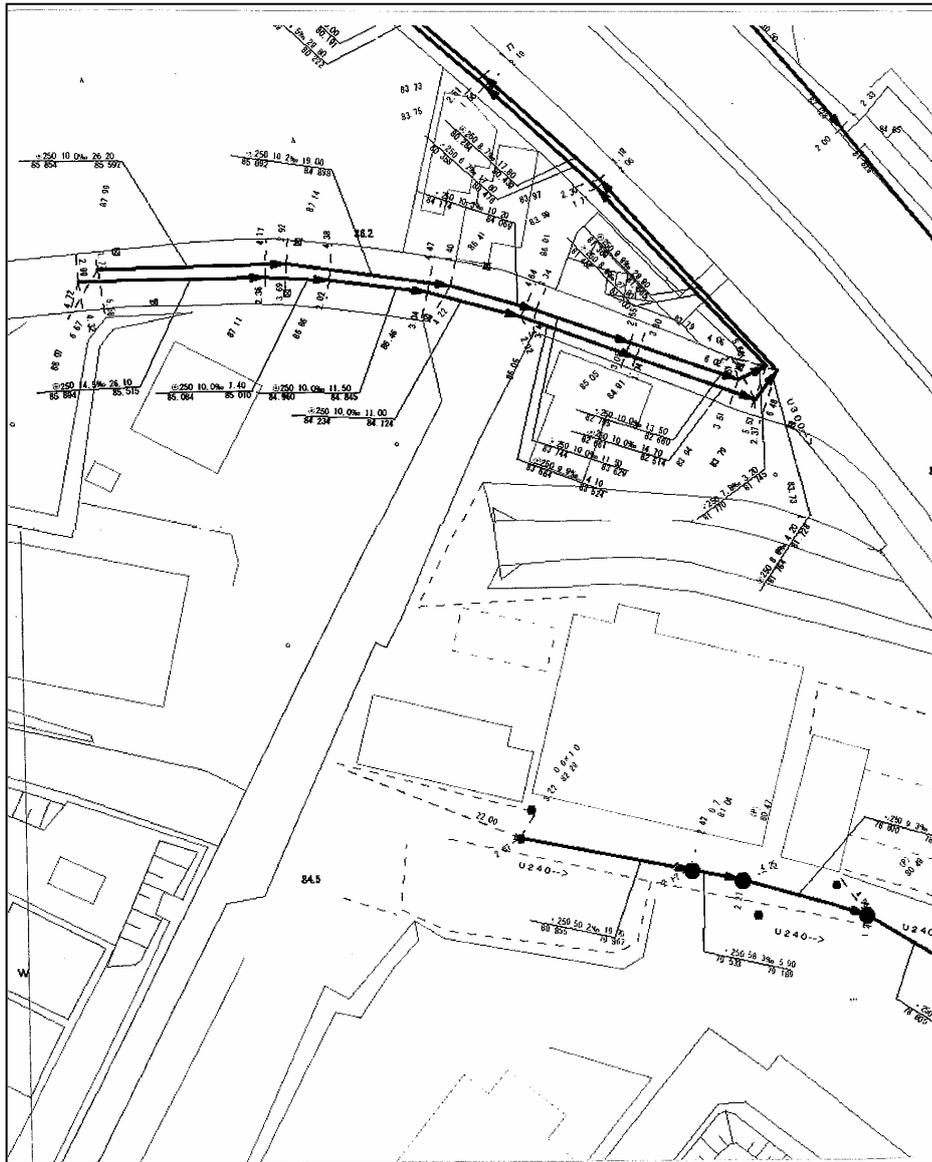
	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	樹(分流・汚水)		樹(分流・雨水)		樹(合流)
	街渠雨水樹		宅地浸透樹		街渠浸透樹

下水道平面図 注記の読み方



別紙 12-4 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

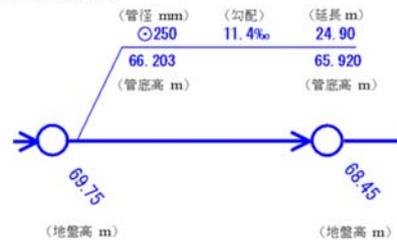
【4】



公共下水道台帳平面図 凡例

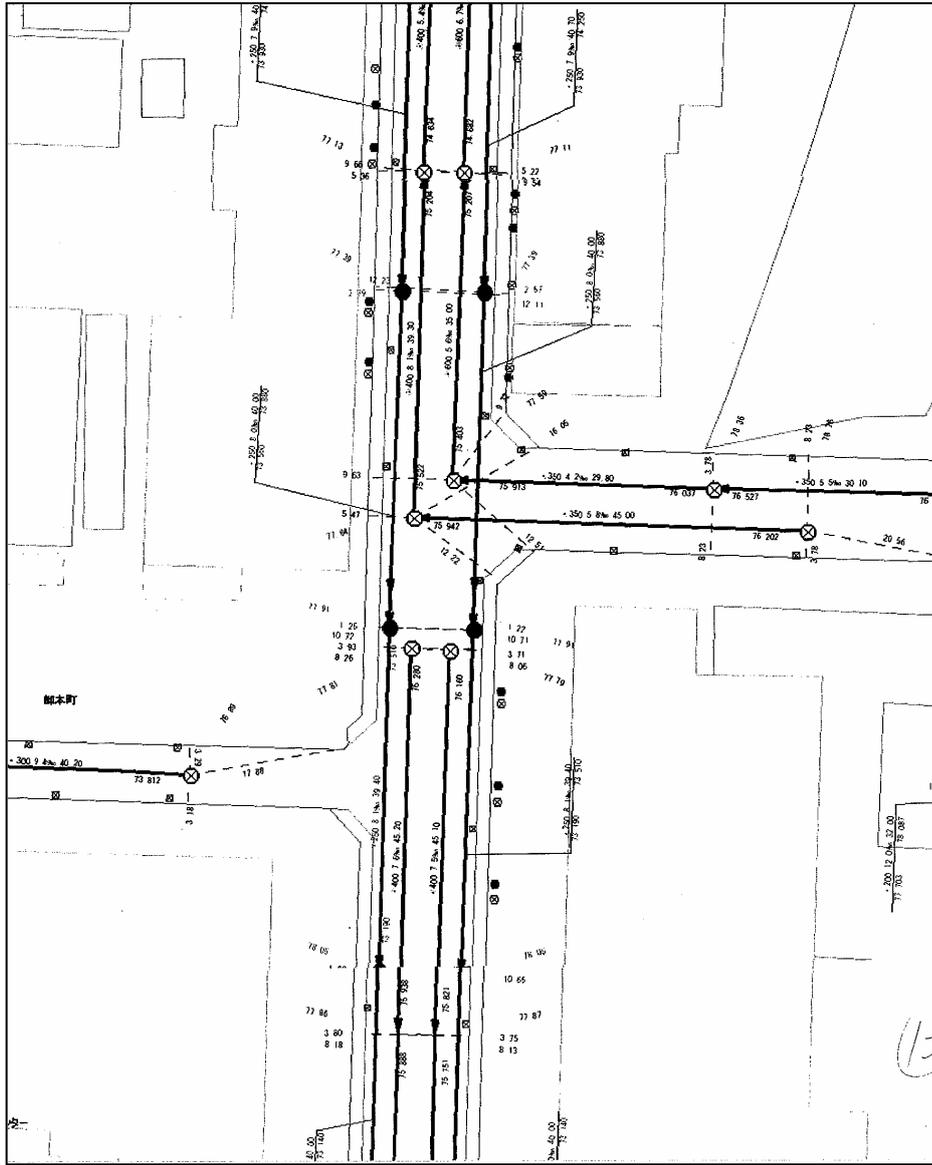
	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	樹(分流・汚水)		樹(分流・雨水)		樹(合流)
	街渠雨水樹		宅地浸透樹		街渠浸透樹

下水道平面図 注記の読み方



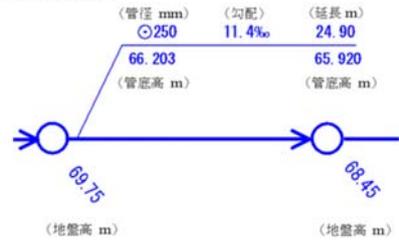
別紙 12-5 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

【5】



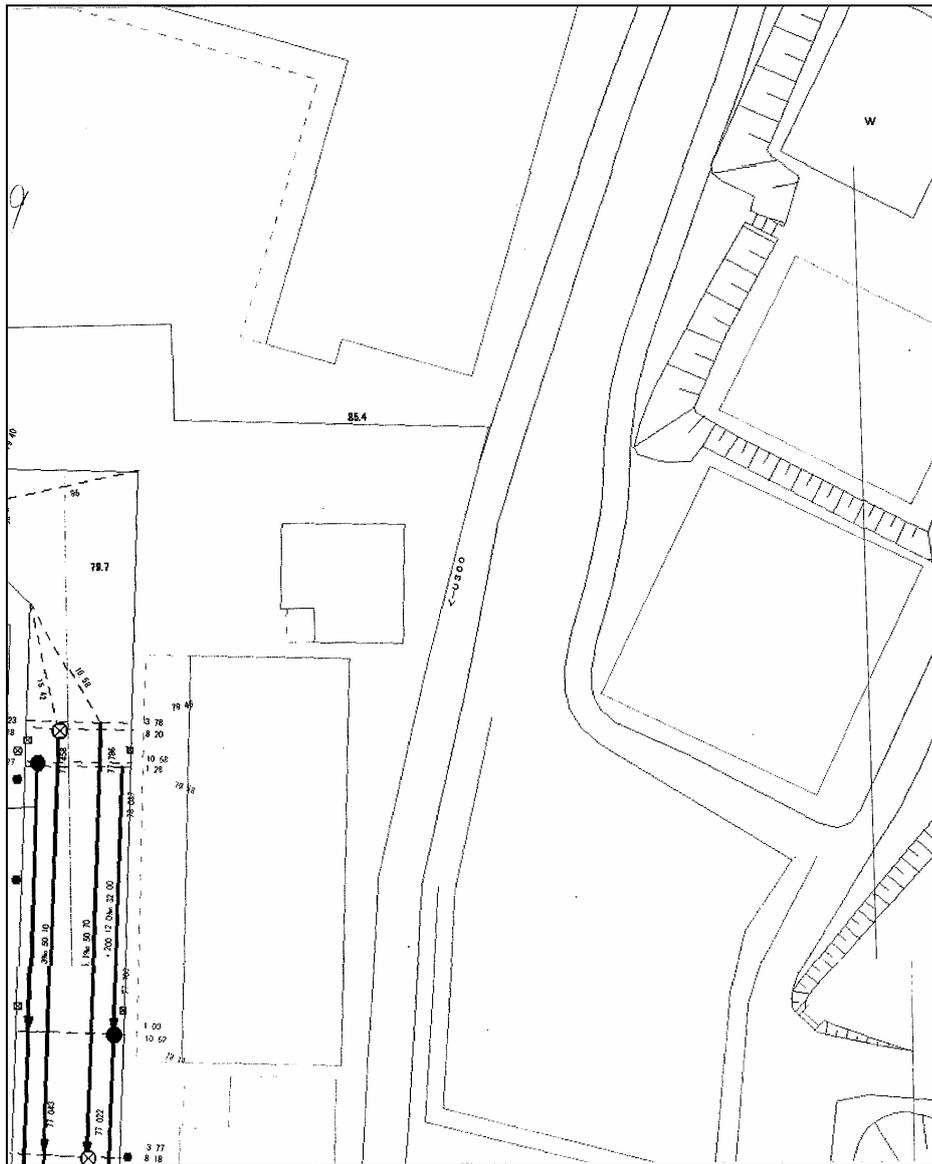
	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	樹(分流・汚水)		樹(分流・雨水)		樹(合流)
	街渠雨水樹		宅地浸透樹		街渠浸透樹

下水道平面図 注記の読み方



別紙 12-6 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

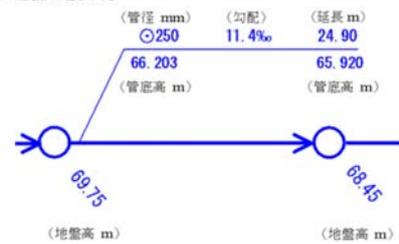
【6】



公共下水道台帳平面図 凡例

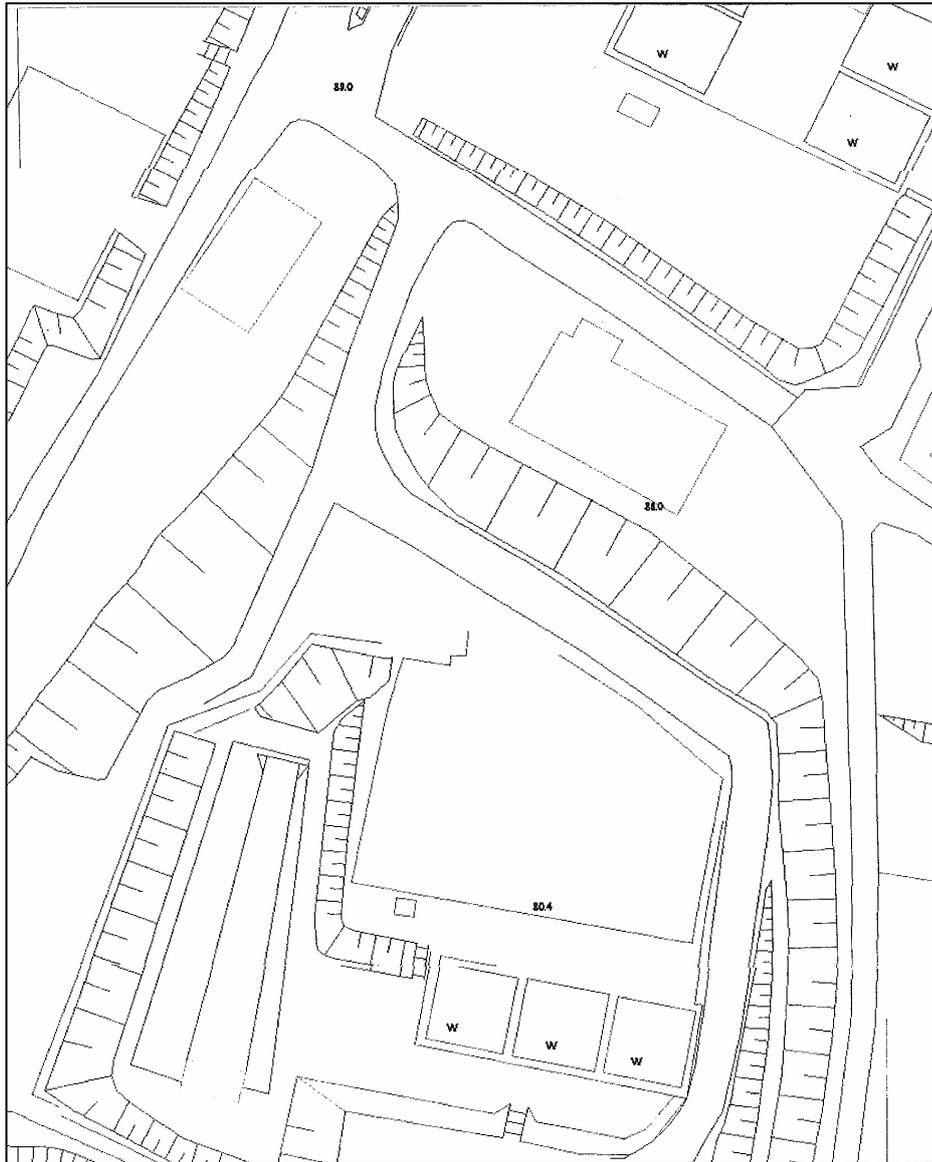
	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	樹(分流・汚水)		樹(分流・雨水)		樹(合流)
	街渠雨水樹		宅地浸透樹		街渠浸透樹

下水道平面図 注記の読み方



別紙 12-7 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

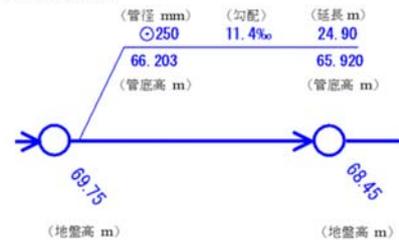
【7】



公共下水道台帳平面図 凡例

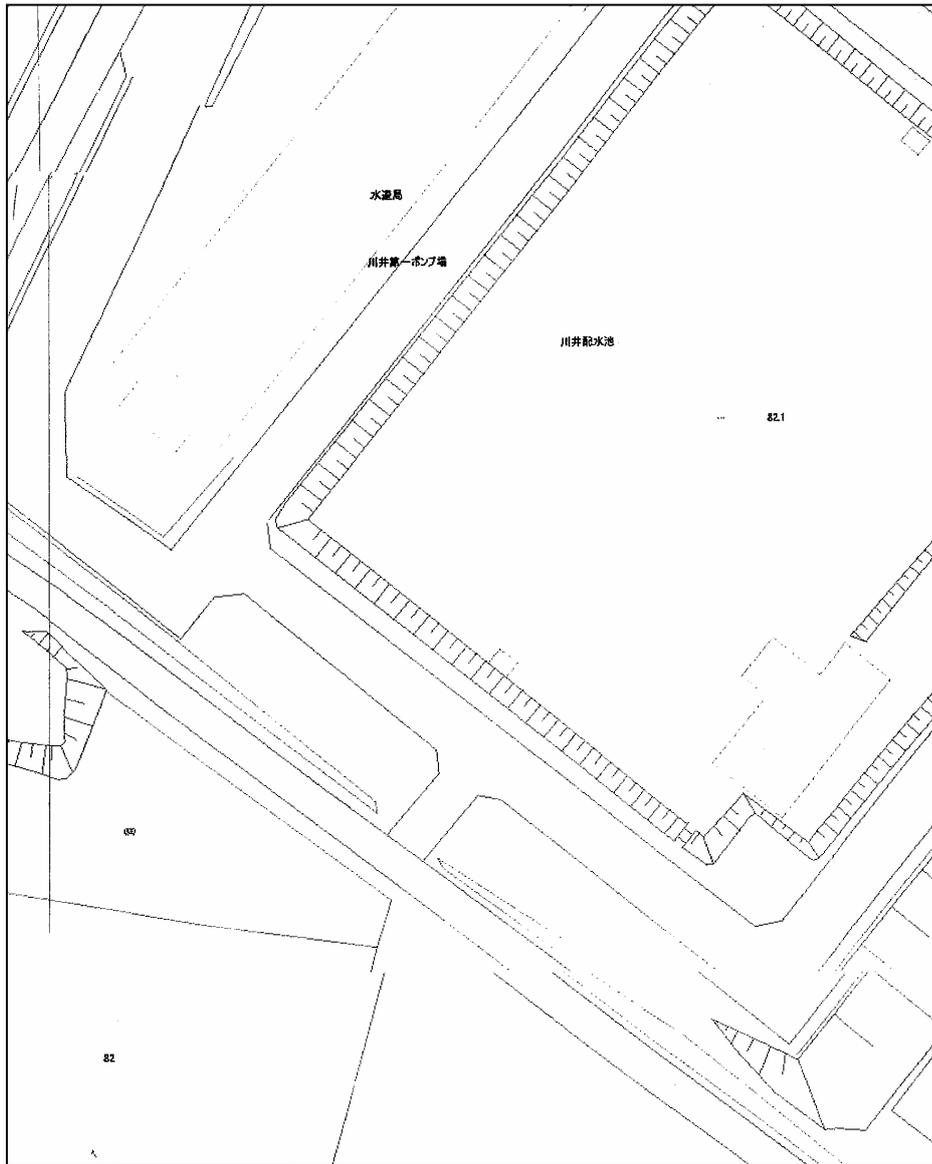
	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	樹(分流・汚水)		樹(分流・雨水)		樹(合流)
	街渠雨水樹		宅地浸透樹		街渠浸透樹

下水道平面図 注記の読み方



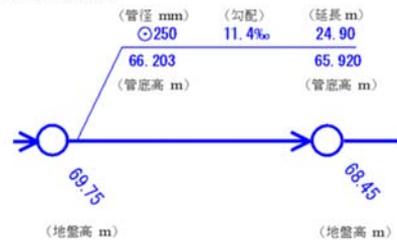
別紙 12-8 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

【8】



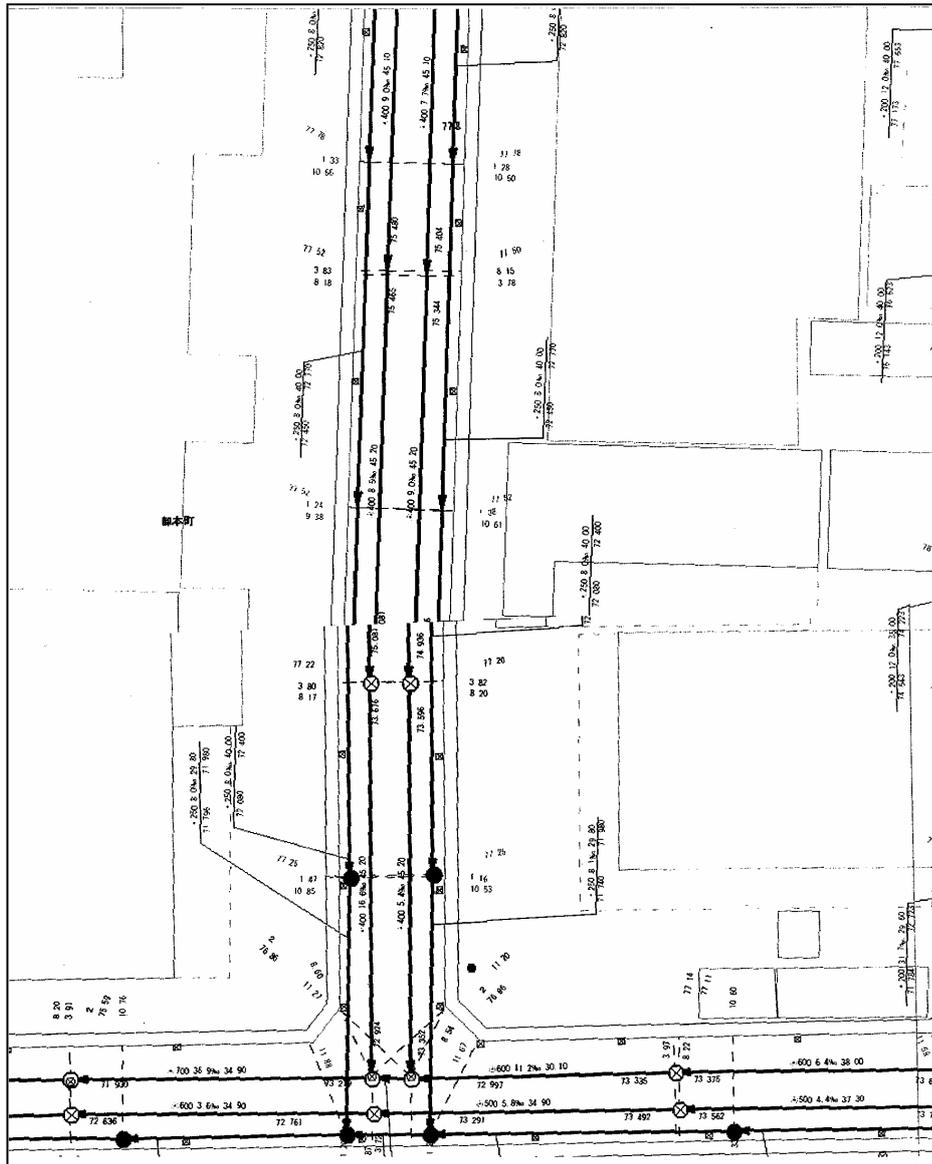
公共下水道台帳平面図 凡例					
	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	樹(分流・汚水)		樹(分流・雨水)		樹(合流)
	街渠雨水樹		宅地浸透樹		街渠浸透樹

下水道平面図 注記の読み方



別紙 12-9 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

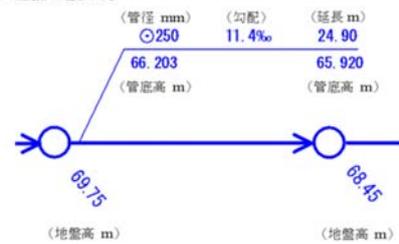
【9】



公共下水道台帳平面図 凡例

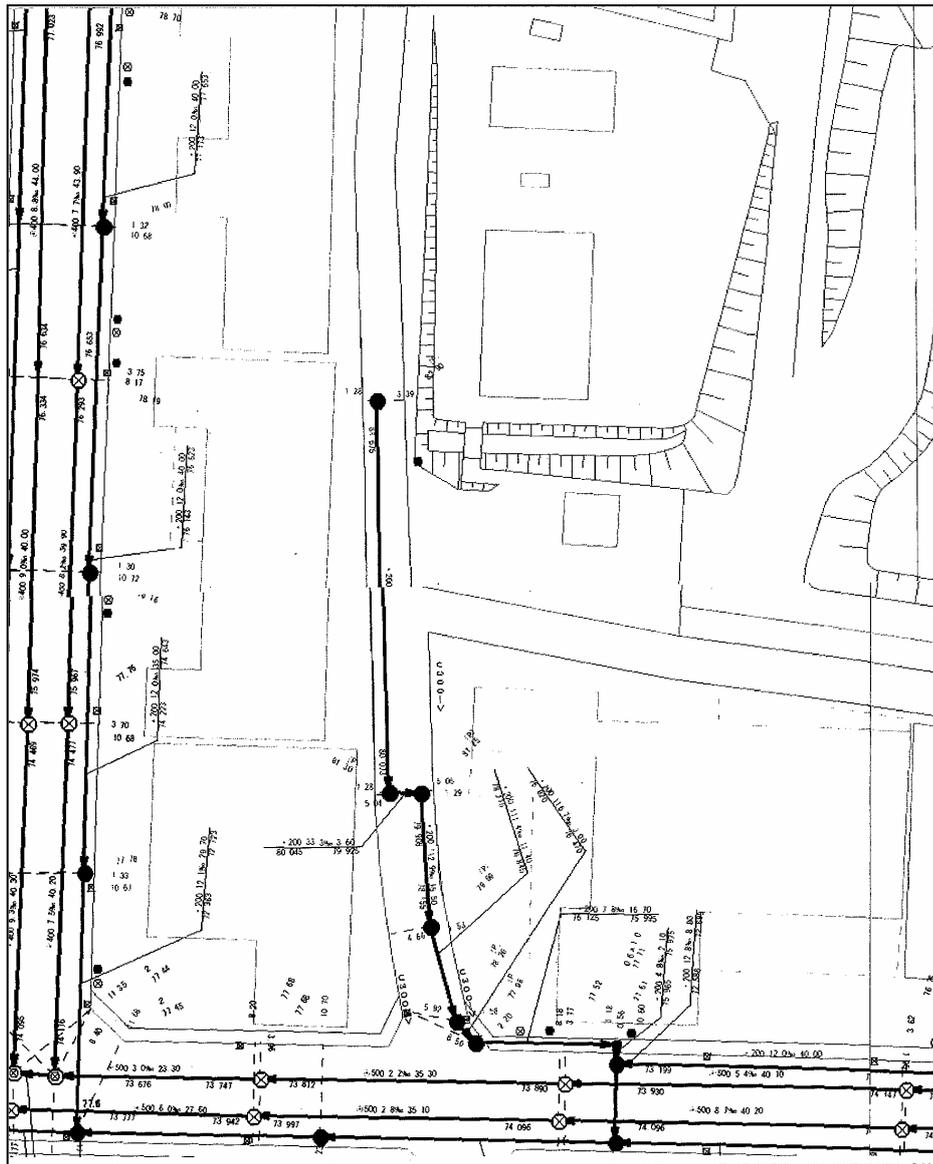
	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	樹(分流・汚水)		樹(分流・雨水)		樹(合流)
	街渠雨水樹		宅地浸透樹		街渠浸透樹

下水道平面図 注記の読み方



別紙 12-10 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

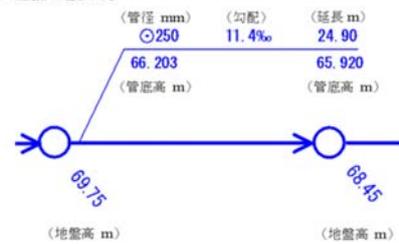
【10】



公共下水道台帳平面図 凡例

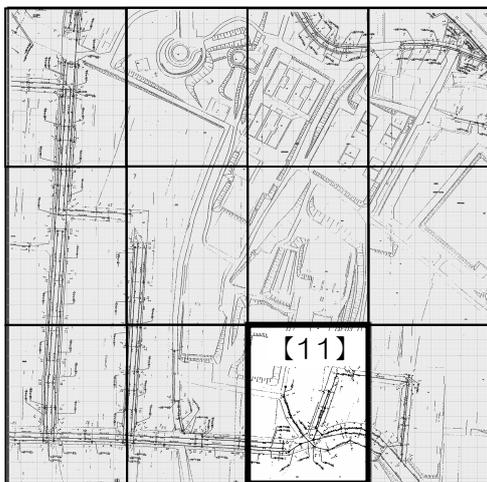
	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	樹(分流・汚水)		樹(分流・雨水)		樹(合流)
	街渠雨水樹		宅地浸透樹		街渠浸透樹

下水道平面図 注記の読み方



別紙 12-11 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

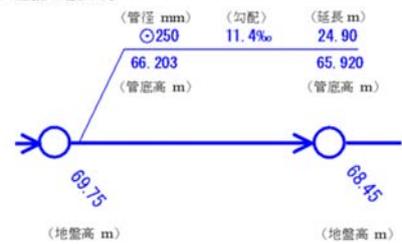
【11】



公共下水道台帳平面図 凡例

	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	柵(分流・汚水)		柵(分流・雨水)		柵(合流)
	街渠雨水柵		宅地浸透柵		街渠浸透柵

下水道平面図 注記の読み方



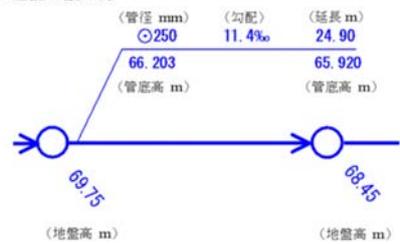
別紙 12-12 川井浄水場廻り既設雨水・汚水配管ルート図

【12】

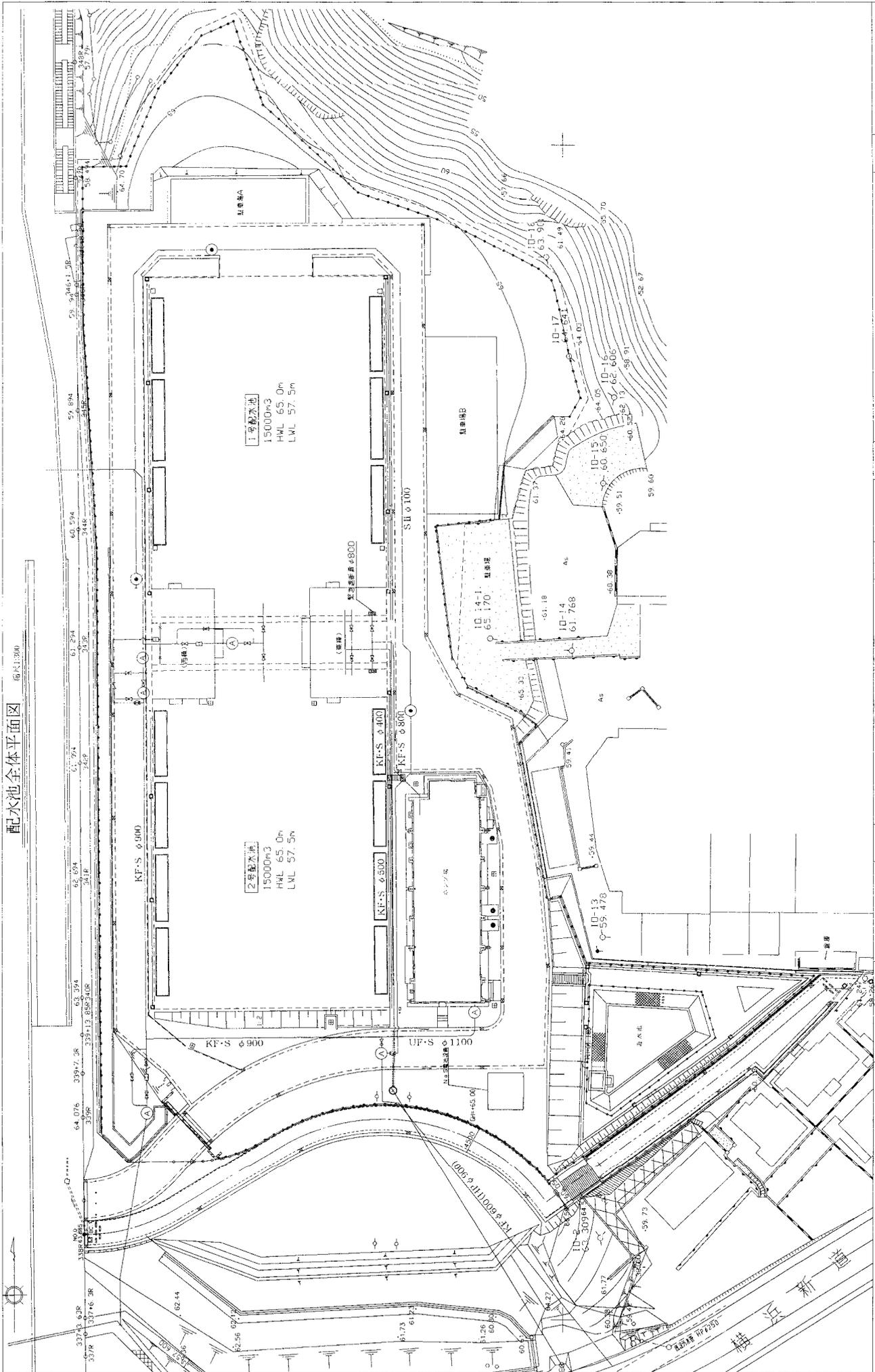


公共下水道台帳平面図 凡例					
	分流汚水管		分流雨水管		合流管
	マンホール(分流・汚水)		マンホール(分流・雨水)		マンホール(合流)
	樹(分流・汚水)		樹(分流・雨水)		樹(合流)
	街渠雨水樹		宅地浸透樹		街渠浸透樹

下水道平面図 注記の読み方



別紙13 配水池参考図 No. 1

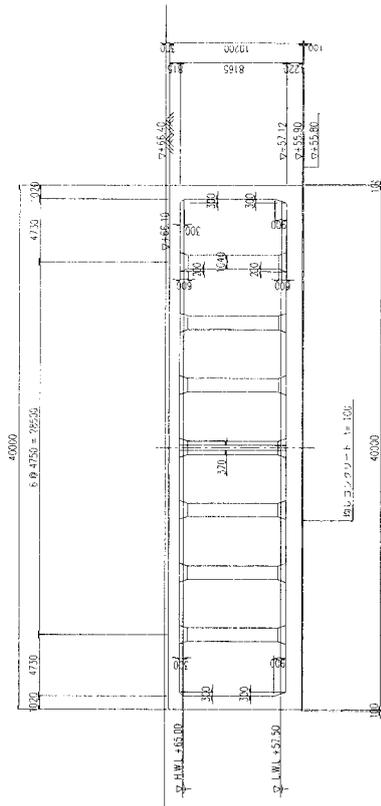


図面	配水池全体平面図
縮尺	S=1/300

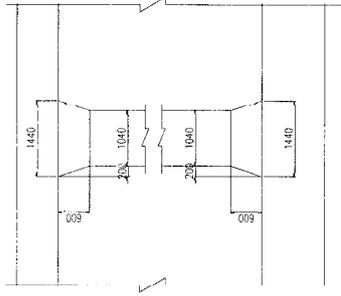
別紙13 配水池参考図 No. 4

配水池断面図(その2) S=1/200

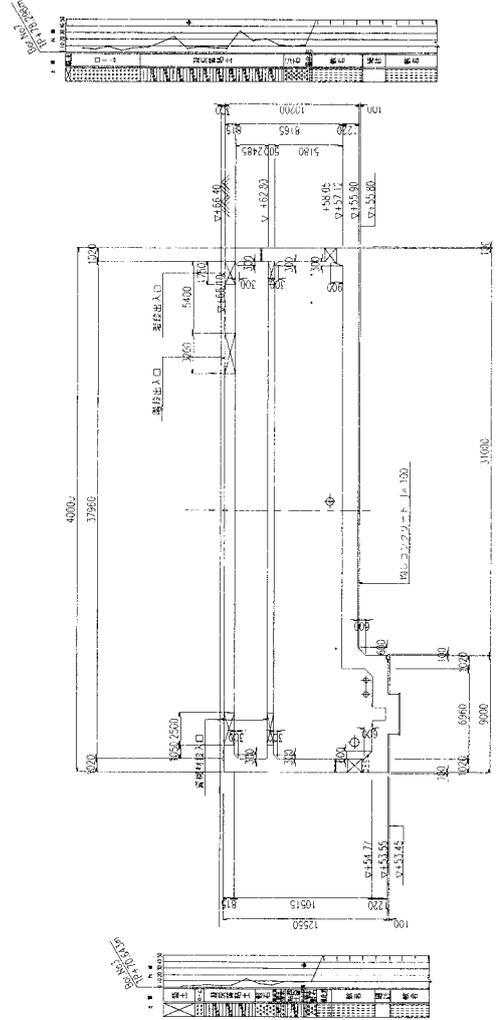
C -- C



柱詳細図 S=1/50

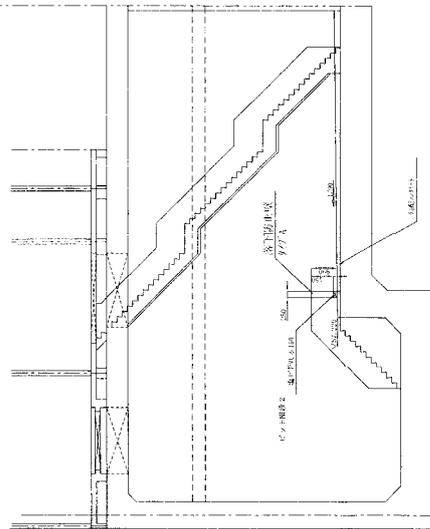


D -- D



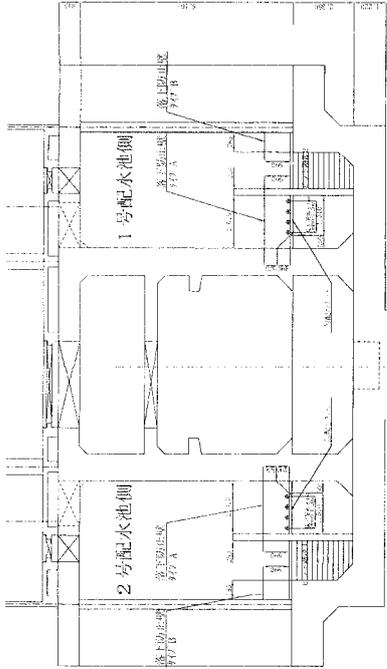
断面 配水池断面図(その2)
縮尺 S=1/50・1/200

東側断面図 S=1/100

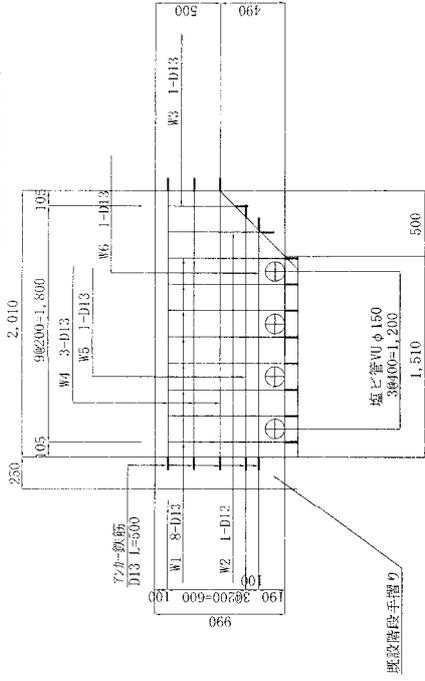


ピット部落下防止壁図

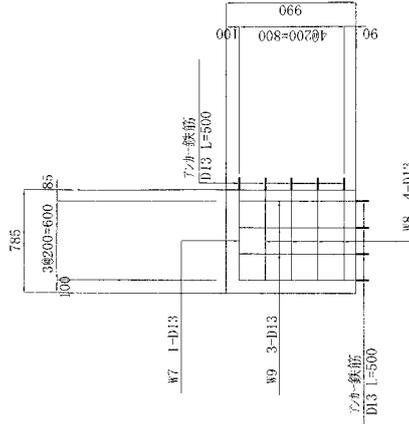
東側断面図 S=1/100



落下防止壁タイプA配筋図 S=1/20



落下防止壁タイプB配筋図 S=1/20

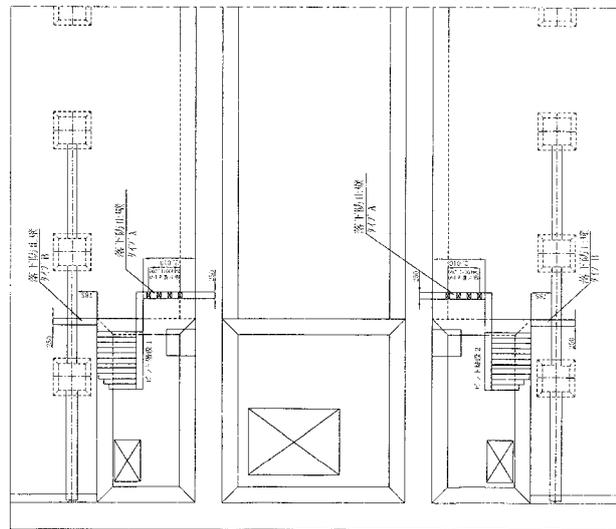


鉄筋材料表

記号	径	形状	a (mm)	b (mm)	長さ (mm)	本数	単位重量 (kg)	本数×単位重量 (kg)	重量 (kg)	備考
W1	D13	A	850		890	8	0.995	0.886	7.088	
W2	D13	A	715		715	1	0.995	0.711	0.711	
W3	D13	A	515		515	1	0.995	0.512	0.512	
W4	D13	A	200		2010	3	0.995	2.000	6.000	
W5	D13	A	1810		1810	1	0.995	1.801	1.801	
W6	D13	A	1810		1710	1	0.995	1.701	1.701	
W7	D13	B	655	220	1205	1	0.995	1.199	1.199	
W8	D13	A	655		655	4	0.995	0.682	2.728	
W9	D13	A	850		890	3	0.995	0.886	2.658	
								D13	24.398	
								計	45.796	
								2箇所合計	91.592	

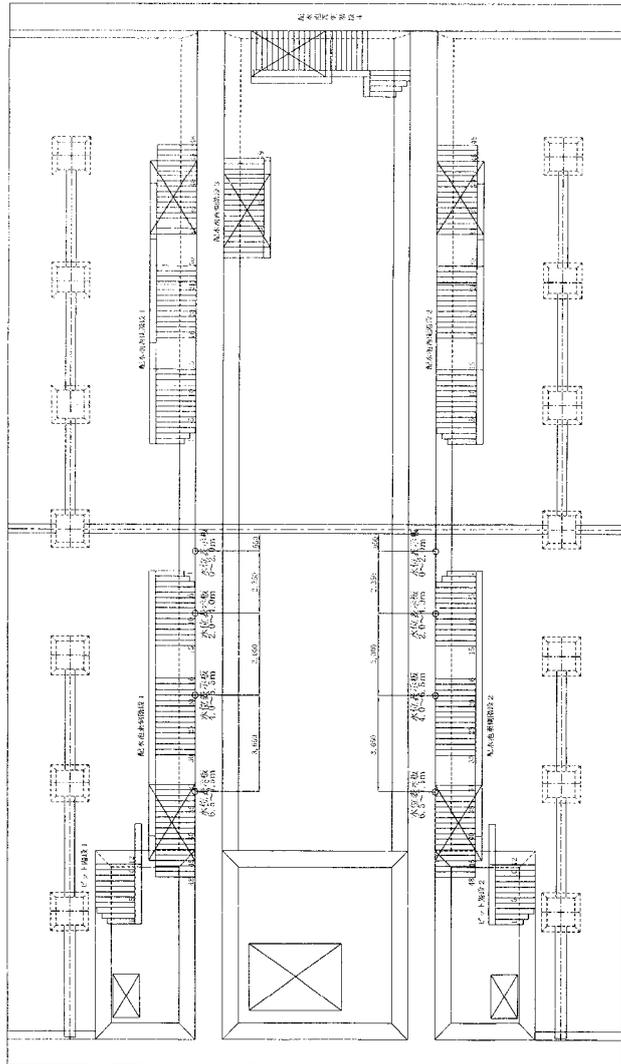
ミンクリート配合 (21-12-20高軟B)

平面図 S=1/100

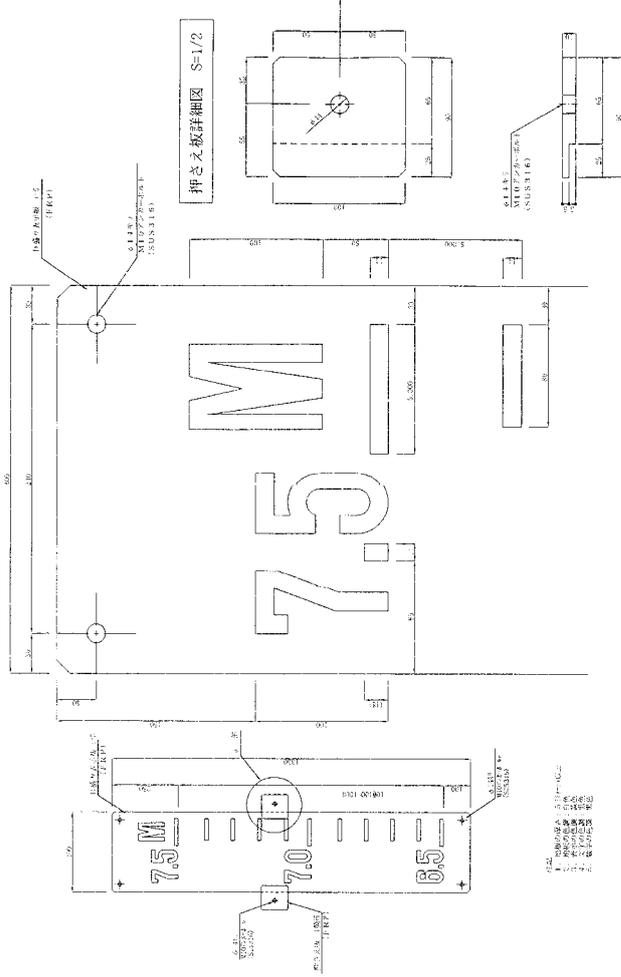


水位表示板図

平面図 S=1/100

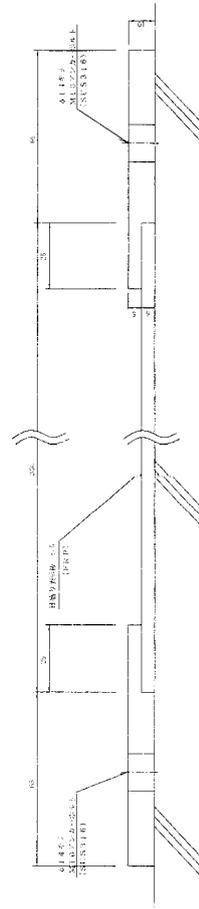
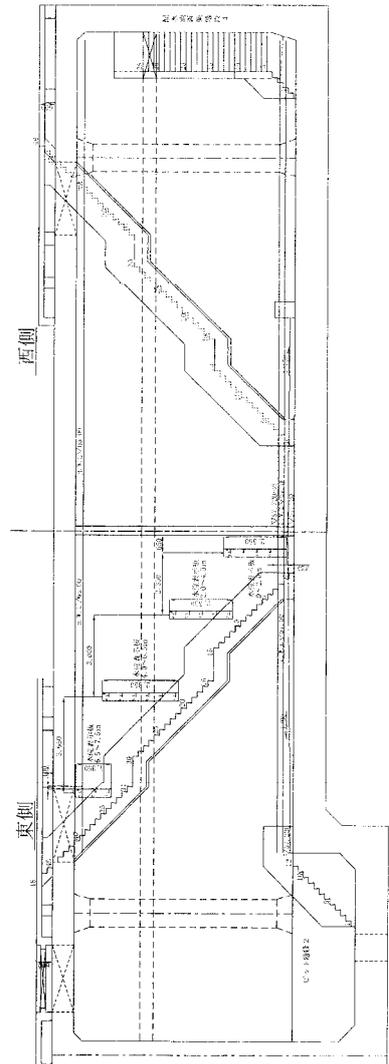


表示詳細図 S=1/2



a 部伸マス板取付詳細図 S=1/1

断面図 S=1/100



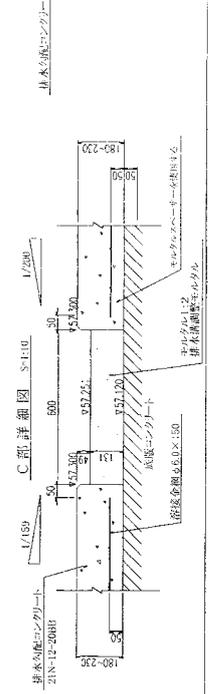
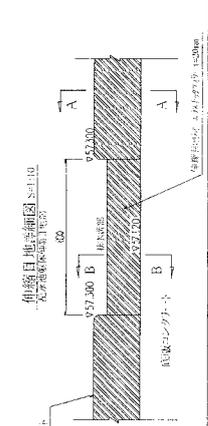
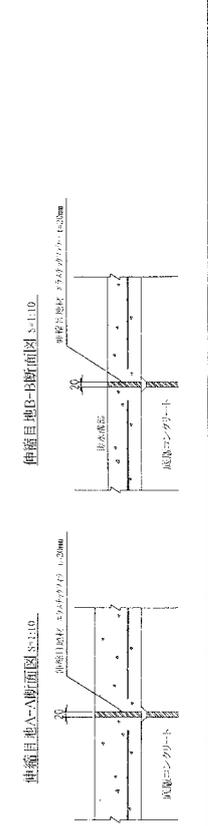
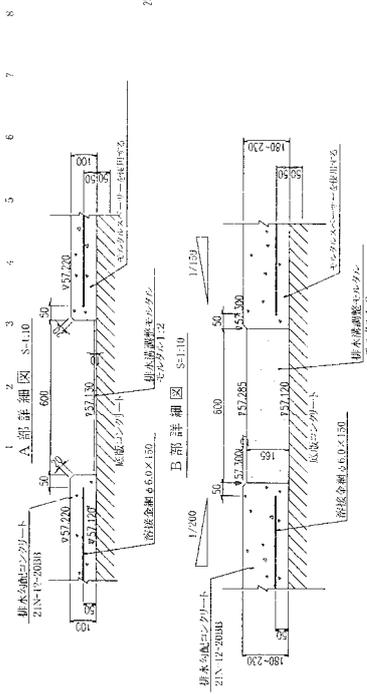
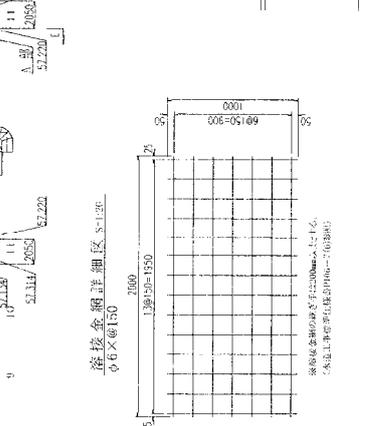
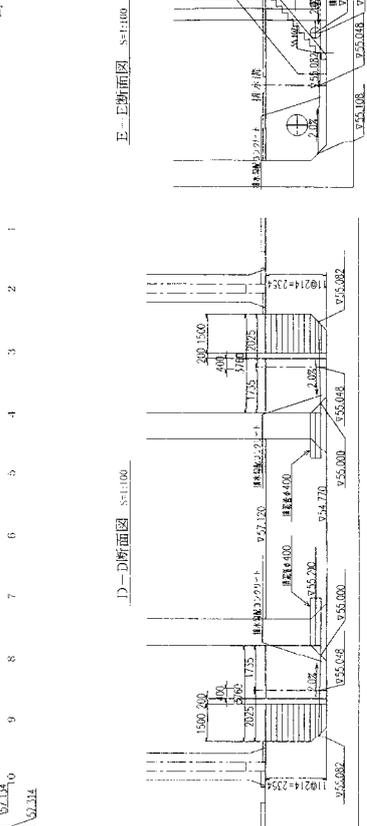
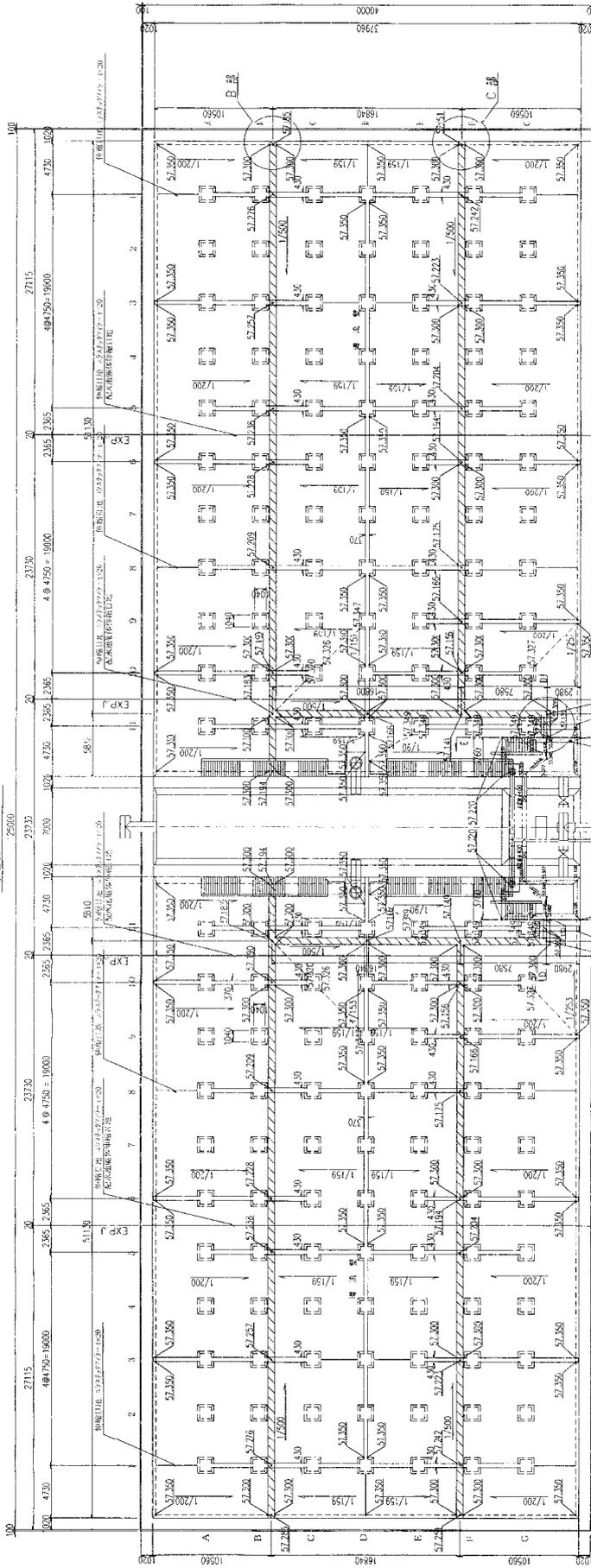
使用材料

- JIS R3411--91 ガラスチョップドストランドマット
- JIS K6919--92 硝子繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂

別紙13 配水池参考図 No. 7

排水勾配コンクリート構造図

平面図 S-17200

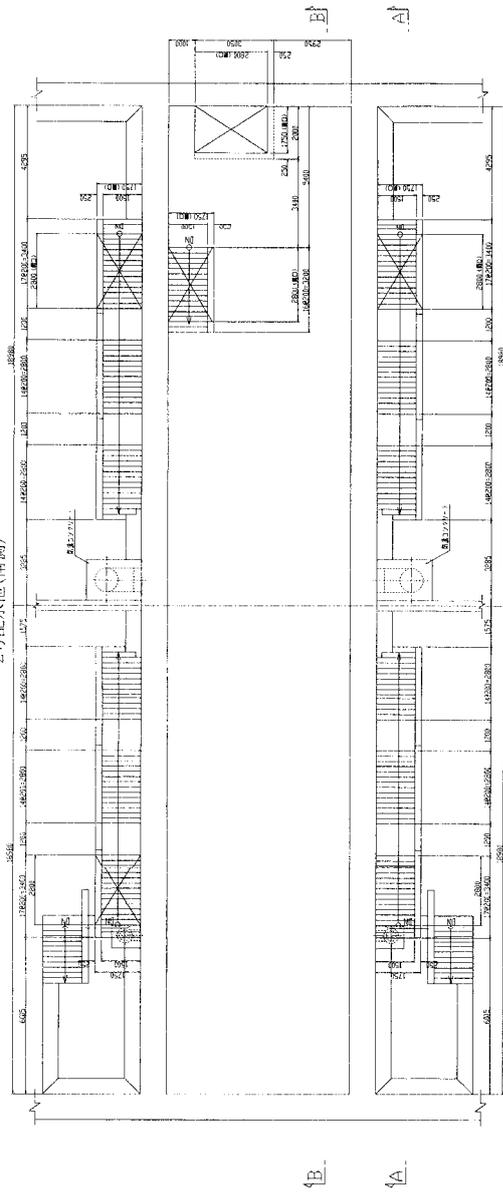


図面	排水勾配コンクリート構造図
縮尺	図示

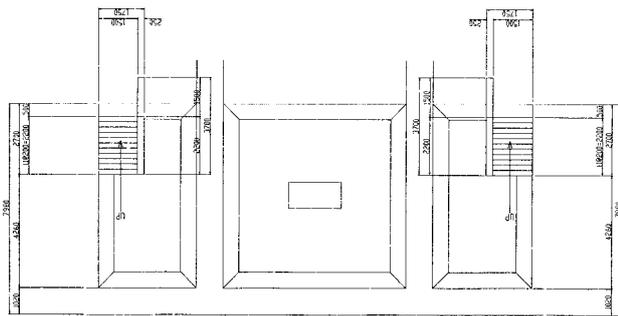
別紙13 配水池参考図 No. 8

階段構造図(1) 縮尺 1:100

1-1平面図
2号配水池(南側)

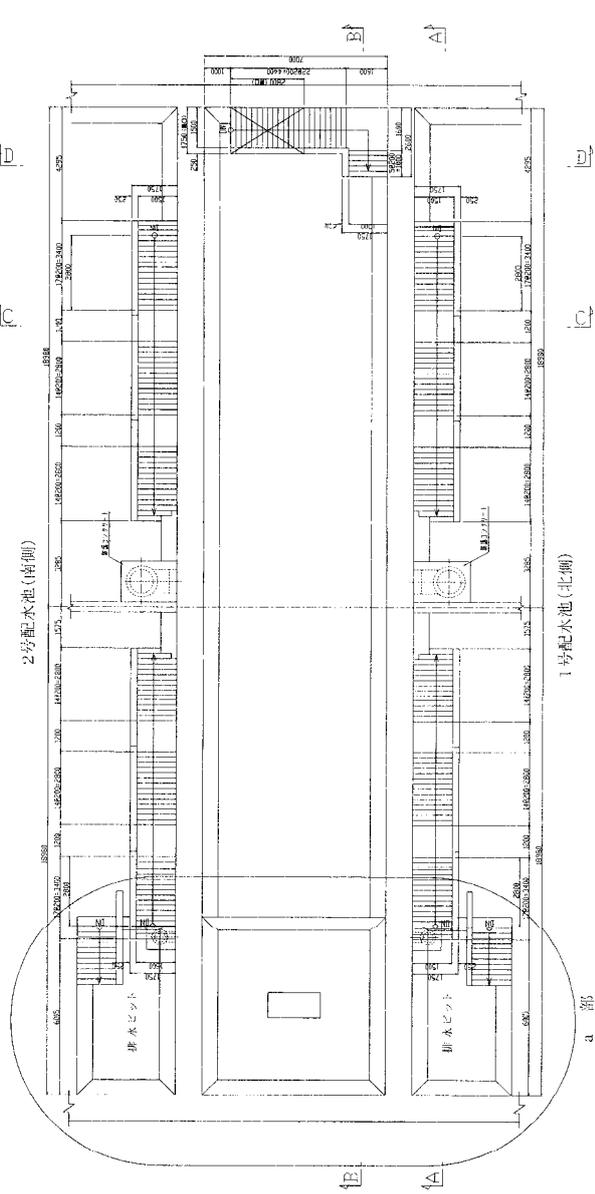


a 部
(排水シロ溜り部)



1号配水池(北側)

2-2平面図
2号配水池(南側)



1号配水池(北側)

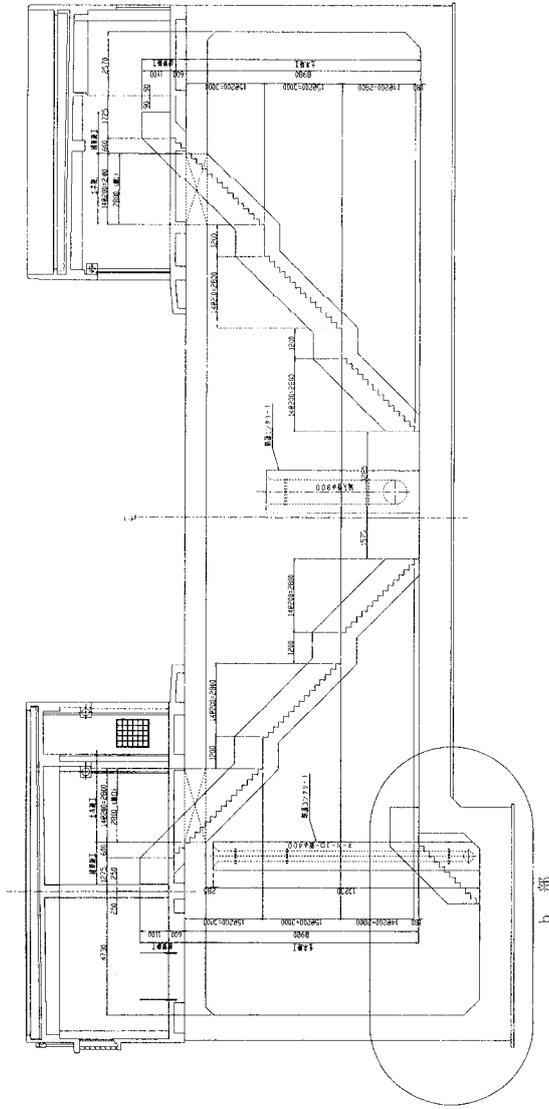
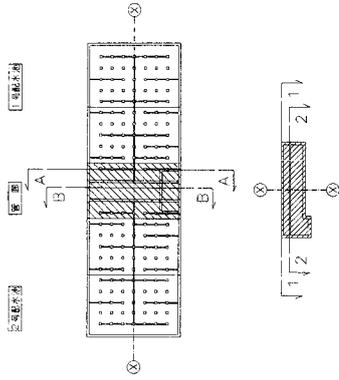
図面 階段構造図(1)
縮尺 S=1/100

別紙13 配水池参考図 No. 9

階段構造図(2)
(池内断面図)
縮尺 1:100

A-A断面図

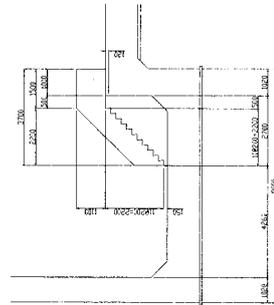
KEY - PLAN



b 部

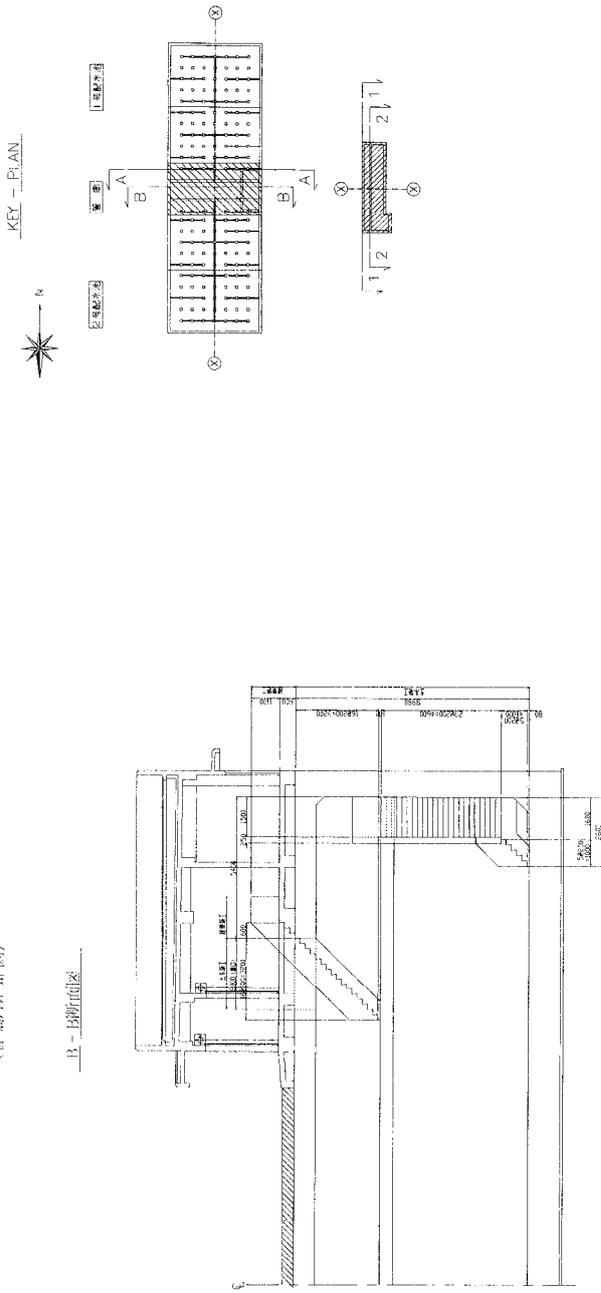
b 部

1階水エッジ部階段

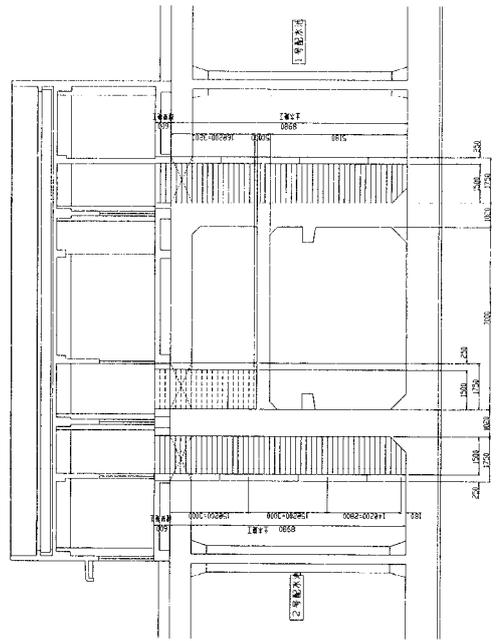


図面 階段構造図(2)
縮尺: S=1/100

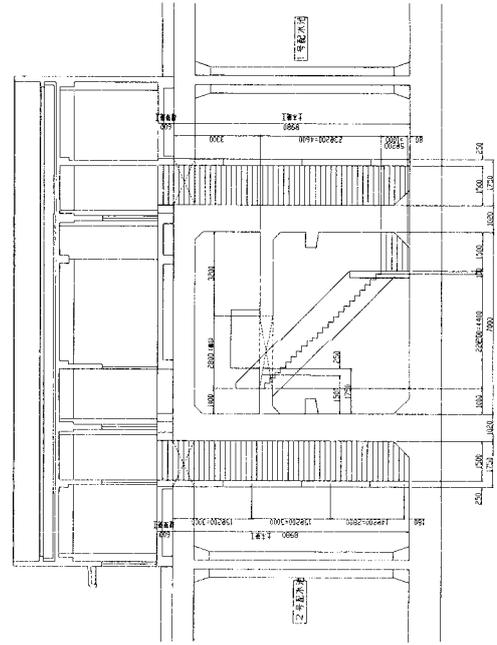
階段構造図(3) 縮尺 1:100
(管廊断面図)



C-C断面図



C-C断面図



仕様 別編13 配水池参考図 No. 11

I. 工事概要
 1. 工事場所 横浜市保土ヶ谷区倉井町 1315番地ほか
 2. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (A)	消防法施工 別表第一	備考
ポンプ場	SRC造	1階建(地下1階/地上1階)	1,036.50㎡		
配水池上層	RC造	1階建	424.28㎡		

3. 工事種目
 (注) 箇所等は建築基準法による表記

建物の種別	工種	種別	単位	量	単位	量
配水池上層	RC造	コンクリート	㎡	1	1	1
		鉄骨	㎡	1	1	1
ポンプ場	SRC造	コンクリート	㎡	1	1	1
		鉄骨	㎡	1	1	1

4. 指定部分
 無 有 ()
 5. 特記仕様
 1. 共通事項
 (1) 材料仕様及び取付に当たっては、図面に示す仕様を遵守する。
 (2) 仕様不明な箇所は、図面に示す仕様を遵守する。
 2. 特記事項
 (1) 項目は詳細に、印の付いたものを適用する。
 (2) 詳細仕様については、適用する事項(注)・印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
1. 構造等	水工事に適用する鋼材等は、図面に示す仕様を遵守するもの(製造業者が定めていた仕様)に代り、同等以上の品質を有するものを使用してもよい。ただし、同等以上の品質を有するものを使用する場合は、品質保証書が提出される。
2. 電圧周波数	① 50Hz、60Hz ・事業用電気工作物 ① 事業用電気工作物 ・適用しない
3. 電線	① 事業用電気工作物 ② 事業用電気工作物 ・適用しない
4. 電気保安技術者	・適用しない
5. 電気工事士	・適用しない
6. 工事種別	水工事に必要な工事種別、水等取扱い及び電気工事士による工事を行う。取付電圧500kV以上の電気工作物においても、第一種電気工事士による工事を行う。
7. 監督員事務所	水工事に必要な工事種別、水等取扱い及び電気工事士による工事を行う。取付電圧500kV以上の電気工作物においても、第一種電気工事士による工事を行う。必要とする場合は、監督員事務所を設ける。
8. 工事用仮設物	すべてが自負責任とする。 ・取付けない ① 取付ける ただし、設置場所は、向付にすることができ、できる である。
9. 完成図書	

① 足場、さん結露
 1.1 養生材の処理

別記の取付位置が変更したものは、無印で使用できる。
 1. 引渡しと取付位置
 2. 引渡しと取付位置
 3. 特別取付位置
 4. 引渡しと取付位置

② 構造処理
 ③ 工事等
 ④ 鋼筋施工

取付場所	取付位置	取付位置	その他の取付位置
上層部	取付位置	取付位置	取付位置
中間部	取付位置	取付位置	取付位置
下層部	取付位置	取付位置	取付位置

⑤ 鋼筋本数等
 ⑥ 鋼筋本数等
 ⑦ 鋼筋本数等
 ⑧ 鋼筋本数等

⑨ 鋼筋本数等
 ⑩ 鋼筋本数等
 ⑪ 鋼筋本数等
 ⑫ 鋼筋本数等

取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置

⑬ 鋼筋本数等
 ⑭ 鋼筋本数等
 ⑮ 鋼筋本数等
 ⑯ 鋼筋本数等

⑰ 鋼筋本数等
 ⑱ 鋼筋本数等
 ⑲ 鋼筋本数等
 ⑳ 鋼筋本数等

⑳ 鋼筋本数等
 ㉑ 鋼筋本数等
 ㉒ 鋼筋本数等
 ㉓ 鋼筋本数等

① フラットプレート
 ② 鋼筋補強材

③ 鋼筋補強材
 ④ 鋼筋補強材
 ⑤ 鋼筋補強材
 ⑥ 鋼筋補強材

⑦ 鋼筋補強材
 ⑧ 鋼筋補強材
 ⑨ 鋼筋補強材
 ⑩ 鋼筋補強材

取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置

⑪ 鋼筋補強材
 ⑫ 鋼筋補強材
 ⑬ 鋼筋補強材
 ⑭ 鋼筋補強材

⑮ 鋼筋補強材
 ⑯ 鋼筋補強材
 ⑰ 鋼筋補強材
 ⑱ 鋼筋補強材

取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置

⑲ 鋼筋補強材
 ㉑ 鋼筋補強材
 ㉒ 鋼筋補強材
 ㉓ 鋼筋補強材

㉕ 鋼筋補強材
 ㉖ 鋼筋補強材
 ㉗ 鋼筋補強材
 ㉘ 鋼筋補強材

㉙ 鋼筋補強材
 ㉚ 鋼筋補強材
 ㉛ 鋼筋補強材
 ㉜ 鋼筋補強材

① 鋼筋補強材
 ② 鋼筋補強材

③ 鋼筋補強材
 ④ 鋼筋補強材
 ⑤ 鋼筋補強材
 ⑥ 鋼筋補強材

⑦ 鋼筋補強材
 ⑧ 鋼筋補強材
 ⑨ 鋼筋補強材
 ⑩ 鋼筋補強材

取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置

⑪ 鋼筋補強材
 ⑫ 鋼筋補強材
 ⑬ 鋼筋補強材
 ⑭ 鋼筋補強材

⑮ 鋼筋補強材
 ⑯ 鋼筋補強材
 ⑰ 鋼筋補強材
 ⑱ 鋼筋補強材

取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置

⑲ 鋼筋補強材
 ㉑ 鋼筋補強材
 ㉒ 鋼筋補強材
 ㉓ 鋼筋補強材

㉕ 鋼筋補強材
 ㉖ 鋼筋補強材
 ㉗ 鋼筋補強材
 ㉘ 鋼筋補強材

㉙ 鋼筋補強材
 ㉚ 鋼筋補強材
 ㉛ 鋼筋補強材
 ㉜ 鋼筋補強材

① 鋼筋補強材
 ② 鋼筋補強材

③ 鋼筋補強材
 ④ 鋼筋補強材
 ⑤ 鋼筋補強材
 ⑥ 鋼筋補強材

⑦ 鋼筋補強材
 ⑧ 鋼筋補強材
 ⑨ 鋼筋補強材
 ⑩ 鋼筋補強材

取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置

⑪ 鋼筋補強材
 ⑫ 鋼筋補強材
 ⑬ 鋼筋補強材
 ⑭ 鋼筋補強材

⑮ 鋼筋補強材
 ⑯ 鋼筋補強材
 ⑰ 鋼筋補強材
 ⑱ 鋼筋補強材

取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置
取付位置	取付位置	取付位置	取付位置

⑲ 鋼筋補強材
 ㉑ 鋼筋補強材
 ㉒ 鋼筋補強材
 ㉓ 鋼筋補強材

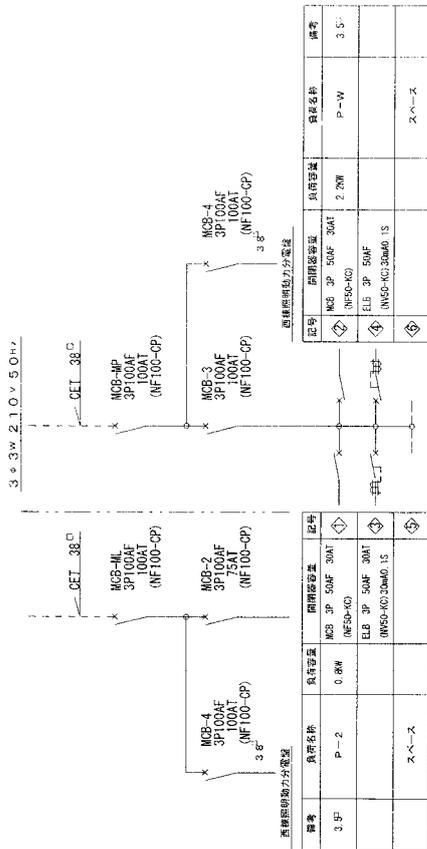
㉕ 鋼筋補強材
 ㉖ 鋼筋補強材
 ㉗ 鋼筋補強材
 ㉘ 鋼筋補強材

㉙ 鋼筋補強材
 ㉚ 鋼筋補強材
 ㉛ 鋼筋補強材
 ㉜ 鋼筋補強材

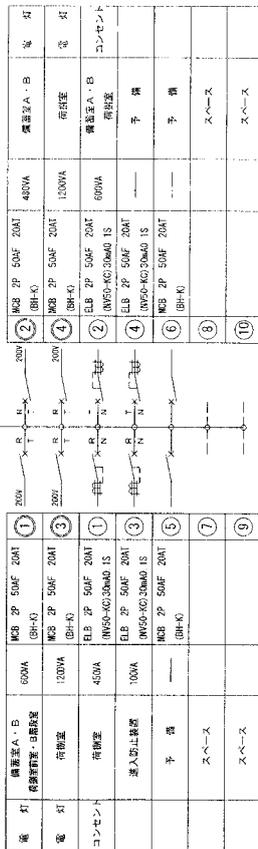
別紙13 配水池参考図 No. 12

電灯分電盤結線図

LP-E



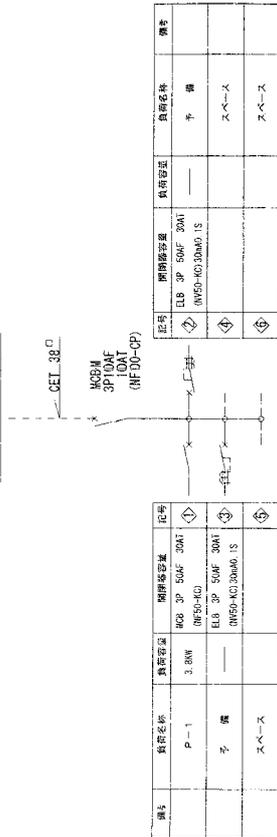
機器	負荷名称	負荷容量	開閉器容量	記号	負荷名称	備考
3. 灯	P-2	0.8kW	MCB 3P 50AF 30AT (NF50-KC)	①	P-W	3. 5
			ELB 3P 50AF 30AT (NF50-KC)30mA0.1S	②		
	スペース			③	スペース	



機器	負荷名称	負荷容量	開閉器容量	記号	負荷名称	備考
電灯	機器室A・B	600VA	MCB 2P 50AF 20AT (BF-K)	①	機器室A・B	電灯
電灯	機器室A・B	1200VA	MCB 2P 50AF 20AT (BF-K)	②	機器室A・B	電灯
コンセント	機器室	400VA	ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	③	機器室A・B	コンセント
			ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	④	予備	
	進入禁止表示	100VA	MCB 2P 50AF 20AT (BF-K)	⑤	予備	
	スペース			⑥	スペース	
	スペース			⑦	スペース	
	スペース			⑧	スペース	

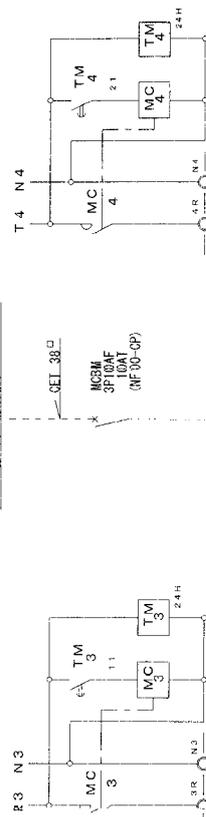
LP-W

東横照明動力分電盤より
3φ 3W 210V 50Hz



機器	負荷名称	負荷容量	開閉器容量	記号	負荷名称	備考
	P-1	3.8kW	MCB 3P 50AF 30AT (NF50-KC)	①		
			ELB 3P 50AF 30AT (NF50-KC)30mA0.1S	②	スペース	
	スペース			③	スペース	

東横照明動力分電盤より
1φ 3W 210V 50Hz



機器	負荷名称	負荷容量	開閉器容量	記号	負荷名称	備考
	P-1	3.8kW	MCB 3P 50AF 30AT (NF50-KC)	①		
			ELB 3P 50AF 30AT (NF50-KC)30mA0.1S	②	スペース	
	スペース			③	スペース	

次亜塩素酸発生装置

機器	負荷名称	負荷容量	開閉器容量	記号	負荷名称	備考
電灯	機器室B	960VA	MCB 2P 50AF 20AT (BF-K)	①	機器室B・消音室	電灯
電灯	消音室・待機室	840VA	MCB 2P 50AF 20AT (BF-K)	②	機器室B・消音室	電灯
電灯	制御室・機器室A	600VA	ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	③	機器室A	電灯
			ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	④	予備	
	進入禁止表示	1200VA	MCB 2P 50AF 20AT (BF-K)	⑤	予備	
	スペース			⑥	スペース	
	スペース			⑦	スペース	
	スペース			⑧	スペース	

西側

機器	負荷名称	負荷容量	開閉器容量	記号	負荷名称	備考
電灯	機器室B・消音室	918VA	MCB 2P 50AF 20AT (BF-K)	②	機器室B・消音室	電灯
電灯	機器室A	840VA	MCB 2P 50AF 20AT (BF-K)	③	機器室A	電灯
電灯	機器室	600VA	ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	④	機器室	電灯
			ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	⑤	予備	
	機器室A・機器室	900VA	MCB 2P 50AF 20AT (BF-K)	⑥	機器室A・機器室	コンセント
	機器室	550VA	ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	⑦	機器室	コンセント
	機器室	550VA	ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	⑧	機器室	コンセント
	スペース			⑨	スペース	
	スペース			⑩	スペース	
	スペース			⑪	スペース	

管理

機器	負荷名称	負荷容量	開閉器容量	記号	負荷名称	備考
電灯	B1F	600VA	ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	⑨	B1F	電灯
電灯	B2F	1500VA	ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	⑩	B2F	電灯
コンセント	B1F	300VA	ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	⑪	B1F	コンセント
コンセント	B2F	300VA	ELB 2P 50AF 20AT (NF50-KC)30mA0.1S	⑫	B2F	コンセント

図面 縮尺

電灯分電盤結線図

別紙13 配水池参考図 No. 13

動力分電盤結線図

盤名	電線番号	電線サイズ	負		荷		操作・表示及び警報				開閉器容量	備	考
			名	称	容量 (kw)	制御回路	インターロック及び連動	低圧コンサー	水位表示	運転表示			
P-E-1 屋内露出形 3φ3W210V 	FS-1	給気ファン	1.5	5		40μF	○	○	○	MCCB 3P 50/30AT	タイマーによる発停1回~10回/日		
	FE-1	排気ファン	1.5	6		40μF	○	○	○	"	FS-1と連動が1回~10回/日		
	FS-2	給気ファン	0.4	5		20μF	○	○	○	MCCB 3P 50/20AT	タイマーによる発停1回~10回/日		
	FE-2	排気ファン	0.4	6		20μF	○	○	○	"	FS-2と連動が1回~10回/日		
		予備スペース								MCCB 3P 50AFスペース			
		"								"			
P-E-3 屋内露出形 AC 3φ3W210V 	PU-1	緊急給水用ポンプ	2.2	3		50μF	○	○	○	ELCB 3P 50/30AT	AC, GAC手動切替え		
	GAC												
P-E-1 屋内露出形 3φ3W210V 	PD-1	汚水用排水ポンプ No.1	0.4	9		20μF	○	○	○	ELCB 3P 50/30AT	自動交互, 回降運転		
	PD-1	汚水用排水ポンプ No.2	0.4	9		20μF	○	○	○	"			
		汚水用排水ポンプ No.1											
		汚水用排水ポンプ No.2											
		汚水水検水位										電柱橋 5P+3P	
S-1 屋内露出形 発電機用電盤 3φ3W210V 		P-W電盤								ELCB 3P 50/30AT	電源車側端子		
												3P 5.5 (標ネジ付)	

動力分電盤結線図

図面
縮尺

別紙13 配水池参考図 No. 16

記号	名称	仕様	備考
	給水管	VL : 埋設用ポリエチレン管 (一般配管用) VD : 内径面露出ポリエチレン管 (埋設配管用) PA : 水通非ポリエチレン管 (埋設配管用) PD : 水通非ポリエチレン管 (埋設配管用) PB : 水通非ポリエチレン管 (埋設配管用)	SGP-VB JW/AK116 SGP-VD JW/AK116 SGP-PA JW/AK132 SGP-PD JW/AK132 SGP-PB JW/AK132
	給水管	C-VA : 給水用強化ポリエチレン管 (一般配管用)	WSE 043
	排水管	SGP : 配管用原素鋼管 (白) CIP : 排水用メカニカル管 (室内一般用) VP : 排水用強化ポリエチレン管 (屋外埋設用) LP : 排水用同管 (室内一般用)	JIS B 3452 HASS 210 JIS K 6741 HASS 203
	通気管	SGP : 配管用原素鋼管 (白)	JIS B 3452
	排水管	SGP : 配管用原素鋼管 (白)	JIS B 3452
	カマ	カマ用給合社指定品	
	ゲート弁	GV : 非磁性切弁 (50A以下 面接触JIS10K 流注部JIS5K) GV : 非磁性切弁 (65A以上 面接触JIS10K 流注部JIS5K) ライニング付 SV : 非磁性切弁 (50A以下 面接触JIS10K 流注部JIS5K) SV : 非磁性切弁 (50A以上 面接触JIS10K 流注部JIS5K) *50A以下流注部は管端コブ付きとする	JIS B 2011 JIS B 2031 JIS B 2011 JIS B 2031
	逆止弁	CV : 非磁性切弁 (50A以下 JIS10K) CV : 非磁性切弁 (65A以上 JIS10K) ライニング付 *50A以下流注部は管端コブ付きとする	クランク型
	フレキシブル継手	FJ : SUS 304, 25A以下 L=300 32A~50A300 65A~150A250	クランク型
	閉鎖継手	FJ : 球形コブ型 鋼製フランジ付	ボンド型
	ホールドアップ	BT : 20A以下 単式 25A以上 複式	
	床土埋設口	COA : 床土埋設口 (排水面無し) COB : 床土埋設口 (排水面付き)	
	床土埋設口	ISA : 床土埋設口 (排水面無し) ISB : 床土埋設口 (排水面付き)	
	地盤タクト	○ : 垂直埋設 (アンクル工法) ○ : 垂直埋設 (コーナーホールド工法)	
	タンク		
	チャンパー		
	キャップ		
	スライダタクト		
	ベントキャップ		

適用機器表

記号	機器名称	仕様	容量	台数	設置場所	備考
PU-1	ポンプ 給水ポンプ	型式: ラインポンプ 能力: 50A X 1.6m X 400L/min	3φ-200V-2.2kW	1	BF2 裏面	
PD-1	給水ポンプ	型式: 自動浮動式排水ポンプ 能力: 50A X 1.6m X 20L/min 付属品: 浮球型、フロートスイッチ、ケーシング30m 50Aタイプコンクリートポンプ 他標準付属品共	3φ-200V-0.4kW	1	BF2 裏面	
FS-1	給水ファン	型式: 円形片風式シロコファン 能力: 井径2400mm X 300Pφ 付属品: 防塵ペーシ、他標準付属品共	3φ-200V-1.5kW	1		コンクリート基礎 1200X500X250H
FS-2	給水ファン	型式: 円形片風式シロコファン 能力: 井径1000mm X 200Pφ 付属品: 防塵ペーシ、他標準付属品共	3φ-200V-0.4kW	1		コンクリート基礎 800X500X250H
FS-3	給気形有圧換気扇	型式: 風筒付形 能力: 井径200mm X 400mm X 30Pφ 付属品: 風筒シッター、ワイヤードア、鋼製フランジ ソフトローリースイッチ、他付属品共	1φ-100V	1		
FE-1	排気ファン	型式: 円形片風式シロコファン 能力: 井径2400mm X 300Pφ 付属品: 防塵ペーシ、他標準付属品共	3φ-200V-1.5kW	1		コンクリート基礎 1200X500X250H
FE-2	排気ファン	型式: 円形片風式シロコファン 能力: 井径1000mm X 200Pφ 付属品: 防塵ペーシ、他標準付属品共	3φ-200V-0.4kW	1		コンクリート基礎 800X500X250H

図面 凡例・機器表
縮尺

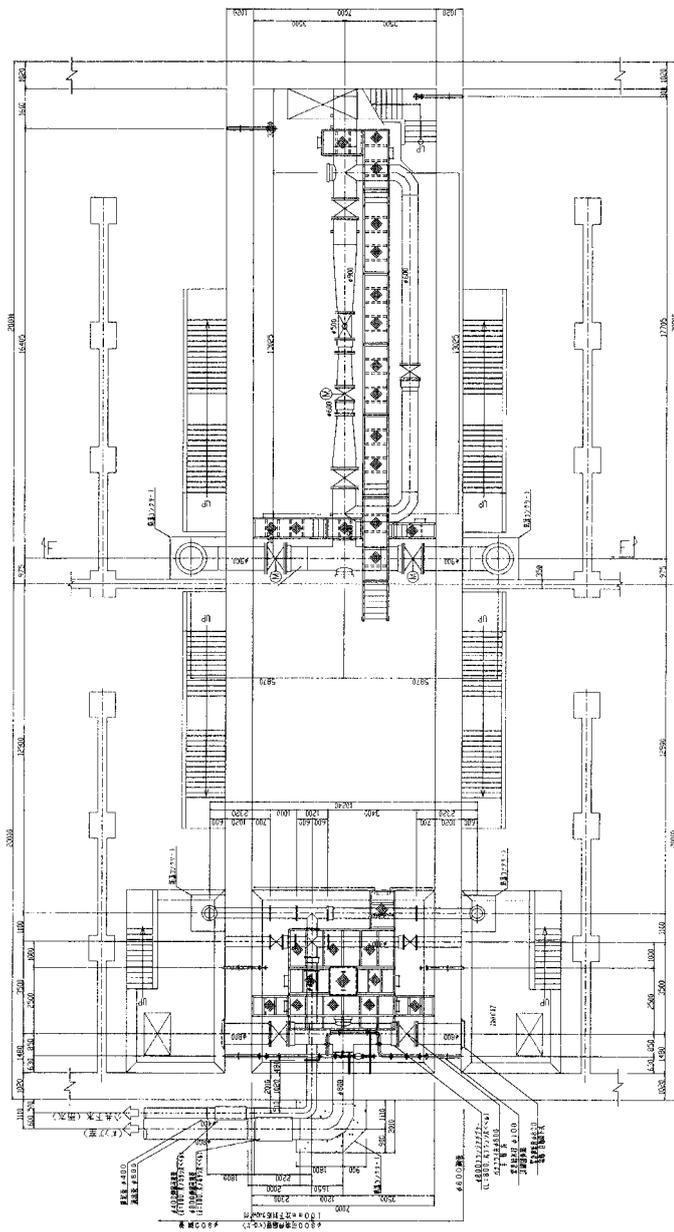
別紙13 配水池参考図 No. 19

点検弁配図 40/1/100



12F部平面図

2号配水池(南側)

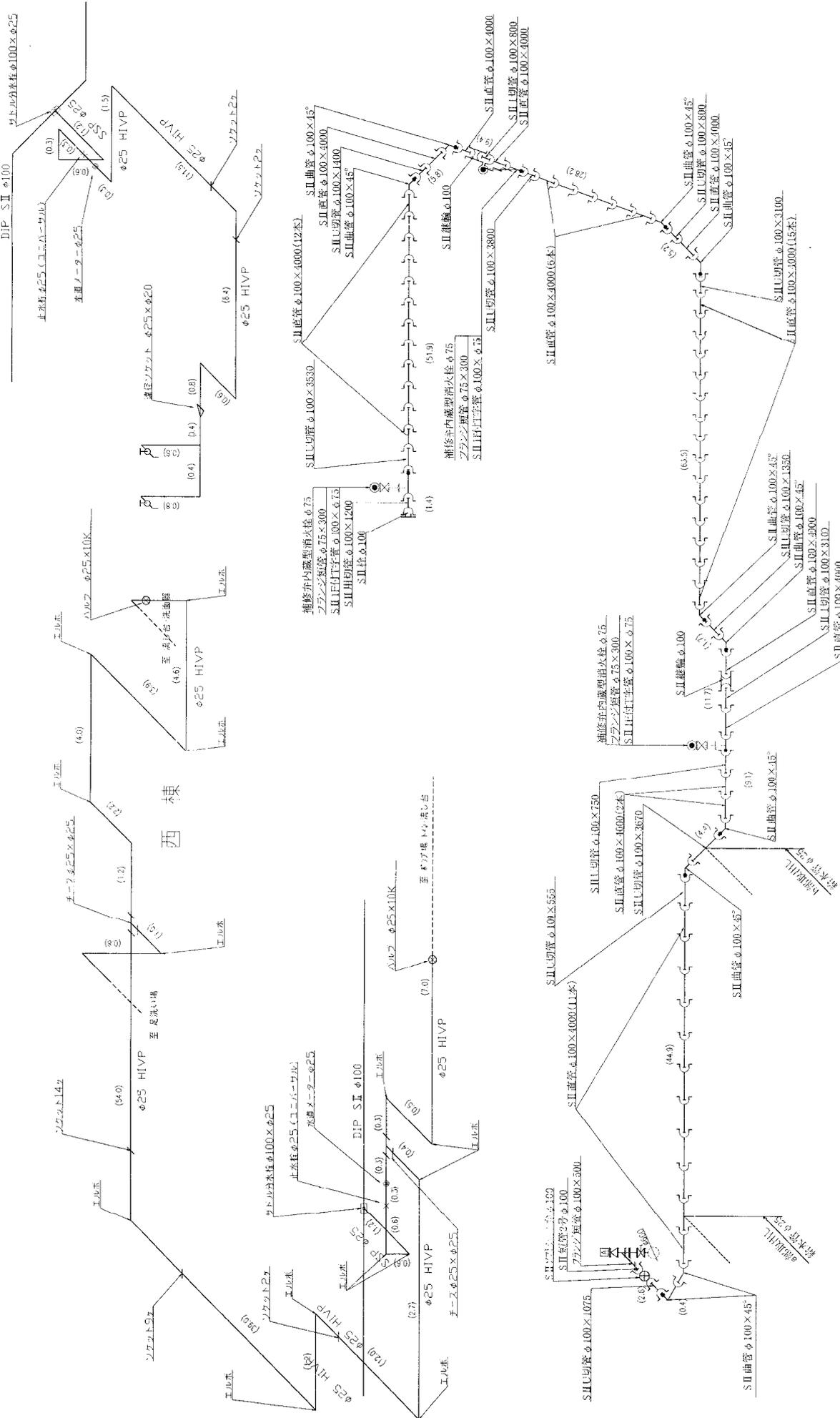


1号配水池(北側)

点検弁配図
縮尺: S=1/100

別紙13 配水池参考図 No. 24

給水管及び消火用水道配管図 縮尺 1/2000



消火用水道管 φ100 (SII)

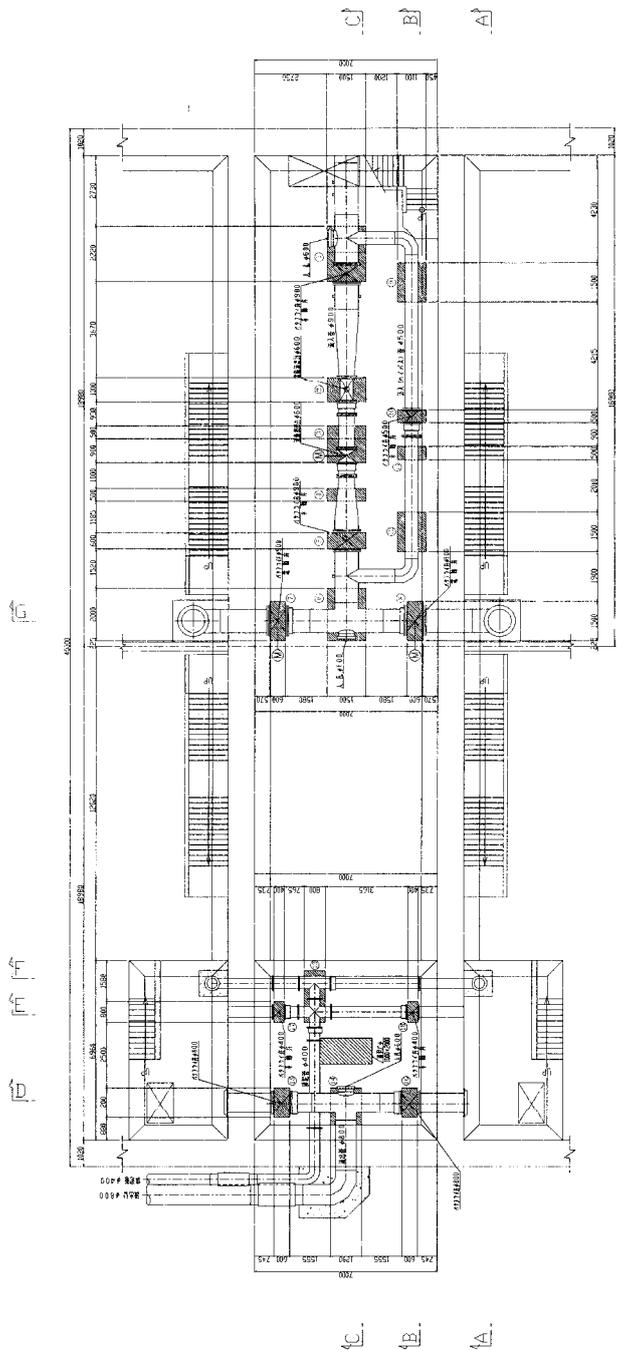
図面 給水管及び
消火用水道配管図
縮尺 S=1/Non

別紙13 配水池参考図 No. 31

管廊部分管類受台基礎平面図(その1) 縮尺 1/100

配水池平面図

2号配水池(南側)



1号配水池(北側)



管廊部分管類受台基礎平面図(その1)	縮尺	1/100
図面	縮尺	1/100

別紙14-1 電気機械設備保守点検基準：電力設備

項目 対象		巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
断路器		2ヶ月	1 損傷、過熱、変色、汚損及び発錆の有無	1年	1 各部の清掃及び注油 2 締付部の増締め 3 接触子の損耗状態及び接触機構の状態 4 操作機構の点検 5 鎖錠装置の点検 6 補助接触子の点検 7 開閉動作試験 8 絶縁抵抗測定		
	真空遮断器 (開閉器含む)	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無	1年	1 各部の清掃及び注油 2 締付部の増締め 3 真空バルブの取付状態 4 操作機構の点検 5 引出し機構の点検 6 補助接触子の点検 7 開閉動作試験 8 絶縁抵抗測定	6年	1 真空バルブの真空度確認(漏れ電流測定) 2 開閉特性試験
磁気遮断器	(開閉器含む)	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無	1年	1 各部の清掃及び注油 2 締付部の増締め 3 接触子の損耗状態 4 消弧装置の点検 5 操作機構の点検 6 引出し機構の点検 7 補助接触子の点検 8 開閉動作試験 9 絶縁抵抗測定		
気中遮断器	開閉器含む (LBS)	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無	1年	1 各部の清掃及び注油 2 締付部の増締め 3 接触子の損耗状態 4 操作機構の点検 5 補助接触子の点検 6 開閉動作試験		
変圧器	高低圧・油入	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、過熱、汚損、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無 3 油量及び油もれの有無	1年	1 本体各部(ブッシング・計器類を含む)の清掃 2 締付部の増締め 3 絶縁抵抗測定 4 絶縁油酸価値測定	6年	1 絶縁油耐電圧試験
	高低圧・乾式	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、過熱、汚損、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無 3 巻線、絶縁物の外観点検	1年	1 本体各部(巻線、絶縁物、ブッシング、計器等)の清掃 2 締付部の増締め 3 絶縁抵抗測定		

別紙14-2 電気機械設備保守点検基準：電力設備

項目 対象		巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
電力用 リアコン デンサ・ 充電判定		2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、過熱、汚損、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無 3 ケース膨張及び油もれの有無	1年	1 本体各部の清掃 2 締付部の増締め 3 絶縁抵抗測定	6年	1 コンデンサ容量測定
		2ヶ月	1 異音、異臭、破損、損傷、発熱、発錆の有無 2 表示灯の確認	1年	1 取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 端子の増締め 4 設定値の確認及び調整		
		2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無 3 計器、表示灯の良否 4 保護継電器の表示器確認	1年	1 盤内外各部の清掃 2 締付部の増締め 3 母線、配線、補助リレー、パワーヒューズ、開閉器、操作スイッチ等盤取付器具の異常の有無 4 接地線接続部の点検 5 扉の施錠具合の点検 6 絶縁抵抗測定 7 保護継電器の各種特性試験	12年	1 パワーヒューズの交換 2 PTヒューズの交換
電線路	ケーブル	2ヶ月	1 ヘッドの状態 2 過熱、汚損、損傷の有無	1年	1 絶縁抵抗測定 2 漏洩電流の測定(高圧)		
	ケーブル支持物			1年	1 マンホール、ハンドホール等の排水状態 2 ラック類の損傷、発錆の有無 3 標識、他物との離隔距離		
遮断器用	低圧用	2ヶ月	1 損傷、過熱、汚損、変色及び発錆の有無	1年	1 締付部の増締め 2 動作試験		
遮断器	漏電 低圧用	2ヶ月	1 損傷、過熱、変色及び発錆の有無	1年	1 清掃 2 端子締付部の増締め 3 動作試験		

別紙14-3 電気機械設備保守点検基準：電力設備

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
コントロールセンタ		2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無 3 計器、表示灯の良否	1年	1 盤内各部の清掃 2 母線、配線、配線用遮断器、電磁接触器、保護リレー等盤取付器具の異常の有無 3 接地線接続部の点検 4 扉の施錠具合の点検 5 漏電リレー動作試験 6 絶縁抵抗測定		
現場盤		2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無 3 計器、表示灯の良否	1年	1 盤内外各部の清掃 2 端子締付部の増締め 3 配線、ヒューズ、抵抗器、操作スイッチ等盤取付器具の異常の有無 4 R・I/O取り付け状態 5 各スイッチ動作点検 6 表示器点灯点検 7 各部電源電圧測定及びリップル測定 8 テストプログラム動作試験 9 オンライン動作確認 10 プリント板の清掃		
制御盤・監視盤・計装盤		2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無 2 計器、表示灯の良否	1年	1 盤内外各部の清掃 2 端子締付部の増締め 3 配線、操作スイッチ、リレー類、プリント板等盤取付器具の異常の有無		
継電器盤・中継器盤		2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無	1年	1 盤内外各部の清掃 2 端子締付部の増締め 3 配線、リレー類等盤取付器具の異常の有無		

別紙14-4 電気機械設備保守点検基準：電力設備

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
保護継電器	過電流タイプ	2ヶ月	1 表示器の状態確認	1年	1 各部の清掃 2 端子部の増締め 3 最小動作電流試験 4 限時特性試験 5 瞬時動作試験(受電部) 6 シーケンス試験		
	電圧タイプ	2ヶ月	1 表示器の状態確認	1年	1 各部の清掃 2 端子部の増締め 3 動作電圧、復帰電圧の測定 4 限時特性試験 5 シーケンス試験		
	差動タイプ	2ヶ月	1 表示器の状態確認	1年	1 各部の清掃 2 端子部の増締め 3 最小動作電流試験 4 限時特性試験 5 比率作動試験 6 シーケンス試験		
	方向タイプ	2ヶ月	1 表示器の状態確認	1年	1 各部の清掃 2 端子部の増締め 3 最小動作値試験 4 位相特性試験 5 電圧・電流特性試験 6 限時特性試験 7 シーケンス試験		
	2E・3Eタイプ	2ヶ月	1 表示器の状態確認	1年	1 各部の清掃 2 端子部の増締め 3 最小動作電流試験 4 動作時間特性試験 5 シーケンス試験		

別紙14-5 電気機械設備保守点検基準：電力設備

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
無停電電源装置	充電器（整流器）	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無 3 計器、表示灯の良否	設置後 7年までは1回/2年 7年以上は1回/年	1 各部の清掃 2 締付部の増締め 3 設定電圧、出力電圧調整範囲、垂下特性の確認及び出力電圧波形の観測 4 自動、手動切替試験及び浮動、均等切替試験 5 警報回路の動作試験 6 負荷補償装置の動作確認 7 絶縁抵抗測定		
	インバータ装置	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無 3 計器、表示灯の良否		1 各部の清掃 2 端子部の増締め 3 サイリスタターンオフタイム、出力電圧特性の測定及び出力電圧波形の観測 4 起動試験及び切替試験 5 警報回路の動作試験 6 絶縁抵抗測定		
	アルカリ蓄電池	2ヶ月	1 異臭、損傷、過熱、腐食、発錆の有無 2 液面及び液もれの有無		1 各セル及び架台の清掃 2 端子部の増締め 3 陰、陽極板及びセパレータの点検 4 電池電圧、電解液比重の測定 5 均等充電の実施 6 液温の測定		
		1年	1 電池電圧の測定				
	シール型鉛蓄電池 陰極吸収式	2ヶ月	1 異臭、損傷、過熱、腐食、発錆の有無 2 液もれの有無		1 各セル及び架台の清掃 2 端子部の増締め 3 電池電圧の測定		
		1年	1 電池電圧の測定				

別紙14-6 電気機械設備保守点検基準 : 電力設備

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
1次周波数制御装置	制御装置	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無 3 計器、表示灯の良否 4 冷却ファンの点検			3年	1 盤内外各部の清掃 2 締付部の増締め 3 シリコン整流素子及びサイリスタ素子の外観点検及び漏れ電流測定 4 母線、配線、リレー類、操作スイッチ等盤取付器具の異常の有無 5 速度制御特性試験 6 保護装置の動作試験 7 各種電源電圧の測定及び波形測定
	D C 変 圧 器 及 び リ ア ク ト ル	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無 3 巻線、絶縁物の外観点検			6年	1 本体各部の清掃 2 端子部の増締め 3 絶縁抵抗の測定
照明設備				1年	1 照明効果 2 非常灯バッテリー動作確認 3 絶縁抵抗測定		

別紙14-7 電気機械設備保守点検基準：電力設備

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
非常用発電装置	ディーゼル	1ヶ月	1 外観点検 2 燃料貯油槽 3 燃料油系統 4 潤滑油系統 5 冷却水系統 6 始動空気系統 7 吸排気系統 8 試運転	1年	1 作動点検 燃料系、潤滑油系、冷却水系、始動停止用空気系、保護装置、運転時の諸元計測 2 機関内部点検 3 燃料噴射弁分解及び圧力テスト 4 燃料系潤滑油系フィルタ分解 5 パッキン交換 6 締付部の増締め	2年	1 空気圧縮機分解
	ガスタービン	3ヶ月	1 外観点検 2 燃料油系統 3 潤滑油系統 4 吸排気系統 5 実負荷試運転 6 燃料貯油槽	1年	1 作動点検 減速機、燃料系、潤滑油系、セルモータ、点火系統、エンジン保護装置及び制御装置、運転時の諸元計測 2 燃料系、潤滑油系フィルタ交換 3 締付部の増締め	3年 6年	1 燃料フィルタ交換 2 温度センサー交換 1 燃料系ポンプ噴射弁及びOリング交換 2 ガバナー分解 3 潤滑油交換 4 潤滑油系ポンプ及びフィルタ交換 5 潤滑油系ストレーナ分解 6 制御機器交換 7 点火プラグ及びエキサイティング交換
	地下タンク設備	1ヶ月	(消防法による点検) 1 漏液検知	1年			
常用発電装置	太陽電池モジュール	2ヶ月		1年	1 損傷、汚損、変色及び発錆の有無		
	パワーコンディショナ	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無 2 露出充電部変色の有無 3 計器、表示灯の良否 4 冷却ファンの点検	1年	1 端子部の増締め 2 盤取付けの確認 3 動作試験 4 絶縁抵抗試験 5 各部電圧測定		

別紙14-8 電気機械設備保守点検基準：工業計器

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
電磁流量計	検出器及び変換器	2ヶ月	1 異音、異臭、破損、損傷、 発熱、発錆の有無 2 データ照合	1年	1 検出部取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 変換器各部電圧電流測定 (供給電圧、DC電圧、比較電 圧等) 5 励磁コイル絶縁抵抗測定 6 電極間抵抗測定 7 模擬入力による入出力変 換特性試験 8 再現性確認 9 90° ノイズ調整及び波形 観測 10 零点確認及び調整 11 監視機能の確認 12 パラメータの確認(機能の あるもの) 13 電極とケース間の絶縁抵 抗測定		
超音波流量計	検出器及び変換器	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、 発熱、発錆の有無 2 データ照合	1年	1 検出部取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 振動子取付位置の確認及 び取付ワイヤーのゆるみ点 検 5 振動子、同軸ケーブルの 絶縁抵抗測定 6 送・受信波形観測及び基 本回路部動作確認 7 模擬入力による入出力変 換特性試験 8 零点確認及び調整 9 監視機能の確認 10 変換器各部電圧測定 11 パラメータの確認(機能の あるもの)		
差圧式流量計		2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発熱、 発錆の有無 2 圧力導入部のもれ確認	1年	1 検出部取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 電気回路各部電圧測定及 び絶縁抵抗測定 5 実加圧による入出力変換 特性試験 6 零点確認及び調整 7 実レベルとの比較調整 8 ダイヤフラム等の感圧部の 状態確認 9 パラメータの確認(機能の あるもの) 10 導圧配管等のドレーンフ ラッシング及びエア抜き		

別紙14-9 電気機械設備保守点検基準 : 工業計器

項目 対象		巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
対象	圧力式レベル計	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発熱、 発錆の有無 2 圧力導入部のもれ確認	1年	1 検出部取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 電気回路各部電圧測定及 び絶縁抵抗測定 5 実加圧による入出力変換 特性試験 6 零点確認及び調整 7 実レベルとの比較調整 8 ダイヤフラム等の感圧部の 状態確認 9 パラメータの確認(機能の あるもの)		
	超音波レベル計	2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発熱、 発錆の有無 2 波防管の取付確認	1年	1 取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 電気回路各部電圧測定 5 検出器、同軸ケーブル絶 縁抵抗測定 6 送・受信波形観測及び基 本回路部動作確認 7 模擬入力による入出力変 換特性試験 8 実レベルでの零点調整(零 レベルが作れる場合)及び実 測比較調整 9 監視機能の確認		
	フロート式レベル計	2ヶ月	1 異音、異臭、破損、損傷、 発熱、発錆の有無 2 取付状態の確認 3 フロートと重りの波防管接 触、引掛りの有無	1年	1 計器内外部の清掃 2 締付部の増締め 3 検出器及び信号ケーブル の絶縁抵抗測定 4 機構部の注油 5 入出力変換特性試験 6 実レベルでの実測比較及 び調整 7 機械式指示計と出力電流 の確認 8 テープ、ワイヤー、フロ ート、重り等の不具合点検		
	静電容量式レベル計	2ヶ月	1 外観の確認 2 指示計、表示灯の確認	1年	1 取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 プローブ検出部の絶縁抵 抗測定 5 等価入力による入出力変 換特性試験 6 再現性確認 7 実レベルでの実測比較及 び調整		

別紙14-10 電気機械設備保守点検基準：工業計器

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
汚泥界面計		2ヶ月	1 送受波器の清掃	1年	1 取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 プローブ検出部の絶縁抵抗測定 5 等価入力による入出力変換特性試験 6 再現性確認 7 実レベルでの実測比較及び調整 8 接続箱の開放点検		
测温抵抗体（温度計）		2ヶ月		1年	1 取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 直流抵抗測定 5 絶縁抵抗測定（4、5はJISの測定方法による）		
残留塩素計（無試薬）		1ヶ月	1 異音、異臭、破損、損傷、発熱、発錆の有無 2 ゼロ、スパン調整 3 実測値と指示値の比較 4 測定水流量調節	1年	1 指示計と出力電流の比較調整 2 締付部の増締め 3 回転電極と電極リード線間の接触抵抗測定 4 回転電極と温度補償部の絶縁抵抗測定 5 ビーズの劣化判定及び補充 6 回転電極水銀溜の清掃 7 パラメータの確認（機能があるもの） 8 脱泡槽及び水廻り部の清掃 9 ビーズの清掃		
残留塩素計（有試薬）		1ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発熱、発錆の有無 2 ゼロ、スパン調整 3 実測値と指示値の比較 4 薬液注入ポンプ及び採水ポンプ点検 5 試薬タンクの点検及び補充	1年	1 指示計と出力電流の比較調整 2 締付部の増締め 3 回転電極と電極リード線間の接触抵抗測定 4 回転電極と温度補償部の絶縁抵抗測定 5 ビーズの劣化判定及び補充 6 砂濾過器の点検及び砂補充（機能があるもの） 7 パラメータの確認（機能があるもの）		

別紙14-11 電気機械設備保守点検基準：工業計器

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
アルカリ度計		1ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発熱、発錆の有無 2 取付状態の確認 3 計器内外部の清掃 4 ゼロ、スパン調整 5 実測値と指示値の比較 6 試薬タンクの点検及び補充	1年	1 指示計と出力電流の比較調整 2 締付部の増締め 3 空気圧測定 4 砂濾過器点検及び砂補充 5 サンプル採取量及び試薬注入量の点検 6 リレー、電磁弁等の動作確認		
pH計		1ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発熱、発錆の有無 2 清掃 3 実測値と指示値の比較調整 4 試薬の点検補充	1年	1 pH標準液による入出力変換特性試験 2 実測値と指示値の比較調整 3 締付部の増締め 4 電極点検 5 起電力測定 6 応答性測定 7 再現性測定 8 超音波洗浄装置の周波数測定 9 液絡部の劣化の判定 10 パラメータの確認(機能があるもの)		
濁度計		1ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発熱、発錆の有無 2 取付状態の確認 3 データ照合 4 測定水流量調節	1年 小雀場内の制御用は 2ヶ月、監視用は 4ヶ月	1 指示計と出力電流の比較調整 2 締付部の増締め 3 電気回路の絶縁抵抗測定 4 光学系の確認、調整(ランプ・光電池の劣化状態判定、光軸調整) 5 ゼロ、スパン調整 6 超音波洗浄装置の周波数測定(機能のあるもの) 7 脱泡槽及び水廻り各部清掃、乾燥剤の点検、再生 8 計器内部清掃		
		2ヶ月	1 実測値と指示値の比較調整				
電気電導度計		2ヶ月	1 異音、異臭、破損、損傷、発熱、発錆の有無 2 取付状態の確認	1年	1 計器内外部の清掃 2 締付部の増締め 3 電極間及びケーブル絶縁抵抗測定 4 温度補償部抵抗測定 5 模擬抵抗入力による入出力変換特性試験 6 再現性確認		

別紙14-12 電気機械設備保守点検基準：工業計器

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
有機汚濁計（UV計）		2ヶ月	1 異音、異臭、破損、損傷、 発熱、発錆の有無 2 取付状態の確認	2ヶ月	1 締付部の増締め 2 光学系の点検 3 ゼロ、スパン調整 4 自動ゼロ調整及びバランス調整 5 自動洗浄プログラムの点検		
				1年	1 信号変換器の入出力特性確認 2 記録計の点検 3 総合ループ試験 4 絶縁抵抗測定		
アンモニア分析計				1ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発熱、 発錆の有無 2 取付状態の確認 3 校正試験及び出力測定 4 応答速度及び超電力の点検 5 pH及び温度の調節機能点検 6 自動洗浄機能点検 7 駆動部（定量ポンプ、攪拌モータ）点検		
粒子計	原水・処理水	2ヶ月	1 外観点検 2 セル洗浄			2年	（工場持込） 1 レーザー光源交換 2 粒径別校正(9通り) 3 セル洗浄 4 各プリント基板点検 5 セルユニット分解、組立て 6 点検調整、総合試験
	ろ過水	2ヶ月	1 外観点検 2 セル洗浄			2年	（工場持込） 1 レーザー光源交換 2 2点校正 3 セル洗浄 4 各プリント基板点検 5 セルユニット分解、組立て 6 点検調整、総合試験

別紙14-13 電気機械設備保守点検基準：工業計器

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
レーザー濁度計		2ヶ月	1 外観点検 2 セル洗浄			2年	(工場持込) 1 レーザー光源交換 2 2点校正 3 セル洗浄 4 各プリント基板点検 5 セルユニット分解、組立て 6 点検調整、総合試験
水質自動監視装置	原水	1週	1 外観点検 2 魚数の確認及び死んだ魚の除去・補充 3 データ回収	1年	1 活動量のデータ及び警報の確認 2 流量及び水温の確認 3 魚数の確認及び死んだ魚の除去 4 水槽の清掃 5 ブランク値の測定 6 信号処理装置の点検 7 付属機器の確認 8 設定環境の確認		
		2~4週	1 水槽の清掃				
	浄水	1週	1 外観点検 2 魚数の確認及び死んだ魚の除去・補充 3 データ回収	1年	1 活動量のデータ及び警報の確認 2 流量及び水温の確認 3 魚数の確認及び死んだ魚の除去 4 水槽の清掃 5 ブランク値の測定 6 信号処理装置の点検 7 付属機器の確認(中和滴定装置含む) 8 設定環境の確認		
		1ヶ月	1 中和液(ハイポ)補充				
2ヶ月		1 水槽の清掃					
全リン・全窒素・UV計		日常(日に1度)	1 ストレーナ式試料前処理器の点検・清掃 2 警報・エラーの点検	1週	1 希釈水の補充		
				1ヶ月	1 廃液の処理 2 試薬の交換 3 UV計測定セル清掃		
				6ヶ月	1 8ポートバルブのロータ交換(P,N) 2 プランジャチップの交換(P,N) 3 チューブポンプのポンプヘッド交換(P,N) 4 純水カートリッジ、DI-PACの交換(P,N) 5 プリンタ用紙の交換		
				1年	1 UVランプの交換(UV) 2 リアクタ容器の交換(P,N,UV) 3 活性炭フィルタの交換(UV)		

別紙14-14 電気機械設備保守点検基準：工業計器

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
アルミニウム計				1ヶ月	1 廃液の処理 2 試薬の交換		
警報設定器				1年	1 取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 プリント板の清掃 4 締付部の増締め 5 警報設定値における警報動作確認 6 リレー接点状態の確認		
調節計（アナログ）		2ヶ月	1 外観の確認 2 調節計の切替	1年	1 取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 プリント板の清掃 4 締付部の増締め 5 コネクタ装着状態の点検 6 設定部擺動抵抗の点検清掃及びギヤ機構部の注油 7 偏差指示計較正試験及びゼロ・スパン調整 8 手動・自動及びリモート・ローカル切換スイッチの動作試験 9 手動操作機構及び指示計の点検 10 調節部（P・I・D）の動作特性試験		
変換器	（I/V V/I R/I等）			1年	1 基準入力による入出力変換特性試験（ループ試験による）		

別紙14-15 電気機械設備保守点検基準：工業計器

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
演算器	シーケンサ等			1年	1 筐体内外の各部清掃 2 プリント板の点検清掃 3 プリント板、ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 4 各スイッチ動作点検 5 各表示器点灯点検 6 アナログ入出力精度試験 7 各部電源電圧測定及びリップル測定 8 テストプログラム動作試験 9 オンライン動作確認		
投込圧力式レベル計	検出器及び変換器	2ヶ月	1 外観の確認(変換器) 2 指示計、表示灯の確認	1年	1 計器内外部の清掃 2 端子の弛み点検及び増締め 3 中空ケーブル、吊下チェーン、本体ベローズ等の損傷及び腐食の有無 4 検出部の膨張又は収縮の有無 5 プリント板(避雷、変換器)の異常の有無 6 大気補正用パイプの詰まり、折損の有無 7 実加圧による入出力変換特性試験 8 実レベルの実測比較及び調整 9 信号ケーブルと対アース間の絶縁測定 10 電源及び信号ケーブルと対アース間の電圧測定 11 異音、異臭、破損、損傷、発熱、発錆の有無(変換器)		
電源装置				1年	1 取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 端子の増締め 4 入力電圧の測定 5 出力電圧の測定及びリップル値の測定		

別紙14-16 電気機械設備保守点検基準：工業計器

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
調節計 (デジタル)		2ヶ月	1 外観の確認 2 調節計の切替	1年	1 計器内外部の清掃 2 端子の増締め 3 コネクタの装着状態の点検 4 調節動作(PID)の特性試験 5 モード切換機能の確認 6 電源電圧の測定 7 アナログ、デジタル、パルス等の入出力機能の確認 8 プログラム、パラメータ、メモリ内容の確認 9 警報機能の確認 10 バックアップ電池の確認		
ＩＴＶシステム		2ヶ月	1 外観の確認		1 各部清掃 2 ケーブル、接栓、ネジゆるみ点検 3 回転動作、回転範囲確認 4 動作中の異音確認 5 フォーカス、映像レベル確認 6 レンズの取付状態確認 7 レンズ部動作確認(ズーム、EE) 8 カメラケース動作確認(ワイパー、デフロスター、ヒーター) 9 リモート操作確認		
侵入防止装置		1ヶ月	1 センサーチェック 2 各部動作確認				

別紙14-17 電気機械設備保守点検基準：電算機設備

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
中央処理装置		2ヶ月	1 異音、異臭、発熱、損傷、発錆の有無 2 各表示器、ヒューズの良否 3 冷却ファンの動作点検 4 ディスク回転異音の有無の点検	1年	1 筐体内外の各部清掃 2 エアフィルタの清掃 3 冷却ファンの清掃動作点検 4 プリント板の清掃 5 バックボードピンの目視点検 6 プリント板、ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 7 各スイッチ動作点検 8 表示器点灯点検 9 各部電源電圧測定及びリップル測定 10 テストプログラム動作試験 11 オンライン動作確認		
入出力制御装置		2ヶ月	1 異音、異臭、発熱、損傷、発錆の有無 2 各表示器、ヒューズの良否 3 冷却ファンの動作点検	1年	1 筐体内外の各部清掃 2 エアフィルタの清掃 3 冷却ファンの清掃動作点検 4 I/O取り付け状態 5 筐体内ケーブル状態の目視点検 6 ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 7 各スイッチ動作点検 8 表示器点灯点検 9 各部電源電圧測定及びリップル測定 10 テストプログラム動作試験 11 オンライン動作確認 12 プリント板の清掃		
プロセス入出力装置		2ヶ月	1 異音、異臭、発熱、損傷、発錆の有無 2 各表示器、ヒューズの良否 3 冷却ファンの動作点検	1年	1 筐体内外の各部清掃 2 エアフィルタの清掃 3 冷却ファンの清掃動作点検 4 I/O取り付け状態 5 筐体内ケーブル状態の目視点検 6 ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 7 各スイッチ動作点検 8 表示器点灯点検 9 各部電源電圧測定及びリップル測定 10 テストプログラム動作試験 11 オンライン動作確認 12 プリント板の清掃		

別紙14-18 電気機械設備保守点検基準：電算機設備

対象	項目		巡視・点検		定期点検		精密点検	
	対象	項目	周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
CRTディスプレイ装置					1年	1 筐体内外の各部清掃 2 CRT、キーボードの清掃点検 3 エアフィルタの清掃 4 冷却ファンの清掃動作点検 5 プリント板の清掃 6 プリント板、ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 7 各スイッチ、キーボードキーの動作点検 8 各部電源電圧測定及びリップル測定 9 CRT画面の色ずれ、位置ずれ、白バランス、濃度等表示状態の点検 10 ライトペン動作点検 11 テストプログラム動作試験 12 オンライン動作確認 13 タッチパネル動作点検		
操作卓					1年	1 筐体内外の各部清掃 2 エアフィルタの清掃 3 冷却ファンの清掃動作点検 4 I/O取り付け状態 5 筐体内ケーブル状態の目視点検 6 ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 7 各スイッチ動作点検 8 表示器点灯点検 9 各部電源電圧測定及びリップル測定		
グラフィックパネル					1年	1 筐体内外の各部清掃 2 ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 3 各部電源電圧測定及びリップル測定 4 テストプログラム動作試験 5 オンライン動作確認		

別紙14-19 電気機械設備保守点検基準：電算機設備

対象	項目		巡視・点検		定期点検		精密点検	
	対象	周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容	
ラインプリンタ (ロギングタイプライタ)				6ヶ月	1 筐体内外の各部清掃 2 印字機構部、紙送り機構部等の動作点検、部品摩耗の点検及び注油 3 エアフィルタの清掃 4 冷却ファンの清掃動作点検 5 各スイッチ動作点検 6 各表示器点灯点検 7 各部の基本波形測定 8 プリント板、ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 9 各部電源電圧測定及びリップル測定 10 テストプログラム動作試験 11 オンライン動作確認 12 誤印字、印字位置、印字濃度等印字品質の点検			
カラーハードコピー装置				6ヶ月	1 筐体内外の各部清掃 2 印刷部、紙送り機構部等の動作点検、部品摩耗点検及び注油 3 各スイッチ動作点検 4 ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 5 表示エリア、コピー品質の点検 6 サーマルヘッドの清掃点検 7 テストプログラムによる動作試験 8 オンライン動作確認			
PC 盤		2ヶ月	1 異音、異臭、発熱、損傷、発錆の有無 2 各表示器、ヒューズの良否 3 冷却ファンの動作点検 4 エアフィルタの点検	1年	1 筐体内外の各部清掃 2 エアフィルタの清掃 3 冷却ファンの清掃動作点検 4 I/O取り付け状態 5 筐体内ケーブル状態の目視点検 6 ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 7 各スイッチ動作点検 8 表示器点灯点検 9 各部電源電圧測定及びリップル測定 10 テストプログラム動作試験 11 オンライン動作確認			

別紙14-20 電気機械設備保守点検基準：電算機設備

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
継電器盤・中継変換器盤		2ヶ月	1 異音、異臭、発熱、損傷、発錆の有無の確認 2 各表示器、ヒューズの良否 3 冷却ファンの動作点検 4 エアフィルタの点検	1年	1 外観、構造点検 (1)筐体内外の各部清掃 (2)プリント板、ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 (3)エアフィルタの清掃 (4)冷却ファンの清掃動作点検 (5)リレー、ヒューズ、抵抗器及びその他筐体内取付器具の異常の有無の確認 (6)リレー接点の接触状態の確認 (7)絶縁抵抗の測定 2 電源部の点検調整 (1)各部電源電圧測定及びリップル測定 (2)保護装置の動作確認 3 シミュレーションパネルの点検 (1)パネルスイッチ操作により機能確認 (2)出力信号を受けランプ点灯確認 (3)リレーの正常動作の確認		
漢字プリンタ（ページプリンタ）	LBP含む			6ヶ月	1 筐体内外の各部清掃 2 印字機構部、紙送り機構部等の動作点検、部品摩耗点検及び注油 3 各スイッチ動作点検 4 プリント板、ヒューズ、コネクタ、端子台等の各接続部のゆるみ点検 5 各部電源電圧測定及びリップル測定 6 誤印字、印字位置、印字濃度等の印字品質点検 7 テストプログラムによる動作試験 8 オンライン動作確認		

別紙14-21 電気機械設備保守点検基準：機械設備

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
汚泥ポンプ		2ヶ月	1 外観、異音、振動、温度、異臭の有無 2 粉塵付着の状態 3 軸受けの発熱 4 オイル漏れの有無 5 オイルの給油、補充 6 軸封装置の封水漏れ 7 Vベルトのずれ、張りの状態 8 圧力計の確認 9 逆止弁動作確認	1年	1 各部の清掃 2 絶縁抵抗測定	10年	分解点検清掃 1 各部の清掃 2 各部品点検(発錆、損傷、摩耗) 3 磨耗劣化部品の交換 4 塗装
空気圧縮機		2ヶ月	1 外観点検 2 異音、異臭、過熱の有無 3 ベルト点検 4 冷却水の点検 5 オイルの点検			2年	分解点検清掃 1 各部品点検(発錆、損傷、摩耗) 2 磨耗劣化部品の交換 3 磨耗部品の寸法測定 4 潤滑油交換
脱湿装置		2ヶ月	1 外観点検 2 異音、異臭、過熱の有無 3 計器、表示灯の良否 4 ドレン点検			2年	分解点検清掃 1 各部品点検(発錆、損傷、摩耗) 2 磨耗劣化部品の交換 3 吸着剤交換 4 動作試験
減速機		2ヶ月	1 異音、異臭、過熱、振動の有無 2 グリース、オイル等の点検			4年	分解点検清掃
汚泥掻寄機		2ヶ月	1 外観点検 2 異常検出装置動作試験			ロープ式は2年 ベルト式は5年	分解点検清掃

別紙14-22 電気機械設備保守点検基準：機械設備

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
弁類	電動弁	2ヶ月	1 異音、振動、発錆、漏れの有無 2 オイル点検	1年	1 異音、振動、発錆、漏れの有無 2 オイルの点検 3 動作試験	10年	1 電動操作機の分解点検清掃 2 摩耗劣化部品の交換
	調節電動弁	2ヶ月	1 異音、振動、発錆、漏れの有無 2 オイル点検			5年	1 電動操作機の分解点検清掃 2 摩耗劣化部品の交換
	緊急遮断弁			2ヶ月	1 異音、振動、発錆、漏れの有無 2 オイルの点検 3 機能点検	10年	1 電動操作機の分解点検清掃 2 油圧装置の点検 3 摩耗劣化部品の交換
	排泥弁		1 異音、振動、発錆、漏れの有無 2 外観点検 3 動作確認 4 作動用空気配管の点検			10年	1 空気操作機の分解点検清掃 2 摩耗劣化部品の交換
採水ポンプ		2ヶ月	1 異音・振動・過熱・発錆の有無 2 グランドパッキン・配管の状態 3 吐出圧力確認			不定期	1 故障時は更新
ストレーナ		2ヶ月	1 目視点検 2 1次、2次圧確認 3 動作確認 4 電動機、ポンプの動作確認	1年	1 分解点検清掃		

別紙14-23 電気機械設備保守点検基準：機械設備

項目 対象		巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
送・排風機		2ヶ月	1 異音・異臭・振動・騒音・過熱・発錆・汚れの有無 2 Vベルトのずれ、張りの状態 3 動作確認				
空調機	冷房・送風のみ	2ヶ月	1 異音・異臭・振動・騒音・過熱・発錆・汚れ・水漏れの有無 2 動作確認				
電動門扉				3ヶ月	1 外観点検 2 センサーチェック 3 異音・異臭・振動・騒音・過熱・発錆・汚れの有無 4 駆動部の点検調整 5 摺動部の摩耗劣化測定 6 動作確認		

別紙14-24 電気機械設備保守点検基準：空調設備

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
真空式給湯暖房温水器（ガス焚）				3ヶ月	1 本体外観点検清掃異音・異臭、水高計、安全弁外観、ダンパー機能他 2 バーナー各部点検 3 安全装置の機能点検 4 煙突・煙道点検 5 操作盤外観点検 6 給湯装置の点検 7 ガス供給装置点検 8 熱交換器点検		
水槽類（膨張タンク）				3ヶ月	1 外観点検 汚損・損傷・発錆 2 給水系統の点検		
排煙濃度計				3ヶ月	1 計器盤の点検 2 投光器、受光器の点検清掃		
配管・弁類				1年	1 外観点検 破損・水漏れ、発錆、ラッキング 2 取付支持部の点検		
加温設備	軟水・純水発生装置			2回/年	1 外観点検清掃 2 破損・漏水点検 3 据付、ラッキングの状況点検 4 装置の動作確認 5 水質分析		

別紙14-25 電気機械設備保守点検基準：空調設備

対象	項目	巡視・点検		定期点検		精密点検	
		周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
除湿・乾燥機				3ヶ月	1 外観点検 2 フィルタ点検 3 ヒータ動作確認 4 制御盤点検		
空調機	エアハン・ファンコイル・パッケージ (マルチ含む)・外気処理ユニット			3ヶ月	1 本体点検 フィルタ清掃点検他 2 圧縮機点検 3 凝縮器点検 4 室外機点検 5 蒸発器点検 6 送風機点検 7 制御装置点検 8 保護装置点検		
				暖房期	1 加湿装置(器)点検 2 暖房装置(器)点検		
	ポンプ水熱源ヒート ユニット			3ヶ月	1 パネル・ドレンパン点検 2 取付状態の点検 3 異音・振動・水漏れ点検 4 警報装置の動作確認 5 フィルタ点検		
冷却塔				2回/年	1 外観点検清掃 2 ルーバー・充填材の点検 3 ファン・モータの点検 4 散水装置の点検 5 給水系統の点検 6 絶縁抵抗の測定		
ポンプ・モータ				3ヶ月	1 外観点検清掃 2 回転部の点検調整 3 制御盤の点検清掃 4 絶縁抵抗の測定		

別紙14-26 電気機械設備保守点検基準：空調設備

対象	項目		巡視・点検		定期点検		精密点検	
			周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
薬注装置					3ヶ月	(軟水器保護用防錆剤注入装置) 1 外観点検清掃 2 液量の確認 3 設置状況の確認		
送排風機 (エアカーテン)					3ヶ月	1 外観点検清掃 2 ファン及びモータの点検 3 軸受部の点検及びVベルトの点検 4 異音・振動の有無 5 制御盤の点検清掃 6 絶縁抵抗の測定	5年	1 現場分解点検清掃
全熱交換機					3ヶ月	1 外観点検清掃 2 フィルタ点検清掃 3 回転部の点検 4 制御盤の点検 5 ロールフィルタ点検 6 絶縁抵抗の測定		
加湿器					2回/年	1 外観点検清掃 2 各部動作及び吐出部の点検 3 制御盤の点検 4 絶縁抵抗の測定		
ダクト設備					3ヶ月	1 吸出口、吸込口、ダンパー類の点検調整 2 FD、SFDのヒューズ確認 3 外観点検		
冷温水発生機 (ガス焚)					3ヶ月	1 本体外観点検清掃 異音・振動、異温、各部の温度設定他 2 機器設置確認 3 燃焼管理 4 各部の温度測定 5 溶液管理 6 真空管理		

別紙14-27 電気機械設備保守点検基準：消防設備

消防設備の点検は、消防法第17条の3の3の規定に基づいて行われ、点検内容及び方法等は消防庁告示に基づいて行うものとする。

対象消防設備	点検内容及び方法	点検周期
消火器具 消防機関へ通報する火災報知設備 誘導灯 誘導標識 消防用水 非常用コンセント設備 無線通信補助設備	機器点検	6ヶ月
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器 非常警報器具及び設備 避難器具 排煙設備 連結散水設備 連結送水管 非常電源(配線の部分を除く) 操作盤	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

別紙14-28 電気機械設備保守点検基準：薬品注入設備

項目 対象	巡視・点検		定期点検		精密点検	
	周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
次亜塩素素注入設備 (場内)	注入時 又は 2ヶ月	1 漏液、発錆の有無 2 注入ポンプの点検調整 3 小出し槽の点検 4 背圧弁の動作確認 5 安全弁の点検 6 圧力計の点検 7 アク्यूムレータの点検 8 防液堤内状況確認 9 移送ポンプの異音、漏液、発錆の有無	5年	1 注入ポンプの交換 2 背圧弁の交換 3 安全弁の交換 4 圧力計の交換 5 移送ポンプのオーバーホール		
	受入時 又は 2ヶ月	1 漏液の有無 2 液位計の点検	不定期	1 貯留槽の交換		
	受入時 又は 2ヶ月	1 漏液の有無 2 出口弁の動作確認	不定期	1 配管、弁類の交換		

別紙14-29 電気機械設備保守点検基準：薬品注入設備

項目 対象	巡視点検		定期点検		精密点検	
	周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
PAC 注入設備	注入時 又は 2ヶ月 架台	1 移送ポンプの異音、漏液、発錆の有無 2 小出し槽の点検 3 排水ビット状況確認 4 防液堤内状況確認	5年	1 移送ポンプのオーバーホール	不定期	1 排水ポンプの交換
	受入時 又は 2ヶ月 貯留槽	1 漏液の有無 2 液位計の点検 3 電極の点検	不定期	1 貯留槽の交換 2 液位計の交換 3 電極の交換	不定期	(鋼製貯留槽) 1 内面ライニング部のピンホール試験 2 外面塗装
	受入時 又は 2ヶ月 配管類	1 漏液の有無 2 出口弁、仕切弁の動作確認 3 ストレーナの目視点検	不定期	1 配管、弁類の交換		
	受入時 又は 2ヶ月 制御盤	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無 2 計器、表示灯の良否	1年	1 盤内外各部の清掃 2 端子締付部の増締め 3 配線、操作スイッチ、リレー類、プリント板等盤取付器具の異常の有無		
	受入時 又は 2ヶ月 電磁流量計	1 異音、異臭、破損、損傷、発熱、発錆の有無 2 データ照合	1年	1 検出部取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 変換器各部電圧電流測定(供給電圧、DC電圧、比較電圧等) 5 励磁コイル絶縁抵抗測定 6 電極間抵抗測定 7 模擬入力による入出力変換特性試験 8 再現性確認 9 90°ノイズ調整及び波形観測 10 零点確認及び調整 11 監視機能の確認 12 パラメータの確認(機能のあるもの) 13 電極とケース間の絶縁抵抗測定		
	受入時 又は 2ヶ月 超音波レベル計	1 異音、異臭、損傷、発熱、発錆の有無 2 波防管の取付確認	1年	1 取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 電気回路各部電圧測定 5 検出器、同軸ケーブル絶縁抵抗測定 6 送・受信波形観測及び基本回路部動作確認 7 模擬入力による入出力変換特性試験 8 実レベルでの零点調整(零レベルが作れる場合)及び実測比較調整 9 監視機能の確認		
	受入時 又は 2ヶ月 調節弁	1 電動調節弁の動作確認 2 異音、異臭、破損、損傷、発熱、発錆の有無	5年	1 電動操作機の分解点検清掃 2 摩耗劣化部品の交換		

別紙14-30 電気機械設備保守点検基準：薬品注入設備

項目 対象	巡視・点検		定期点検		精密点検	
	周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
硫酸 注入 設備	注入時 又は 2ヶ月	1 移送、注入ポンプの漏液、発錆の有無 2 小出し槽の点検 3 保護具の確認 4 消火設備の保管状況 5 防液堤内ピット等腐食状況確認 6 取扱注意事項等掲示板の状況確認	5年	1 移送、注入ポンプの分解点検 2 摩耗劣化部品の交換		
	受入時 又は 2ヶ月	1 漏液の有無 2 液位計の点検 3 上部ミスト漏洩の有無	不定期	1 貯留槽の交換		
	受入時 又は 2ヶ月	1 漏液の有無 2 出口弁の動作確認 3 排気管、除湿器等の確認 4 受入口の摩耗、腐食状況確認 5 注入点の配管状況確認	不定期	1 配管、弁類の交換		
	受入時 又は 2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無 2 計器、表示灯の良否	1年	1 盤内外各部の清掃 2 端子締付部の増締め 3 配線、操作スイッチ、リレー類、プリント板等盤取付器具の異常の有無		
	受入時 又は 2ヶ月	1 異音、異臭、破損、損傷、発熱、発錆の有無 2 データ照合	1年	1 検出部取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 変換器各部電圧電流測定(供給電圧、DC電圧、比較電圧等) 5 励磁コイル絶縁抵抗測定 6 電極間抵抗測定 7 模擬入力による入出力変換特性試験 8 再現性確認 9 90°ノイズ調整及び波形観測 10 零点確認及び調整 11 監視機能の確認 12 パラメータの確認(機能のあるもの) 13 電極とケース間の絶縁抵抗測定		
	受入時 又は 2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発熱、発錆の有無 2 波防管の取付確認	1年	1 取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 電気回路各部電圧測定 5 検出器、同軸ケーブル絶縁抵抗測定 6 送・受信波形観測及び基本回路部動作確認 7 模擬入力による入出力変換特性試験 8 実レベルでの零点調整(零レベルが作れる場合)及び実測比較調整 9 監視機能の確認		
	受入時 又は 2ヶ月	1 異音、異臭、損傷、発熱、発錆の有無 2 清掃 3 実測値と指示値の比較調整 4 試薬の点検補充	1年	1 pH標準液による入出力変換特性試験 2 実測値と指示値の比較調整 3 締付部の増締め 4 電極点検 5 起電力測定 6 応答性測定 7 再現性測定 8 超音波洗浄装置の周波数測定 9 液絡部の劣化の判定 10 パラメータの確認(機能があるもの)		

別紙14-31 電気機械設備保守点検基準：薬品注入設備

項目 対象	巡視・点検		定期点検		精密点検	
	周期	点検内容	周期	点検内容	周期	点検内容
高分子凝集剤（ポリマー）注入設備	・ 注入設備 架台	日常 (日に1度) 1 注入ポンプ・モータの異音、漏液、発錆の有無 2 駆動用Vベルトの摩耗状況確認 3 投入ホッパーの点検	5年	1 注入ポンプ・モータの分解点検 2 摩耗劣化部品の交換		
	貯留槽・溶解槽	日常 (日に1度) 1 漏液の有無 2 液位計の点検 3 溶解槽攪拌機の異音、異臭、振動の有無 4 溶解槽攪拌機のVベルトの摩耗状況確認 5 ドライブユニットのオイルレベル、漏洩の点検	不定期	1 貯留槽の交換 2 摩耗劣化部品の交換 3 ドライブユニットオーバーホール		
	配管類	日常 (日に1度) 1 漏液の有無 2 出口弁の動作確認 3 溶解水配管、弁類の摩耗状況確認 4 注入点の配管状況確認 5 空気配管状況確認	不定期	1 配管、弁類の交換		
	制御盤	日常 (日に1度) 1 異音、異臭、損傷、汚損、発錆の有無 2 計器、表示灯の良否	1年	1 盤内外各部の清掃 2 端子締付部の増締め 3 配線、操作スイッチ、リレー類、プリント板等盤取付器具の異常の有無		
	電磁流量計	日常 (日に1度) 1 異音、異臭、破損、損傷、発熱、発錆の有無 2 データ照合	1年	1 検出部取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 変換器各部電圧電流測定(供給電圧、DC電圧、比較電圧等) 5 励磁コイル絶縁抵抗測定 6 電極間抵抗測定 7 模擬入力による入出力変換特性試験 8 再現性確認 9 90°ノイズ調整及び波形観測 10 零点確認及び調整 11 監視機能の確認 12 パラメータの確認(機能のあるもの) 13 電極とケース間の絶縁抵抗測定		
	超音波レベル計	日常 (日に1度) 1 異音、異臭、損傷、発熱、発錆の有無 2 波防管の取付確認	1年	1 取付状態の確認 2 計器内外部の清掃 3 締付部の増締め 4 電気回路各部電圧測定 5 検出器、同軸ケーブル絶縁抵抗測定 6 送・受信波形観測及び基本回路部動作確認 7 模擬入力による入出力変換特性試験 8 実レベルでの零点調整(零レベルが作れる場合)及び実測比較調整 9 監視機能の確認		

別紙 15-1 見学者対応について

【現状の説明内容】

現在、本施設では小学生4年生を中心として、40名～120名程度までの見学者対応を行っている。

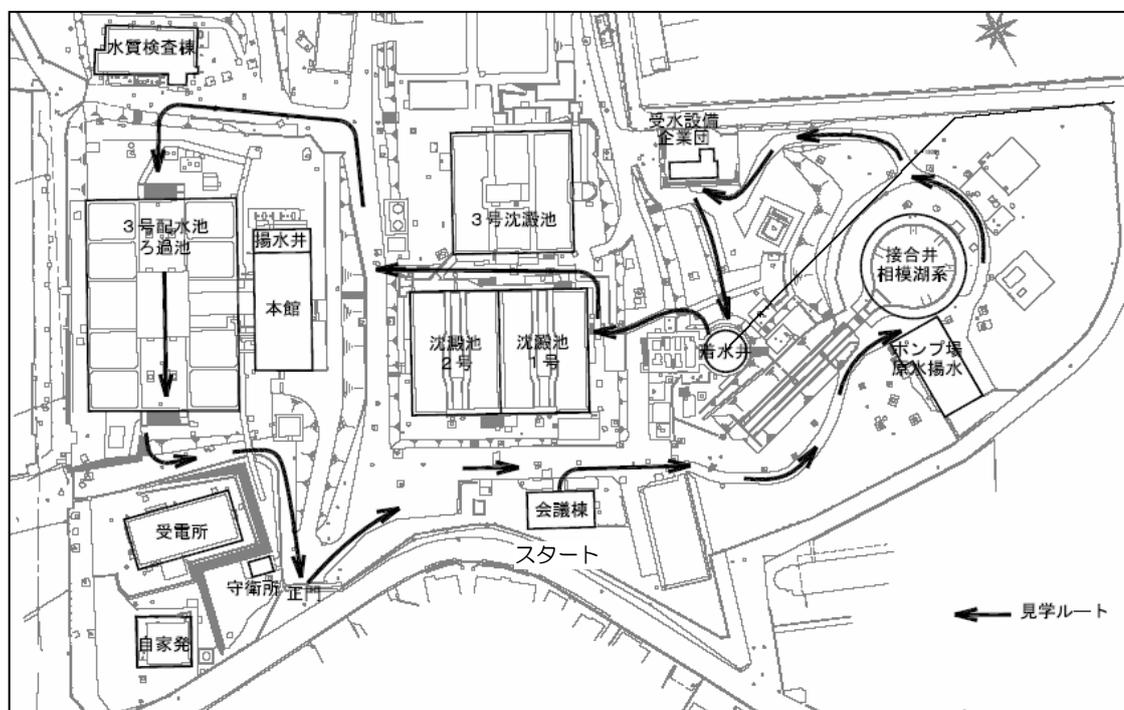
このとき、浄水場での業務内容を中心に、1グループ40名程度のグループ毎に説明を行っている。

説明方法としては市職員が対応を行い、バスで来場した見学者を会議室へ集めた後、浄水場内の施設と役割を掲示板等を用いながら説明をする。

次に下図に示すルートに沿って、現地見学を行う。現地では要所施設ごとに説明を行い、先に会議室で伝えた事項の補足やスケール等を伝えている。

その後、会議室に戻り、現地見学の質疑を行って終了に至る。

必要時間としては1グループ2時間程度で行っている。



現状見学ルート図

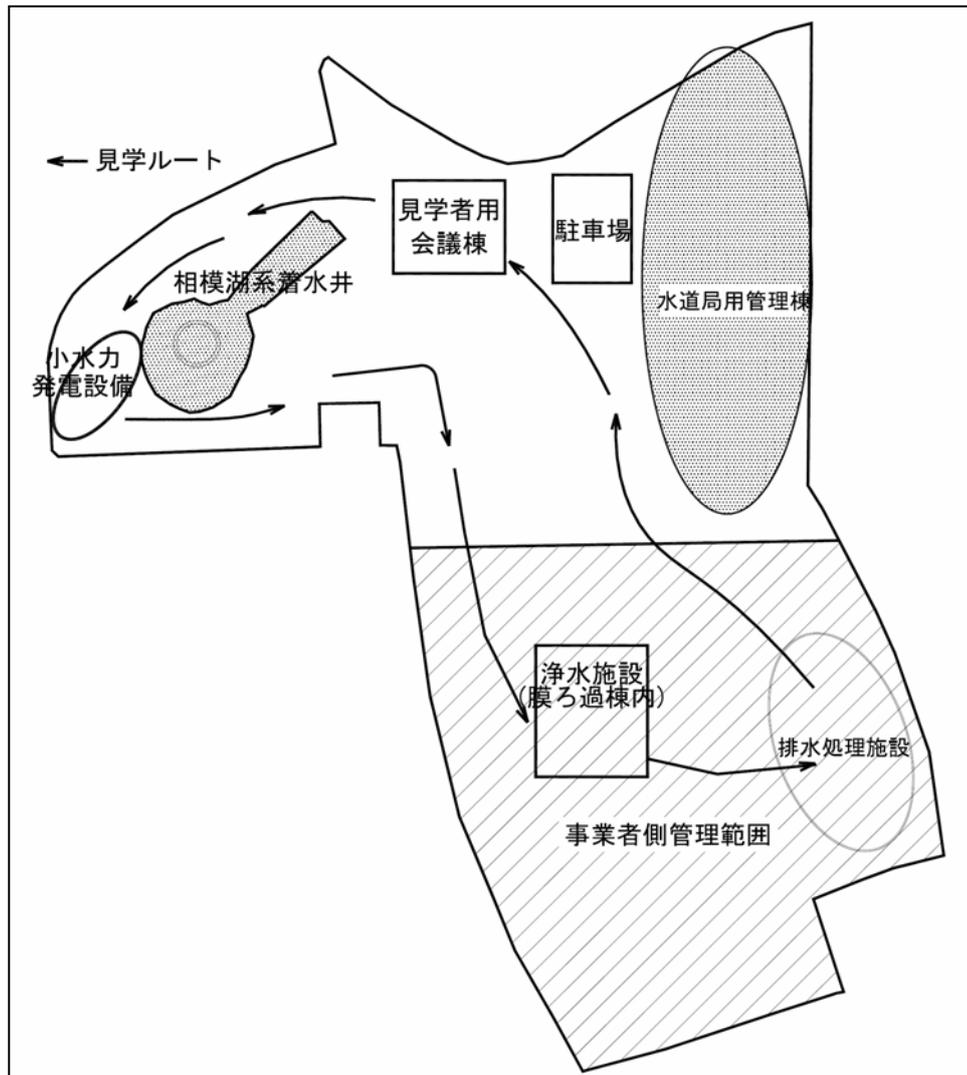
別紙 15-2 見学者対応について

【PFI 事業後の見学者対応】

PFI 事業において、市側で現在と同様に見学者対応を行う。このうち、事業者側管理範囲内施設の対応について協力すること。

本事業は膜ろ過方式を導入することから、その処理工程の現地見学が可能となるように考慮していただき、特に膜ろ過ユニット内部の通水工程が解るように努めていただきたい。

そのため、膜ろ過棟内には、見学者が入れる通路やスペースを設置し、一部見学者用の見学窓等の配置にも配慮していただきたい。



見学ルートイメージ図

川井浄水場再整備事業

入札説明書別添資料 2 落札者決定基準

平成 20 年 6 月

横浜市

目 次

第1	落札者決定基準の位置づけ.....	1
第2	事業者の選定方法.....	1
第3	落札者決定の手順.....	2
1	落札者決定までの手順.....	2
2	各審査の内容.....	3
3	落札者の決定.....	4
第4	総合評価点の内容.....	5
1	総合評価点の配点方針.....	5
2	審査項目及び配点.....	5
3	性能価格点の得点化方法.....	5
4	価格点の得点化方法.....	5
別紙1	基礎審査における事業シミュレーション内容の確認、事業遂行能力の確認	
別紙2	性能評価の視点	

第1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、横浜市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に規定に基づき、平成20年3月3日に特定事業として選定した川井浄水場再整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

第2 事業者の選定方法

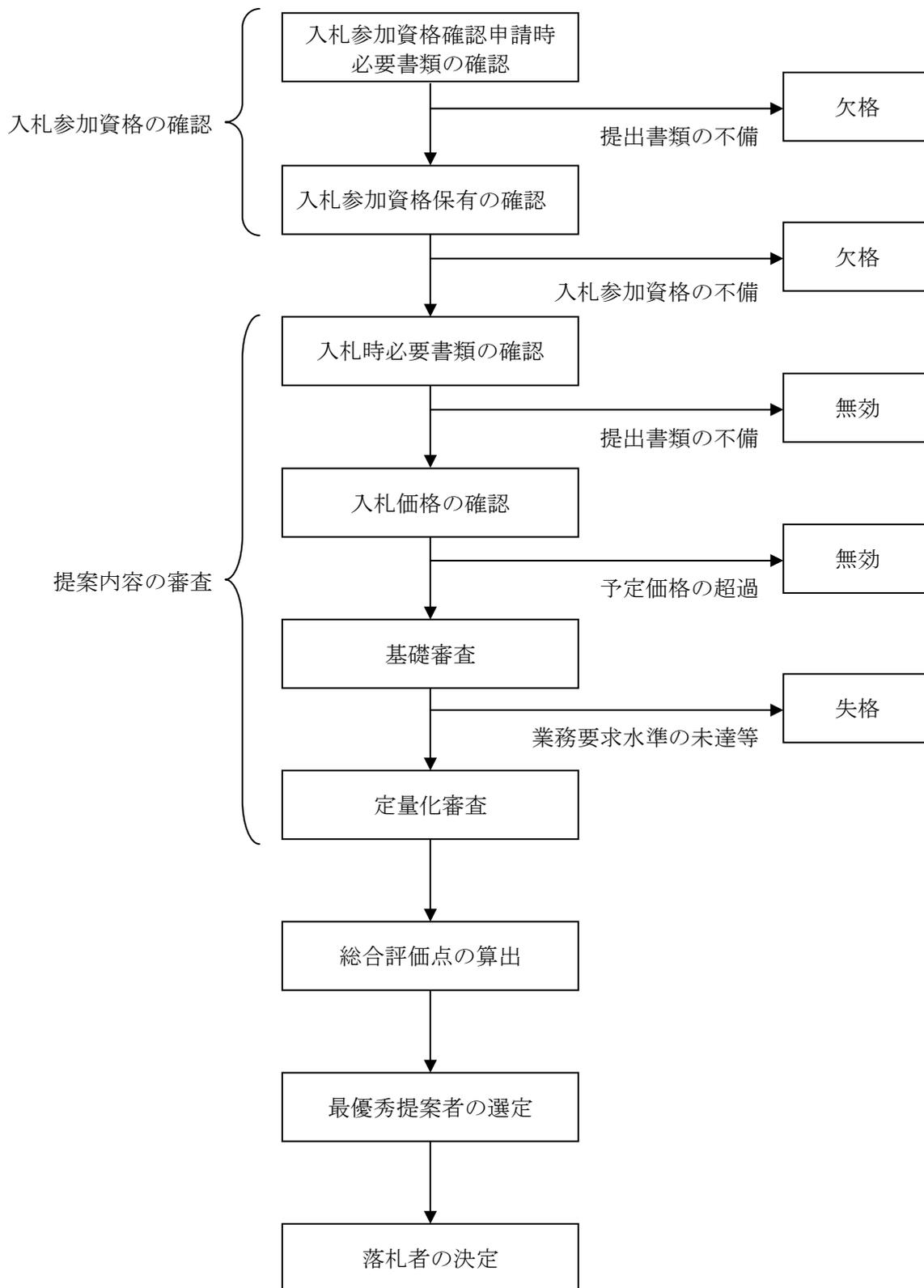
本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）には、浄水場施設の設計、建設、工事監理、維持管理に関する技術やノウハウが求められるため、総合評価一般競争入札方式を採用し、入札価格のほか、設計、建設、工事監理、維持管理及び事業計画等に関する提案内容を総合的に評価する。

最優秀提案の選定に当たっての審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため設置している横浜市PFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

第3 落札者決定の手順

1 落札者決定までの手順

落札者決定までの手順は、次のとおりである。



2 各審査の内容

審査は、入札参加資格の確認、提案内容の審査の順に実施する。各審査の内容は、次のとおりである。

(1) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格確認申請時必要書類の確認

市は、本事業に参加を希望する者（以下「応募者」という。）に求めた入札参加資格確認申請時必要書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は欠格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

イ 入札参加資格保有の確認

市は、入札参加資格の確認として、応募者の構成員が本事業を実施するために必要な資格を有していることを確認する。

具体的には、以下のとおり、応募者の構成員が入札説明書で規定する本事業の入札参加資格要件を満たしていることを確認する。入札参加資格を確認できない場合は欠格とする。なお、協力会社についても、以下の協力会社としての資格要件を満たしている必要があるが、この確認は事業契約の締結日に行うものとする。

- (ア) 応募者の構成等に関する規定を遵守しているか（入札説明書第3-3(1)の規定を遵守しているか）
- (イ) 応募者の入札参加資格要件が満たされているか（入札説明書第3-3(2)の要件が満たされているか）

(2) 提案内容の審査

ア 入札時必要書類の確認

市は、応募者に求めた入札時必要書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は無効とする。

イ 入札価格の確認

市は、応募者が提出する入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認する。

予定価格を超える場合は無効とする。

ウ 基礎審査

市は、入札価格が予定価格の範囲内である応募者を対象として、以下を確認する。

(ア) 業務要求水準達成の確認

提案内容が入札説明書別添資料1「業務要求水準書」に定められた業務要求水準を満たしていること。

(イ) 事業シミュレーション内容の確認

サービスの対価の算定方法が入札説明書等に示した前提条件を正確に反映していること。確認方法、確認項目及び内容は、別紙1-1に示す。

(ウ) 事業遂行能力の確認

別紙1-2に示す事業遂行能力を有していること。

業務要求水準又は要件を明らかに満たしていない又は事業遂行能力を有していないと判断された場合は、その応募者は失格とする。

エ 定量化審査

基礎審査で業務要求水準及び水準を満たしていると認められた応募者の提案のうち性能について、審査委員会において評価を行う。

この性能の評価においては、応募者から提出された提案書の内容を、別紙2に示す視点から評価し、審査項目ごとに得点を付与する（以下、付与された得点を「性能評価点」という。）。

(3) 総合評価点の算出及び最優秀提案者の選定

ア 総合評価点の算出

審査委員会は、各応募者について、性能評価点及び価格を点数化した価格点を合計し、総合評価点を算出する。

イ 最優秀提案者の選定

審査委員会は、各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者を選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案を提出した者が2者以上あるときは、入札価格が最も低い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。入札価格が同額の場合は、当該者にくじを引かせて決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市の職員が代わりにくじを引き、落札者を決定する。

3 落札者の決定

市は、審査委員会の選定結果を基に、落札者を決定する。

第4 総合評価点の内容

1 総合評価点の配点方針

性能評価点と価格点のウェイトは、6：4とする。

性能評価点×0.6と価格点×0.4の合計値が総合評価点となる。

2 審査項目及び配点

性能評価点及び価格点の審査項目及び配点は、次のとおりである。

審査項目	配点
A 性能評価点	100点
施設整備に関する事項	45点
浄水施設設計における提案	(15点)
排水処理施設設計における提案	(6点)
電気設備・計装設備設計における提案	(6点)
環境への配慮	(8点)
設計共通事項	(6点)
工事・工事監理における提案	(5点)
維持管理に関する事項	25点
運転管理業務における提案	(11点)
保全管理業務における提案	(2点)
水質管理業務における提案	(6点)
災害・事故対策業務における提案	(4点)
保安業務における提案	(2点)
事業計画に関する事項	20点
事業の安全性	(12点)
事業の実施体制	(8点)
全体に関する事項	10点
提案全体のバランス	(4点)
先進性	(3点)
独自性	(3点)
B 価格点	100点
総合評価点 合計 (A×0.6+B×0.4)	100点

3 性能評価点の得点化方法

性能評価点は、別紙2に示す評価項目ごとに次のとおり4段階の評価を行い、得点化する。なお、性能評価点は、小数点第二位までを求める。

判断基準	評価	得点化方法
特に優れている	A	配点×1.00
優れている	B	配点×0.70
やや優れている	C	配点×0.30
業務要求水準書の規定どおり	D	配点×0.00

4 価格点の得点化方法

以下の算定式により得点を付与する。

価格点 = (最も低い入札価格 ÷ 各応募者の入札価格) × 100

なお、価格点は、小数点第三位以下を四捨五入し、小数点第二位までを求める。

別紙 1 基礎審査における事業シミュレーション内容の確認、事業遂行能力の確認

1 事業シミュレーション内容の確認

(1) 確認方法

サービスの対価の算定方法が入札説明書等に示した前提条件を正確に反映しているかについて確認する。サービスの対価の算定方法に誤りがあることが明らかな場合は、市は内容を確認の上、失格とするか否かの判断を行う。

(2) 確認項目及び内容

確認項目及び内容は、以下のとおりである。

確認項目	確認内容
前提条件が正確に反映されていること	物価変動率を見込まないで計算しているか。
	入札説明書等で指定した基準金利を用いているか。
	入札説明書で付保を条件としている第三者賠償保険の保険料が適切に見込まれているか。
算定方法	支払利息の計算方法は適正か。
	サービスの対価の総額が、業務ごとに見積もられた費用を基に、適正に算定されているか。

2 事業遂行能力の確認

(1) 確認の対象及び方法

ア 確認の対象

特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資又は劣後ローンを拠出する者

イ 確認の方法

後記（2）に基づき、以下の（ア）から（ウ）を評価することにより確認する。各確認項目に対応した指標が一定の基準に達しておらず、かつ、代替信用補完措置も提案されていない場合は、失格とする。

（ア）資力

事業を行うに当たっての資金確保が可能か。

（イ）信用力

事業を計画どおり実施し得る財政力があるか。

（ウ）債務返済能力

返済不能となる危険性がないか。

(2) 確認項目及び内容

ア 確認基準

確認項目	確認内容	確認に用いる指標	確認基準
資力	提案事業に必要な資金が既存の事業活動の中で生み出されているか。	事業キャッシュフロー規模	事業キャッシュフロー規模が3期連続で総額がマイナスでないこと。
		総キャッシュフロー規模	総キャッシュフロー規模が3期連続で総額がマイナスでないこと。
信用力	過去の経営状況を反映した総合的な信用力があるか。	経常損益	経常損益が3期連続で赤字でないこと。
		自己資本金額	自己資本金額が3期連続で債務超過でないこと。
債務返済能力	SPCの債務を負担し得る能力があるか。	利払能力	利払能力の最近期の値が1.0以上であること。
		有利子負債比率	有利子負債比率の最近期の値が100%未満であること。
代替信用補完措置		個々の補完措置ごとに判断	代替信用補完措置が必要となる者がいる場合、その役割に応じた代替信用補完措置を付していること。

イ 確認に用いる指標の算出根拠

確認項目	確認に用いる指標	算出根拠
資力	事業キャッシュフロー規模	事業損益－支払利息・割引料＋減価償却費＋諸引当金等（※1）
	総キャッシュフロー規模	当期純損益－配当・賞与＋減価償却費＋諸引当金等（※2）
信用力	経常損益	経常損益
	自己資本金額	資本の部合計
債務返済能力	利払能力	$(\text{事業損益} + \text{減価償却費}) / \text{支払利息} \cdot \text{割引料}$
	有利子負債比率	有利子負債 / 使用総資本

（※1）売上原価及び販売費・一般管理費に含まれる引当金繰入額

（※2）当期費用に含まれる引当金繰入額及びその他の現金支出を伴わない費用

（注） 確認に用いる指標としては、単体の財務諸表を使用する。

指標項目の内容は、次のとおりである。

事業損益＝営業損益＋受取利息＋配当金

賞与＝利益処分の中で行われる賞与

使用総資本＝流動資産＋固定資産＋繰延資産＋割引譲渡

別紙2 性能評価の視点

審査項目	評価項目	主な審査の視点	様式 No.
施設整備に関する事項 (45)			
浄水施設設計 における提案 (15)	膜ろ過装置 (2) 安定性①	膜ろ過施設の通常時の維持管理における必要な浄水能力の確保対策として配慮した事項とその具体性について評価する。	Ⅲ-14-① Ⅲ-14-② Ⅲ-16 Ⅲ-17 Ⅲ-50 Ⅲ-66
	膜ろ過装置 (2) 安定性②	膜ろ過施設の異常時や緊急時及び原水到達水位の変動時における必要な浄水能力の確保対策として配慮した事項とその具体性について評価する。	Ⅲ-14-① Ⅲ-14-② Ⅲ-16 Ⅲ-17 Ⅲ-36 Ⅲ-50 Ⅲ-53-① Ⅲ-75
	膜ろ過装置 (3) 安全性	膜損傷時等の安全対策、対処方法の内容とその具体性について評価する。	Ⅲ-14-① Ⅲ-14-② Ⅲ-16 Ⅲ-17 Ⅲ-50 Ⅲ-66
	膜ろ過装置 (3) 汎用性	汎用性の高い膜モジュールとなっているかを評価する。	Ⅲ-14-① Ⅲ-66 Ⅲ-67-① Ⅲ-67-②
	浄水水質 (3)	膜ろ過設備で処理する項目と、それ以外で対応する項目 (臭気対策を除く。) について検討がなされ、現況よりも高品質の水質を達成可能であるかを評価する。	Ⅲ-14-① Ⅲ-32 Ⅲ-33 Ⅲ-50 Ⅲ-74
	薬品設備設計 (2) 薬品注入設備の 安全性	薬品を確実に注入する方法に対して、配慮した事項とその具体性について評価する。	Ⅲ-14-① Ⅲ-25 Ⅲ-32 Ⅲ-33 Ⅲ-56

審査項目	評価項目	主な審査の視点	様式 No.
排水処理施設設計における提案 (6)	処理方式(1)	維持管理や汚泥の有効利用に対して、容易性かつ経済性に優れている提案を評価する。	Ⅲ-16
			Ⅲ-17
			Ⅲ-18
			Ⅲ-20 Ⅲ-22 Ⅲ-53-② Ⅲ-55
排水処理施設設計における提案 (6)	処理方式(2)	薬品洗浄廃排液の処分方法について、配慮した事項とその具体性について評価する。	Ⅲ-16
	膜モジュールの薬品洗浄廃液		Ⅲ-17
			Ⅲ-27
			Ⅲ-32 Ⅲ-33
排水処理施設設計における提案 (6)	処理方式(2)	場内排水を相模湖系導水路へ返送しない方法、若しくは返送を行う場合の返送水の安全確保策とその具体性について評価する。	Ⅲ-16
	物理洗浄排水の返送水		Ⅲ-17
			Ⅲ-20
			Ⅲ-22 Ⅲ-32 Ⅲ-33
排水処理施設設計における提案 (6)	処理方式(1)	排水処理施設の臭気対策とその具体性について評価する。	Ⅲ-20
	臭気対策		Ⅲ-22
電気設備・計装設備設計における提案 (5)	自家発電設備(1)	自家発電設備の性能、操作性について評価する。	Ⅲ-30
			Ⅲ-68
電気設備・計装設備設計における提案 (5)	監視制御設備(2)	新設対象施設を適切に運営できる中央監視の役割の明確化、中央での操作内容の具体性を評価する。	Ⅲ-32
			Ⅲ-33
			Ⅲ-50 Ⅲ-51 Ⅲ-52 Ⅲ-54 Ⅲ-55 Ⅲ-56 Ⅲ-57 Ⅲ-74
電気設備・計装設備設計における提案 (5)	計測機器(2)	原水水質の変化への対応方法について、内容と具体性を評価する。	Ⅲ-32
	原水水質の確認方法		Ⅲ-36 Ⅲ-50 Ⅲ-70 Ⅲ-74

審査項目	評価項目	主な審査の視点	様式 No.
環境への配慮 (8)	未利用エネルギーの活用 (3)	水位差の有効利用方法とその他未利用エネルギーの活用方法の具体性を評価する。	Ⅲ-8 Ⅲ-14-① Ⅲ-40 Ⅲ-50 Ⅲ-61
	省エネ設計の導入 (1)		Ⅲ-40
	リサイクル (1)	省資源、廃棄物の再利用方法などを評価する。	Ⅲ-40 Ⅲ-43
	ヒートアイランド対策 (1)	事業者側管理範囲の面積内の緑化率及びその他の対策提案を評価する。	Ⅲ-37 Ⅲ-39
	地球温暖化ガスの排出抑制削減 (2)	設備の運転動力から発生する二酸化炭素排出量を評価する。	Ⅲ-61-① Ⅲ-61-②
	設計共通事項 (6)	配水池・事業者用管理棟等の構造仕様 (2)	構造物において、次期設備更新時の配慮や維持管理への配慮、施設の耐久性に対する対応が優れている提案について評価する。
見学者対応 (2)		Ⅲ-37 Ⅲ-77	
配置計画 (2)		構造物の外装や外観について評価する。	Ⅲ-10 Ⅲ-11 Ⅲ-13
工事・工事監理における提案 (5)	工事業務 (2)	工事期間中、稼動している浄水場施設の影響や周辺環境への影響について評価する。	Ⅲ-43 Ⅲ-44 Ⅲ-47
	既設浄水場施設への影響		
	工事業務 (1)	各撤去対象施設に対して、工事の難易度に応じた工夫の内容とその具体性について評価する。	Ⅲ-41 Ⅲ-43
	撤去工事及び仮設工事		
	工事監理業務 (2)	工事監理業務の内容・体制、工事監理業務のポイント等について評価する。	Ⅲ-44 Ⅲ-45

審査項目	評価項目	主な審査の視点	様式 No.
維持管理に関する事項 (25)			
運転管理業務 における提案 (11)	浄水施設の運 転管理 (3)	原水水質の変動を考慮した浄水処理の 各工程の管理目標値等について、留意 した事項とその具体性を評価する。	Ⅲ-14-① Ⅲ-50 Ⅲ-52 Ⅲ-53-① Ⅲ-74
	薬品設備の運 転管理 (1)	薬品設備の各工程の管理目標値等につ いて、留意した事項とその具体性を評 価する。	Ⅲ-14-① Ⅲ-25 Ⅲ-52 Ⅲ-56 Ⅲ-66
	排水処理施設 の運転管理 (1)	排水処理の各工程の管理目標値等につ いて、留意した事項とその具体性を評 価する。	Ⅲ-14-① Ⅲ-20 Ⅲ-22 Ⅲ-52 Ⅲ-55
	脱水汚泥の有 効利用 (1)	有効利用ルートや処分量等について、 具体性や有効利用容量を評価する。	Ⅲ-58 Ⅲ-59 Ⅲ-60
	新設配水池の 運転管理水量 管理 (1)	新設配水池の運転管理における目標値 等について、留意した事項とその具体 性を評価する。	Ⅲ-52 Ⅲ-54 Ⅲ-57 Ⅲ-74
	留意事項 (3) 必要な資格・資 質・能力	運転員の構成や資格取得者の配置人数 等に対して、具体的数値や管理体制や 指揮系統等の方法を評価する。	Ⅲ-48 Ⅲ-49
	留意事項 (1) 社員教育、技術 の向上	運転員の資質向上に向けた取組みにつ いて、提案の内容やその具体性から評 価する。	Ⅲ-62

審査項目	評価項目	主な審査の視点	様式 No.
保全管理業務 における提案 (2)	建築物・土木構 造物の点検管理 (1)	日常及び定期点検、保守点検について、 提案の内容や具体性を評価する。	Ⅲ-64 Ⅲ-65-① Ⅲ-65-②
	各種設備の点検 管理(1)	日常及び定期点検、保守点検について、 提案の内容や具体性を評価する。	Ⅲ-66 Ⅲ-67-① Ⅲ-67-② Ⅲ-68 Ⅲ-69-① Ⅲ-69-② Ⅲ-70 Ⅲ-71-① Ⅲ-71-② Ⅲ-72 Ⅲ-73-① Ⅲ-73-②
水質管理業務 における提案 (6)	水質管理計画 (3)	異常時の対応など、水質管理の内容や その信頼性を評価する。	Ⅲ-32 Ⅲ-33 Ⅲ-74
	毒物検知装置の 監視(3)	原水の安全性に対して用いる生物によ る毒物検知について、確実性と信頼性 を評価する。	Ⅲ-32 Ⅲ-33 Ⅲ-74
災害・事故対 策業務におけ る提案 (4)	緊急時の体制と 対応(2)	緊急出動体制について、提案の内容と 具体性を評価する。	Ⅲ-52 Ⅲ-75
	機器類等の事故 対策(2)	監視制御設備の異常時対策やシステム の信頼性について、実績や具体性を評 価する。	Ⅲ-32 Ⅲ-33 Ⅲ-36
保安業務にお ける提案 (2)	事業者側管理範 囲の保安(2)	監視体制について、提案の内容と具体 性を評価する。	Ⅲ-37 Ⅲ-78

審査項目	評価項目	主な審査の視点	様式 No.
事業計画に関する事項 (20)			
事業の安全性 (12)	資金・収支計画の 確実性 (2)	資金調達計画、資金計画及び収支計画 の確実性を評価する。	IV-10 IV-11 IV-12 IV-13-① IV-13-② IV-14
	事業の確実性 (3)	事業の確実性を維持するための考え 方、運転資金が不足した場合の対応、 出資者の事業への関与が維持される仕 組み、事業者の責による事業の破綻を 回避するための金融機関の関与の方法 を評価する。	IV-15
	費用計画の妥当 性 (4)	主要業務（施設整備業務、維持管理業 務のうち運転管理業務、保全管理業務、 水質管理業務）について、仕様の内容 が費用計画に適切に反映されている か、提案した条件その他費用計画の根 拠が妥当なものとなっているかを評価 する。	IV-7 ①・② IV-8
	リスクへの対応 (3)	リスクの把握及び分担、リスク対応策 について、内容とその具体性を評価す る。	IV-16
事業の実施体 制 (8)	適切な役割分担 (2)	構成員、協力会社の役割分担の適切さ 及び明確さ、運転管理業務の実施を担 う者の実績を評価する。	IV-1-① IV-1-② IV-2-① IV-2-② IV-2-③ IV-3
	円滑で確実な業 務引継ぎの仕組 み (3)	主要業務において、現に請け負う業務 受託企業が業務を継続できなくなった 場合でも、業務継続がなされる仕組み を有しているかを評価する。	IV-6
	適切なセルフモ ニタリング (3)	業務の実施プロセス及び結果の把握方 法、業務受託企業を要求水準達成に向 かわせる仕組み、要求水準未達が継続 した場合の対応方法、市が行うモニタ リングとの整合が図られているかにつ いて、内容とその具体性を評価する。	IV-5

審査項目	評価項目	主な審査の視点	様式 No.
全体に関する事項 (10)			
全体に関する事項 (10)	提案全体のバランス (4)	バランスの取れている提案や将来の技術革新における市民還元の提案、他の評価項目では評価の対象とならなかった提案を評価する。	様式Ⅲ
	先進性 (3)	先進性があり、かつ、他の評価項目で評価の対象とならなかった提案を評価する。	様式Ⅲ
	独自性 (3)	独自性があり、かつ、他の評価項目で評価の対象とならなかった提案を評価する。	様式Ⅲ

川井浄水場再整備事業

入札説明書別添資料 3 提出書類作成要領及び様式集

平成 20 年 6 月

横浜市

目 次

第 1	提出書類作成要領.....	1
1	提出書類	1
2	作成要領	6
第 2	様式集	8

第1 提出書類作成要領

1 提出書類

(1) 入札参加資格確認申請時必要書類（関係様式：様式I）

入札参加資格確認審査時の必要書類は、以下のとおりである。いずれについても各1部を提出する。

- ア 入札参加資格確認申請時必要書類一覧表（様式I-1）
- イ 入札参加表明書（様式I-2）
- ウ 応募者の構成員一覧表（様式I-3）
- エ 委任状（様式I-4）
- オ 入札参加資格確認申請書（様式I-5）
- カ 受託実績申請書兼誓約書（様式I-6）

（以下、添付書類）

(ア) 応募者の構成員すべてに係るもの

- a 会社概要（最新のもの・パンフレット等の使用も可とする。）
- b 法人登記簿謄本（調達公告日以降に交付されたもの）

(イ) 設計業務の実施を担う者が、入札説明書第3-3(2)イ(ア)の要件を満たしていることを示す書類

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であることを証明する書類の写し
- b 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）が1名以上在籍していることを証明する書類の写し

(ウ) 膜ろ過装置の製造を担う者が、入札説明書第3-3(2)イ(イ)の要件を満たしていることを示す書類

- a 平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、日量1千m³以上（公称能力）の浄水能力を有する膜ろ過装置の製造・設置実績を有していることを確認できる契約書原本及び仕様書等の写し

(エ) 工事業務の実施を担う者が、入札説明書第3-3(2)イ(ウ)の要件を満たしていることを示す書類

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な総合評定値が土木一式、建築一式については1,200点、機械器具設置工事、電気工事については1,100点以上であることを示す「総合評定値通知書」（入札参加資格申請日前で有効かつ最新なものとする。）の写し

- c 平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、貯留量1万m³以上（公称能力）の規模を有する配水池の建設実績（元請としての施工実績）を有していることを確認できる契約書原本及び仕様書等の写し
 なお、他社と共同で履行した場合は、共同事業体の構成員として、10分の2以上の出資比率を有するものであること。
- (ウ) 工事監理業務の実施を担う者が、入札説明書第3 3（2）イ（エ）の要件を満たしていることを示す書類
- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であることを証明する書類の写し
- b 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）が1名以上在籍していることを証明する書類の写し
- (カ) 維持管理業務の実施を担う者が、入札説明書第3 3（2）イ（オ）の要件を満たしていることを示す書類
- a 平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、日量1千m³以上（公称能力）の浄水能力を有する膜ろ過装置の運転管理実績を有していることを確認できる契約書原本及び仕様書等の写し
- b 平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、膜の薬品洗浄について、オンサイト洗浄の実績を有していることを確認できる契約書原本及び仕様書等の写し
- c 維持管理業務のうち、運転管理業務を担う者が平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に受託した、日量1千m³以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場の運転管理業務に関する契約書原本の写し、及び各業務の履行が完了していること若しくは継続中であることを証明する書類

(2) 入札時必要書類（関係様式：様式Ⅰ～Ⅳ）

入札時の必要書類は、以下のとおりである。アについては1部、イからオについては各々1分冊とし、オは5部、それ以外は各30部を提出する。

ア 入札書類

- ・ 入札時必要書類一覧表（様式Ⅱ－1）
- ・ 入札書（様式Ⅱ－2）
- ・ 委任状（代理人が入札する場合）（様式Ⅱ－3）
- ・ 委任状（復代理人が入札する場合）（様式Ⅱ－4）
- ・ 入札説明書等に関する誓約書（様式Ⅱ－5）

イ 技術提案書

- ・ 技術提案概要説明書（様式Ⅲ－1）
- ・ 関係法令・仕様書リスト（様式Ⅲ－2）
- ・ 用地測量計画（様式Ⅲ－3）
- ・ 地質調査計画（様式Ⅲ－4）

- ・ 地下埋設物調査計画（様式Ⅲ－５）
- ・ 土壌汚染測定計画（様式Ⅲ－６）
- ・ 雨水・汚水排水経路計画（様式Ⅲ－７）
- ・ エネルギー有効利用計画（様式Ⅲ－８）
- ・ 工事工程表（様式Ⅲ－９）
- ・ 浄水施設計画（建築構造物）（様式Ⅲ－１０）
- ・ 浄水施設計画（土木構造物）（様式Ⅲ－１１）
- ・ 浄水施設主要施設リスト（建築構造物・土木構造物）（様式Ⅲ－１２）
- ・ 外観計画（様式Ⅲ－１３）
- ・ 浄水施設計画（機械設備）（様式Ⅲ－１４－①）
- ・ 水処理フローシート（様式Ⅲ－１４－②）
- ・ 浄水施設主要設備リスト（機械設備）（様式Ⅲ－１５）
- ・ 水収支フロー図（様式Ⅲ－１６）
- ・ 水収支計算書（様式Ⅲ－１７）
- ・ 排水処理施設計画（建築構造物・土木構造物）（様式Ⅲ－１８）
- ・ 排水処理主要施設リスト（建築構造物・土木構造物）（様式Ⅲ－１９）
- ・ 排水処理施設計画（機械設備）（様式Ⅲ－２０）
- ・ 排水処理主要設備リスト（機械設備）（様式Ⅲ－２１）
- ・ 排水処理フローシート（様式Ⅲ－２２）
- ・ 配水池計画（建築構造物・土木構造物）（様式Ⅲ－２３）
- ・ 配水池主要施設リスト（建築構造物・土木構造物）（様式Ⅲ－２４）
- ・ 薬品設備計画（機械設備）（様式Ⅲ－２５）
- ・ 薬品設備主要設備リスト（機械設備）（様式Ⅲ－２６）
- ・ 薬品洗浄廃液の処分計画（様式Ⅲ－２７）
- ・ 場内配管計画（建築構造物・土木構造物）（様式Ⅲ－２８）
- ・ 場内配管主要リスト（建築構造物・土木構造物）（様式Ⅲ－２９）
- ・ 電気設備計画（様式Ⅲ－３０）
- ・ 電気設備主要設備リスト（様式Ⅲ－３１）
- ・ 計装設備計画（様式Ⅲ－３２）
- ・ 監視制御設備計画（様式Ⅲ－３３）
- ・ 計装設備主要設備リスト（様式Ⅲ－３４）
- ・ 監視制御設備主要設備リスト（様式Ⅲ－３５）
- ・ 計装における非常時の考え方（様式Ⅲ－３６）
- ・ 場内整備計画（様式Ⅲ－３７）
- ・ 場内整備附帯施設主要施設リスト（様式Ⅲ－３８）
- ・ 植樹地率計算書（様式Ⅲ－３９）
- ・ 環境面への配慮（様式Ⅲ－４０）
- ・ 撤去設計計画（様式Ⅲ－４１）
- ・ 主要撤去施設リスト（様式Ⅲ－４２）
- ・ 撤去工事における環境配慮（様式Ⅲ－４３）

- ・ 既存施設と新設施設の関連工事計画（様式Ⅲ－44）
- ・ 工事監理計画（様式Ⅲ－45）
- ・ 試運転調整期間における排水計画（様式Ⅲ－46）
- ・ 工事に伴う周辺への配慮（様式Ⅲ－47）
- ・ 運転管理業務（運転管理計画）（様式Ⅲ－48）
- ・ 運転管理業務（運転管理体制）（様式Ⅲ－49）
- ・ 運転管理業務（浄水施設）（様式Ⅲ－50）
- ・ 運転管理業務（水量管理）（様式Ⅲ－51）
- ・ 管理目標値の明確化（様式Ⅲ－52）
- ・ 時間別最大濁度発生時シミュレーション（浄水処理）（様式Ⅲ－53－①）
- ・ 時間別最大濁度発生時シミュレーション（排水処理）（様式Ⅲ－53－②）
- ・ 運転管理業務（配水池）（様式Ⅲ－54）
- ・ 運転管理業務（排水処理施設）（様式Ⅲ－55）
- ・ 運転管理業務（薬品設備）（様式Ⅲ－56）
- ・ 運転管理業務（場外系施設）（様式Ⅲ－57）
- ・ 脱水汚泥有効利用の記載内容（様式Ⅲ－58－①）
- ・ 脱水汚泥再生利用計画書（様式Ⅲ－58－②）
- ・ 受入表明書（様式Ⅲ－58－③）
- ・ 脱水汚泥再生利用フロー図（様式Ⅲ－59）
- ・ 脱水汚泥保管計画書（様式Ⅲ－60）
- ・ エネルギー使用量計算書（様式Ⅲ－61－①・②）
- ・ 運転管理の考え方（教育計画）（様式Ⅲ－62）
- ・ 年度別維持管理計画表（様式Ⅲ－63－①・②・③・④）
- ・ 保全管理業務（建築構造物・土木構造物）（様式Ⅲ－64）
- ・ 点検リスト（建築物・土木構造物）（様式Ⅲ－65－①）
- ・ 修繕リスト（建築物・土木構造物）（様式Ⅲ－65－②）
- ・ 保全管理業務（機械設備）（様式Ⅲ－66）
- ・ 点検リスト（機械設備）（様式Ⅲ－67－①）
- ・ 修繕リスト（機械設備）（様式Ⅲ－67－②）
- ・ 保全管理業務（電気設備）（様式Ⅲ－68）
- ・ 点検リスト（電気設備）（様式Ⅲ－69－①）
- ・ 修繕リスト（電気設備）（様式Ⅲ－69－②）
- ・ 保全管理業務（計装設備）（様式Ⅲ－70）
- ・ 点検リスト（計装設備）（様式Ⅲ－71－①）
- ・ 修繕リスト（計装設備）（様式Ⅲ－71－②）
- ・ 保全管理業務（監視制御設備）（様式Ⅲ－72）
- ・ 点検リスト（監視制御設備）（様式Ⅲ－73－①）
- ・ 修繕リスト（監視制御設備）（様式Ⅲ－73－②）
- ・ 水質管理業務（様式Ⅲ－74）
- ・ 災害・事故対策業務（様式Ⅲ－75）

- ・ 安全衛生管理業務（様式Ⅲ－76）
 - ・ 施設公開業務（見学者対応）（様式Ⅲ－77）
 - ・ 保安業務（様式Ⅲ－78）
 - ・ 清掃業務（様式Ⅲ－79）
 - ・ 業務の引継ぎに対する考え方（様式Ⅲ－80）
 - ・ I S O取得計画（様式Ⅲ－81）
- ウ 事業提案書
- ・ S P Cの設立計画（様式Ⅳ－1－①・②）
 - ・ 事業実施体制（様式Ⅳ－2－①・②・③）
 - ・ 全体マネジメント体制（様式Ⅳ－3）
 - ・ 事業スケジュール（様式Ⅳ－4）
 - ・ セルフモニタリング計画（様式Ⅳ－5）
 - ・ 円滑で確実な業務引継ぎの仕組み（様式Ⅳ－6）
 - ・ 施設整備費用計画（様式Ⅳ－7－①・②）
 - ・ 維持管理費用計画（様式Ⅳ－8）
 - ・ 年度別サービスの対価の支払予定表（様式Ⅳ－9）
 - ・ 収入計画及び資金計画（様式Ⅳ－10）
 - ・ 資金調達の確実性（様式Ⅳ－11）
 - ・ 借入金返済計画等（様式Ⅳ－12）
 - ・ 長期収支計画（様式Ⅳ－13－①・②）
 - ・ キャッシュフロー計画（様式Ⅳ－14）
 - ・ 事業の確実性維持計画（様式Ⅳ－15）
 - ・ リスク対応計画（様式Ⅳ－16）
 - ・ 履行保証金に関する考え方（様式Ⅳ－17）
- エ 提案書要約版（指定様式なし）
- オ 有価証券報告書等

（3）その他の書類（関係様式：様式Ⅴ）

その他の書類は、以下のとおりである。

- ア 入札説明書等に関する説明会参加申込書（様式Ⅴ－1）
- イ 参考資料の貸与申込書（様式Ⅴ－2）
- ウ 参考資料の受取書兼誓約書（様式Ⅴ－3）
- エ 入札説明書等に関する質問書（様式Ⅴ－4）
- オ 入札辞退届（様式Ⅴ－5）
- カ 入札参加資格の確認結果に関する説明の要求書（様式Ⅴ－6）
- キ 提案内容の審査結果に関する説明の要求書（様式Ⅴ－7）

2 作成要領

(1) 全般的事項

ア 言語、単位及び時刻

各書類に用いる言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(2) 入札参加資格確認申請時必要書類（関係様式：様式Ⅰ）

ア 記載要領

A4版の用紙を縦に使用し、横書きで記載する。

イ 提出要領

指定様式のあるものについてはMicrosoft社製Wordで作成し、持参により提出する。

(3) 入札時必要書類（関係様式：様式Ⅱ～Ⅳ）

ア 提出書類及び記載要領

(ア) 入札書類（様式Ⅱ）

いずれの様式もA4版の用紙を縦に使用し、横書きで記載する。

(イ) 技術提案書（様式Ⅲ）

A4版の用紙の縦使用を基本とするが、必要に応じ、A3版の用紙の横使用も可とする。いずれも横書きで記載する。

(ウ) 事業提案書（様式Ⅳ）

A4版の用紙の縦使用を基本とするが、必要に応じ、A3版の用紙の横使用も可とする。いずれも横書きで記載する。

(エ) 提案書別添資料（指定様式なし）

技術提案書（様式Ⅲ）及び事業提案書（様式Ⅳ）については、別添資料の添付を認める旨の記載がある様式は、別添資料を添付することが可能である。別添資料の一覧表を作成の上、A4版の用紙の縦使用を基本とするが、必要に応じ、A3版の用紙の横使用も可とする。いずれも横書きで記載する。

(オ) 提案書要約版（指定様式なし）

上記（イ）及び（ウ）の内容を簡単に要約し、A3版の用紙10枚に記載する。記載に当たっては、文章に加え、イラスト、イメージ図等を用いることができる。
なお、A3版の用紙を横に使用し、横書きとする。

(カ) 有価証券報告書等

特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資又は劣後ローンを拠出する者は、有価証券報告書のうち以下のaからeまでの該当箇所の写し（報告書を作成していない場合は、税務申告書の該当部分）を提出する。

なお、入札説明書別添資料2「審査基準」第3-2（2）ウ（ウ）の「事業遂行能力」の保有に不安がある応募者は、代替信用補完措置について記載の上、提出すること。

- a 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（最近3期分）
- b 企業単体の減価償却明細書（最近3期分）
- c 企業単体の利益処分計算書（最近3期分）
- d 諸引当金等が記載された資料（最近3期分）
- e 代替信用補完措置（必要な場合のみ）

イ 提出要領

指定様式のあるものについては、文書はMicrosoft社製Wordで、シミュレーションはMicrosoft社製Excelで作成し、郵送若しくは持参により提出する。

入札書類（様式Ⅱ-1～5）については各1部を提出する。なお、このうち入札書（様式Ⅱ-1）は、封印すること。

技術提案書（様式Ⅲ）、事業提案書（様式Ⅳ）、提案書別添資料、提案書要約版、有価証券報告書等については、各々1分冊とし、有価証券報告書等は5部、それ以外は各30部を提出する。なお、提案書要約版のみA3版横長左綴じ、それ以外はA4版縦長左綴じとし、それぞれ表紙（様式自由）を付ける。

また、技術提案書（様式Ⅲ）、事業提案書（様式Ⅳ）、提案書要約版については、電子データが保存されているフロッピーディスク又はCD-ROMを1セット提出すること。なお、計算式及び関数を用いている様式は、これらを付けたままで提出すること。

ウ 提出に当たっての留意事項

- (ア) 入札時の施設整備費の積算の前提となる基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される平成20年4月25日のTSR6か月LIBORベース7年物（円-円）金利スワップレート及び10年物（円-円）金利スワップレートの中値（1.757%）に、提案するスプレッドを加えたものとする。

第2 様式集

提出書類の作成に当たっては、第1の提出書類作成要領を参考に、次頁以降の添付の様式に従い、記載する。

入札参加資格確認申請時必要書類一覧表

提出書類の種類	様式 No.	部数	応募者 確認	市 確認
様式 I 入札参加資格確認申請時必要書類				
◆ 入札参加資格確認申請時必要書類一覧表	様式 I - 1	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 入札参加表明書	様式 I - 2	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 応募者の構成員一覧表	様式 I - 3	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 委任状	様式 I - 4	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 入札参加資格確認申請書	様式 I - 5	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 受託実績申請書兼誓約書	様式 I - 6	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(以下、添付資料)				
<input type="checkbox"/> 会社概要(応募者の構成員すべてに係るもの)	—	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本(応募者の構成員すべてに係るもの)	—	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 設計業務の実施を担う者の一級建築士事務所 の登録を証明する書類の写し	—	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 設計業務の実施を担う者の技術士の在籍 を証明する書類の写し	—	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 膜ろ過装置の製造を担う者の膜ろ過装置 の製造・設置実績を確認できる契約書原本 及び仕様書等	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 工事業務の実施を担う者が特定建設業の 許可を受けていることを証明する書類の 写し	—	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 工事業務の実施を担う者に関する「総合評 定値通知書」の写し	—	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 工事業務の実施を担う者の配水池の建設 実績(元請としての施工実績)を確認でき る契約書原本及び仕様書等	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 工事監理業務の実施を担う者の一級建築 士事務所 の登録を証明する書類の写し	—	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 工事監理業務の実施を担う者の技術士の 在籍を証明する書類の写し	—	1 部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

提出書類の種類	様式 No.	部数	応募者 確認	市 確認
<input type="checkbox"/> 維持管理業務の実施を担う者の膜ろ過装置の運転管理実績を確認できる契約書原本及び仕様書等	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 維持管理業務の実施を担う者のオンサイト洗浄の実績を確認できる契約書原本及び仕様書等	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 維持管理業務のうち、運転管理業務を担う者が受託した日量1千m ³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場の運転管理業務に関する契約書原本の写し、及び各業務の履行が完了していること若しくは継続中であることを証明する書類	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注) 必要書類の種類と部数を確認し、「応募者確認」欄をチェックしてください。

(様式 I - 2)

平成 年 月 日

入札参加表明書

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋 藤 義 孝

[代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者名

印

平成 20 年 6 月 3 日付で公表されました「川井浄水場再整備事業」に係る総合評価一般競争入札に参加することを表明いたします。

(注) 提出書類の確認のため、様式 I - 1 の入札参加資格確認申請時必要書類一覧表の「応募者確認」欄にチェックの上、あわせてご提出ください。

応募者の構成員一覧表

1 【代表企業：企業名】 業種名_____	
商号又は名称 所在地 代表者名 連絡先 氏名 所属 所在地 電話／FAX 電子メール	
2 【膜ろ過装置の製造を担う者：企業名】 業種名_____	
商号又は名称 所在地 代表者名 連絡先 氏名 所属 所在地 電話／FAX 電子メール	
3 【第三者委託を受託する者：企業名】 業種名_____	
商号又は名称 所在地 代表者名 連絡先 氏名 所属 所在地 電話／FAX 電子メール	
4 【その他の構成員：企業名】 業種名_____	
商号又は名称 所在地 代表者名 連絡先 氏名 所属 所在地 電話／FAX 電子メール	

(注) 記入欄は適宜追加の上、記入してください。

委任状

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

応募者の 構成員	商号又は名称 所在地 代表者名	印
同上	商号又は名称 所在地 代表者名	印

(注) 記入欄は適宜追加の上、記入してください。

私は、下記の企業をグループの代表企業とし、「川井浄水場再整備事業」に関し、下記の権限を委任します。

受任者	商号又は名称 所在地 代表者名	印
委任事項	1 入札参加資格確認申請に関する件 2 入札に関する件 3 入札辞退に関する件	

(様式 I - 5)

平成 年 月 日

入札参加資格確認申請書

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋 藤 義 孝

[代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者名

印

平成 20 年 6 月 3 日付で公表されました「川井浄水場再整備事業」に係る入札参加資格の確認のために、必要書類を添付して申請します。

なお、入札説明書に定められた入札参加資格要件等を満たしていること、及び提出書類の記載事項及び添付資料のすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

受託実績申請書兼誓約書

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋 藤 義 孝

[代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者名

印

運転管理業務の実施を担う者が平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時までの間に受託した、日量1千m³以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場における運転管理業務の実績を別添のとおり申請するとともに、下記の事項を市に対して誓約します。

記

- 1 別添に示す実績一覧は、運転管理業務の実施を担う者が平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時までの間に受託した、日量1千m³以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場における運転管理業務の実績の全てを掲載していること。
- 2 別添に示す実績の記載事項及び添付資料の全ての記載事項が事実と相違ないこと。

(別添)

日量1千 m^3 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場における
運転管理業務の実績一覧
(平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時までの間に受託したもの)

1	業務名称	
	発注者名称	
	施設名称	
	浄水処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	
	受託期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2	業務名称	
	発注者名称	
	施設名称	
	浄水処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	
	受託期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
3	業務名称	
	発注者名称	
	施設名称	
	浄水処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	
	受託期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
4	業務名称	
	発注者名称	
	施設名称	
	浄水処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	
	受託期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5	業務名称	
	発注者名称	
	施設名称	
	浄水処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	
	受託期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6	業務名称	
	発注者名称	
	施設名称	
	浄水処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	
	受託期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(注) 記入欄は、必要に応じ、適宜追加してください。

入札時必要書類一覧表

提出書類の種類	様式 No.	部数	応募者 確認	市 確認
様式Ⅱ 入札書類				
◆ 入札書	様式Ⅱ－２	１部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 委任状（代理人が入札する場合）	様式Ⅱ－３	１部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 委任状（復代理人が入札する場合）	様式Ⅱ－４	１部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 入札説明書等に関する誓約書	様式Ⅱ－５	１部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式Ⅲ 技術提案書				
◆ 技術提案概要説明書	様式Ⅲ－１	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 関係法令・仕様書リスト	様式Ⅲ－２	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 用地測量計画	様式Ⅲ－３	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 地質調査計画	様式Ⅲ－４	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 地下埋設物調査計画	様式Ⅲ－５	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 土壌汚染測定計画	様式Ⅲ－６	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 雨水・汚水排水経路計画	様式Ⅲ－７	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ エネルギー有効利用計画	様式Ⅲ－８	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 工事工程表	様式Ⅲ－９	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 浄水施設計画（建築構造物）	様式Ⅲ－１０	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 浄水施設計画（土木構造物）	様式Ⅲ－１１	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 浄水施設主要施設リスト（建築構造物・土木構造物）	様式Ⅲ－１２	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 外観計画	様式Ⅲ－１３	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 浄水施設計画（機械設備）	様式Ⅲ－１４－①	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 浄水処理フローシート	様式Ⅲ－１４－②	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 浄水施設主要設備リスト（機械設備）	様式Ⅲ－１５	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 水収支フロー図	様式Ⅲ－１６	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 水収支計算書	様式Ⅲ－１７	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 排水処理施設計画（建築構造物・土木構造物）	様式Ⅲ－１８	３０部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

提出書類の種類	様式 No.	部数	応募者 確認	市 確認
◆ 排水処理主要施設リスト（建築構造物・土木構造物）	様式Ⅲ-19	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 排水処理施設計画（機械設備）	様式Ⅲ-20	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 排水処理主要設備リスト（機械設備）	様式Ⅲ-21	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 排水処理フローシート	様式Ⅲ-22	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 配水池計画（建築構造物・土木構造物）	様式Ⅲ-23	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 配水池主要施設リスト（建築構造物・土木構造物）	様式Ⅲ-24	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 薬品設備計画（機械設備）	様式Ⅲ-25	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 薬品設備主要設備リスト（機械設備）	様式Ⅲ-26	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 薬品洗浄廃液の処分計画	様式Ⅲ-27	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 場内配管計画（建築構造物・土木構造物）	様式Ⅲ-28	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 場内配管主要リスト（建築構造物・土木構造物）	様式Ⅲ-29	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 電気設備計画	様式Ⅲ-30	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 電気設備主要設備リスト	様式Ⅲ-31	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 計装設備計画	様式Ⅲ-32	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 監視制御設備計画	様式Ⅲ-33	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 計装設備主要設備リスト	様式Ⅲ-34	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 監視制御設備主要設備リスト	様式Ⅲ-35	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 計装における非常時の考え方	様式Ⅲ-36	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 場内整備計画	様式Ⅲ-37	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 場内整備附帯施設主要施設リスト	様式Ⅲ-38	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 植樹地率計算書	様式Ⅲ-39	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 環境面への配慮	様式Ⅲ-40	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 撤去設計計画	様式Ⅲ-41	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 主要撤去施設リスト	様式Ⅲ-42	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 撤去工事における環境配慮	様式Ⅲ-43	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 既存施設と新設施設の関連工事計画	様式Ⅲ-44	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

提出書類の種類	様式 No.	部数	応募者 確認	市 確認
◆ 工事監理計画	様式Ⅲ-45	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 試運転調整期間における排水計画	様式Ⅲ-46	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 工事に伴う周辺への配慮	様式Ⅲ-47	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 運転管理業務（運転管理計画）	様式Ⅲ-48	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 運転管理業務（運転管理体制）	様式Ⅲ-49	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 運転管理業務（浄水施設）	様式Ⅲ-50	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 運転管理業務（水量管理）	様式Ⅲ-51	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 管理目標値の明確化	様式Ⅲ-52	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 時間別最大濁度発生時シミュレーション（浄水処理）	様式Ⅲ-53-1	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 時間別最大濁度発生時シミュレーション（排水処理）	様式Ⅲ-53-2	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 運転管理業務（配水池）	様式Ⅲ-54	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 運転管理業務（排水処理施設）	様式Ⅲ-55	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 運転管理業務（薬品設備）	様式Ⅲ-56	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 運転管理業務（場外系施設）	様式Ⅲ-57	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 脱水汚泥有効利用の記載内容	様式Ⅲ-58-①	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 脱水汚泥再生利用計画書	様式Ⅲ-58-②	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 受入表明書	様式Ⅲ-58-③	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 脱水汚泥再生利用フロー図	様式Ⅲ-59	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 脱水汚泥保管計画書	様式Ⅲ-60	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ エネルギー使用量計算書	様式Ⅲ-61-①・②	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 運転管理の考え方（教育計画）	様式Ⅲ-62	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 年度別維持管理計画表	様式Ⅲ-63-①～④	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 保全管理業務（建築構造物・土木構造物）	様式Ⅲ-64	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 点検リスト（建築構造物・土木構造物）	様式Ⅲ-65-①	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 修繕リスト（建築構造物・土木構造物）	様式Ⅲ-65-②	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 保全管理業務（機械設備）	様式Ⅲ-66	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 点検リスト（機械設備）	様式Ⅲ-67-①	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 修繕リスト（機械設備）	様式Ⅲ-67-②	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

提出書類の種類	様式 No.	部数	応募者 確認	市 確認
◆ 保全管理業務（電気設備）	様式Ⅲ-68	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 点検リスト（電気設備）	様式Ⅲ-69-①	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 修繕リスト（電気設備）	様式Ⅲ-69-②	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 保全管理業務（計装設備）	様式Ⅲ-70	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 点検リスト（計装設備）	様式Ⅲ-71-①	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 修繕リスト（計装設備）	様式Ⅲ-71-②	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 保全管理業務（監視制御設備）	様式Ⅲ-72	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 点検リスト（監視制御設備）	様式Ⅲ-73-①	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 修繕リスト（監視制御設備）	様式Ⅲ-73-②	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 水質管理業務	様式Ⅲ-74	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 災害・事故対策業務	様式Ⅲ-75	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 安全衛生管理業務	様式Ⅲ-76	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 施設公開業務（見学者対応）	様式Ⅲ-77	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 保安業務	様式Ⅲ-78	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 清掃業務	様式Ⅲ-79	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 業務の引継ぎに対する考え方	様式Ⅲ-80	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ ISO取得計画	様式Ⅲ-81	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式Ⅳ 事業提案書				
◆ SPCの設立計画	様式Ⅳ-1-①・②	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 事業実施体制	様式Ⅳ-2-①・②・③	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 全体マネジメント体制	様式Ⅳ-3	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 事業スケジュール	様式Ⅳ-4	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ セルフモニタリング計画	様式Ⅳ-5	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 円滑で確実な業務引継ぎの仕組み	様式Ⅳ-6	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 施設整備費用計画	様式Ⅳ-7-①・②	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 維持管理費用計画	様式Ⅳ-8	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 年度別サービスの対価の支払予定表	様式Ⅳ-9	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 収入計画及び資金計画	様式Ⅳ-10	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 資金調達の確実性	様式Ⅳ-11	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 借入金返済計画等	様式Ⅳ-12	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

提出書類の種類	様式 No.	部数	応募者 確認	市 確認
◆ 長期収支計画	様式Ⅳ-13-①・②	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ キャッシュフロー計画	様式Ⅳ-14	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 事業の継続性維持計画	様式Ⅳ-15	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ リスク対応計画	様式Ⅳ-16	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 履行保証金に関する考え方	様式Ⅳ-17	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 提案書概要版	—	30部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 有価証券報告書等	—	5部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注) 必要書類の種類と部数を確認し、「応募者確認」欄をチェックしてください。

(様式Ⅱ－２)
平成 年 月 日

入札書

件 名 川井浄水場再整備事業

入札金額 金 円也 (消費税及び地方消費税を除く。)

「川井浄水場再整備事業」の入札説明書等を承諾の上、上記の金額によって入札します。

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

[代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者名

印

(注1) 代理人が入札をするときは、応募者の代表企業の商号又は名称、所在地及び代表者名、並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

(注2) 復代理人が入札をするときは、応募者の代表企業の商号又は名称、所在地及び代表者名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名、並びに復代理人であることの表示及び当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

(様式Ⅱ－３)
平成 年 月 日

委任状

私は
ます。

印 を代理人と定め、下記の権限を委任し

記

事業名：川井浄水場再整備事業

- 1 入札に関する一切の件
- 2 復代理人選任の件

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤義孝

委任者
名 称
所 在 地
代表者名

印

(様式Ⅱ-4)
平成 年 月 日

委任状

私は
します。

印 を復代理人と定め、下記の権限を委任

記

事業名：川井浄水場再整備事業

1 入札に関する一切の件

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

委任者
名 称
所 在 地
氏 名

印

入札説明書等に関する誓約書

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋 藤 義 孝

[代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者名

印

平成 20 年 6 月 3 日付で入札公告のありました「川井浄水場再整備事業」の入札に対する提出書類の一式は、入札説明書、業務要求水準書、基本協定書（案）及び事業契約書（案）等の入札説明書等に示した条件及び水準等を満たし、又はそれ以上の条件及び水準等であることを誓約します。

技術提案概要説明書

施設整備に関する提案及び維持管理に関する提案（以下「技術提案」という。）の概要や特色、セールスポイントについて記載してください。なお、本様式は、応募者の技術提案の骨子や提案全体のバランス、将来の技術革新における市民還元の提案についての考え方を理解するための資料として用いるため、簡潔にまとめ、分かりやすく記述してください。

備考 A3版3ページ以内で具体的に記述してください。

関係法令・仕様書リスト

名称法令等に基づく届出、許認可等の手続が必要と想定するものについて、適用を受ける時期ごと（設計・工事段階、維持管理段階）に区分して○を付けてください。

関係法令等	適用		関係法令等	適用	
	設計・工事段階	維持管理段階		設計・工事段階	維持管理段階
水道法			水質汚濁防止法		
建築基準法			大気汚染防止法		
都市計画法			騒音規制法		
河川法			振動規制法		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律			悪臭防止法		
電気事業法			自然環境保全条例		
労働安全衛生法					
消防法					

上記以外に適用される法令等がある場合は、表を加工して同様に記述してください。

備考 A4版2ページ以内で具体的に記述してください。

(様式Ⅲ-3)

用地測量計画

測量を実施すると考えている内容について規模等を記載し、合わせて断面図として測定するラインを平面図上に示してください。

備考 A3版2ページ以内で具体的に記述してください。

(様式Ⅲ-4)

地質調査計画

ボーリングを予定している地点について、平面図上に示してください。また、地質調査で行う試験内容について記載してください。

備考 A3版2ページ以内で具体的に記述してください。

(様式Ⅲ-6)

土壌汚染測定計画

土壌汚染調査を行うと想定する地点を平面図上に示してください。また、調査概要について記載してください。

備考 A4版1ページ以内で具体的に記述してください。

(様式Ⅲ-7)

雨水・汚水排水経路計画

場外に排水する項目と水量について、排水位置ごとに記載してください。また、排水接続位置で計測する項目についても記載してください。

備考 A4版2ページ以内で具体的に記述してください。

(様式Ⅲ-8)

エネルギー有効利用計画

提案を行う浄水施設について、水理計算概要を記載してください。また、水頭エネルギーを有効的に用いていると考える内容については、有効的であると判断した理由や特徴等を記載してください。必要に応じて、水理計算書を別添資料として添付してください。

備考 A4版5ページ以内で具体的に記述してください。

工事工程表

本事業を行うに当たって事前調査・設計から試運転までの工程について、次の項目ごとにバーチャートにて記述してください。該当しない項目についてはバーチャートを記入せず、また、追加項目が必要な場合は様式を加工して記入してください。

Microsoft 社製 Excel (ホームページよりファイルのダウンロード可) により A 3 版横書き 2 ページ以内で記述してください。

工種	H21年度			H22年度			H23年度			H24年度			H25年度			H26年度			H27年度			H28年度			
	4	8	12	4	8	12	4	8	12	4	8	12	4	8	12	4	8	12	4	8	12	4	8	12	
ア 調査設計																									
イ 浄水施設(建築)																									
ウ 浄水施設(土木構造物)																									
エ 浄水施設(機械)																									
オ 排水処理施設(土木構造物)																									
カ 排水処理施設(建築)																									
キ 排水処理施設(建築・機械)																									
ク 配水池(建築)																									
ケ 配水池(土木構造物)																									
コ 薬品設備(機械)																									
サ 場内配管(建築・土木構造物)																									
シ 電気設備																									
ス 計装設備																									
セ 監視制御設備																									
ソ 外構工事																									
タ 第1段階撤去工事																									
チ 第2段階撤去工事																									
ツ その他工事																									
テ 試運転																									

浄水施設計画（建築構造物）

浄水処理を行う上で必要と考える建築構造物の施設計画について、次の観点から簡潔に記述してください。動線計画等については、配置図等を基に、具体的に記入してください。

- 1 耐用年数に対して配慮した事項
- 2 耐震性向上について留意した事項
- 3 動線計画、ゾーニングの考え方
- 4 機器の搬出入計画

備考 A 3版4ページ以内で具体的に記述してください。

浄水施設計画（土木構造物）

浄水処理を行う上で必要と考える土木構造物の施設計画について、次の観点から簡潔に記述してください。管理動線計画については、配置図などを基に、具体的に記入してください。

- 1 耐用年数に対して配慮した事項
- 2 耐震性向上について留意した事項
- 3 管理動線計画（維持管理に配慮した事項を含む。）
- 4 基礎形式

備考 A 3版4ページ以内で具体的に記述してください。

外観計画

提案する新設対象施設について、周辺環境や本事業のイメージアップに配慮した事項をアピールすることを目的として、高さや大きさ、配色等がわかるよう鳥瞰図や立面図を提出してください。

備考 A 3版3ページ以内で記述してください。

浄水施設計画（機械設備）

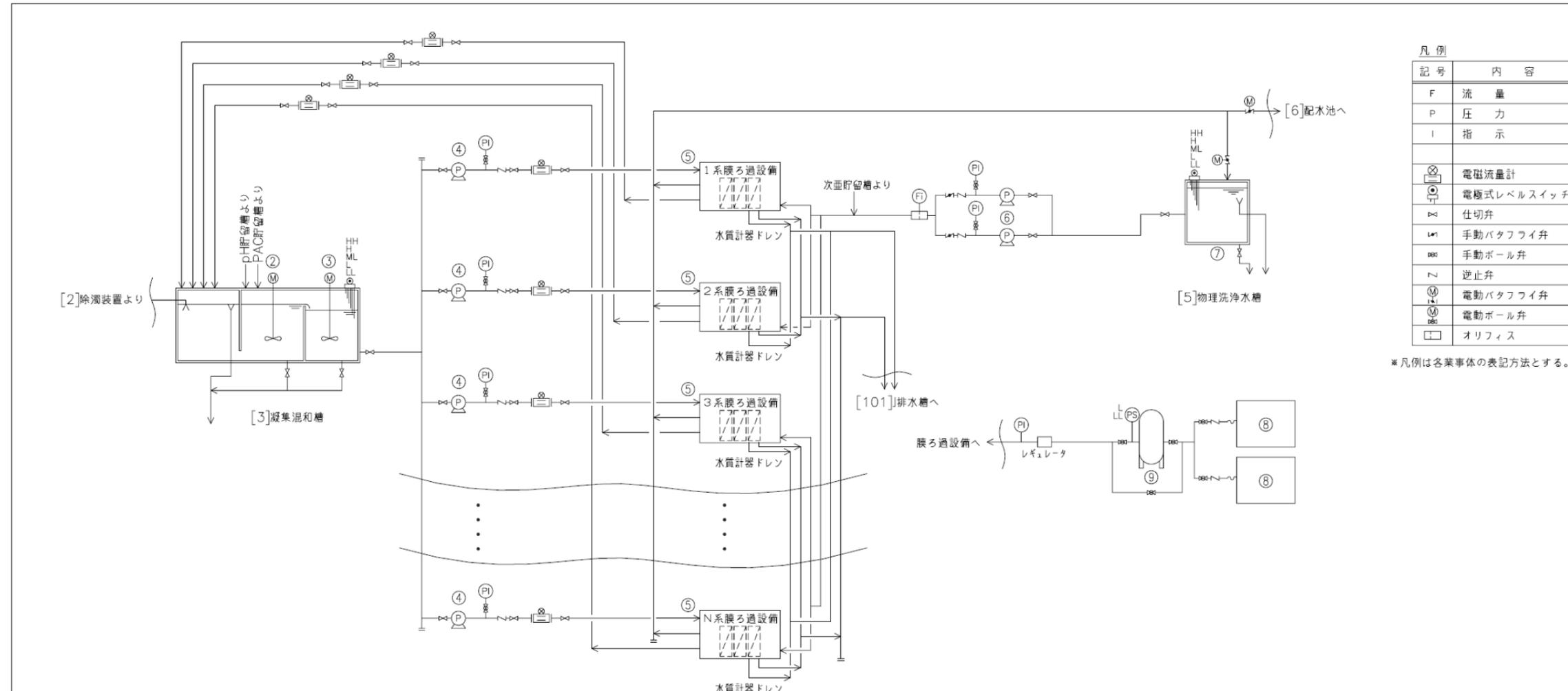
浄水処理を行う上で必要と考える機械設備計画について、次の観点から簡潔に記述してください。なお、容量計算や根拠資料等については、別添資料として添付してください。

- 1 濁度 30 度以下の原水を 171,000 m³/日浄水するために提案される設備概要
- 2 膜交換時の対応方法
- 3 膜損傷検知の考え方
- 4 洗浄方法と留意した事項
- 5 提案する膜について水質向上面での優位性やPR事項

備考 A4版10ページ以内で具体的に記述してください。

浄水処理フローシート

提案を行う浄水処理フローシートについて数を参考に記述してください。
 浄水処理フローシートに示す設備名や番号については、主要設備リスト（様式Ⅲ-12、15、21、26）と整合させてください。



凡例

記号	内容
F	流量
P	圧力
I	指示
⊗	電磁流量計
⊕	電極式レベルスイッチ
⊗	仕切弁
✂	手動バタフライ弁
⊗	手動ボール弁
↺	逆止弁
⊗	電動バタフライ弁
⊗	電動ボール弁
□	オリフィス

※凡例は各事業体の表記方法とする。

※下記の機器リスト番号は「様式15 浄水施設主要設備リスト（機械設備）」と整合させること。
 なお、下記リストは各事業体の表記方法とする。

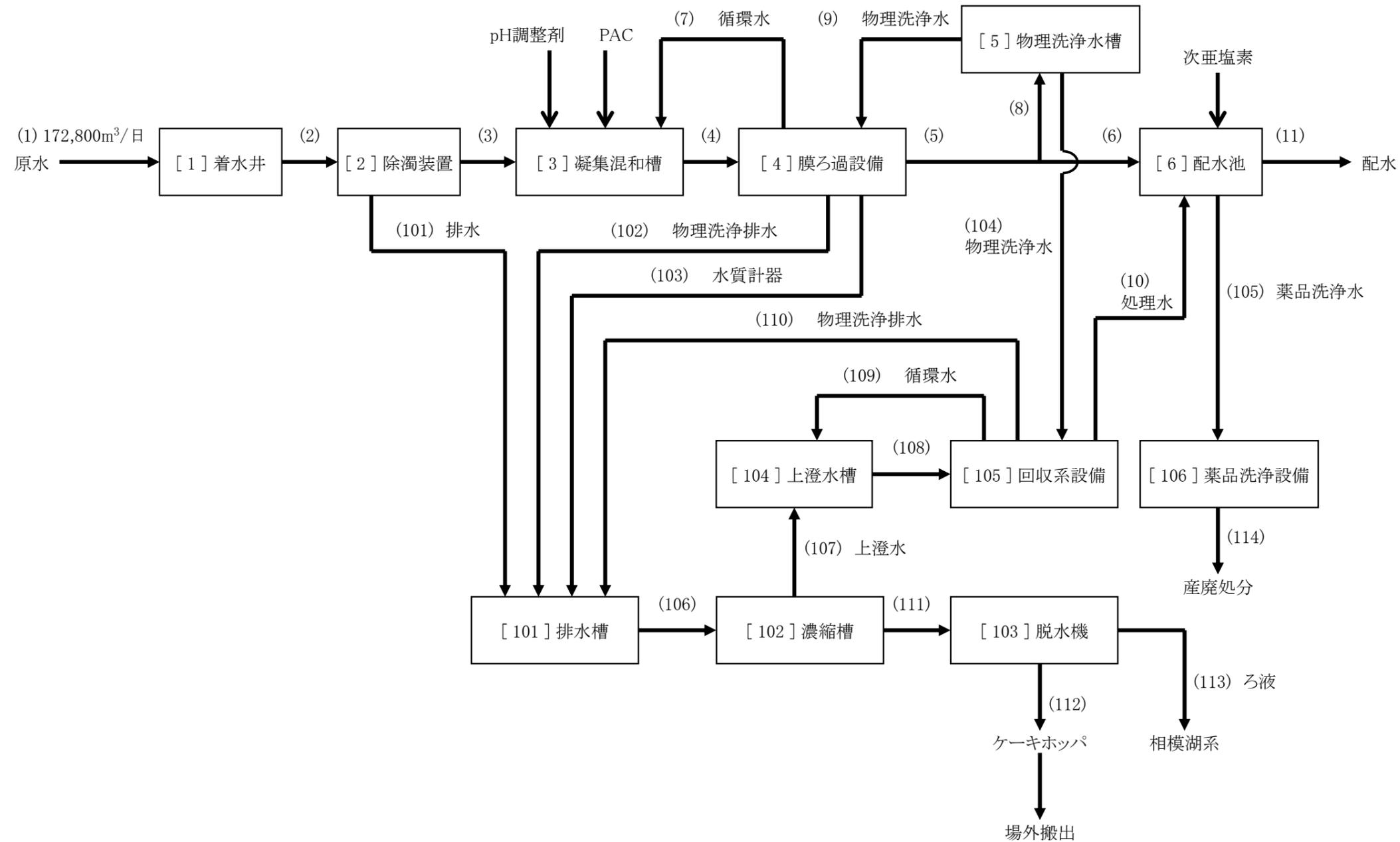
No.	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨										
名称	No.1混和磨砕拌機	No.2混和磨砕拌機	〇〇〇ポンプ	膜ろ過設備	物理洗浄ポンプ	物理洗浄水槽	空気圧縮機	空気槽										
型式	〇〇〇〇式	〇〇〇〇式	〇〇〇ポンプ	〇〇〇〇方式	〇〇ポンプ	〇〇製パネルタンク	〇〇〇〇〇〇型	〇製〇〇〇型										
仕様	〇〇kW 〇〇S ⁻¹	〇〇kW 〇〇S ⁻¹	〇m ³ /minX〇mH X〇〇kW	〇〇〇〇〇膜	〇m ³ /minX〇mH X〇〇kW	W〇〇XL〇〇XH〇〇m	〇〇L/minX〇〇MPa X〇〇kW	〇〇m ³										
数量	〇台	〇台	N台(内予備〇台)	N系列	〇台(内予備〇台)	〇槽	〇台(内予備〇台)	〇槽										
備考							除湿機(〇kW)											

備考 A3版2ページ以内で具体的に記述してください。

水収支フロー図

水収支フロー図について記述してください。
水収支フロー図に示す各水量については、水収支計算書（様式Ⅲ-17）に示す最大数値を記述してください。また、各フローでの番号（ ）数値と各施設での番号[]数値も水収支計算書（様式Ⅲ-17）と合わせてください。

〔例〕



備考 A 3版1ページ以内で記述してください。なお上記に示す〔1〕着水井や〔2〕除濁装置等は要求水準書で規定するものではないため、提案にない施設の場合には削除し、また今回の提案にその他必要な施設がある場合は別途追加して記述してください。その場合においても水収支計算書との整合をとるようにしてください。

水収支計算書

計算条件に基づき、提案をする施設の月別平均運転時での水収支計算を行ってください。このときの洗浄間隔や膜ろ過流速については、浄水施設計画（機械設備）（様式Ⅲ-14-①）に示す内容を基本として収支計算を行ってください。ただし、実績やその他条件を勘案して設備諸元を浄水施設計画（機械設備）（様式Ⅲ-14-①）と変える場合は、別添資料を添付し備考欄に変更した内容を記載して下さい。Microsoft 社製 Excel（ホームページよりファイルのダウンロード可）により A3 版横書き 2 ページ以内で記述して下さい。

種別	番号	細目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計算条件	(1)	取水量 (m ³ /日)	172,800	172,800	172,800	172,800	172,800	172,800	172,800	172,800	172,800	172,800	172,800	172,800
		水温 (°C)	17.8	20.8	25.9	27.0	25.2	19.1	22.5	15.8	15.2	9.0	13.0	11.3
		原水濁度 (度)	7.1	1.3	1.4	2.8	1.1	2.1	1.7	0.8	1.0	3.8	0.5	0.8
		pH (-)	7.87	7.83	7.99	7.91	8.08	7.87	7.85	8.17	7.76	7.77	7.76	7.92
		SS換算係数 (-)	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
		濁度由来流入固形物量 (kgDS/日)	5,889	1,078	1,161	2,322	912	1,742	1,410	664	829	3,152	415	664
[1] 着水井	(1)	着水井流入量 (m ³ /日)												
[2] 除濁装置	(2)	除濁装置流入量 (m ³ /日)												
	(101)	排水量 (m ³ /日)												
		排水ロス (%)												
[3] 凝集混和槽	(3)	凝集混和槽流入量 (m ³ /日)												
		PAC注入率 (mg/L)												
		PAC注入量 (L/日)												
		PAC由来流入固形物量 (kgDS/日)												
[4] 膜ろ過設備	(4)	膜ろ過設備流入量 (m ³ /日)												
		膜モジュール単位面積 (m ² /モジュール)												
		膜モジュール数 (モジュール/系列)												
		系列数 (系列)												
		膜モジュール総面積 (m ²)												
		膜ろ過流速 (m/日)												
		膜ろ過水量 (m ³ /日)												
		物理洗浄周期 (時間/回)												
		物理洗浄回数 (回)												
		膜ろ過設備流入固形物量 (kgDS/日)												
	(7)	循環水 (m ³ /日)												
		循環率 (%)												
	(9)	単位膜面積当り物理洗浄水量 (L/m ²)												
		物理洗浄水量 (m ³ /日)												
	(102)	物理洗浄排水量 (m ³ /日)												
		膜ろ過設備回収率 (%)												
	(103)	水質計器排水量 (m ³ /日)												
[5] 物理洗浄水槽	(5)	処理水量 (膜ろ過設備より) (m ³ /日)												
	(8)	物理洗浄水槽流入流量 (m ³ /日)												
[6] 配水池	(6)	配水池流入流量 (m ³ /日)												
	(10)	処理水量 (回収系設備より) (m ³ /日)												
	(104)	物理洗浄水量 (m ³ /日)												
	(105)	薬品洗浄水量 (m ³ /日)												
	(11)	配水量 (m ³ /日)												
[101] 排水槽	(101)	排水量 (m ³ /日)												
	(102)	物理洗浄排水量 (m ³ /日)												
	(103)	水質計器排水量 (m ³ /日)												
	(109)	循環水 (m ³ /日)												
		循環率 (%)												
	(110)	物理洗浄排水量 (m ³ /日)												
[102] 濃縮槽	(106)	濃縮槽流入量 (m ³ /日)												
		濃縮槽流入固形物量 (kgDS/日)												
		濃縮槽流入濃度 (%)												
		濃縮槽排泥濃度 (%)												
[103] 脱水機	(111)	脱水機投入汚泥量 (m ³ /日)												
		脱水機投入固形物量 (kgDS/日)												
		脱水ケーキ含水率 (%)												
		脱水ケーキ水分量 (m ³ /日)												
	(112)	脱水ケーキ発生量 (TON/日)												
	(113)	ろ液 (m ³ /日)												
[104] 上澄水槽	(107)	上澄水流入量 (m ³ /日)												
[105] 回収系設備	(108)	回収系膜ろ過設備流入量 (m ³ /日)												
		膜モジュール単位面積 (m ² /モジュール)												
		膜モジュール数 (モジュール/系列)												
		系列数 (系列)												
		膜モジュール面積 (m ²)												
		膜ろ過流速 (m/日)												
		物理洗浄周期 (時間/回)												
		物理洗浄回数 (回)												
		回収系設備流入固形物量 (m ³ /日)												
	(10)	処理水量 (回収系設備より) (m ³ /日)												
	(104)	単位膜面積当り物理洗浄水量 (回収系) (L/m ²)												
		物理洗浄水量 (m ³ /日)												
	(110)	物理洗浄排水量 (m ³ /日)												
		回収系膜ろ過設備回収率 (%)												
[106] 薬品洗浄設備	(105)	薬品洗浄必要水量 (m ³ /系列)												
		薬品洗浄水量 (m ³ /日)												
	(114)	薬品洗浄排水量 (m ³ /日)												
		回収率 (%)												

排水処理施設計画（建築構造物・土木構造物）

排水処理を行う上で必要と考える土木・建築構造物の施設計画について、次の観点から簡潔に記述してください。管理動線計画については、配置図などを基に、具体的に記入してください。

- 1 耐用年数に対して配慮した事項
- 2 耐震性向上について配慮した事項
- 3 管理動線計画（維持管理に配慮した事項も含む）
- 4 基礎形式

備考 A 3版3ページ以内で記述してください。

排水処理施設計画（機械設備）

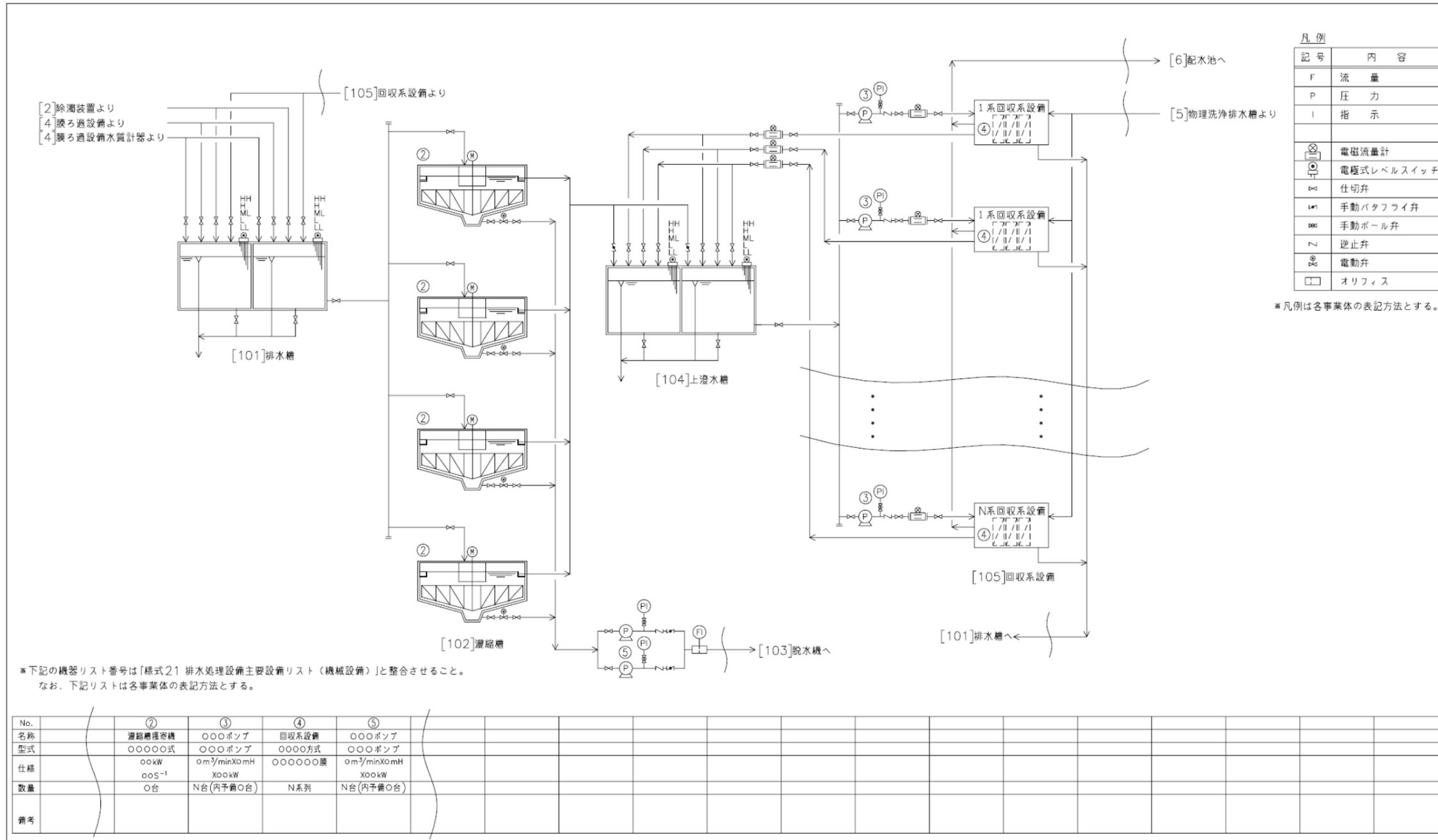
排水処理を行う上で必要と考える機械設備計画について、次の観点から簡潔に記述してください。なお、設備容量計算や根拠資料等については、別添資料として添付してください。

- 1 排水処理の提案設備概要
- 2 返送水質の安全確保について考慮した事項
- 3 臭気対策
- 4 汚泥の処分方法について考慮した事項

備考 A 4 版 4 ページ以内で記述してください。

排水処理フローシート

排水処理施設計画（機械設備）（様式Ⅲ-20）の1に示す設備概要を補完するための排水処理フローシートについて下図を参考に記述してください。
 また、排水処理フローシートに示す設備名及び番号については、主要設備リスト（様式Ⅲ-12、15、21、26）と整合させてください。



備考 A 3版2ページ以内で具体的に記述してください。

配水池計画（建築構造物・土木構造物）

新設配水池計画について、次の観点から記述してください。

- 1 耐用年数に対して配慮した事項
- 2 耐震性向上に対して配慮した事項
- 3 清掃時等の運用上に考慮した事項
- 4 基礎形式の決定根拠
- 5 上部利用方法
- 6 躯体に併設する施設概要

備考 A 4 版 5 ページ以内で具体的に記述してください。

薬品設備計画（機械設備）

浄水処理及び排水処理を行う上で必要と考える薬品設備について、次の観点から簡潔に記述してください。なお設備容量計算や根拠資料等については、別添資料として添付してください。

- 1 使用する薬品とその注入率や目的
- 2 貯蔵量の決定や貯蔵槽の規模・特性
- 3 注入方式と予備系列の有無及び制御方法
- 4 注入点までの布設方法とメンテナンス時の対応
- 5 漏洩対策

備考 A 4版3ページ以内で具体的に記述してください。

薬品洗浄廃液の処分計画

提案する薬品洗浄廃液の処分方法について、配慮した事項を簡潔に記述してください。

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

場内配管計画（建築構造物・土木構造物）

場内配管計画平面図を作成してください。
また、本平面図に場内配管主要リスト（建築構造物・土木構造物）（様式Ⅲ-29）で記述する管路名称を示してください。

備考 A3版2ページ以内で具体的に記述してください。

電気設備計画

電気設備（受変電・動力・自家発電設備）計画について、次の観点から簡潔に記述してください。また単線結線図（受変電～動力設備まで）を作成してください。このとき、電気設備主要設備リスト（様式Ⅲ-31）と番号等を合わせてください。
なお、設備容量計算や根拠資料等については、別添資料として添付してください。

- 1 動力負荷量の概要と配電方法の考え方
- 2 受変電負荷量の概要
- 3 自家発電負荷量の概要と仕様
- 4 上記設備の切替計画

備考 単線結線図はA 3版1 ページ以内、その他はA 4版3 ページ以内で記述してください。

計装設備計画

計装設備計画について、次の観点から簡潔に記述してください。

また、計装フローシートを作成してください。このとき、計装設備主要設備リスト(様式Ⅲ-34)と番号等を合わせてください。なお、非常時の考え方の概要について記述する場合には、計装における非常時の考え方(様式Ⅲ-36)と整合して内容を記述してください。

- 1 原水水質の計装概要
- 2 浄水処理における計装概要
- 3 排水処理における計装概要

備考 計装フローシートはA3版2ページ以内、その他はA4版3ページ以内で具体的に記述してください。

監視制御設備計画

監視・制御設備計画について、中央監視での対策を含め次の観点から簡潔に記述してください。また、システム構成図を作成してください。このとき、監視制御設備主要設備リスト（様式Ⅲ-35）と番号等を合わせてください。

- 1 浄水処理における監視、制御概要
- 2 排水処理における監視、制御概要
- 3 連続監視を行う項目と、市側への伝送項目

備考 システム構成図はA 3版2ページ以内、その他はA 4版4ページ以内及びびで記述してください。

計装における非常時の考え方

提案する計装設備の非常時の場合の設計思想について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 異常監視方法や異常発生時の対応方法
- 2 システムの信頼性
- 3 故障時の連絡体制

備考 A4版4ページ以内で記述してください。

場内整備計画

管理対象となる場内整備計画について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 場内動線計画と道路計画概要
- 2 植栽計画
- 3 手摺、フェンス等の設置計画
- 4 ヒートアイランド対策について配慮した事項

備考 A3版2ページ以内で記述してください。

植樹地率計算書

緑地計画

事業者側管理範囲における緑地計画の考え方を記述してください。

なお、樹木による緑地面積の算出に当たっては、下記の基準により行ってください。

また全体平面図に緑地計画を分かりやすく示してください。

分類	樹高 (植栽時)	植栽密度	緑化面積
低木	1.0 m未満	4 本/m ²	0.25 m ² /本
中木	1.0 m以上 3.0 m未満	1 本/m ²	1.0 m ² /本
高木	3.0 m以上	0.25 本/m ²	4.0 m ² /本

植樹地率計算

事業者側管理範囲区域における植樹地率を計算してください。

	敷地面積	植樹地面積 (内樹木部面積)
新設施設区域	m ²	<input type="text"/> m ² (<input type="text"/> m ²)
植樹地率		<input type="text"/> %

備考 A3版2ページで具体的に記述してください。

環境面への配慮

提案を行う浄水場施設整備業務や浄水場施設維持管理業務において、温暖化防止対策や資源の有効利用等の環境面に配慮した内容を記述してください。なお、省エネルギー設計の根拠資料等については、別添資料として添付してください。

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

撤去設計計画

撤去を行う施設について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 撤去施設名と撤去する深さや撤去工事概要（対象範囲も含む）
- 2 撤去に伴う仮設工事の有無と仮設概要配管

備考 A4版4ページ以内で具体的に記述してください。

撤去工事における環境配慮

撤去工事における環境負荷などの配慮について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 周辺への配慮事項
- 2 廃棄物のリサイクル

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

既存施設と新設施設の関連工事計画

既設浄水場の運転を行いながら新設対象施設の建設工事を行う上で留意した事項を簡潔に記述してください。

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

工事監理計画

工事監理を行う者の業種と総括者の業務を簡潔に記述してください。
また、本工事での工事監理を行う上で重要と考える事項を記載してください。

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

試運転調整期間における排水計画

試運転調整を行う上で必要となる各工程のトータル排水量と、時間当たりの想定排水量を記述してください。

備考 A4版1ページ以内で具体的に記述してください。

運転管理業務（運転管理計画）

本施設の運転における概要を、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 第三者委託として運転管理を行う上で留意した点
- 2 提案する受託水道業務技術管理者の選定方法

備考 A4版3ページ以内で具体的に記述してください。

運転管理業務（運転管理体制）

運転管理体制（人数を含む。）と責任範囲を図示し、各運転管理員の主な業務項目と作業内容及び取得資格人数と資格種類について、下表に示す組織表を参考に記載してください。

運転管理体制（例）

職名	勤務時間	人数	法的資格者の名称	配置場所	契約状態
受託水道業務技術管理者	8:30～17:15まで 8時間勤務	1人			直営
副総括責任者 (副所長)	8:30～17:15まで 8時間勤務	1人			直営
運転管理責任者	8:30～17:15まで 8時間勤務	1人	水道技術管理者		再委託 再委託企業A
運転管理副責任者	8:30～17:15まで 8時間勤務	1人	第3種電気主任 技術者		再委託 再委託企業A
運転員	(3人班)×5班 ローテーション	15人			再委託 再委託企業A
内訳	1勤	8:30～17:15まで 8時間勤務	班数 13人		再委託 再委託企業A
	2勤	16:45～1:00まで 8時間勤務	班数 13人		再委託 再委託企業A
	3勤	0:45～8:45まで 8時間勤務	班数 13人		再委託 再委託企業A
事務員	8:30～17:15まで 8時間勤務	1人			再委託 再委託企業A

(注) 土日、祝日は運転員の監視業務のみ行います。

業務内容(例)

名称	業務内容	
受託水道業務技術管理者	事業統括、窓口	
副総括責任者	総括責任代行	
運転管理責任者	施設運転管理の総括等、SPCとの連絡報告業務、中央監視・巡回点検・運転管理業務全般	
運転管理副責任者	運転管理責任者代行、中央監視・巡回点検・運転管理業務全般	
運転員	日勤者	監視、設備機器点検、水質管理データの記録
	夜勤者	監視、データの記録等
事務員	管理記録業務、購買請求業務、安全衛生業務	

備考 A3版5ページ以内で具体的に記述してください。

運転管理業務（浄水施設）

提案を行う浄水施設について、運転管理上の留意した点や配慮した事項について簡潔に記載してください。

備考 A4版4ページ以内で具体的に記述してください。

運転管理業務（水量管理）

提案を行う施設の運転を行う上で、水量管理を図る上から留意した点や配慮した事項について簡潔に記載してください。

備考 A4版4ページ以内で具体的に記述してください。

時間別最大濁度発生時シミュレーション (浄水処理)

- ・ 様式Ⅲ-12、15、24、26 で設定した施設・設備を用いて、下記に示す時間別最大濁度発生時シミュレーションを作成してください。
- ・ 最大固形物発生量は事業者の提案による設定値により、シミュレーションを作成してください。
- ・ 数値については小数点以下第2位を四捨五入してください。
- ・ Microsoft 社製 Excel (ホームページよりファイルのダウンロード可) により A 3 横書き 1 ページ以内とし、該当しない項目には記入せず、追記を必要とする場合は表を加工してください。

種別	番号	細目	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	・・・	35h	36h	37h	38h	39h	40h	41h	42h	43h	44h	45h	46h	47h	48h		
計算条件	(1)	取水量 (m ³ /時)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	・・・	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	
		水温 (°C)	18.2	18.1	18.0	18.0	17.9	17.9	17.8	17.8	17.9	17.9	・・・	18.1	18.2	18.3	18.3	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.3
		原水濁度 (度)	9.8	12.2	15.0	22.5	28.5	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	・・・	29.5	27.7	26.6	25.7	24.6	24.2	23.5	22.3	21.7	21.3	20.9	20.7	20.4	19.7		
		pH (-)	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	7.3	・・・	7.6	7.6	7.6	7.7	7.7	7.7	7.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	
		SS換算係数 (-)	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	・・・	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
		濁度由来流入固形物量 (kgDS/時)	339	422	518	778	985	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	・・・	1,020	957	919	888	850	836	812	771	750	736	722	715	705	681		
[1] 着水井	(1)	着水井流入量 (m ³ /時)																											
[2] 除濁装置	(2)	除濁装置流入量 (m ³ /時)																											
	(101)	排水量 (m ³ /時)																											
		排水ロス (%)																											
[3] 凝集混和槽	(3)	凝集混和槽流入量 (m ³ /時)																											
		PAC注入率 (mg/L)																											
		PAC注入量 (L/時)																											
		PAC由来流入固形物量 (kgDS/時)																											
[4] 膜ろ過設備	(4)	膜ろ過設備流入量 (m ³ /時)																											
		膜モジュール単位面積 (m ² /モジュール)																											
		膜モジュール数 (モジュール/系列)																											
		系列数 (系列)																											
		膜モジュール総面積 (m ²)																											
		膜ろ過流速 (m/時)																											
		膜ろ過水量 (m ³ /時)																											
		物理洗浄周期 (時間/回)																											
		物理洗浄回数 (回)																											
		膜ろ過設備流入固形物量 (kgDS/時)																											
	(7)	循環水 (m ³ /時)																											
		循環率 (%)																											
	(9)	単位膜面積当り物理洗浄水量 (L/m ²)																											
		物理洗浄水量 (m ³ /時)																											
	(102)	物理洗浄排水量 (m ³ /時)																											
		膜ろ過設備回収率 (%)																											
	(103)	水質計器排水量 (m ³ /時)																											
[5] 物理洗浄水槽	(5)	処理水量 (膜ろ過設備より) (m ³ /時)																											
	(8)	物理洗浄水槽流入流量 (m ³ /時)																											
[6] 配水池	(6)	配水池流入流量 (m ³ /時)																											
	(10)	処理水量 (回収系設備より) (m ³ /時)																											
	(104)	物理洗浄水量 (m ³ /時)																											
	(105)	薬品洗浄水量 (m ³ /時)																											
	(11)	配水量 (m ³ /時)																											

時間別最大濁度発生時シミュレーション (排水処理)

- ・ 様式Ⅲ-19、21、26 で設定した施設・設備を用いて、下記に示す時間別最大濁度発生時シミュレーションを作成してください。
- ・ 最大時の固形物発生量は事業者の提案による設定値により、シミュレーションを作成してください。
- ・ 汚泥の含水率は、事業者が提案により設定してください。
- ・ 数値については小数点以下第2位を四捨五入してください。
- ・ Microsoft 社製 Excel (ホームページよりファイルのダウンロード可) により A 3 横書き 1 ページ以内とし、該当しない項目には記入せず、追記を必要とする場合は表を加工してください。

種別	番号	細目	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	・・・	35h	36h	37h	38h	39h	40h	41h	42h	43h	44h	45h	46h	47h	48h		
計算条件	(1)	取水量 (m ³ /時)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	・・・	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	
		水温 (°C)	18.2	18.1	18.0	18.0	17.9	17.9	17.8	17.8	17.9	17.9	・・・	18.1	18.2	18.3	18.3	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.3
		原水濁度 (度)	9.8	12.2	15.0	22.5	28.5	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	・・・	29.5	27.7	26.6	25.7	24.6	24.2	23.5	22.3	21.7	21.3	20.9	20.7	20.4	19.7		
		pH (-)	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	7.3	・・・	7.6	7.6	7.6	7.7	7.7	7.7	7.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	
		SS換算係数 (-)	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	・・・	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
		濁度由来流入固形物量 (kgDS/時)	339	422	518	778	985	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	・・・	1,020	957	919	888	850	836	812	771	750	736	722	715	705	681		
[101]排水槽	(101)	排水量 (m ³ /時)																											
	(102)	物理洗浄排水量 (m ³ /時)																											
	(103)	水質計器排水量 (m ³ /時)																											
	(109)	循環水 (m ³ /時)																											
		循環率 (%)																											
	(110)	物理洗浄排水量 (m ³ /時)																											
[102]濃縮槽	(106)	濃縮槽流入量 (m ³ /時)																											
		濃縮槽流入固形物量 (kgDS/時)																											
		濃縮槽流入濃度 (%)																											
		濃縮槽排泥濃度 (%)																											
[103]脱水機	(111)	脱水機投入汚泥量 (m ³ /時)																											
		脱水機投入固形物量 (kgDS/時)																											
		脱水ケーキ含水率 (%)																											
		脱水ケーキ水分量 (m ³ /時)																											
	(112)	脱水ケーキ発生量 (TON/時)																											
	(113)	ろ液 (m ³ /時)																											
[104]上澄水槽	(107)	上澄水流入量 (m ³ /時)																											
[105]回収設備	(108)	回収系膜ろ過設備流入量 (m ³ /時)																											
		膜モジュール単位面積 (m ² /モジュール)																											
		膜モジュール数 (モジュール/系列)																											
		系列数 (系列)																											
		膜モジュール面積 (m ²)																											
		膜ろ過流速 (m/時)																											
		物理洗浄周期 (時間/回)																											
		物理洗浄回数 (回)																											
		回収設備流入固形物量 (m ³ /時)																											
	(10)	処理水量 (回収設備より) (m ³ /時)																											
	(104)	単位膜面積当り物理洗浄水量 (回収系) (L/m ²)																											
		物理洗浄水量 (m ³ /時)																											
	(110)	物理洗浄排水量 (m ³ /時)																											
		回収系膜ろ過設備回収率 (%)																											
[106]薬品洗浄設備	(105)	薬品洗浄必要水量 (m ³ /系列)																											
		薬品洗浄水量 (m ³ /時)																											
	(114)	薬品洗浄排水量 (m ³ /時)																											
		回収率 (%)																											

運転管理業務（配水池）

提案を行う配水池について、運転管理上の留意した点や配慮した事項について簡潔に記載してください。

備考 A 4 版 4 ページ以内で記述してください。

運転管理業務(排水処理施設)

提案を行う排水処理施設について、運転管理上の留意した点や配慮した事項について簡潔に記載してください。

備考 A4版4ページ以内で記述してください。

運転管理業務（薬品設備）

提案を行う薬品設備の管理における留意した点について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 薬品別使用量と搬入計画
- 2 貯蔵槽の管理
- 3 注入機の管理

備考 A 4 版 4 ページ以内で記述してください。

運転管理業務（場外系施設）

提案する場外系施設の監視について、運転管理上の対応を簡潔に記載してください。

備考 A4版4ページ以内で記述してください。

脱水汚泥有効利用の記載内容

脱水汚泥再生利用計画書（様式Ⅲ-58-②）及び受入表明書（様式Ⅲ-58-③）は次の記述要領に従って記入してください。

脱水汚泥再生利用計画書（様式Ⅲ-58-②）

1 再生利用番号

受入先が複数ある場合は複写し記述してください。
また、提出していただく資料には再生利用番号を付けて添付してください。

2 再生品の用途

セメント等の用途を記述してください。

3 受入可能量

再生利用先と交わされる契約で設定する脱水汚泥受入量について、運営初年度分を記述してください。脱水汚泥量は乾燥重量（t-Ds）で記述してください。

4 受入先の脱水汚泥含水率・形態

- ・ 受入先の含水率を記述してください。
- ・ 形態：脱水汚泥が産業廃棄物又は有価物のいずれかを選んでください。
- ・ 産業廃棄物の場合は受入先に処分業の許可書あり・申請中・申請予定のいずれかを選んでください。
- ・ 許可書のある場合は、写しを添付し記入欄に資料番号を記入してください。

5 受入先（再生利用会社名等）計画

受入先が分かるよう会社名・所在地・連絡先を記述してください。会社名については受入表明書（様式Ⅲ-58-③）で受入表明を添付してください。

6 受入先（再生利用会社等）の実績・市場規模

- ・ 直近3年間の建設発生土、上下水道汚泥等の再生利用に実績がある場合は記述してください。
- ・ 再生利用の市場規模を記述してください。市場規模が不明な場合は、空欄としてください。

7 脱水汚泥が再生利用となるまでの運搬経路

脱水汚泥が再生利用されるまでの最終処分先（再生工場等）までの運搬経路を例にならって記述してください。

運搬経路には運搬機種（例えばダンプトラック 10t 車等）、運搬先の名称、運搬先の住所、運搬距離を記述してください。施設名称等は脱水汚泥利用計画書（様式Ⅲ-58-②）で用いた表記番号で記述してください。

8 加工工程

脱水汚泥が再生利用されるまでの全ての加工工程（中間処理を含む。）を主要設備とともに記述してください。

パンフレット等に記述されている場合は〔資料番号と紹介資料参照〕と記述してください。

受入表明書（様式Ⅲ-58-③）

脱水汚泥の再生利用に対して、受入先（再生利用会社）の受入表明書等が取り交わされている場合は、次の4点を記述した受入表明書を作成してください。

- ・ 企業名
- ・ 受入脱水汚泥量（t-Ds/年）
- ・ 再生利用方法
- ・ 受入条件（受入れるための契約条件、含水率や脱水汚泥の発生量変動時にそれをカバーしうる受入変動許容量等があれば記述してください。）

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：3.36字、箇条書き+レベル：2+整列：21pt+タブ：33pt+インデント：33pt

脱水汚泥再生利用計画書

脱水汚泥再生利用計画と受入先概要（再生利用会社等）とを記述要領に従って最終の受入先ごとに記述し、右上に再生利用番号を付してください。

再生利用番号		No.			
①再生品の用途					
受入条件	②受入可能量	() t-Ds/年			
	③含水率	() % 受入先脱水汚泥含水率			
	④形態	有価物 or 産業廃棄物注1) 受入先は処分業の許可書有り or 申請中 or 申請予定			
⑤脱水汚泥受入先		企業（組織）名			
		所在地			
		連絡先			
		資料番号	別添資料等の資料番号を記入してください。		
⑥受入先の実績等	実績	記述例 ・平成〇年〇月より〇〇県〇〇局より下水道汚泥を年間〇〇〇〇m ³ 受入れセメント原料として再生利用している。			
	市場規模	記述例 県内のセメント需要の約〇〇%を販売している。			
⑦再生利用されるまでの運搬経路	運搬経路	排水処理場内貯留ホッパー	保管場所	中間処理工場	再生工場
	運搬先	排水処理施設	表記番号	表記番号	表記番号
	住所		県	県	県
			市	市	市
	運搬機種	例) ダンプトラック	t	t	t
輸送距離		km	km	km	
⑧加工工程					
(注) 記載ができない項目（例として加工を行わない等）については、空欄としてください。					

記述例

代表企業名 _____ 殿

受入会社名 _____ 印

受 入 表 明 書

川井浄水場再整備事業の実施に伴い、川井浄水場より搬出される脱水汚泥を受入れることを表明します。

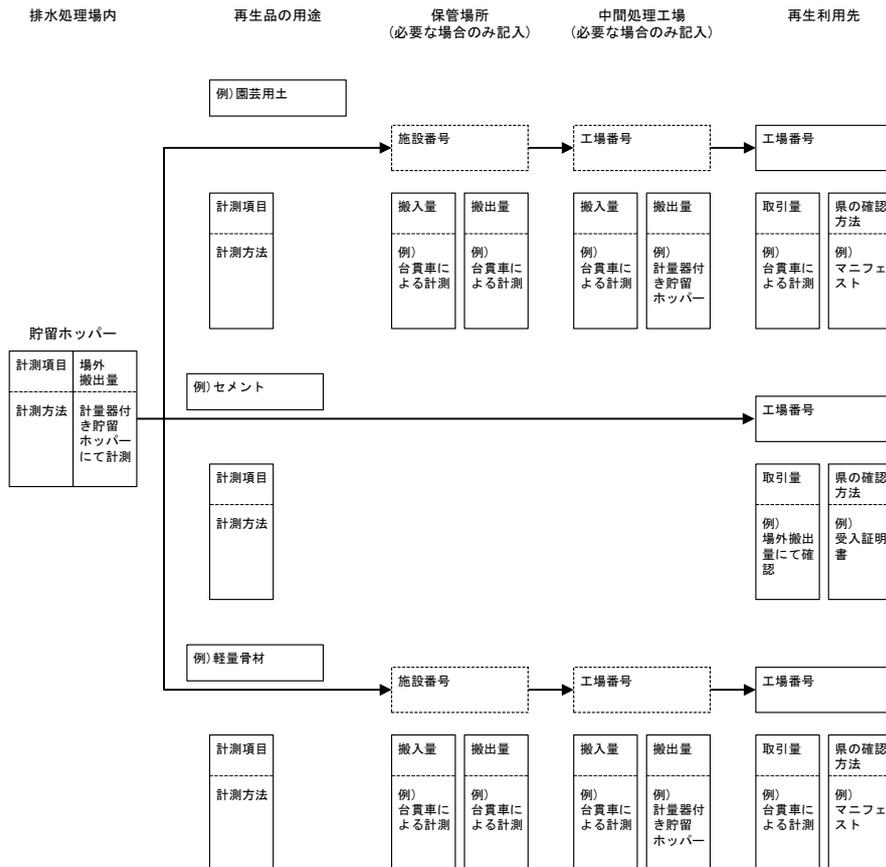
受入量 _____ t-Ds/年

再生利用方法 _____

受入条件
(受入変動許容量) _____

脱水汚泥再生利用フロー図

- 排水処理施設内の脱水汚泥貯留設備から再生利用するまでの各工程を記述例のように示してください。施設番号及び工場番号は受入表明（様式Ⅲ-58-③）で用いた表記番号で記述してください。
- 各工程の脱水汚泥の計測項目と計測方法を記述してください。また、市が再生利用量を確認するための方法（マニフェスト等）を記述してください。



備考 A 3版 1 ページで記述してください。

脱水汚泥保管計画書													
<p>・再生利用用途とその計測方法に基づき、保管を計画している場合は脱水汚泥の保管計画を記述してください。 脱水汚泥保管計画（単位：t-Ds/月）</p>													
保管場所	最大保管量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	保管量（t-ds/月）												
	管理方法												
	保管量（t-ds/月）												
	管理方法												
	保管量（t-ds/月）												
	管理方法												
	保管量（t-ds/月）												
	管理方法												
保管量合計（t-ds/月）													
<p>（注1）表中の数値は整数止めとし、小数点以下第1位を四捨五入してください。 （注2）保管場所の欄には、所在地、施設名称等を記述してください。 （注3）場外保管場所については、それぞれの保管場所の周辺地図（1/1500程度）に資料番号を記入して添付してください。ただし、施設の固有名称が分かる場合には、固有名称を消去し、様式Ⅲ-58-②の表記番号を示してください。 （注4）記入欄が不足する場合は表を加工してください。（場内及び場外保管場所ともに記述してください。）</p>													

運転管理の考え方（教育計画）

運転管理業務（運転管理体制）（様式Ⅲ-49）を基に、運転員の教育計画について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 教育方法
- 2 運転員変更時の留意点

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

年度別維持管理計画表 (1/4)

維持管理の考え方に沿って行う維持管理・運營業務に係る費用について記入してください。

- ・ Microsoft 社製 Excel (ホームページよりファイルのダウンロード可) により A 3 版 8 ページ以内で提出してください。行が不足する場合は表を加工してください。
- ・ 名称に示す内訳項目は、様式Ⅲ-65-①、65-②、67-①、67-②、69-①、69-②、71-①、71-②、73-①、73-②、29、38 に記した対象箇所 (名称) と合わせて記述してください。
- ・ 維持管理期間は第 1 四半期 (4~6 月) を「第 1」、第 2 四半期 (7~9 月) を「第 2」、第 3 四半期 (10~12 月) を「第 3」、第 4 四半期 (1~3 月) を「第 4」とします。

単位 (千円)

様式Ⅳ-8 分類	区分	番号	名称	維持管理費用 上段:工種 下段:金額	維持管理期間																	
					1年目				2年目				3年目				4年目					
					第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4		
浄水施設	浄水施設主要施設リスト (建築・土木構造物)	1	膜ろ過棟	工種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				上記費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				工種																		
				上記費用																		
	浄水施設主要設備リスト (機械設備)				工種																	
					上記費用																	
					工種																	
					上記費用																	
配水池	配水池及び主要設備リスト			工種																		
				上記費用																		
				工種																		
				上記費用																		
薬品設備	薬品設備主要設備リスト			工種																		
				上記費用																		
				工種																		
				上記費用																		
事業者用管理棟	浄水施設主要施設リスト (建築・土木構造物)			工種																		
				上記費用																		
				工種																		
				上記費用																		
排水処理施設	排水処理主要施設リスト (建築・土木構造物)			工種																		
				上記費用																		
				工種																		
				上記費用																		
	排水処理主要設備リスト (機械設備)				工種																	
					上記費用																	
					工種																	
					上記費用																	
電気設備	電気設備主要設備リスト			工種																		
				上記費用																		
				工種																		
				上記費用																		
計装設備	計装設備主要設備リスト			工種																		
				上記費用																		
				工種																		
				上記費用																		
	監視制御主要設備リスト				工種																	
					上記費用																	
					工種																	
					上記費用																	
場内配管	場内配管主要リスト			工種																		
				上記費用																		
				工種																		
				上記費用																		
その他必要な附帯施設	場内整備附帯施設主要施設リスト			工種																		
				上記費用																		
				工種																		
				上記費用																		
合計																						

保全管理業務（建築構造物・土木構造物）

浄水施設主要施設リスト（建築・土木構造物）（様式Ⅲ-12）、排水処理施設主要施設リスト（建築構造物・土木構造物）（様式Ⅲ-19）に基づく建築構造物・土木構造物の保全管理について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 初期機能を維持するために行う保守管理
- 2 セルフモニタリング

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

保全管理業務（機械設備）

浄水施設主要設備リスト（機械設備）（様式Ⅲ-15）、排水処理主要設備リスト（機械設備）（様式Ⅲ-21）、薬品設備計画（機械設備）（様式Ⅲ-26）に基づく機械設備の保全管理について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 初期性能を維持するために行う保守内容
- 2 セルフモニタリング
- 3 膜ろ過設備の更新内容と時期
- 4 将来における汎用性の高い膜モジュールとの整合について
- 5 将来更新を行うと想定する設備について、コスト縮減に向けた取組みや市に対するコスト低減提案などのPR事項

備考 A4版4ページ以内で記述してください。

保全管理業務（電気設備）

電気設備主要設備リスト（様式Ⅲ-31）に基づく電気設備の保全管理について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 初期性能を維持するために行う保守内容
- 2 セルフモニタリング
- 3 電気設備の更新内容と時期
- 4 将来更新を行うと想定する設備について、コスト縮減に向けた取組みや市に対するコスト低減提案などのPR事項

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

保全管理業務（計装設備）

計装設備主要設備リスト（様式Ⅲ-34）に基づく計装設備の保全管理について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 初期性能を維持するために行う保守内容
- 2 セルフモニタリング
- 3 計装設備の更新内容と時期
- 4 将来更新を行うと想定する設備について、コスト縮減に向けた取組みや市に対するコスト低減提案などのPR事項

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

保全管理業務（監視制御設備）

監視制御設備主要設備リスト（様式Ⅲ-35）に基づく監視制御設備の保全管理について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 初期性能を維持するために行う保守内容
- 2 セルフモニタリング
- 3 監視制御設備の更新内容と時期
- 4 将来更新を行うと想定する設備について、コスト縮減に向けた取組みや市に対するコスト低減提案などのPR事項

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

水質管理業務

提案する浄水水質の安全性、安定性を保つために行う水質管理計画について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 連続で測定する項目
- 2 人的に測定する項目と周期
- 3 浄水水質の保管
- 4 水質管理計画
- 5 毒物検知方法と導入箇所

備考 A 4版5ページ以内で記述してください。

災害・事故対策業務

浄水場施設の運転を安定的に行うための災害・事故時対策の内容について、次の観点から簡潔に記述してください。

- 1 想定する設備事故内容とその対策
- 2 故障が発生した場合の想定する内容とその対策
- 3 地震災害時での復旧体制
- 4 その他想定する災害（水質事故、管路事故、停電、風水害、テロ）内容とその時の対策

備考 A 3版3ページ以内で記述してください。

安全衛生管理業務

本施設の事業者側管理範囲における安全衛生管理の内容を簡潔に記載してください。

備考 A4版2ページ以内で具体的に記述してください。

施設公開業務（見学者対応）

本施設で行う見学者対応について、次の観点から図面等を用いて具体的に記述してください。

- 1 事業者側管理範囲内の見学者ルート
- 2 膜ろ過棟内の見学者対応方法と展示内容
- 3 その他水道事業へのイメージアップに対する配慮

備考 A3版4ページ以内で記述してください。

保安業務

本施設の事業者側管理範囲における保安業務の内容を簡潔に記載してください。

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

清掃業務

本施設の事業者側管理範囲における清掃業務の内容を簡潔に記載してください。

備考 A4版2ページ以内で記述してください。

業務の引継ぎに対する考え方

事業終了時の引継ぎ時において市民へのサービス低下が起こらないために必要であると考えている内容を、次の観点から記載してください。

- 1 運転方法の引継ぎのために、局側に対して行う内容と期間
- 2 引渡し前に行う施設性能保障
- 3 引渡し前に行う設備性能保障
- 4 提出書類と形式

備考 A 4 版 6 ページ以内で記述してください。

ISO取得計画

新設膜ろ過施設稼動後1年以内にSPCがISO 9001及び14001を取得し、事業期間にわたり維持するための計画を簡潔に記述してください。

備考 A4版1ページ以内で記述してください。

SPCの設立計画 ① － SPCの組織概要－

出資構成、出資予定者、役員構成など、SPCの組織概要を記述してください。

備考 A4版2ページ以内で具体的に記述してください。

SPCの設立計画 ② － SPCの経営方針－

SPCの経営方針について、以下に言及しつつ、記述してください。

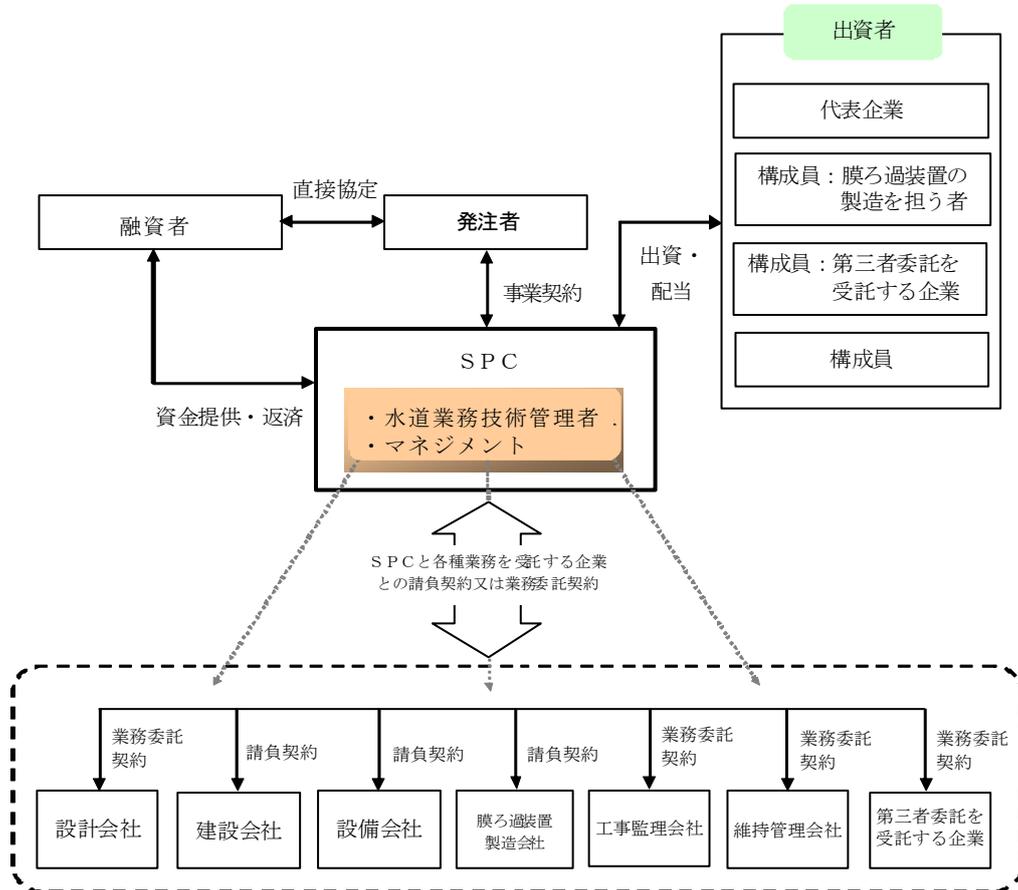
- 1 SPCの経営目標及び経営理念
- 2 利益計上の考え方
- 3 配当政策及び投下資本の回収に対する考え方
- 4 SPCの経営の安定性確保策

備考 A4版3ページ以内で具体的に記述してください。

事業実施体制 ① -事業スキーム図-

S P Cと応募者の構成員、協力会社、融資者等との関係を図示してください。

(例示)



(注) 構成員、協力会社、融資者等の名称も記載してください。ただし、協力会社の企業名の表記は可能な範囲で結構です。

備考 A 3版1 ページ以内で具体的に記述してください。

事業実施体制 ②A - 構成員、協力会社役割分担表 -

応募者の構成員、協力会社の役割について、以下に記入してください。

< 構成員 >

(代表企業の名称 _____)	業種名
出資： (記入内容 ⇒ 出資額、議決権割合) その他の資金支援： (記入内容 ⇒ 増資の予定等) 応募者内での業務の役割： (記入内容 ⇒ 交渉窓口、SPCの税務・会計・決算事務等の業務内容等)	

(膜ろ過装置の製造を担う者の名称 _____)	業種名
上記と同様に記述してください。	

(第三者委託を受託する者の名称 _____)	業種名
上記と同様に記述してください。	

(上記以外の構成員の名称 _____)	業種名
上記と同様に記述してください。	

事業実施体制 ②B - 構成員、協力会社役割分担表 -

< 協力会社 >

(協 力 会 社 の 名 称 _____)	業 種 名
上記と同様に記述してください。	

(協 力 会 社 の 名 称 _____)	業 種 名 _____
上記と同様に記述してください。	

(注1) 構成員及び工事業務の実施を担う者については、企業名を明記してください。協力会社の企業名の表記は可能な範囲で結構です。

(注2) 膜ろ過装置の製造を担う者、維持管理業務のうち第三者委託を受託する者は、構成員であることが必要です。

(注2) 記入欄は、必要に応じ、適宜追加してください。

事業実施体制 ③ - 運転管理業務の実施を担う者の実績 -

運転管理の実施を担う者の実績を以下に記入してください。

企業名		
主な実績		
業務概要	業務名称	
	発注者名称	
	施設名称	
	浄水処理能力 (m ³ /日)	
	業務期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	業務内容	
業務概要	業務名称	
	発注者名称	
	施設名称	
	浄水処理能力 (m ³ /日)	
	業務期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	業務内容	
業務概要	業務名称	
	発注者名称	
	施設名称	
	浄水処理能力 (m ³ /日)	
	業務期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	業務内容	

(注) 記入欄は、必要に応じ、適宜追加してください。

全体マネジメント体制

全体マネジメント体制について、以下に言及しつつ、記述してください。

- 1 設計・工事期間中、維持管理期間中のそれぞれの段階における全体マネジメント体制
- 2 当面のマネジメント担当予定者の経歴、実績等
- 3 代表企業のサポート体制

備考 A4版3ページ以内で具体的に記述してください。

事業スケジュール

入札説明書 第2 10 の事業スケジュールを踏まえ、事業全体のスケジュールを記述してください。

(注) 詳細な工事工程は、様式Ⅲ－9 で示すものとし、ここでは概略を記載してください。

備考 A 4 版 2 ページ以内又は A 3 版 1 ページ以内で具体的に記述してください。

セルフモニタリング計画

セルフモニタリング計画について、以下に言及しつつ、記述してください。

- 1 セルフモニタリングの具体的方法
- 2 サービスの質を恒常的に維持するための工夫
- 3 サービスの質が要求水準を下回った場合の改善プロセス

(注) 設計・工事段階、維持管理段階に分けて記述してください。

備考 A4版3ページ以内で具体的に記述してください。

円滑で確実な業務引継ぎの仕組み

当面のみならず、維持管理業務開始後相当期間が経過してから、不測の事態が発生し（業務受託企業が経営不振により倒産した場合や業務要求水準を満たしたサービスの提供ができないなど）、主要業務において、現に請け負う業務受託企業が業務を継続できなくなった場合に、新たな企業等に円滑かつ確実に引き継ぐための仕組みを記述してください。

備考 A 4 版 3 ページ以内で具体的に記述してください。

施設整備費用計画 ①A -施設整備費積算表-

1 費用見積り

施設整備業務に係る費用見積りを記載してください。

(単位：千円)

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	…	…	平成 27 年度	平成 28 年度
開業関連費						
事前調査費						
設計費						
工事監理費						
周辺影響調査・電波障害等対策費						
契約関連経費						
その他（注3）						
小計						
直接工事費						
浄水施設						
膜ろ過装置						
その他						
配水池						
薬品設備						
事業者用管理棟						
排水処理施設						
電気設備						
計装設備						
場内配管						
その他必要な附帯施設						
その他（注3）						
小計						
共通費						
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費						
小計						
工事費 計						
合計	消費税・地方消費税抜き					
	消費税・地方消費税相当額					
	消費税地方消費税税込み					

(注1) 各項目の例示を踏まえて積算し、その根拠を積算根拠欄に記入してください。

(注2) その他については、可能な範囲で具体的に記入してください。

(注3) 提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入してください。

(注4) 金額は、千円未満は切捨てで記入してください。

(注5) Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

施設整備費用計画 ①B -施設整備費積算表-

2 積算根拠

施設整備業務に係る費用の積算根拠を記載してください。

項目	積算根拠
開業関連費	
事前調査費	
設計費	
工事監理費	
周辺影響調査・電波 障害等対策費	
契約関連経費	
その他（注1）	
直接工事費	
浄水施設	
配水池	
薬品設備	
事業者用管理棟	
排水処理施設	
電気設備	

施設整備費用計画 ①C －施設整備費積算表－

項目	積算根拠
直接工事費	
計装設備	
場内配管	
その他必要な附帯施設	
その他（注1）	
共通費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費	

（注1）可能な範囲で具体的に記入してください。

（注2）提案内容により、費用の積上げに必要な費目を適宜訂正・追加の上、記入してください。

（注3）施設整備費用計画 ①A（様式Ⅳ－7－①A）と整合性の取れる形で記入してください。

施設整備費用計画 ②－積算に当たっての考え方－

積算に当たっての考え方について、以下に言及しつつ、記述してください。

- 1 設計・工事段階での費用内容とその考え方
- 2 各新設対象施設のコスト配分の方針

(注) 上記においては、施設整備費用計画 ① (様式Ⅳ－７－①) の主な内容について説明してください。

備考 A4版3ページ以内で具体的に記述してください。

維持管理費用計画 A - 維持管理業務費用見積り -

< 修繕費を除く維持管理費 >

1 費用見積り及び積算根拠

維持管理業務に係る費用見積り及びその積算根拠を記載してください。

項目	年額 (千円)	積算根拠
運転管理業務費	人件費	
	光熱水費	
	薬品費	
	薬品洗浄費	
	汚泥処理費	
	電力費	
	その他	
小計		
保全管理業務費 (修繕費を除く。)	人件費	
	諸経費	
	その他	
	小計	
水質管理業務費	人件費	
	諸経費	
	その他	
	小計	
災害・事故対策 業務費	人件費	
	諸経費	
	その他	
	小計	
安全衛生管理業 務費	人件費	
	諸経費	
	その他	
	小計	
施設公開業務費	人件費	
	諸経費	
	その他	
	小計	
保安業務費	人件費	
	諸経費	
	その他	
	小計	
清掃業務費	人件費	
	諸経費	
	その他	
	小計	
その他の費用		
合計		

(注1) 物価変動を除いた額を記入してください。

(注2) 初年度の4月～翌年3月の1年間の費用を記入してください。

(注3) 積算根拠は、可能な限り具体的に記入してください。

(注4) 金額は、千円未満は切捨てで記入してください。

(注5) Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

維持管理費用計画 B ー維持管理業務費用見積りー

2 積算根拠（詳細）

維持管理費のうち、運転管理業務費、保全管理業務費、水質管理業務費の積算根拠の詳細を記載してください。

項目	積算根拠（詳細）
運転管理業務費	
保全管理業務費 (修繕費を除く。)	
水質管理業務費	

(注1) 提案内容により、各業務における費用の積上げに必要な費目ごとに、積算根拠を記入してください。

(注2) 維持管理費用計画 Aの1 (様式Ⅳ－８A) と整合性が取れる形で記入してください。

維持管理費用計画 C - 維持管理業務費用見積り -

< 修繕費 >

1 費用見積り

修繕費の費用見積りを記載してください。

(単位：千円)

項目	年度	1年目	2年目	...	20年目	合計
		平成 26年度	平成 27年度	...	平成 45年度	
浄水施設						
	小計					
配水池						
	小計					
薬品設備						
	小計					
事業者用 管理棟						
	小計					
排水処理 施設						
	小計					
電気設備						
	小計					

維持管理費用計画 D ー維持管理業務費用見積りー

(単位：千円)

項目	年度	1年目	2年目	...	20年目	合計
		平成 26年度	平成 27年度	...	平成 45年度	
計装設備						
	小計					
場内配管						
	小計					
その他 必要な 附帯設備						
	小計					
その他 (注3)						
	小計					

(注1) 提案内容に応じて項目を適宜設定の上、対応する金額を記入してください。

(注2) 消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額を記入してください。

(注3) 可能な範囲で具体的に記入してください。

(注4) 入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙6 3(2)イに該当する費用は、本費用見積りに計上してください

(注5) 各年の費用には実態に即した内容(年度ごとに支出状況が異なる点を反映させた内容)を計上してください。

(注6) 金額は、千円未満は切捨てで記入してください。

(注7) 金額は、年度別維持管理計画表(様式Ⅲ-63)及び長期収支計画(様式Ⅳ-13)と整合性の取れる形で記入してください。

(注8) Microsoft社製Excel(Windows版)のファイル形式で提出してください。

維持管理費用計画E ー維持管理業務費用見積りー

2 積算根拠

修繕費の積算根拠を記載してください。

項目	積算根拠
浄水施設	
配水池	
薬品設備	
事業者用管理棟	
排水処理施設	
電気設備	
計装設備	
場内配管	
その他必要な附帯施設	
その他（注1）	

（注1）可能な範囲で具体的に記入してください。

（注2）提案内容により、費用の積上げに必要な費目を適宜訂正・追加の上、記入してください。

年度別サービスの対価支払予定表

各業務の見積りを基に、事業期間中の年度別サービスの対価支払予定表を記載してください。

(単位：円)

項目	年度	平成 26年度 前期	平成 26年度 後期	平成 27年度 前期	平成 27年度 後期	……	平成 45年度 後期	合計
	施設整備費及び支払利息							
設計・第1段階工事期間 にかかる費用								
上記の支払利息								
設計・第2段階工事期間 にかかる費用								
上記の支払利息								
維持管理費								
修繕費を除く維持管理費								
修繕費								
総計								

(注1) 消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額を記入してください。

(注2) 各項目の分類は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙6の費目に沿ってください。

(注3) 可能な範囲で具体的に記入してください。

(注4) 施設整備費及び支払利息は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙6に記載の算定方法により積算の上、記入してください。なお、提案書における基準金利は、本提案書類作成要領及び様式集第1-2(3)ウ(7)に記載のとおりとし、スプレッドは応募者の提案によるものとします。

(注5) 維持管理費は、事業に要する費用に基づき、維持管理期間にわたって平準化して支払を受ける前提で応募者が提案する金額を記入してください。

(注6) その他の様式と関連のある項目の数値は、整合性の取れる形で記入してください。

(注7) Microsoft社製Excel(Windows版)のファイル形式で提出してください。

収入計画及び資金計画 A

現在想定している収入計画及び資金計画の内容を記載してください。

1 収入計画

- (1) 施設整備費の積算根拠となる7年物(円-円)金利スワップレート及び10年物(円-円)金利スワップレートに上乗せするスプレッド、及びその根拠

ア スプレッド(注2)

スプレッド		%
融資者分		%
S P C分		%

イ 根拠

(2) 余裕金運用についての考え方

(3) その他収入についての考え方

(注3)

(注1) 施設整備費、維持管理に係る費用見積り及びこれらの積算根拠は、施設整備費用計画①(様式IV-7-①A~C)、施設整備費用計画②(様式IV-7-②)、維持管理費用計画(様式IV-8A~E)の該当する様式に記入してください。

(注2) 入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙6-3(1)イ(ア)に記載のとおり、基準金利は7年物(円-円)金利スワップレート及び10年物(円-円)金利スワップレートの2つですが、提案する上乗せのスプレッドは1つとしてください。また、その計算過程は、イの「根拠」欄に必ず記入してください。

(注3) その他収入を想定している場合は、本欄に記入してください。

収入計画及び資金計画 B

2 資金計画

(1) 必要な資金と調達方法

(単位：円)

必要な資金	金額	調達方法	金額
(注1)			
合計		合計	

(2) 出資金の内訳

(単位：円)

出資企業名	金額
合計	

(3) 外部借入金の内訳

(単位：円)

借入先	金額	借入条件(注2)
合計		

(4) その他の調達方法の内訳

(注3)

(注1) その他の様式における費目との関係が分かるように表現してください。

(注2) 借入時期、利率、返済期間等を記入してください。利率は、基準金利とこれに上乗せされるスプレッド(融資者分)が分かるように記入してください。

(注3) 出資金、外部借入金以外の資金調達方法を検討している場合は、本欄に記入してください。

(注4) 記入欄は、必要に応じ、適宜追加してください。

資金調達の確実性

資金面でのアドバイザーを付ける、融資者から関心表明等を受けるなど、資金調達を確実にするための工夫を記述してください。
なお、融資者からの関心表明がある場合は、別紙で写しを添付してください。

備考 A4版2ページ以内で具体的に記述してください。

借入金返済計画等

現在想定している借入金返済計画の内容及び資金管理に関する考え方を記載してください。

1 借入金返済計画

前提条件	
借入金額	円
利率	%
基準金利	%
スプレッド	%
返済期間	年

(単位：円)

項目	年度	平成 26年度 前期	平成 26年度 後期	平成 27年度 前期	平成 27年度 後期	……	平成 45年度 前期	平成 45年度 後期
	期初元本							
返済合計								
金利返済								
元本返済								
元本残高								

(注1) 借入ごとに作成してください。

(注2) その他の様式と関連のある項目の数値は、整合性の取れる形で記入してください。

(注3) Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

2 資金管理に関する考え方

口座管理や資金管理に関する基本方針及び考え方を記入してください。その際、事業者の責により事業が終了した場合の損害金に対する手当てについても、あわせて記入してください。

長期収支計画 ①A

現在想定している長期収支計画を記載してください。

(単位：千円)

項目	年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	…	平成 45年度	合計
	収 支 計 画	収入 計						
サービスの対価								
余裕金運用益								
その他(注2)								
支出 計								
維持管理費								
保険料								
公租公課								
支払利息								
割賦原価								
その他(注2)								
税引前当期損益								
法人税等								
税引後当期損益								
資 金 計 画	資金需要							
	開業費							
	初期投資							
	設備投資							
	借入金返済							
	配当							
	その他(注2)							
	資金調達							
	税引後当期損益							
	割賦原価戻入れ							
	借入金							
	資本金							
	その他(注2)							
	当期資金過不足							
	資金過不足累計							
	借入残高							
	当初借入金							
運転借入金								

長期収支計画 ①B

(前頁からの続き)

★ 応募者において想定するダウンサイドケースについても、想定条件とともに、作成してください。

(注1) 消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額を記入してください。

(注2) 可能な範囲で具体的に記入してください。

(注3) 収支計画における収入のうちの余裕金運用益、その他の積算根拠については、本様式に別紙の形式で添付してください。

(注4) その他の様式と関連のある項目の数値は、整合性の取れる形で記入してください。

(注5) Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

長期収支計画 ②

長期収支計画の前提について、以下に言及しつつ、記述してください。

- 1 会計処理（収益、費用の計上方法等）について
- 2 消費税・地方消費税の課税について
- 3 配当の考え方について
- 4 収入計画の前提について
 - (1) 収入の前提

項目	初年度の金額 (千円)	内訳・積算根拠
サービスの対価		様式IV-9に記載
余裕金運用益		
その他		

(2) 支出の前提

項目	初年度の金額 (千円)	内訳・積算根拠
維持管理費		様式IV-8A～Eに記載
保険料		
公租公課		
支払利息		
割賦原価		
その他		

- (注1) 消費税及び地方消費税、を除いた額を記入してください。
 (注2) 可能な範囲で具体的に記入してください。
 (注3) 記入欄は、必要に応じ、適宜追加してください。
 (注4) その他の様式と関連のある項目の数値は、整合性の取れる形で記入してください。

- 5 その他特記すべき事項

キャッシュフロー計画

現在想定しているキャッシュフロー計画を記載してください。

(単位：円)

項目	年度	平成	平成	平成	平成	合計
		20年度	21年度	22年度		45年度	
営業活動によるキャッシュ・インフロー							
サービスの対価							
余裕金運用益							
その他(注3)							
計							
営業活動によるキャッシュ・アウトフロー							
維持管理費							
保険料							
公租公課							
支払利息							
法人税等							
その他(注3)							
計							
営業活動によるキャッシュフロー							
投資活動によるキャッシュ・インフロー							
有価証券等売却収入							
その他(注3)							
計							
投資活動によるキャッシュ・アウトフロー							
開業費							
初期投資							
設備投資							
その他(注3)							
計							
投資活動によるキャッシュフロー							
財務活動によるキャッシュ・インフロー							
資本金							
借入金							
その他(注3)							
計							
財務活動によるキャッシュ・アウトフロー							
借入金返済							
その他(注3)							
計							
財務活動によるキャッシュフロー							
総キャッシュフロー							
配当							
その他(注3)							
DSCR							
PIRR							%
EIRR							%
配当EIRR							%

(注1) 消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額を記入してください。

(注2) 可能な範囲で具体的に記入してください。

(注3) その他の様式と関連のある項目の数値は、整合性の取れる形で記入してください。

(注4) 記入欄は、必要に応じ、適宜修正・追加してください。

(注5) Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

様式IV-14 キャッシュフロー計算 指標の定義 (付属)

DSCR、PIRR、EIRRの各指標の定義は、下記のとおりとする。

$$DSCR_n = \frac{Cdn}{Pn + In}$$

Cdn : n年目の税引後当期損益+割賦原価+支払利息
 Pn : n年目の借入金返済額 (借入金元本償還額)
 In : n年目の支払利息額

$$I = \sum \frac{Cn}{(1+r)^n}$$

I : 設備投資額 (建中金利、開業時公租公課を含む。)
 Cn : n年目の税引後当期損益+割賦原価+支払利息
 r : 割引率 (PIRR)

$$Cap = \sum \frac{Cen}{(1+re)^n}$$

Cap : 出資額
 Cen : n年目の税引後当期損益+割賦原価-借入金元本償還額
 re : 割引率 (EIRR)

$$Cap = \sum \frac{Dn}{(1+re)^n}$$

Cap : 出資額
 Dn : n年目の配当
 re : 割引率 (配当EIRR)

事業の確実性維持計画

事業の確実性の維持方策について、以下に言及しつつ、記述してください。

- 1 事業の確実性を維持するための考え方
- 2 サービスの対価の減額などにより、運転資金が不足した場合の対応方法

次表から想定ケースを選択し（複数可）、想定している金額及び具体的な対応策を記入してください。複数選択した場合は、選択項目別にすべて記入してください。

想定ケース		チェック欄 (該当に○印)
1	株主等による追加出資、劣後ローン	
2	株主等の信用力による運転資金枠の設定	
3	配当部分の一部積み立て	
4	予備費を含めた資金調達	
5	その他	

具体的な対応策（例：金額、劣後ローンの返済条件、配当の考え方、積立の方法や期間等）を記入してください。想定ケース1及び2を選択した場合は、具体的な株主名について記述してください。

該当 No.	具体的な対応策

(注) 記入欄は、必要に応じ、適宜追加してください。

- 3 出資者の事業への関与が維持される仕組み
- 4 事業者の責による事業の破綻を回避するための融資者の関与の方法
(例えば、SPCに社外取締役を設置させる、代替となる第三者の候補を市に推薦するなど)

備考 A4版4ページ以内で具体的に記述してください。

リスク対応計画

リスクに対する対応策について、以下に言及しつつ、記述してください。

- 1 SPC内におけるリスク分担の考え方
- 2 想定するリスクの種類及び各リスクについての対応策及び対応の主体
- 3 保険の付保計画及び各保険の付保内容（保険契約者、被保険者、対象範囲、保険期間、てん補限度額、保険料、免責金額など）

（注1）設計・工事段階、維持管理段階に分けて記述してください。

（注2）上記2における想定するリスクの種類には、本事業の実施方針別紙2のリスク分担表に記載のリスクを網羅してください。

備考 A4版2ページ以内で具体的に記述してください。

履行保証金に関する考え方

契約保証金についての考え方を記載してください。
(1、2、3のうち、該当するものに○を付けてください。)

- 1 契約保証金を納付する。

- 2 次により契約保証金の納付に代える。(該当する・に○を付けてください。)
 - ・横浜市債の提供

 - ・国債証券の提供

 - ・地方債の提供

 - ・日本銀行適格担保社債の提供

 - ・銀行が振り出し若しくは支払保証した小切手の提供

 - ・政府保証債の保証

 - ・金融機関の保証

 - ・保証事業会社の保証

- 3 次により契約保証金の免除を受ける。
 - ・履行保証保険の付保

(注) 履行保証保険を付保する場合には、保険契約書案及び保険内容に関する資料を添付してください。

(様式V-1)

平成 年 月 日

入札説明書等に関する説明会参加申込書

「川井浄水場再整備事業」の入札説明書等に関する説明会に、以下のとおり申し込みます。

氏（法人）名	参加者名	所属部署名
(連絡先) 氏（法人）名：	担当者名：	
	所属部署名：	
	電話：	
	F A X：	
	電子メール：	

(注) Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

参考資料の貸与申込書

下記の〈参考資料の貸与に際しての条件〉を承諾して、「川井浄水場再整備事業」に関する参考資料のCD-R（以下「本資料」という。）の貸与を希望しますので、以下のとおり申し込みます。

氏（法人）名		
所在地（住所）		
法人の場合の所属		
担当者氏名		
連絡先	電話：	
	FAX：	
	電子メール：	

（注） Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

〈参考資料の貸与に際しての条件〉

- 1 本事業の入札の参加を検討する目的以外の目的で、本資料を利用しないこと。
- 2 貸与を受けた本資料を秘密として保持するものとし、第三者に開示しないこと。
- 3 前項までに定める秘密の保持は、本事業の入札に応じない場合及び入札に応じ落札者とならなかった場合であっても、存続するものとする。また、本資料の印刷及びコピーデータは落札者決定後、速やかに適切な方法で破棄するものとする。
- 4 本資料の利用により得た情報の利用に当たっては、第三者の権利利益を損なうことのないよう十分に留意すること。万一、第三者の権利利益を侵害した場合は、利用者が一切の責任を負うこと。
- 5 本資料については、汚損又はき損することのないよう、丁寧に扱うこと。万一、き損等の事態が生じた場合は、直ちに入札説明書第6～8の本事業の事務局あてに申し出て、職員の指示に従うこと。
- 6 本資料の貸出しを受けた場合は、落札者以外の応募者は落札者決定後、速やかに返却し、返却時においては職員の確認を受けること。

参考資料の受取書兼誓約書

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤義孝

商号又は名称
所在地
代表者名

印

平成20年6月3日に公表されました「川井浄水場再整備事業」（以下、「本事業」という）に係る水質データ及び既存図面等のCD-R（以下、「本資料」という。）を確かに受け取りました。なお、本資料の貸与を受けるに当たっては、下記事項を遵守することを市に対して誓約します。

記

- 1 本事業の入札の参加を検討する目的以外の目的で、本資料を利用しないこと。
- 2 貸与を受けた本資料を秘密として保持するものとし、第三者に開示しないこと。
- 3 前項までに定める秘密の保持は、本事業の入札に応じない場合及び入札に応じ落札者とならなかった場合であっても、存続するものとする。また、本資料の印刷及びコピーデータは落札者決定後、速やかに適切な方法で破棄するものとする。
- 4 本資料の利用により得た情報の利用に当たっては、第三者の権利利益を損なうことのないよう十分に留意すること。万一、第三者の権利利益を侵害した場合は、利用者が一切の責任を負うこと。
- 5 本資料については、汚損又はき損することのないよう、丁寧に取り扱うこと。万一、き損等の事態が生じた場合は、直ちに入札説明書第6-8の本事業の事務局あてに申し出て、職員の指示に従うこと。
- 6 本資料の貸出しを受けた場合は、落札者以外の応募者は落札者決定後、速やかに返却し、返却時においては職員の確認を受けること。

入札説明書等に関する質問書

「川井浄水場再整備事業」の入札説明書等について、以下のとおり質問を提出します。

氏（法人）名		
所在地（住所）		
法人の場合の所属		
質問者氏名		
連絡先	電話：	
	F A X：	
	電子メール：	

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							内容
			・入札説明書 ・業務要求水準書	第1、 第2 など	1、 2 など	(1)、 (2) など	ア、 イ など	(ア)、 (イ) など	a、b など	
例	質問の受付期間	11	入札説明書	第3	5	(2)	イ	(ア)	b (a)	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										

(注) Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

(様式V-5)

平成 年 月 日

入札辞退届

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋 藤 義 孝

[代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者名

印

平成20年6月3日付で公表された「川井浄水場再整備事業」の入札参加資格確認申請を行いましたが、入札を辞退します。

(様式V-6)

平成 年 月 日

入札参加資格の確認結果に関する説明の要求書

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

[代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者名

印

「川井浄水場再整備事業」における入札参加資格の確認結果に関する説明を要求します。

(様式V-7)

平成 年 月 日

提案内容の審査結果に関する説明の要求書

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

[代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者名

印

「川井浄水場再整備事業」における提案内容の審査結果に関する説明を要求します。

様式Ⅳ-8 分類	区分	番号	名称	維持管理費用 上段:工種 下段:金額	維持管理期間																				
					1年目				2年目				3年目				4年目				5年目				
					第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	
浄水施設	浄水施設主要施設リスト (建築・土木構造物)	1	膜ろ過棟	工種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				上記費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	0	0	
				工種																					
				上記費用																					
	浄水施設主要設備リスト (機械設備)				工種																				
					上記費用																				
					工種																				
					上記費用																				
配水池	配水池及び主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
薬品設備	薬品設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
事業者用管理棟	浄水施設主要施設リスト (建築・土木構造物)			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
排水処理施設	排水処理主要施設リスト (建築・土木構造物)			工種																					
				上記費用																					
	排水処理主要施設リスト (機械設備)				工種																				
					上記費用																				
電気設備	電気設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
計装設備	計装設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
	監視制御主要設備リスト				工種																				
					上記費用																				
場内配管	場内配管主要リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
その他必要な 附帯施設	場内整備附帯施設主要 施設リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
合計																									

様式Ⅳ-8 分類	区分	番号	名称	維持管理費用 上段:工種 下段:金額	維持管理期間																				
					6年目				7年目				8年目				9年目				10年目				
					第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	
浄水施設	浄水施設主要施設リスト (建築・土木構造物)	1	膜ろ過棟	工種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				上記費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				工種																					
				上記費用																					
	浄水施設主要設備リスト (機械設備)				工種																				
					上記費用																				
					工種																				
					上記費用																				
配水池	配水池及び主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
薬品設備	薬品設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
事業者用管理棟	浄水施設主要施設リスト (建築・土木構造物)			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
排水処理施設	排水処理主要施設リスト (建築・土木構造物)			工種																					
				上記費用																					
	排水処理主要施設リスト (機械設備)			工種																					
				上記費用																					
電気設備	電気設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
計装設備	計装設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
	監視制御主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
場内配管	場内配管主要リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
その他必要な 附帯施設	場内整備附帯施設主要 施設リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
合計																									

様式Ⅳ-8 分類	区分	番号	名称	維持管理費用 上段:工種 下段:金額	維持管理期間																				
					11年目				12年目				13年目				14年目				15年目				
					第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	
浄水施設	浄水施設主要施設リスト (建築・土木構造物)	1	膜ろ過棟	工種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				上記費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				工種																					
				上記費用																					
	浄水施設主要設備リスト (機械設備)				工種																				
					上記費用																				
					工種																				
					上記費用																				
配水池	配水池及び主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
薬品設備	薬品設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
事業者用管理棟	浄水施設主要施設リスト (建築・土木構造物)			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
排水処理施設	排水処理主要施設リスト (建築・土木構造物)			工種																					
				上記費用																					
	排水処理主要施設リスト (機械設備)			工種																					
				上記費用																					
電気設備	電気設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
計装設備	計装設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
	監視制御主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
場内配管	場内配管主要リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
その他必要な 附帯施設	場内整備附帯施設主要 施設リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
				上記費用																					
合計																									

様式Ⅳ-8 分類	区分	番号	名称	維持管理費用 上段:工種 下段:金額	維持管理期間																				合計
					16年目				17年目				18年目				19年目				20年目				
					第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	
浄水施設	浄水施設主要施設リスト (建築・土木構造物)	1	膜ろ過棟	工種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	屋根修繕	-	-	6000
				上記費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	0	0	
				工種																					
	浄水施設主要設備リスト (機械設備)			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
配水池	配水池及び主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
薬品設備	薬品設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
事業者用管理棟	浄水施設主要施設リスト (建築・土木構造物)			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
排水処理施設	排水処理主要施設リスト (建築・土木構造物)			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
	排水処理主要施設リスト (機械設備)			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
電気設備	電気設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
計装設備	計装設備主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
	監視制御主要設備リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
場内配管	場内配管主要リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
その他必要な 附帯施設	場内整備附帯施設主要 施設リスト			工種																					
				上記費用																					
				工種																					
合計																									

1 費用の見積り
施設整備業務に係る費用見積りを記載してください。

(単位：千円)

項目	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
開業関連費									
事前調査費									
設計費									
工事監理費									
周辺影響調査・電波障害等対策費									
契約関連経費									
その他(注3)									
小計									
直接工事費									
浄水施設									
膜ろ過装置									
その他									
配水池									
薬品設備									
事業者用管理棟									
排水処理施設									
電気設備									
計装設備									
場内配管									
その他必要な附帯施設									
その他(注3)									
小計									
共通費									
共通仮設費									
現場管理費									
一般管理費									
小計									
工事費 計									
合計	消費税・地方消費税抜き								
	消費税・地方消費税相当額								
	消費税・地方消費税込み								

- (注1) 各項目の例示を踏まえて積算し、その根拠を積算根拠欄に記入してください。
- (注2) その他については、可能な範囲で具体的に記入してください。
- (注3) 提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入してください。
- (注4) 金額は、千円未満は切捨てで記入してください。
- (注5) Microsoft社製Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。

< A 修繕費を除く維持管理費 >

1 費用見積り及び積算根拠

維持管理業務に係る費用見積り及びその積算根拠を記載してください。

項目		年額 (千円)	積算根拠
運転管理業務費	人件費		
	光熱水費		
	薬品費		
	薬品洗浄費		
	汚泥処理費		
	電力費		
	その他		
	小計		
保全管理業務費 (修繕費を除く。)	人件費		
	諸経費		
	その他		
	小計		
水質管理業務費	人件費		
	諸経費		
	その他		
	小計		
災害・事故対策業務費	人件費		
	諸経費		
	その他		
	小計		
安全衛生管理業務費	人件費		
	諸経費		
	その他		
	小計		
施設公開業務費	人件費		
	諸経費		
	その他		
	小計		
保安業務費	人件費		
	諸経費		
	その他		
	小計		
清掃業務費	人件費		
	諸経費		
	その他		
	小計		
その他の費用			
合計			

(注1) 物価変動を除いた額を記入してください。

(注2) 初年度の4月～翌年3月の1年間の費用を記入してください。

(注3) 積算根拠は、可能な限り具体的に記入してください。

(注4) 金額は、千円未満は切捨てで記入してください。

(注5) Microsoft社製Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。

< C 修繕費 >

1 費用見積り

修繕に係る費用の見積りを記載してください。

(単位：千円)

項目	年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	合計	
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	平成 39年度	平成 40年度	平成 41年度	平成 42年度	平成 43年度	平成 44年度	平成 45年度		
浄水施設																							
	小計																						
配水池																							
	小計																						
薬品設備																							
	小計																						
事業者用 管理棟																							
	小計																						
排水処理 施設																							
	小計																						
電気設備																							
	小計																						
計装設備																							
	小計																						
場内配管																							
	小計																						
その他 必要な 附帯施設																							
	小計																						
その他 (注3)																							
	小計																						
合計																							

(注1) 提案内容に応じて項目を適宜設定の上、対応する金額を記入してください。

(注2) 消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額を記入してください。

(注3) 可能な範囲で具体的に記入してください。

(注4) 入札説明書別添資料5「事業契約書」別紙6 3(2)イに該当する費用は、本費用見積りに計上してください

(注5) 各年の費用には実態に即した内容(年度ごとに支出状況が異なる点を反映させた内容)を計上してください。

(注6) 金額は、千円未満は切捨てで記入してください。

(注7) 金額は、年度別維持管理計画表(様式Ⅲ-63)及び長期収支計画(様式Ⅳ-13)と整合性の取れる形で記入してください。

(注8) Microsoft社製Excel(Windows版)のファイル形式で提出してください。

各業務の見積りを基に、事業期間中の年度別サービスの対価支払予定表を記載してください。

(単位：円)

項目	年度		平成																	
	26年度	26年度	27年度	27年度	28年度	28年度	29年度	29年度	30年度	30年度	31年度	31年度	32年度	32年度	33年度	33年度	34年度	34年度	35年度	35年度
	前期	後期																		
施設整備費及び支払利息																				
設計・第1段階工事期間 にかかる費用																				
上記の支払利息																				
設計・第2段階工事期間 にかかる費用																				
上記の支払利息																				
維持管理費																				
修繕費を除く維持管理費																				
修繕費																				
総計																				

項目	年度		平成	平成	合計																
	36年度	37年度	37年度	38年度	38年度	39年度	39年度	40年度	40年度	41年度	41年度	42年度	42年度	43年度	43年度	44年度	44年度	45年度	45年度		
	後期	前期	後期	前期	後期																
施設整備費及び支払利息																					
設計・第1段階工事期間 にかかる費用																					
上記の支払利息																					
設計・第2段階工事期間 にかかる費用																					
上記の支払利息																					
維持管理費																					
修繕費を除く維持管理費																					
修繕費																					
総計																					

- (注1) 消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額を記入してください。
- (注2) 各項目の分類は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙6の費目に沿ってください。
- (注3) 可能な範囲で具体的に記入してください。
- (注4) 施設整備費及び支払利息は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙6に記載の算定方法により積算の上、記入してください。なお、提案書における基準金利は、本提案書類作成要領及び様式集第1 2 (3)ウに記載のとおりとし、スプレッドは応募者の提案によるものとします。
- (注5) 維持管理費は、事業に要する費用に基づき、維持管理期間にわたって平準化して支払を受ける前提で応募者が提案する金額を記入してください。
- (注6) その他の様式と関連のある項目の数値は、整合性の取れる形で記入してください。
- (注7) Microsoft社製Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。

現在想定している借入金返済計画の内容及び資金管理に関する考え方を記載してください。

1 借入金返済計画

前提条件		
借入金		円
利率		%
基準金利		%
スプレッド		%
返済期間		年

(単位：円)

項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度		
	前期	後期																			
期初元本																					
返済合計																					
金利返済																					
元本返済																					
元本残高																					

項目	平成36年度	平成37年度	平成37年度	平成38年度	平成38年度	平成39年度	平成39年度	平成40年度	平成40年度	平成41年度	平成41年度	平成42年度	平成42年度	平成43年度	平成43年度	平成44年度	平成44年度	平成45年度	平成45年度	合計
	後期	前期	後期																	
期初元本																				
返済合計																				
金利返済																				
元本返済																				
元本残高																				

(注1) 借入ごとにご作成ください。

(注2) その他の様式と関連のある項目の数値は、整合性の取れる形で記入してください。

(注3) Microsoft社製Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。

2 資金管理に関する考え方

口座管理や資金管理に関する基本方針及び考え方を記入してください。その際、事業者の責により事業が終了した場合の損害金に対する手当てについても、あわせて記入してください。

現在想定している長期収支計画を記載してください。

(単位：千円)

項目	年度	平成	合計																												
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度			
収支計画	収入 計																														
	サービスの対価																														
	余裕金運用益																														
	その他 (注2)																														
	支出 計																														
	維持管理費																														
	保険料																														
	公租公課																														
	支払利息																														
	割賦原価 その他 (注2)																														
税引前当期損益																															
法人税等																															
税引後当期損益																															
資金計画	資金需要																														
	開業費																														
	初期投資																														
	設備投資																														
	借入金返済																														
	配当																														
	その他 (注2)																														
	資金調達																														
	税引後当期損益																														
	割賦原価戻入れ																														
	借入金																														
	資本金																														
	その他 (注2)																														
	当期資金過不足																														
資金過不足累計																															
借入残高																															
当初借入金																															
運転借入金																															

★ 応募者において想定するダウンサイドケースについても、想定条件とともに、作成してください。

(注1) 消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額を記入してください。

(注2) 可能な範囲で具体的に記入してください。

(注3) 収支計画における収入のうちの余裕金運用益、その他の積算根拠については、本様式に別紙の形式で添付してください。

(注4) その他の様式と関連のある項目の数値は、整合性の取れる形で記入してください。

(注5) Microsoft社製Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。

現在想定しているキャッシュフロー計画を記載してください。

項目	年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	26年目	合計
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	平成 39年度	平成 40年度	平成 41年度	平成 42年度	平成 43年度	平成 44年度	平成 45年度	
営業活動によるキャッシュ・インフロー																												
サービスの対価																												
余裕金運用益																												
その他(注3)																												
計																												
営業活動によるキャッシュ・アウトフロー																												
維持管理費																												
保険料																												
公租公課																												
支払利息																												
法人税等																												
その他(注3)																												
計																												
営業活動によるキャッシュフロー																												
投資活動によるキャッシュ・インフロー																												
有価証券等売却収入																												
その他(注3)																												
計																												
投資活動によるキャッシュ・アウトフロー																												
開業費																												
初期投資																												
設備投資																												
その他(注3)																												
計																												
投資活動によるキャッシュフロー																												
財務活動によるキャッシュ・インフロー																												
資本金																												
借入金																												
その他(注3)																												
計																												
財務活動によるキャッシュ・アウトフロー																												
借入金返済																												
その他(注3)																												
計																												
財務活動によるキャッシュフロー																												
総キャッシュフロー																												
配当																												
その他(注3)																												
DSCR																												
PIRR																												
EIRR																												
配当EIRR																												

(注1) 消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額を記入してください。
 (注2) 可能な範囲で具体的に記入してください。
 (注3) その他の様式と関連のある項目の数値は、整合性の取れる形で記入してください。
 (注4) 記入欄は、必要に応じ、適宜修正・追加してください。
 (注5) Microsoft社製Excel(Windows版)のファイル形式で提出してください。

参考資料の貸与申込書

「川井浄水場再整備事業」に関する参考資料のCD-R（以下「本資料」という）の貸与を希望します。以下のとおり申し込みます。

氏（法人）名	
所在地（住所）	
法人の場合の所属	
担当者氏名	
連絡先	電話：
	FAX：
	電子メール：

(注) Microsoft社製Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。

<参考資料の貸与に際しての条件>

- 1 本事業の入札の参加を検討する目的以外の目的で、参考資料を利用しないこと。
- 2 貸与を受けた本資料を秘密として保持するものとし、第三者に開示しないこと。
- 3 前項までに定める秘密の保持は、本事業の入札に応じない場合及び入札に応じ落札者とならなかった場合であっても、存続するものとする。また、本資料の印刷及びコピーデータは落札者決定後、速やかに適切な方法で破棄するものとする。
- 4 本資料の利用により得た情報の利用に当たっては、第三者の権利利益を損なうことのないよう十分に留意すること。万一、第三者の権利利益を侵害した場合は、利用者が一切の責任を負うこと。
- 5 本資料については、汚損又はき損することのないよう、丁寧に取り扱うこと。万一、き損等の事態が生じた場合は、直ちに入札説明書第6～8の本事業の事務局あてに申し出て、職員の指示に従うこと。
- 6 本資料の貸出しを受けた場合は、落札者以外の応募者は落札者決定後、速やかに返却し、返却時においては職員の確認を受けること。

入札説明書等に関する質問書

「川井浄水場再整備事業」の入札説明書等について、以下のとおり質問を提出します。

氏（法人）名	
所在地（住所）	
法人の場合の所属	
質問者氏名	
連絡先	電話：
	F A X：
	電子メール：

No.	質問項目 (タイトル)	頁		対応箇所						内容
				第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	
例	質問の受付期間	3	・入札説明書 ・業務要求水準書	第1	1	(5)	イ	(イ)	a	...
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

(注) Microsoft社製 Excel(Windows版) のファイル形式で提出してください。

川井浄水場再整備事業

入札説明書別添資料4 基本協定書（案）

平成20年●月●日

横浜市

[代表企業]

[構成員]

[構成員]

[構成員]

川井浄水場再整備事業基本協定書（案）

川井浄水場再整備事業（以下「本事業」という。）に関し、横浜市（以下「甲」という。）と代表企業●●、構成員●●及び構成員●●（以下「乙」と総称し、乙の代表企業である●●を「代表企業」、「代表企業」を含む乙の各構成員を個別に「各構成員」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、甲と、乙が設立する本事業の遂行者（以下「事業者」という。）とが、川井浄水場に係る新設対象施設（平成 20 年 5 月横浜市「川井浄水場再整備事業業務要求水準書」（その後の改訂を含み、以下「業務要求水準書」という。）に定義される意味を有する。）の建設、撤去対象施設（業務要求水準書に定義される意味を有する。）の撤去及び新設対象施設の維持管理、その資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を締結することに向けた甲及び乙の義務を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 乙は、事業契約締結のための協議においては、入札説明書等、提案書及びヒアリングでの説明（各々、平成 20 年 5 月横浜市「川井浄水場再整備事業入札説明書」（その後の改訂を含み、以下「入札説明書」という。）において定義又は使用される意味を有する。）を遵守する。また、甲の要望事項を甲乙間で協議し、合意した事項について事業者に引き継がせ、事業契約書に反映させなければならない。

（事業者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後 1 か月以内に、次の各号の条件に従い事業者を設立し、その設立登記の完了後 10 日以内に、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

- (1) 事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とすること。
- (2) 事業者の本店所在地は、横浜市内とすること。

2 各構成員は、必ず事業者にそれぞれ出資することを要し、各構成員が保有する議決権の割合は、次の各号の条件に従うものとする。

- (1) 各構成員の議決権割合の合計が事業者の総株主の議決権の 2 分の 1 を超えること。
- (2) 代表企業の議決権割合が事業者の総株主中の唯一最大となるようにすること。
- (3) 各構成員の当初の出資額及び議決権割合は以下のとおりとすること。

	出資額	議決権割合
【代表企業】	●円	●%
【構成員】	●円	●%

【構成員】 : ●円 ●%

(株式の譲渡)

第4条 各構成員は、事業契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。ただし、各構成員は、いかなる場合も、反社会的勢力（集団的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、かかる処分を行ってはならない。

(事業契約)

第5条 乙は、本基本協定締結後平成 21 年 3 月 31 日までに、事業者をして、甲との間で事業契約を締結せしめるものとする。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の実施のために互いに誠実に協力しなければならない。

3 乙は、甲と事業者との間での事業契約の締結と同時に別紙の様式による出資者誓約書兼保証書を作成して甲に提出するものとする。

4 第1項の規定に関わらず、事業契約の締結までに、本事業の入札に関し落札者の各構成員に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、甲は事業契約を締結しないことができる。

(1) 各構成員のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 7 項の規定により排除措置命令が確定したとき、又は、同法第 49 条第 6 項、第 52 条第 3 項、第 66 条第 2 項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(2) 各構成員のいずれかが、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反するとして、同法第 50 条第 5 項の規定により課徴金納付命令が確定したとき、又は同法第 50 条第 4 項、第 52 条第 3 項、第 66 条第 2 項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(3) 各構成員のいずれかが、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 各構成員のいずれかの役員又は使用人について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき。

(5) 前各号のほか、事業契約の締結までに、各構成員のいずれかが、入札説明書において提示された入札参加資格の全部又は一部を喪失したとき。

(事業契約不調の場合の処理)

第6条 事業者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙並びに事業者が本事業の実施のための準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙並

びに事業者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。ただし、平成 21 年 3 月 31 日までに事業者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、入札説明書に定める入札保証金は甲に帰属する。なお、乙が、乙又は事業者の責に帰すべき事由以外の事由により、事業契約の締結に至らなかったことを合理的な資料をもって証明した場合に限り、入札説明書に定める入札保証金を乙に返還するものとする。

(秘密保持)

第 7 条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報を相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、乙が本事業の対象業務（業務の内容は業務要求水準書「第 2 細則」に定めるところによる。）を委託し又は請け負わせる者に対して当該業務の実施に合理的に必要なものとして開示する場合、甲が法令等に基づき開示する場合及び甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合は、この限りではない。

(協議)

第 8 条 本基本協定の規定又は本基本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、本基本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 9 条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本書を 2 通作成し、甲及び各構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び代表企業が各 1 通を保有する。

平成 20 年●月●日

横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤義孝

●グループ

●会社 (代表企業)

住所

代表者

●会社

住所

代表者

●会社

住所

代表者

●会社

住所

代表者

(別紙)

平成●年●月●日

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

出 資 者 誓 約 書 兼 保 証 書

横浜市（以下「市」という。）及び[S P C名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成●年●月●日付で締結された「川井浄水場再整備事業事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、事業者の出資者である●会社、●会社、●会社及び●会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付けをもって、後記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書兼保証書において使用される用語は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成●年●月●日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立され、本日現在、有効に存続していること。
- 2 (1) 本日現在における事業者の発行済株式総数は●株であり、総株主の議決権数は●個であること。
(2) 当社らの保有する事業者の株式に係る議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●会社が、●個は●会社が、●個は●会社がそれぞれ保有すること。
(3) 当社らではない者が保有する事業者の議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●会社が、●個は●会社が、●個は●会社がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書及び融資契約書その他市が合理的に要求する資料の写しを速やかに市に提出すること。

- 4 当社らは、本契約が終了するまでの間、事業者の議決権を各保有するものとし、「川井浄水場再整備事業基本協定書」第3条第2項を遵守するとともに、市の事前の書面による承諾がある場合（第3項に定める承諾がある場合を含む。）を除き、事業者の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、当社らは、いかなる場合も、反社会的勢力（集団的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、かかる処分を行わないこと。
- 5 当社らが保有する事業者の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、当社らは、譲受予定者から別添の誓約書を徴求の上、市に提出すること。

以上

●会社
住所
代表者

●会社
住所
代表者

●会社
住所
代表者

●会社
住所
代表者

(別添)

平成●年●月●日

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋 藤 義 孝

誓 約 書

横浜市（以下「市」という。）及び[S P C名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成●年●月●日付で締結された「川井浄水場再整備事業事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において使用される語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式に係る議決権数は●個であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合、事前に市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、譲受予定者から本誓約書と同じ様式の誓約書を徴求の上、市に提出すること。

以 上

住所
氏名 ●会社
代表者

川井浄水場再整備事業

入札説明書添付資料 5 事業契約書（案）

平成 21 年●月●日

横浜市

[S P C名称]

川井浄水場再整備事業事業契約書（案）

- 1 事業名 川井浄水場再整備事業
- 2 事業場所 横浜市旭区上川井町 2555 番地
- 3 事業期間 平成 21 年●月●日～平成 46 年 3 月 31 日
(ただし、引渡予定日 平成●年●月●日)
- 4 契約金額 ¥●—
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥●—)
(施設整備費にかかる支払利息の額¥●— (非課税))
- 5 契約保証金 要する【ただし、第 10 条第 1 項第 1 号ただし書き以下に定める場合はこの限りではない。】

前記の事業について、横浜市は、事業者●●との間で、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項による公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 21 年●月●日

横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

事業者

住所

名称

目 次

第1章 総則	7
第1条 (契約の目的)	7
第2条 (事業の趣旨の尊重)	7
第3条 (用語等の解釈)	7
第4条 (秘密の保持)	7
第5条 (共通事項)	7
第2章 本事業の実施に関する事項.....	8
第6条 (本契約の期間)	8
第7条 (本事業の概要)	8
第8条 (乙に対する支払)	8
第9条 (遅延損害金)	9
第10条 (履行保証)	9
第11条 (規定の適用関係)	9
第12条 (責任の負担)	10
第13条 (業務受託企業の使用等)	11
第14条 (業務受託企業の一括委任又は一括下請負の禁止)	11
第15条 (乙の資金調達等)	12
第16条 (財務書類の提出)	12
第17条 (設計・工事期間の保険)	12
第18条 (維持管理期間の保険)	13
第19条 (公租公課の負担)	13
第20条 (許認可の取得等)	13
第21条 (法令等の変更による措置)	14
第22条 (不可抗力による措置)	14
第23条 (第三者に対する損害)	15
第24条 (事業工程表)	15
第25条 (権利義務の譲渡等)	15
第26条 (成果物及び新設対象施設の利用及び著作権)	16
第27条 (第三者の知的財産権等の侵害)	16
第28条 (用地の使用等)	17
第29条 (臨機の措置)	17
第30条 (監視員)	17
第31条 (乙の総括代理人)	18
第32条 (代理人等に関する措置請求)	18
第33条 (説明及び報告義務)	19
第34条 (関係者協議会)	19
第3章 本施設の整備等に関する事項.....	19

第1節 事前調査	19
第35条（事前調査業務）	19
第36条（埋蔵文化財に関する費用負担）	20
第37条（事前調査業務に従事する作業員の健康診断）	20
第2節 設計	20
第38条（設計業務）	20
第39条（基本設計及び実施設計の完了）	21
第40条（対価内訳の提出）	21
第41条（業務要求水準書又は設計図書等の変更）	21
第42条（業務要求水準書又は設計図書等の変更に伴う増加費用の負担）	22
第43条（甲による説明要求）	22
第3節 工事総則	22
第44条（工事に用電力等）	23
第45条（用地の管理）	23
第46条（近隣対策等）	23
第47条（工事の中止）	23
第48条（工期の変更）	24
第49条（工期の変更の場合の費用負担）	24
第50条（甲による説明要求及び工事現場立会い等）	24
第51条（工事業務に従事する作業員の健康診断）	24
第52条（環境汚染物質）	25
第4節 建設	25
第53条（建設業務）	25
第54条（建設業務における第三者の使用等）	26
第55条（完成等に係る許認可等の取得）	26
第5節 撤去	26
第56条（撤去業務）	26
第57条（撤去業務における第三者の使用等）	27
第58条（撤去業務の完了確認）	27
第6節 工事監理	28
第59条（工事監理業務）	28
第60条（工事監理者及び工事監理統括者）	28
第61条（工事監理業務に関する費用負担）	29
第7節 周辺影響調査・電波障害等対策業務	29
第62条（乙による実施事項）	29
第8節 新設対象施設の完成及び引渡し	29
第63条（乙による試運転及び乙による完成検査）	29
第64条（甲による完成検査及び甲による完成通知書の交付）	30
第65条（新設対象施設の引渡し）	30

第 66 条 (部分使用)	31
第 67 条 (引渡し の 遅延)	31
第 68 条 (瑕疵担保)	31
第 4 章 新設対象施設の維持管理に関する事項	32
第 69 条 (I S O 認証の取得)	32
第 70 条 (維持管理業務)	32
第 71 条 (水道法に基づく第三者委託)	33
第 72 条 (災害・事故対策業務)	33
第 73 条 (性能保証等)	34
第 74 条 (改善通告等)	34
第 75 条 (貸与等)	35
第 76 条 (維持管理業務に従事する作業員の健康診断)	35
第 77 条 (使用人に関する乙の責任)	35
第 78 条 (業務要求水準書の変更)	35
第 79 条 (業務要求水準書の変更に伴う費用負担)	36
第 80 条 (甲による検査)	36
第 5 章 モニタリングに関する事項	36
第 1 節 引渡日までのモニタリング	36
第 81 条 (施設整備業務のモニタリング)	37
第 82 条 (施設整備業務不履行に関する手続)	37
第 2 節 引渡日以降のモニタリング	37
第 83 条 (維持管理業務のモニタリング)	37
第 84 条 (維持管理業務不履行に関する手続)	37
第 6 章 サービスの対価の支払に関する事項	38
第 85 条 (施設整備費及びこれにかかる支払利息の支払)	38
第 86 条 (維持管理費の支払)	38
第 7 章 契約の解除及び終了に関する事項	38
第 1 節 解除及び契約の終了	38
第 87 条 (甲の解除権)	39
第 88 条 (乙の解除権)	39
第 89 条 (法令等の変更又は不可抗力の場合の解除)	39
第 90 条 (違約金)	40
第 91 条 (談合等不正行為があった場合の違約金)	40
第 92 条 (事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務)	41
第 93 条 (事業期間の終了時における乙の責務)	42
第 94 条 (保全義務)	42
第 95 条 (関係書類の提出)	42
第 2 節 引渡日までの事由による解除の効力	42
第 96 条 (乙の帰責事由による契約解除の効力)	43

第 97 条（甲の帰責事由による契約解除の効力）	43
第 98 条（法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力）	44
第 3 節 引渡日後の事由による契約解除の効力	44
第 99 条（乙の帰責事由による契約解除の効力）	45
第 100 条（甲の帰責事由による契約解除の効力）	45
第 101 条（法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力）	46
第 8 章 表明保証及び誓約	46
第 102 条（乙による事実の表明保証及び誓約）	46
第 103 条（甲による事実の表明保証）	47
第 9 章 雑則	47
第 104 条（解釈）	47
附則	47
第 1 条（出資者の誓約）	48
第 2 条（融資者との直接協定の締結）	48
別紙 1 定義集	49
別紙 2 乙等が付す保険等	56
別紙 3 法令等の変更による費用の負担割合	57
別紙 4 不可抗力による費用分担	58
別紙 5 サービスの対価の支払方法	60
別紙 6 サービスの対価の変更	64
別紙 7 維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置等	68
別紙 8 出資者誓約書兼保証書の様式	73

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、横浜市（以下「甲」という。）及び事業者（以下「乙」という。）が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の趣旨の尊重)

第2条 乙及び本事業の実施に携わる民間事業者は、本事業が、高度な公共性を有する浄水場施設の整備を行い、その機能と性能を将来にわたって適切に維持管理する事業であることを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(用語等の解釈)

第3条 本契約において用いられる用語の意義は、別紙1の「定義集」に定めるところによるものとする。

2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

(秘密の保持)

第4条 甲又は乙は、本契約の締結過程及び履行過程で知り得た甲又は乙の秘密に属する事項及び情報を、甲若しくは乙の株主以外の第三者に漏えいし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、甲又は乙が司法手続又は法令等に基づき開示する場合及び弁護士その他本事業に関わる当該契約の当事者のアドバイザー及び金融機関に本条で規定された内容と実質的に同じ内容の守秘義務を課して開示する場合にはこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用されない。

(1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約上の義務違反によることなく公知となった情報

(2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に適法に保有していた情報

(3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

(共通事項)

第5条 本契約の履行に関して甲及び乙間で用いる言語は、日本語とする。

2 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

- 3 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 4 本契約の履行に関して甲及び乙間で用いる計量単位は、本契約、入札説明書等及び事業者提案に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるものとする。
- 5 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、業務要求水準書及び事業者提案に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）及び会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）の定めるところによるものとする。
- 6 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 本契約で規定されている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された法令等が本契約に適用される。
- 9 本契約に関する紛争又は訴訟については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
- 10 本契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、質問、回答、解除、指示、是正勧告及び是正命令は、書面により行わなければならない。ただし、甲が書面によることを不要と認めた場合にはこの限りでない。

第2章 本事業の実施に関する事項

（本契約の期間）

第6条 本契約は、締結日からその効力を生じ、原則として平成46年3月31日に終了するものとする。なお、この期間を本契約の事業期間とする。

（本事業の概要）

第7条 本事業は、本事業対象業務及びこれらの業務の実施にかかる資金調達とこれらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。なお、乙は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

2 本事業は、本契約、業務要求水準書及び事業者提案に従い、乙が適正かつ確実に実施するものとし、甲は本契約の定めるところにより乙による本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置をとるものとする。

3 乙は、本契約に定める本事業の実施に関する各業務を、本契約の事業期間内に完了するものとする。

（乙に対する支払）

第8条 甲は、本契約の定めるところによりサービスの対価を乙に支払う。

- 2 甲は、本契約に基づいて生じた乙に対する債権及び債務を、法令等の範囲内においてサービスの対価と対当額で相殺することができるものとする。

(遅延損害金)

第9条 甲又は乙が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、本契約に別段の定めがある場合を除き、未払額につき履行期日の翌日から起算して、当該金銭債務の支払が完了した日までの期間の日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。その後の改正を含む。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(履行保証)

第10条 乙は、以下のとおり、契約保証金を納付しなければならない。

- (1) 設計・工事期間中の契約保証金の額は、施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。）及びこれにかかる支払利息の100分の10に相当する金額とし、乙は、事業契約締結と同時に納付する。ただし、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項及び第27条第3項第1号に規定する担保を提供することにより、契約保証金の支払に代えることができる。上記に関わらず、事業契約締結と同時に、乙が自己の責任及び費用負担において、甲又は乙を被保険者とし、施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させることにより、契約保証金を免除する。なお、乙は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権に質権を設定し、甲に対して当該債券に係る証書及び当該債券に係る債務者の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。甲は、設計・工事期間中、契約保証金を返還せず、かつ、これに利子を付さない。設計・工事期間が終了したときには、甲は、事業者の請求に基づき、速やかに契約保証金相当額を返還し、又は担保の提供による場合、返還に代わる適切な措置をとるものとする。
- (2) 契約保証金は、前号に定めるほか、第87条第2項、第88条又は第89条の規定により、事業契約が終了又は解除された場合に返還する。第87条第1項の規定により事業契約が解除された場合は、甲に帰属するものとするが、甲が必要であると認めるときは、その全部又は一部を返還し、又は担保の提供による場合、返還に代わる適切な措置をとることができる。なお、返還する契約保証金には利子を付さない。

(規定の適用関係)

第11条 本事業の実施により甲と乙の間において生じる権利又は義務については本契約の規定が適用されるものとする。

- 2 本契約、業務要求水準書、入札説明書等（業務要求水準書を除く。）、事業者提案及び実施方針の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本契約、業務要求水準書、入札説

明書等（業務要求水準書を除く。）、事業者提案及び実施方針の順に優先して適用されるものとする。

- 3 本契約の書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 4 業務要求水準書と事業者提案の内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が業務要求水準書に記載された業務要求水準を上回るとき（甲及び乙が事業者提案について確認した事項を含む。）に限り、事業者提案が優先して適用されるものとする。

（責任の負担）

- 第12条** 乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業を実施するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。
- 2 乙は、甲の責めに帰すべき事由による場合、法令等の変更又は不可抗力による場合を除き、乙が当該手段を決定しなかった若しくはできなかった場合又は乙が決定した手段により乙が本契約上の義務を履行しなかった若しくはできなかった場合でも、本契約上の乙のいかなる責任をも免れず、乙の責めに帰すべき事由があったものとして、本契約上の責任を負う。
 - 3 本契約に別段の定めがある場合を除き、乙の本業務の履行に関する甲による確認若しくは立会い又は乙からの甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、乙は、いかなる本契約上の乙の責任をも免れず、当該確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

(業務受託企業の使用等)

第 13 条 乙は、本事業対象業務の全部又は一部を業務受託企業に委託し、又は請け負わせることができるものとする。この場合において、乙は業務受託企業に委託又は請け負わせる契約において、業務受託企業をして、本契約に基づいて乙が負担するものと同水準以上の秘密保持義務を負わせるものとする。なお、第 71 条の規定により第三者委託を受託する者は、乙の出資者であることを要する。

- 2 乙は、前項の定めるところにより本事業対象業務を業務受託企業に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の 14 日前（閉庁日を含む。）までに、甲に対し、その者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。当該契約書の重要な部分を変更しようとするときも同様とする。また、業務受託企業を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 乙は、前項に定めるところにより甲の承諾を受けた業務受託企業又は第三者の使用に関する一切の責任を負うものとし、業務受託企業又は第三者の責めに帰すべき事由は、事由の如何を問わず乙の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 乙は、前項に定める場合のほか、業務受託企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用、損害及び損失の一切を負担しなければならない。

(業務受託企業の一括委任又は一括下請負の禁止)

第 14 条 乙は、設計企業又は監理企業が乙から受託し又は請け負った設計業務又は工事監理業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、工事企業が乙から受託し又は請け負った建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。その後の改正を含む。）の適用対象となる本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合にあっては、同法第 22 条第 3 項に定める承諾を行ってはならない。
- 3 乙は、維持管理企業が乙から受託し又は請け負った維持管理業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(乙の資金調達等)

- 第15条** 本事業の実施に関する一切の費用は、本契約で別段の定めがある場合を除き、すべて乙が負担するものとし、また、本事業に関する乙の資金調達はすべて乙の責任において行うものとする。
- 2 甲は、乙が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性があり、乙から甲に対して支援の要請があった場合には、その支援を乙が受けることができるよう、可能な限りその協力を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、本事業の実施に関して国庫補助金の支給を受けることができるよう相互に協力する。甲に対する国庫補助金の支給が確定した場合には、これを乙が負担する施設整備費及び支払利息の一部に充当するものとし、当該国庫補助金相当額につき甲は乙に対する施設整備の支払義務を免れるものとする。
- 4 本事業の実施に関して、乙の責めに帰すべき事由により、前項に定める国庫補助金が交付されないことが確定した場合には、甲は、乙に対して支払うべきサービスの対価から、得べかりし交付金金額の10%に相当する金額を減額する。

(財務書類の提出)

- 第16条** 乙は、本契約の事業期間中の各事業年度最終日より3ヶ月以内に、会社法第435条第2項に定義する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（乙が会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。）を甲に提出しなければならない。なお、甲は計算書類及び事業報告を公開することができるものとする。
- 2 乙は、本契約の事業期間の終了に至るまで、半期に係る財務書類を作成し、作成後速やかに甲に提出するものとする。また、甲が要求したときは、乙は直ちに、その財務状況を甲に対して報告しなければならない。
- 3 乙は、本契約の終了に伴い自らの株主総会において解散を決議したときは、代表清算人をして、直ちに甲に対してその旨を通知し、解散時の財産目録及び貸借対照表並びに解散事業年度の確定申告書の写しを甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、解散を決議することができない。

(設計・工事期間の保険)

- 第17条** 乙は、別紙2 ●に規定された種類及び内容の各保険を自己の負担において付保し、当該別紙に定められた措置をとらなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件をすべて充足している場合には、乙は、当該充足している期間、前項で規定された乙の義務を免れる。
- (1) 設計企業又は工事企業のいずれか一方又は双方が別紙2 ●に規定された種類及び内容の各保険を、同項で規定された日までに付保し、かつ、同項で規定された期間当該保険を維持していること。
- (2) 乙又は設計企業若しくは工事企業のいずれか一方若しくは双方が前号で規定された保険に係る保険証券の原本証明付写しを甲に対して提出したこと。

(維持管理期間の保険)

第 18 条 乙は、別紙 2 ●に規定された種類及び内容の各保険を自己の負担において付保し、当該別紙に定められた措置をとらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件をすべて充足している場合には、乙は、当該充足している期間、前項で規定された乙の義務を免れる。

(1) 維持管理企業が別紙 2 ●に規定された種類及び内容の各保険を、同項で規定された日までに付保し、かつ、同項で規定された期間当該保険を維持していること。

(2) 乙又は維持管理企業のいずれか若しくは双方が前号で規定された保険に係る保険証券の原本証明付写しを甲に対して提出したこと。

(公租公課の負担)

第 19 条 乙は、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税のすべてを負担する。

2 甲は、本契約の定めるところにより乙に支払うサービスの対価に係る消費税及び地方消費税を支払うものとする。

3 甲は、本契約に関連して生じるすべての租税について、本契約に別段の定めがある場合を除き、負担しない。

(許認可の取得等)

第 20 条 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、乙が自らの責任及び費用負担により取得し、維持するものとし、また、乙が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出又は報告は、乙がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、甲が許認可の取得又は届出若しくは報告をする必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

2 乙は、前項ただし書に定める場合及び第 69 条第 2 項ただし書に定める場合を除き、本事業の履行に必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び費用（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとし、その遅延が甲の責に帰すべき事由による場合には、甲がその責任及び損害を負担するものとする。

3 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、乙による許認可の取得又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。

4 乙は、本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の原本を保管し、甲の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを甲に提出するものとする。

(法令等の変更による措置)

- 第 21 条** 本契約の締結後において、法令等の変更又は新設により、本事業の実施に関して増加費用が発生した場合の負担は、別紙 3 に記載する「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところによる。
- 2 乙は、前項に掲げる法令等の変更又は新設により増加費用の発生が予想される場合にあっては、その増加が最小限となるように本事業を実施しなければならない。
 - 3 甲は、第 1 項に掲げる法令等の変更又は新設により甲が過分の費用を負担することとなる場合は、甲は乙と協議の上、第 89 条に基づき本契約を解除し、第 98 条又は第 101 条に規定する措置をとることができるものとする。
 - 4 本契約の締結後において、既存の租税についての税率の変更又は新たな税が設置されたことにより、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税の追加的な費用負担が発生した場合は、別紙 3 に記載する「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところによる。
 - 5 甲又は乙が、技術革新等により、サービスの対価の減額を目的とした業務要求水準書の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、第 41 条、第 42 条、第 78 条及び第 79 条の規定にかかわらず、甲又は乙は相手方に対して書面によりサービスの対価の減額方法を通知し、横浜市契約後 V E 方式実施要綱（平成 14 年 9 月 3 日、企技第 50 号。その後の改正を含む。）を準用し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。

(不可抗力による措置)

- 第 22 条** 甲及び乙は、不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を發した日以降、本契約に基づく履行期日における履行義務の全部又は一部を免れるものとする。ただし、各当事者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項に定める通知を發した日以後、直ちに本事業の継続の可否について協議するものとし、本事業の継続に関して増加費用が発生する場合にあっては、乙が当該増加費用の額及び当該増加費用を最小限とするような対策を検討し、その対策の合理性について甲と協議しなければならない。
 - 3 甲及び乙は、前項の協議の結果を踏まえ、本契約の締結後における不可抗力により生じる合理的な追加費用及び損害額を別紙 4 に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により負担する。ただし、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、甲は乙と協議の上、第 89 条に基づき本契約を解除し、第 98 条又は第 101 条に規定する措置をとることができるものとする。
 - 4 第 3 項本文の規定にかかわらず、台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額については、乙がこれを負担するものとする。

(第三者に対する損害)

- 第 23 条** 乙が、本事業対象業務を履行する過程で、又は履行した結果、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生したとき（新設対象施設の劣化又は維持管理の不備により見学者に損害が発生した場合を当然に含む。）は、乙がその損害を賠償するものとし、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生したとき（業務要求水準書に基づき本工事の施工について甲の提示した条件による場合を当然に含む。）は、甲がその損害を賠償する。本事業対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償する。
- 2 乙が、本事業対象業務を履行する過程で、又は履行した結果、不可抗力により第三者に生じた損害の負担は、別紙 4 に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法による。

(事業工程表)

- 第 24 条** 乙は、本契約の締結後 14 日以内に本契約、入札説明書等及び事業者提案に基づき、本契約の締結日から事業期間の終了日までの事業工程表を作成し、甲に提出し、甲の了解を得なければならない。
- 2 乙は、本事業を事業工程表に従い実施するものとし、事業工程表において新設対象施設の引渡日を確定させるものとする。
- 3 乙は、前項に定める事業工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第 25 条** 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他一切の処分（他の法人との合併、他の法人との間で行う会社分割等の組織再編による承継を含む。）を行ってはならない。
- 2 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他乙の株式を取得することができる権利を付与する行為を行ってはならない。ただし、乙の出資者であって、甲に附則第 1 条に定める「出資者誓約書兼保証書」を提出しているものについては、この限りではない。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、業務受託企業を変更してはならない。
- 4 甲は、業務受託企業又は下請負人若しくは再受託先が乙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でないと合理的に認めた場合には、乙に対し、当該者との契約を解除するよう求めることができる。

(成果物及び新設対象施設の利用及び著作権)

第 26 条 甲は、成果物及び新設対象施設について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 前項の成果物及び新設対象施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が、成果物及び新設対象施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。

(1) 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は新設対象施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 新設対象施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲、甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(4) 新設対象施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 新設対象施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、取り壊すこと。

4 乙は、自ら又は著作権者をして、第 1 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前の甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

5 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただし、事前の甲の書面による承諾は、この限りでない。

(1) 成果物及び新設対象施設の内容を公表すること。

(2) 新設対象施設に乙の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第 27 条 乙は、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権等を侵害しないこと、並びに新設対象施設及び乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、甲に対して保証する。

2 乙が本契約の履行に当たり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は新設対象施設若しくは乙が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。

(用地の使用等)

第 28 条 乙は、事業期間の終了までの間、本事業の実施に必要な範囲において、甲の許可を得て、無償使用可能用地を無償で使用することができる。

- 2 乙は、無償使用可能用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、工事期間中、工事業務に要する建設資材等の置き場を事業場所内に確保することができない場合には、自己の費用をもって、事業場所以外の場所に仮設用地を確保するものとする。

(臨機の措置)

第 29 条 乙は、本事業対象業務の履行に当たり、事故が発生したとき又は事故が発生する恐れのあるときは、甲の指示を受け、又は甲及び乙が協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断により臨機の措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合においては、乙は、その講じた措置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認められるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による一般的な管理行為に属するものとして当然に施設整備費又は維持管理費（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）に含めることが適当でない認められる部分については、甲が当該部分に相当する合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、甲が乙と協議により定めるものとする。

(監視員)

第 30 条 甲は、その裁量により、合理的な人数の監視員を置くことができる。甲は、監視員を置いたときは、その日から 14 日（閉庁日を含む。）以内に、その氏名を乙に通知するものとする。また、監視員を変更したときも変更した日から 14 日（閉庁日を含む。）以内にその氏名を乙に通知するものとする。

- 2 監視員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監視員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 本事業の適正かつ確実な実施を確保するための乙又は乙の総括代理人に対する請求、通知、確認、承認、協議、是正勧告又は是正命令
 - (2) 乙により提供される業務要求水準の達成状況の監視
 - (3) 本契約に定める義務の履行状況の監視
 - (4) 乙の財務状況及び業務受託企業との契約内容の監視
 - (5) 乙が作成及び提出した資料の確認
- 3 甲は、2 名以上の監視員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監視員の有する権限の内容を、監視員に本契約に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知するものとする。

- 4 甲が監視員を置いたときは、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承認、解除、指示、是正勧告及び是正命令は、監視員を経由して行うものとする。この場合においては、監視員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 5 甲が監視員を置かないときは、本契約に定める監視員の権限は、甲に帰属する。

(乙の総括代理人)

- 第 31 条** 乙は、総括代理人を置かなければならない。乙は、総括代理人を設置する日の 14 日（閉庁日を含む。）前までに、総括代理人の氏名及び住所その他必要な事項を甲に通知しなければならない。また、総括代理人を変更する場合も、変更する日の 14 日（閉庁日を含む。）前までに、同様の通知をするものとする。
- 2 総括代理人は、本契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うものとし、本契約に基づく乙の一切の権限のうち、次の各号に掲げるものを除く権限を行使することができるものとする。
 - (1) 契約金額の変更
 - (2) 契約金額の請求及び受領
 - (3) 第 32 条第 1 項の請求の受理
 - (4) 第 32 条第 2 項の決定及び通知
 - (5) 契約の解除に係る権限
 - 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち総括代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
 - 4 本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承認、解除、指示、是正勧告及び是正命令は、総括代理人を経由して行うものとする。この場合においては、総括代理人に到達した日をもって乙に到達したものとみなす。

(代理人等に関する措置請求)

- 第 32 条** 甲又は監視員は、総括代理人がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められるときは、前条第 4 項にかかわらず、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 14 日（閉庁日を含む。）以内にその結果を甲に書面で通知しなければならない。
 - 3 乙は、監視員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、第 30 条第 4 項にかかわらず、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。
 - 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 14 日（閉庁日を含む。）以内にその結果を乙に書面で通知しなければならない。

(説明及び報告義務)

第 33 条 乙は、本契約に定めがある場合又は甲の請求があるときは、乙及び業務受託企業が実施する業務の実施状況又は本契約の履行状況について、甲に説明及び報告しなければならない。

(関係者協議会)

第 34 条 甲及び乙は、本事業に関する協議を行うことを目的として、甲及び乙により構成する関係者協議会を設置するものとする。

第 3 章 本施設の整備等に関する事項

第 1 節 事前調査

(事前調査業務)

- 第 35 条** 乙は、本契約、業務要求水準書及び事業者提案に従い、事前調査業務を実施する。
- 2 乙は、事前調査業務を終了したときは、甲が合理的に満足する形式及び内容の事前調査報告書を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙が事前調査業務を行った結果、土壌汚染、地中埋設物等の存在について、入札説明書等で規定されていなかったこと又は入札説明書等で規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合には、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
 - 4 事業者側管理範囲の地中埋設物に起因して発生する増加費用は、乙がこれを負担するものとする。ただし、撤去することが著しく困難な地中埋蔵物が工事の支障となった場合は、その都度、甲及び乙の間の協議により、施工方法及び費用負担を定めるものとする。
 - 5 甲は、事業者側管理範囲の用地に土壌汚染の存在が判明した場合には、乙に発生する増加費用（土壌汚染の処置費用を含むが、乙が土壌調査に要した費用を除く。）を合理的な範囲で負担する。乙は、当該増加費用の発生及び拡大を阻止又は低減するよう最大限の努力をしなければならない。
 - 6 乙は、第 4 項ただし書に規定されるものを除き、事前調査業務の不備に起因して発生する一切の責任及び増加費用を負担する。ただし、当該不備が甲の責めに帰すべき事由（甲の実施した測量及び調査の不備を含む。）によるものである場合には、この限りでない。

(埋蔵文化財に関する費用負担)

第 36 条 埋蔵文化財の調査費用は、事業者側管理範囲のすべての調査について乙の負担とし、それ以外の範囲において追加調査の必要があると甲が認め、指示した場合で、追加費用が発生した場合については甲の負担とする。

2 埋蔵文化財の再調査に伴う本事業の遂行遅延により生じる追加費用については甲が負担するものとし、甲は乙と協議の上、引渡日を変更できるものとする。ただし、引渡日は、平成 27 年 3 月 31 日を超えないものとする。

(事前調査業務に従事する作業員の健康診断)

第 37 条 乙及び事前調査企業は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。その後の改正を含む。）第 21 条に基づき、事前調査業務に従事する作業員について、厚生労働省令の定めるところにより定期及び臨時の健康診断を行うものとし、これに関する記録を作成し、保存しなければならない。

第 2 節 設計

(設計業務)

第 38 条 乙は、本契約締結後速やかに、本契約、業務要求水準書及び事業者提案に従い、設計業務を実施する。

2 乙は、基本設計着手前に、管理技術者及び主任担当技術者を決定し、甲に通知するとともに確認を得なければならない。なお、当該管理技術者及び各主任担当技術者については、実施設計完了までの間、病気、死亡、退職等のやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

3 乙は、基本設計着手前に、設計業務に係る要求性能確認計画書を作成し、甲に提出するものとする。

4 乙は、基本設計着手前に、基本設計の着手日から新設対象施設の引渡日までの設計・施工工程表を作成し、甲に提出するものとする。

5 乙は、基本設計の着手日から設計業務の完了日に至るまで、管理技術者及び主任担当技術者をして、設計業務に係る要求性能確認計画書に基づいて設計業務を管理するとともに、業務要求水準を達成していることを確認しなければならない。

(基本設計及び実施設計の完了)

- 第 39 条** 乙は、基本設計を完了したと判断したときは、基本設計書を甲に提出するものとする。甲は、基本設計書を受領したときは、基本設計書の内容が、業務要求水準書及び事業者提案に適合するか否かを確認し、その結果を基本設計書を受領した日を含めて 30 日（閉庁日を含む。）以内に乙に書面で通知しなければならない。甲は、基本設計書の内容が、業務要求水準書及び事業者提案に適合しないと認めるときは、乙の費用負担において、その修正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 2 乙は、実施設計を完了したと判断したときは、実施設計書を甲に提出するものとする。甲は、実施設計書を受領したときは、実施設計書の内容が、業務要求水準書及び事業者提案に適合するか否かを確認し、その結果を実施設計書を受領した日を含めて 30 日（閉庁日を含む。）以内に乙に書面で通知しなければならない。甲は、実施設計書の内容が、業務要求水準書及び事業者提案に適合しないと認めるときは、乙の費用負担において、その修正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 3 乙は、業務要求水準書に従い、設計・施工工程表に定めた日に、基本設計書、実施設計書その他説明・補足書類及び電子データを含む設計図書等を甲に提出するものとする。甲は、設計図書等を乙から受領したことを理由として、設計業務について何らの責任を負担するものではない。

(対価内訳の提出)

- 第 40 条** 乙は、別紙 5 に記載する「サービスの対価の支払方法」の規定に基づき、施設整備費、支払利息、維持管理費の内訳を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 前項の内訳は、設計業務の全部を完了した時点において、その費用を明確化し、引渡日の 30 日前（閉庁日を含む。）において、その内容の確定を行うものとする。

(業務要求水準書又は設計図書等の変更)

- 第 41 条** 甲は、業務要求水準書又は設計図書等の変更が必要であると認めるときは、業務要求水準書又は設計図書等の変更内容を記載した書面を乙に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、乙は、甲から当該書面を受領した日から 30 日（閉庁日を含む。）以内に、甲に対して、その業務要求水準書又は設計図書等の変更に伴う措置、新設対象施設の引渡しの遅延の有無、施設整備費、支払利息及び維持管理費の変動の有無を検討し、甲に書面により通知し、甲と協議を行わなければならない。
- 2 甲又は乙は、技術革新等により施設整備費の減額を目的とした業務要求水準書又は設計図書等の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して書面により施設整備費の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
- 3 第 1 項及び前項の甲と乙との間における協議が、協議開始の日から 60 日（閉庁日を含む。）以内に整わない場合には、甲が業務要求水準書の合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(業務要求水準書又は設計図書等の変更に伴う増加費用の負担)

- 第 42 条** 乙は、前条第 1 項に定める変更の請求により、業務要求水準書又は設計図書等の変更に伴う措置を検討するに当たり、新設対象施設の引渡しの遅延、施設整備費及び維持管理費の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が必要かつ最小限となるように検討しなければならない。
- 2 甲は、第 1 項によってもなお乙に増加費用が発生する場合は、乙と協議を行うこととし、甲がその増加費用を合理的な範囲内において負担するものとする。また、新設対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合は、甲は乙と協議の上、引渡日を変更できるものとする。
- 3 第 1 項の場合、前項にかかわらず、甲は、施設整備費の増額又は費用の負担額の全部又は一部に代えて設計図書等の変更をすることができる。この場合において、設計図書等の変更内容及び費用は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日（閉庁日を含む。）以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 4 前条第 1 項に定める変更の請求が法令等の変更又は不可抗力によるときには、当該業務要求水準書の変更又は設計図書等の変更に関して乙に発生する合理的な増加費用に関しては別紙 3 に記載する「法令等の変更による費用の負担割合」又は別紙 4 に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により負担方法がそれぞれ適用される。
- 5 前条の規定に従って業務要求水準書又は設計図書等の変更がなされる場合で、当該変更が乙の責めに帰すべき事由（設計内容の不備、乙の事由による設計業務の履行の遅れ、第 39 条の規定に従って乙が甲に対して設計図書等を提出した後に、当該設計図書等が本契約に従っていない又は当該設計図書等では業務要求水準の内容を充足しないことを含むが、これに限定されない。）によるときには、乙は、当該設計図書等の変更に関して乙に発生する増加費用を負担する。
- 6 前条の規定に従って業務要求水準書又は設計図書等の変更がなされる場合で、当該変更が甲の責めに帰すべき事由（甲の事由による設計変更、提示条件等の不備又は変更、土地の瑕疵を含むが、これに限定されない。）によるときには、甲が当該設計図書等の変更に関して乙に発生する増加費用を負担するものとする。

(甲による説明要求)

- 第 43 条** 乙は、甲から設計業務の実施状況等についての質問を受けた場合は、当該質問を受領した日を含めて 7 日（閉庁日を含む。）以内に、甲に対して回答を行わなければならない。
- 2 甲は、設計業務の実施期間中、前項に定める乙からの回答に合理性がないと認めた場合その他実施状況に疑義がある場合において、必要があると判断したときは、随時、設計業務の実施状況を確認できるものとする。

第 3 節 工事総則

(工事用電力等)

第44条 乙は、本工事に必要な工事用電力及び工事用水を、自己の費用と責任において調達するものとする。

(用地の管理)

第45条 乙は、乙の責任及び費用において工事現場における安全管理及び警備等を行うものとする。本工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該追加費用は乙が負担する。

(近隣対策等)

- 第46条** 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他工事業務が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的に要求される範囲内で近隣対策を実施するものとする（近隣住民への安全対策を含む。）。この場合において、乙は、甲に対して、当該近隣対策の実施前及び実施後の調査内容及び結果を報告しなければならない。
- 2 甲は、新設対象施設の設置に関する近隣住民等の要望活動・訴訟、及び入札説明書等において乙に提示した条件について甲の責めに帰すべき事由に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因して増加費用を生じた場合には、当該増加費用を負担するものとする。
- 3 前項に定める以外の事由に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用については、乙が負担するものとする。かかる増加費用について甲が直接負担する場合には、乙は当該増加費用相当額につき、甲に対して損害賠償を行うものとする。

(工事の中止)

- 第47条** 甲は、必要と認めた場合には、乙に対して本工事の中止の理由及び内容を記載した書面を交付して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
- 2 前項に定めるところにより本工事が中止された場合、本工事の中止により乙に直接生ずる損害、損失又は費用（乙が工事の再開に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。）の負担については、甲及び乙は、以下の各号に定めるところに従うものとする。
- (1) 本工事の中止が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、甲は、乙と協議の上、施設整備費を増額することにより乙に対して支払うものとする。
- (2) 本工事の中止が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がこれを負担する。
- (3) 本工事の中止が法令等の変更による場合は、別紙3に記載する「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、甲又は乙が負担するものとする。
- (4) 本工事の中止が不可抗力による場合は、別紙4に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。

(工期の変更)

第 48 条 甲は、必要があると認める場合、乙に対して本工事に係る工期の変更を請求することができる。

- 2 乙は、その責めに帰すことができない事由により本工事に係る工期の変更が必要となった場合、甲に対して本工事に係る工期の変更を請求することができる。
- 3 前2項に定めるところに従って、本工事に係る工期の変更が請求された場合、甲と乙は、その協議により当該変更の可否を決定するものとする。ただし、甲と乙の間における協議の開始から14日（閉庁日を含む。）以内にその協議が調わないときは、甲が合理的な工期を定めた上、乙に通知するものとし、乙はこれに従うものとする。

(工期の変更の場合の費用負担)

第 49 条 前条の定めるところにより本工事に係る工期が変更された場合、当該工期の変更により甲又は乙において損害、損失又は費用（工事業務の遂行に当たり乙において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、甲及び乙は、その負担について、以下の各号の定めるところに従うものとする。

- (1) 当該工期の変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、甲は、乙と協議の上、施設整備費を増額することにより乙に対して支払うものとする。
- (2) 当該工期の変更が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がこれを負担する。
- (3) 当該工期の変更が法令等の変更による場合は、別紙3に記載する「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、甲又は乙が負担するものとする。
- (4) 当該工期の変更が不可抗力による場合は、別紙4に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。

(甲による説明要求及び工事現場立会い等)

第 50 条 乙は、甲から本工事の実施状況等についての質問を受けた場合は、当該質問を受領した日を含めて7日（閉庁日を含む。）以内に、甲に対して回答を行わなければならない。

- 2 甲は、工事期間中、前項に定める乙からの回答に合理性がないと認めた場合その他本工事の施工状況に疑義がある場合において、必要があると判断したときは、随時、本工事の施工状況を実地にて確認を行うことができる。

(工事業務に従事する作業員の健康診断)

第 51 条 乙及び工事企業は、水道法第21条及び労働安全衛生法第66条第2項に基づき、工事業務に従事する作業員について、厚生労働省令の定めるところにより定期及び臨時の健康診断を行うものとし、これに関する記録を作成し、保存しなければならない。

(環境汚染物質)

第 52 条 工事業務の過程において、入札説明書等に記載されていない環境汚染物質の存在が判明し、又は新たに発生した場合において、当該環境汚染物質の処理又は処分等に関して乙に発生する増加費用は、甲がこれを負担する。ただし、入札説明書等において既に開示されていた環境汚染物質の処理又は処分等に関して乙に発生する増加費用は、乙がこれを負担する。

第 4 節 建設

(建設業務)

第 53 条 乙は、本契約、業務要求水準書及び事業者提案に従い、建設業務を実施する。

乙は、建設業務に関する一切の責任（設計上の不備及び瑕疵並びに乙による設計の変更から発生する増加費用を含む。）を負担する。

- 2 乙は、建設企業との間で締結する建設請負契約において、建設企業が建設する新設対象施設の所有権が乙に原始的に帰属する旨の特約を付すものとする。
- 3 乙は、第 39 条第 3 項の規定に従って設計図書等を甲に対して提出し、必要な手続を終了するまでは、第一段階新設工事に着手しないものとする。
- 4 乙は、業務要求水準書に従い、工事現場（工事占有道路、通路等施工に関連する合理的な範囲を含む。）の安全管理及び警備等を、善良な管理者の注意をもって行うよう努めるものとする。
- 5 乙は、建設業務に着手する前に、建設業法第 26 条に定める監理技術者又は主任技術者を設置せしめ、甲に通知するとともに確認を受けなければならない。なお、当該監理技術者及び各主任技術者については、新設対象施設の引渡し完了までの間（各工区、各工事分野、各工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）、病気、死亡、退職等のやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。
- 6 乙は、建設業務に着手する前に、建設業務実施工程表を作成し、甲に提出するものとする。
- 7 乙は、新設対象施設の建設工事に着工した日から引渡しまでの間、甲が合理的に満足する形式及び内容の進捗状況報告書を毎月作成し、当該月末に甲に提出するものとする。
- 8 乙は、第 6 項の建設業務実施工程表に記載された出来高予定と、第 7 項の進捗状況報告書に示された出来高との変動が 5% を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして甲に報告するものとする。
- 9 乙は、新設対象施設の建設工事の完成後に、甲が合理的に満足する形式及び内容の建設業務完了報告書を作成し、甲に提出するものとする。

(建設業務における第三者の使用等)

第 54 条 乙は、建設企業が新設対象施設の建設業務の一部を第三者に委託し、又は下請負人を使用することを承諾できるものとする。

2 乙は、建設業法第 24 条の 7 及び業務要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出するものとし、その内容を変更したときは、直ちにかかる変更について甲に通知するものとする。

3 甲は、必要と認めた場合には監理技術者又は主任技術者の設置の状況、その他工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができるものとする。

4 甲は、第 1 項により建設企業が使用する第三者又は下請負人で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。

5 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 14 日（閉庁日を含む。）以内にその結果を甲に対して通知しなければならない。

(完成等に係る許認可等の取得)

第 55 条 乙は、新設対象施設の完成に伴い必要となる一切の申請及び届出を行わなければならない。

2 乙は、検査済証の交付を受けた場合はその写しを甲に提出するものとする。

第 5 節 撤去

(撤去業務)

第 56 条 乙は、本契約、業務要求水準書及び事業者提案に従い、撤去業務を実施する。

乙は、撤去業務に関する一切の責任（設計上の不備及び瑕疵並びに乙による設計の変更から発生する増加費用を含む。）を負担する。

2 乙は、業務要求水準書に従い、工事現場（工事占有道路、通路等施工に関連する合理的な範囲を含む。）の安全管理及び警備等を、善良な管理者の注意をもって行うよう努めるものとする。

3 乙は、撤去業務に着手する前に、建設業法第 26 条に定める監理技術者又は主任技術者及び撤去業務に係る作業主任者（労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 16 条第 1 項に規定する作業主任者をいう。以下同じ。）を定めて撤去業務に係る工事現場に設置し、その氏名その他甲の求める必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。なお、当該作業主任者については、撤去業務が完了するまでの間（各工区、各工事分野、各工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）、病気、死亡、退職等のやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

- 4 乙は、撤去業務に着手する前に、撤去業務実施工程表を作成し、甲に提出するものとする。
- 5 乙は、撤去対象施設の撤去工事に着工した日から撤去業務の終了までの間、甲が合理的に満足する形式及び内容の進捗状況報告書を毎月作成し、当該月末に甲に提出するものとする。
- 6 乙は、第4項の撤去業務実施工程表に記載された出来高予定と、第5項の進捗状況報告書に示された出来高との変動が5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして甲に報告するものとする。
- 7 乙は、撤去対象施設の撤去工事の完成後に、甲が合理的に満足する形式及び内容の撤去業務完了報告書を作成し、甲に提出するものとする。

(撤去業務における第三者の使用等)

- 第57条** 乙は、撤去企業が撤去対象施設の撤去業務の一部を第三者に委託し、又は下請負人を使用することを承諾できるものとする。
- 2 乙は、建設業法第24条の7及び業務要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出するものとし、その内容を変更したときは、速やかにかかる変更について甲に通知するものとする。
 - 3 甲は、必要と認めた場合には監理技術者又は主任技術者の設置の状況、その他工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができるものとする。
 - 4 甲は、第1項により撤去企業が使用する第三者又は下請負人で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。
 - 5 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から14日（閉庁日を含む。）以内にその結果を甲に対して通知しなければならない。

(撤去業務の完了確認)

- 第58条** 乙は、撤去業務が完了した場合、直ちに甲に通知する。
- 2 甲は、前項の通知を受領した場合、受領の日から14日（閉庁日を含む。）以内に撤去業務の完了確認のための検査を実施する。検査に要する費用は乙の負担とする。
 - 3 甲は、前項の検査において、監視員、乙及び工事監理統括者の立会いの上検査を実施し、業務要求水準書、事業者提案及び実施設計書のとおり撤去業務に係る工事が完成していることを確認したときは、完成通知書を乙に交付しなければならない。
 - 4 甲は、第2項に基づく検査の結果、業務要求水準書、事業者提案及び実施設計書の内容を逸脱していることが判明した場合、当該検査の後14日（閉庁日を含む。）以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう乙に対して通知することができる。

- 5 乙は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに当該箇所を是正しなければならない。
- 6 前項に基づいて乙が是正を行った場合は、是正の完了の通知を第1項の通知とみなして、前5項の規定を適用する。ただし、第2項に掲げる期間の定めは適用せず、甲は是正完了の通知の受領の後、速やかに撤去業務の完了確認を実施するものとする。

第6節 工事監理

(工事監理業務)

第59条 乙は、本契約、業務要求水準書及び事業者提案に従い、本工事について、各工事ごとに工事監理業務及び設計照査を実施する。

- 2 乙は、本工事の着手前に、工事監理者及び主任技術者を決定し、甲に通知するとともに確認を得なければならない。また、乙は、各本工事の工事監理者を総括する工事監理統括者を配置しなければならない。なお、工事監理統括者は、工事監理者を兼ねることができるものとする。
- 3 乙は、各本工事の着手前に、各本工事に係る要求性能確認計画書を作成し、甲に提出するものとする。工事監理統括者は、各本工事の着手前に、各本工事に係る甲が合理的に満足する様式及び内容の監理業務実施計画書を作成し、甲に提出するものとする。
- 4 乙は、工事監理者及び主任技術者をして、要求性能確認計画書に基づき工事業務を監理させ、要求水準を満たしていることを確認するとともに、その確認に関する記録を作成し、工事監理統括者を通じて甲に毎月提出する。
- 5 工事監理統括者は、工事期間中の各月における各本工事及び工事監理の状況について甲が合理的に満足する形式及び内容の監理業務実施報告書を作成し、作成対象月の翌月10日までに甲に対して提出するものとする。
- 6 工事監理統括者は、甲が合理的に要請したときは、その都度各本工事及び工事監理の状況について説明及び報告を行うとともに、工事現場における本工事及び工事監理の状況に関する説明を書面により行うものとする。工事監理統括者は、定期的に甲と打合せを行うものとし、その結果については打合せ記録簿に記載し、相互に確認しなければならない。

(工事監理者及び工事監理統括者)

第60条 各工事を監理する工事監理者は工事監理統括者と定期的に打合せを行い、各本工事及び工事監理の状況を工事監理統括者に報告する。

- 2 工事監理者は、請負工事契約書及び設計図書等の内容を十分に理解し、工事現場の状況についても精通するものとし、業務に関する図書を適切に整備する。
- 3 工事監理者は、工事企業若しくは下請人又は外部から通知若しくは報告を受けた場合、速やかに工事監理統括者にその内容を正確に伝えるものとする。

- 4 乙は、建設業務に係る本工事の工事監理者については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。その後の改正を含む。）及び建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。その後の改正を含む。）に規定される工事監理者を配置し、工事監理を行うものとする。

（工事監理業務に関する費用負担）

第 61 条 工事監理業務の遅延及び不備、工事監理者の増員その他の事由により工事監理業務に関して甲又は乙において損害、損失又は費用（工事監理業務の遂行に当たり乙において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙がこれを負担する。

第 7 節 周辺影響調査・電波障害等対策業務

（乙による実施事項）

第 62 条 乙は、本施設の周辺影響調査、電波障害調査及び生活環境影響調査として、以下の各号に掲げる事項を乙の費用をもって適切な方法により実施し、甲に報告するとともに、実施結果を踏まえ、必要かつ適切な対策を講じるものとする。

- （1）電波障害調査（建造物によるテレビ受信障害調査報告書の提出等を含む。）
 - （2）騒音・振動
 - （3）臭気
 - （4）車両交通
 - （5）家屋調査
 - （6）周辺通行者状況
 - （7）前 6 号のほか、本工事に関連して必要と判断される調査
- 2 乙は、本施設に関して甲が開催する説明会等に際して、乙の費用をもって以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
- （1）説明会資料の作成及び説明会への出席
 - （2）その他必要な補助

第 8 節 新設対象施設の完成及び引渡し

（乙による試運転及び乙による完成検査）

第 63 条 乙は、甲に対して、乙による完成検査を行う 14 日前（閉庁日を含む。）までに、当該検査を行う旨を記載した書面を交付した上、乙による完成検査を実施するものとする。

- 2 乙は、第 1 項の完成検査に先立って、乙の費用負担において新設対象施設の各部位及び各種設備につき、試運転を行い、新設対象施設が業務要求水準書に適合することを確認するものとする。甲は試運転に立ち会うことができるものとする。

- 3 乙は、前項の試運転の実施に先立ち、甲が合理的に満足する様式及び内容の試運転実施計画書を作成の上、甲に提出し、甲はそれを確認するものとする。
- 4 乙は、試運転実施計画書に基づいて第2項の試運転を実施しなければならない。
- 5 乙は、第2項の試運転において、新設対象施設が試運転実施計画書による基準等のいずれかを満たさないときは、補修工事、部品又は機器の交換若しくはその他必要な追加工事及び処置を自己の負担において行わなければならないものとする。この場合、基準を満たさない事項については、基準を満たすまで本項の手続を繰り返すものとする。
- 6 乙は、試運転実施計画書に記載された全ての項目についての検査が終了し、かつ、第1項の乙による完成検査において、建設業務に係る要求性能確認計画書により新設対象施設が業務要求水準書、事業者提案及び実施設計書に従い要求水準が達成されているか否かの検査が終了したときは、甲に対し、完成届、完成図及び工事写真（以下「完成届等」という。）を提出する。

（甲による完成検査及び甲による完成通知書の交付）

- 第64条** 甲は、前条第6項の規定による完成届等の提出を受けた日から14日（閉庁日を含む。）以内に、監視員、乙及び工事監理統括者の立会いの上完成検査を実施し、業務要求水準書、事業者提案及び実施設計書のとおり建設業務に係る工事が完成していることを確認したときは、完成通知書を乙に交付しなければならない。
- 2 甲は、前項の場合において、建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると認められるときは、その理由を乙に通知して、新設対象施設を最小限度破壊して検査することができる。
 - 3 甲は、前項に規定する検査の実施を理由とする新設対象施設の破壊についての責任を一切負担しないものとする。
 - 4 甲は、第1項の検査の結果、新設対象施設が業務要求水準書、事業者提案及び実施設計書の内容を逸脱していることが判明した場合、乙に対してその是正を求めることができ、乙は直ちに修補して第1項に定める検査を受けなければならない。
 - 5 乙は、第1項の検査及び第2項の破壊の復旧に要する費用並びに前項の是正に要する費用を負担しなければならない。

（新設対象施設の引渡し）

- 第65条** 甲は、前条第1項の完成通知書を交付し、乙が業務要求水準書及び事業者提案に記載された内容の維持管理業務を実施可能な体制にあることを確認した後、引渡日において、乙から引渡書の交付を受け、新設対象施設の引渡しを受けるものとする。甲は、乙から新設対象施設の引渡しを受けたときは、目的物引渡受領書を乙に交付する。
- 2 第1項による引渡しにより、乙が原始取得していた新設対象施設の所有権を甲が取得するものとし、引渡しは乙の新設対象施設の完成通知書を交付した日から3ヶ月以内に行われるものとする。

(部分使用)

- 第 66 条** 甲は、新設対象施設の引渡日前においても、新設対象施設の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 甲は、第 1 項の規定により新設対象施設の全部又は一部を使用したことによって乙において費用又は損害が生じたときは、これを負担するものとする。

(引渡しの遅延)

- 第 67 条** 甲の責めに帰すべき事由により、引渡日までに乙から甲に対する新設対象施設の引渡しがなされない場合、甲は、引渡日から起算して実際に新設対象施設が乙から甲に対して引き渡された日までに乙が負担した合理的な増加費用に相当する額を乙に対して支払う。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により、引渡日までに乙から甲に対する新設対象施設の引渡しがなされない場合、乙は、引渡日から起算して実際に新設対象施設が乙から甲に対して引き渡された日までの期間において、新設対象施設引渡までの延滞日数に応じ、施設整備費相当額から出来形部分に相応する施設整備費相当額を控除した額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を甲に支払う。この場合の遅延損害金の計算方法は年 365 日の日割計算とする。
 - 3 不可抗力により、引渡日までに乙から甲に対する新設対象施設の引渡しがなされない場合、新設対象施設の引渡しがなされないことに起因して乙に生じた合理的な増加費用の負担は、別紙 4 に記載する「不可抗力による費用分担」に定めるところによる。この場合、必要に応じて、甲は乙と関係者協議会において、甲によるかかる増加費用の支払の条件及び方法等について協議することができる。

(瑕疵担保)

- 第 68 条** 甲は、新設対象施設に瑕疵があるときは、乙に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、乙は自らの責任と費用負担により当該修補を実施しなければならない。ただし、当該瑕疵が重要なものではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補の請求に代えて乙に対して損害賠償を請求する。
- 2 乙は、前項に定める瑕疵の修補を完了したときは、甲による業務要求水準書、事業者提案及び実施設計書のとおり修補が完成していることの検査を受けなければならない。検査に要する費用は乙の負担とする。
 - 3 第 1 項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、新設対象施設の引渡日から 2 年以内にこれを行うものとする。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。その後の改正を含む。）第 94 条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部

分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求を行うことのできる期間は、これを引渡日から10年とする。

第4章 新設対象施設の維持管理に関する事項

（ISO認証の取得）

- 第69条** 乙は、維持管理開始日から1年以内に、維持管理業務に関し、国際標準化機構のISO9001及びISO14001の認証を取得し、維持管理期間の終了日まで継続して維持することを要する。
- 2 前項に定める認証の取得及び維持に係る費用は、乙の負担とする。ただし、本契約締結後の国際標準化機構の規格の変更により、これらの認証の取得又は維持に係る費用が増加した場合、甲は、乙に対し、乙に生じた合理的な増加費用を支払う。
 - 3 乙が一度取得した認証のいずれかを維持管理期間中に失った場合、当該認証の再取得に係る費用は、乙の負担とする。

（維持管理業務）

- 第70条** 乙は、本契約、業務要求水準書及び事業者提案に基づき、新設対象施設の維持管理業務を実施しなければならない。
- 2 乙は、維持管理業務を実施する場合には、業務要求水準書及び事業者提案に従い善良な管理者の注意をもって実施しなければならない。
 - 3 乙は、維持管理業務を乙の責任と費用をもって実施するものとし、維持管理業務の履行の過程において、維持管理業務に関する機器の故障、汚泥の品質の悪化及び汚泥の処分量の増加（原水に由来するものを除く。）、電気・ガスの供給停止、薬品や電気・ガス等の使用量の変動等に起因する一切の増加費用及び損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙がこれを負担する。
 - 4 乙は、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要又は適切な甲が合理的に満足する形式及び内容の業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、各事業年度開始日前に各業務についての全体的な考え方及び当該事業年度の収支計画を含む甲が合理的に満足する様式及び内容の年度実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。また、乙は、日報等及び年度実施計画書に対応するものとして、当該事業年度の業務計画の達成度及び改善点を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の維持管理業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(水道法に基づく第三者委託)

- 第71条** 甲は、水道法第24条の3の規定に基づき、乙（乙が業務受託企業に委託する場合を含む。）に対し、水道の管理に関する技術上の業務のうち業務要求水準書別紙4に規定する業務を乙に委託する。乙は、かかる業務を乙の責任と費用をもって実施する。
- 2 乙は、維持管理業務を遂行するに当たり、水道法第24条の3第3項の規定により、受託水道業務技術管理者（専任）を定めることを要する。また、受託水道業務技術管理者は、水道浄水施設管理技士1級又は技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）を取得した人員を1名以上配置するものとする。なお、受託水道業務技術管理者が技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）のみを有している場合は、別途、水道浄水施設管理技士1級を取得した人員を1名以上常勤させることを要する。
- 3 受託水道業務技術管理者は常に1時間以内に事業者側管理範囲に移動可能な状態であることが求められる。なお、受託水道技術管理者が当該状態を保つことが困難なときは、予め甲が認めた者を職務代理として置くことができる。
- 4 乙は、受託水道業務技術管理者を定めたときは、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。変更した場合も同様とする。
- 5 受託水道業務技術管理者は、技術上の業務を総括する責任者として、維持管理業務の遂行を管理する。
- 6 乙は、維持管理業務の履行に関し、その管理を行う現場業務責任者を定め、書面によりその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。変更したときも同様とする。
- 7 現場業務責任者は、新設対象施設における維持管理業務の実施を統括する。なお、受託水道業務技術管理者は、現場業務責任者と兼ねることができる。
- 8 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、現場業務責任者その他の関係者の交代を要求することができる。

(災害・事故対策業務)

- 第72条** 乙は、本契約、業務要求水準書及び事業者提案に従い、災害・事故対策業務を実施する。
- 2 乙は、事業者側管理範囲において、災害、事故等が発生した場合には、速やかに復旧作業を行い、新設対象施設が本格稼働できる状態に戻すよう努力しなければならない。この場合に生じた増加費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、市側管理範囲において、災害、事故等が発生した場合であっても、速やかに応急措置を講じその被害を最小限にするよう努力するとともに、甲が復旧作業を実施するにあたっては、これを支援するものとする。この場合に乙に生じた合理的な費用は甲が負担する。

(性能保証等)

第73条 乙は、業務要求水準書に定める原水に関する条件を満たしている場合には、甲に対し事業期間を通じて業務要求水準書に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証する。

- 2 新設対象施設の浄水水質（以下「浄水水質」という。）が業務要求水準書に定める水準に満たないときは、乙は、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、甲に随時その状況を報告するものとする。
- 3 浄水水質が水道法に定める水質基準を満たさない、又は、その恐れがあるときは、受託水道業務技術管理者は、その責務に従い、浄水処理の停止を含めた判断を下し、直ちにその旨を甲に報告するものとする。甲及び乙はその対応を協議しなければならない。これに起因して乙に発生した増加費用及び損害は、乙がこれを負担する。
- 4 原水の水質が業務要求水準書に定める条件に満たない場合には、乙は、速やかにその旨を甲に報告の上、浄水処理を停止するものとする。これに起因して乙に発生した増加費用及び損害は、合理的な範囲で甲がこれを負担する。
- 5 供給される原水量の不足により業務要求水準書に定める供給水量を下回ることとなった場合には、これに起因して乙に発生した増加費用及び損害は、合理的な範囲で甲がこれを負担する。
- 6 前処理水の汚染により業務要求水準書に定める水質を下回ることとなった場合には、これに起因して乙に発生した増加費用及び損害は乙がこれを負担する。

(改善通告等)

第74条 業務要求水準書に定める維持管理業務の業務要求水準の未達が判明した場合には、甲は、第84条に定める措置をとることができるほか、乙に対して、業務要求水準の未達部分を明らかにし、その是正措置をとることを通告するものとする。

- 2 乙は、前項の通告を受けたときには、当該通告を受領した日から20日（閉庁日を含む。）以内に、改善方法等を記載した甲が合理的に満足する形式及び内容の業務計画書（次項において「是正計画書」という。）を甲に提出するとともに、日報等において、その実施状況を報告しなければならない。
- 3 甲は、是正計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して、理由を明らかにした上で、当該是正計画書の修正を求めることができる。甲が、是正計画書の実施状況を確認した結果、期日までに業務要求水準の是正がなされなかったときは、乙に対し、当該是正計画書を変更し、又は再提出するよう通告するものとする。

(貸与等)

- 第 75 条** 本契約に従い乙が調達する義務を負うものを除き、甲は乙による維持管理業務の遂行にあたって必要な施設、機材、その他乙が合理的に要求するものを無償で貸与又は支給する。
- 2 維持管理業務の実施に際し、前項の規定により甲が無償で乙に貸与する物品（本条において、以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、甲及び乙が別途協議の上決定する。
 - 3 前項の規定により甲が乙に貸与する貸与品等については、甲が乙に譲渡するものではない。
 - 4 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日（閉庁日を含む。）以内に、甲に借用書を提出しなければならない。
 - 5 乙は、貸与品等の善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 6 乙は、本契約の定めるところにより本契約が終了した場合には、貸与品等を速やかに返還しなければならない。
 - 7 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失又はき損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は現状に復して返還しなければならない。

(維持管理業務に従事する作業員の健康診断)

- 第 76 条** 乙及び維持管理企業は、水道法第 21 条及び労働安全衛生法第 66 条第 2 項に基づき、維持管理業務に従事する作業員について、厚生労働省令の定めるところにより定期及び臨時の健康診断を行うものとし、これに関する記録を作成し、保存しなければならない。

(使用人に関する乙の責任)

- 第 77 条** 乙は、乙及び維持管理企業が維持管理業務の実施につき使用した使用人による業務上の行為については、一切の責任を負うものとする。
- 2 乙は、乙及び維持管理企業が維持管理業務の実施につき法令等で資格の定めのある業務に従事させる使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、甲の確認を受けなければならない。なお、当該使用人を変更したときも同様とする。
 - 3 乙は、前項に定めのある使用人以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。

(業務要求水準書の変更)

- 第 78 条** 甲は、本契約に基づき業務要求水準書に定める維持管理業務に係る条件を変更しようとするときは、あらかじめ乙に対して変更の理由を通知し、乙と協議しなければならない。ただし、甲と乙の間において協議が整わない場合、甲が合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 2 甲は、乙の発案により業務要求水準書に定める条件を変更することが合理的であると判断した場合は、乙と協議の上、業務要求水準書を変更するものとする。

(業務要求水準書の変更に伴う費用負担)

第 79 条 前条の定めるところにより業務要求水準書が変更された場合、当該業務要求水準書の変更により甲又は乙において損害、損失又は費用（維持管理業務の遂行に当たり乙において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、甲及び乙は、その負担について、以下の各号の定めるところに従うものとする。

- (1) 当該業務要求水準書の変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、甲は、乙と協議の上、維持管理費を増額することにより乙に対して支払うものとする。
- (2) 当該業務要求水準書の変更が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がこれを負担する。
- (3) 当該業務要求水準書の変更が法令等の変更による場合は、別紙 3 に記載する「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、甲又は乙が負担するものとする。
- (4) 当該業務要求水準書の変更が不可抗力による場合は、別紙 4 に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。

2 前条の定めるところにより業務要求水準書が変更された場合で、当該変更により乙において本事業に要する費用の減少が生じたときは、甲は、乙と協議した上、維持管理費の支払額を減額することができる。

(甲による検査)

第 80 条 甲は、必要があると認めるときは、維持管理期間中、いつでも、乙による維持管理業務の履行の状況について検査をすることができる。

2 甲は、前項の規定による検査の結果、業務要求水準が達成されていない場合は、第 74 条及び第 84 条に定める措置をとるものとする。

第 5 章 モニタリングに関する事項

第 1 節 引渡日までのモニタリング

(施設整備業務のモニタリング)

- 第 81 条** 甲は、業務要求水準書及び事業者提案に適合した新設対象施設の適正かつ確実な整備を確保するため、乙に対し、施設整備業務の業績等について事前調査報告書、進捗状況報告書、建設業務完了報告書、撤去業務完了報告書及び監理業務実施報告書による報告を求めるほか、必要に応じて、乙に対する説明要求及び工事現場への立会い等を行い、それぞれの業務の業績等が業務要求水準書及び事業者提案に従い、新設対象施設に係る業務要求水準を達成しない恐れのないこと又は達成していることの確認を行う。
- 2 乙は、前項の規定による確認の実施につき甲に対し可能な限りの協力を行うものとし、その業務受託企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。この場合に乙に生じた費用は乙の負担とする。
- 3 甲は、第 1 項に規定による確認の実施を理由として、施設整備業務の全部又は一部につき、何ら責任を負担するものではない。

(施設整備業務不履行に関する手続)

- 第 82 条** 甲は、前条に定める業績等のモニタリングの結果により、乙の整備する新設対象施設が業務要求水準書及び事業者提案に定める業務要求水準を達成しない恐れがある、又は達成しないと判断した場合には、乙に対して事前調査業務、設計業務、工事業務、工事監理業務及び周辺影響調査・電波障害等対策業務の改善要求措置をとるものとする。

第 2 節 引渡日以降のモニタリング

(維持管理業務のモニタリング)

- 第 83 条** 甲は、業務要求水準書及び事業者提案に適合した新設対象施設の適正かつ確実な維持管理及び運営の実施を確保するため、別紙 7 に記載する「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置要領」に基づき、乙に対し、維持管理業務の業績等について日報等、維持管理業務報告書による報告を求め、当該業務の業績等が業務要求水準書及び事業者提案に従い、業務要求水準を達成しない恐れのないこと又は達成していることの確認を行う。
- 2 甲は、前項に規定による確認の実施を理由として、維持管理業務の全部又は一部につき、何ら責任を負担するものではない。

(維持管理業務不履行に関する手続)

- 第 84 条** 甲は、前条に定める業績等のモニタリングの結果により、乙による維持管理業務が業務要求水準書及び事業者提案に定める業務要求水準を達成しない恐れがある、又は達成しないと判断した場合には、別紙 7 に記載する「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置要領」に基づき、乙に対して当該業務の改善要求措置をとるものとする。

第6章 サービスの対価の支払に関する事項

(施設整備費及びこれにかかる支払利息の支払)

第85条 甲は、第58条及び第64条に定める検査の結果をもとに施設整備費及び支払利息を、別紙5に記載する「サービスの対価の支払方法」に従い、乙に対して支払わなければならない。

2 前項に定める施設整備費及び支払利息の各支払予定日までに、乙による新設対象施設の甲への引渡しが行われていない場合、甲は、引渡しを受けるまでは前項の支払をすることを要しない。

3 甲は乙に対して、甲の責に帰すべき事由により本工事に要する費用が増加した場合は、その増加費用を負担し、甲の指示、変更に起因して本工事に要する費用が減少した場合は、その減少費用を施設整備費から減額するものとする。

(維持管理費の支払)

第86条 甲は、維持管理費を、別紙5に記載する「サービスの対価の支払方法」に従い、乙からの請求書を甲が受理した後、乙に対して支払わなければならない（原則として四半期に一度とする。ただし、新設対象施設の修繕に係る費用にあつては、予め甲に提出された業務計画書に記載された時期に当該修繕が実施されたことが確認された場合に限り支払われるものとする。）。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、維持管理開始日までに新設対象施設の維持管理業務が開始されなかった場合、維持管理開始日から起算して実際に新設対象施設の維持管理業務が開始された日までの期間に相当する維持管理費相当額を支払額から差し引くものとする。

3 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、維持管理開始日までに乙が新設対象施設の維持管理業務を開始できなかった場合、新設対象施設の維持管理業務が開始されないことに起因して乙に生じた合理的な増加費用を負担するものとする。

4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により維持管理業務が業務要求水準を達成していない場合は、別紙7に記載する「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置要領」に基づき維持管理費を減額することができる。ただし、施設整備費及び支払利息は減額の対象としないものとする。

第7章 契約の解除及び終了に関する事項

第1節 解除及び契約の終了

(甲の解除権)

第 87 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由がなく、本契約に定める乙の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が、その責めに帰すべき事由により、引渡日から 30 日（閉庁日を含む。）以上が経過しても新設対象施設を甲に引き渡すことができないとき、又は引渡しの見込みが明らかでないとき。
 - (3) 乙が、その責めに帰すべき事由により、新設対象施設の維持管理開始日から 30 日（閉庁日を含む。）以上が経過しても新設対象施設の維持管理業務を実施しないとき、又は実施する見込みが明らかでないとき。
 - (4) 乙が、業務受託企業をして、第 38 条第 2 項、第 53 条第 5 項、第 56 条第 3 項、第 59 条第 2 項及び第 71 条第 2 項に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (6) 乙が、自らに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他倒産法制上の手続について、自らその申立てを決定したとき又は自ら若しくはその他の第三者によりその申立てがなされたとき。
 - (7) 乙が、第 88 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 乙が、本事業の実施において業務要求水準を達成できず、かつ、是正措置を講じても業務要求水準を達成することができないとき。
 - (9) 業務受託企業が重大な法令等の違反をしたとき（入札企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたときを含む。）。
- 2 甲は、甲が政策変更等の理由により本事業を継続する必要がなくなった場合は、180 日（閉庁日を含む。）以上前に乙にその理由を書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第 88 条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったときは、甲に書面で通知するものとし、甲がかかる通知を受領した日から 60 日間（閉庁日を含む。）の猶予期間の間に当該違反が治癒されないときは、本契約を解除することができる。

(法令等の変更又は不可抗力の場合の解除)

第 89 条 本契約の締結日から事業期間の終了日までの間に、法令等の変更又は不可抗力により次の各号に掲げる事項のうちいずれかに該当することとなった場合には、甲は乙と協議の上、第 98 条又は第 101 条に規定する解除に伴う措置をとることができるものとする。

- (1) 乙による本事業の継続が不能となった場合

(2) 乙による本事業の継続に過分の費用を要する場合

(違約金)

第 90 条 乙は、本契約締結日から引渡日までの間に第 87 条第 1 項の各号のいずれかの規定により本契約を解除された場合において、施設整備費相当額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲へ支払わなければならない。

2 乙は、引渡日以降に第 87 条第 1 項の各号のいずれかの規定により本契約を解除された場合において、本契約解除日以降の将来にわたって発生することが予定されていた維持管理費の残額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲へ支払わなければならない。

3 甲は、第 1 項及び第 2 項の場合において、第 10 条の規定により履行保証保険契約が締結され、当該履行保証保険契約の保険金を受領した場合は、これをもって違約金に充当する。

4 甲は、第 96 条第 3 項第 3 号並びに第 99 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に定める支払債務と、第 2 項の違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとする。

5 本契約による違約金の定めは、損害賠償額の予定を意味しないものとし、甲による乙に対する違約金以上の金額の損害賠償請求を妨げるものではない。

(談合等不正行為があった場合の違約金)

第 91 条 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の鑑に記載された契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 20 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲へ支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、入札企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は入札企業が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が業務受託企業に対し、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令）又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき（同法第 77 条第 1 項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起したときを除く。）。

(2) 入札企業又は入札企業が構成事業者である事業者団体が前号の審決に対し、同法第 77 条第 1 項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は入札企業又は入札企業が構成事業者である事業者団体が当該訴えを取り下げたとき。

(3) 本契約に関し、入札企業（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号。その後の改正を含む。）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務)

- 第 92 条** 甲は、本契約が事業期間の終了以外の事由により終了した場合においては、本契約が終了した日から 14 日（閉庁日を含む。）以内に、本施設の現況を検査することができる。検査に要する費用は乙の負担とする。
- 2 乙は、本契約が事業期間の終了以外の事由により終了した場合において、事業場所に乙又は業務受託企業が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人及び使用人の所有又は管理するこれらの物件を含み、以下「乙等所有物件」という。）があるときは、当該乙等所有物件を直ちに撤去するとともに、事業場所を業務要求水準書に定める業務運営に支障のない状態に回復し、甲の確認を受けなければならない。なお、乙は、当該撤去又は回復に要する費用を負担するものとし、本契約が第 88 条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を甲が負担する。
- 3 甲は、前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に乙等所有物件を撤去せず、事業場所の状態を回復しないときは、乙に代わって当該物件を処分し、事業場所の状態を前項に定める状態に回復することができるものとする。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができないものとし、甲の処分又は回復に要した費用を負担しなければならない。ただし、本契約が第 88 条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を甲が負担するものとする。
- 4 新設対象施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、甲は、乙に対してその修補を請求することができる。甲による修補の請求があった場合には、乙は、速やかに当該修補を行い、当該修補が完了した場合には、速やかにその旨を甲に対して通知する。甲は、当該通知の受領後 14 日（閉庁日を含む。）以内に修補の完了の検査を行う。検査に要する費用は乙の負担とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、第 1 項又は前項の規定に基づく検査の終了後 1 年以内に新設対象施設が業務要求水準書に示された性能を下回った場合（甲の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、乙は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。
- 6 乙は、維持管理期間中に本契約が終了した場合、維持管理業務をすべて終了した上で、業務終了から 14 日（閉庁日を含む。）以内に維持管理費の最終支払対象期間の日報等、当該時点までに本事業の過程で作成された日報等を整理した報告書及び業務終了に伴い運転マニュアルを編集したものを甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。また、乙は、甲に対し、運転マニュアルを基に運転方法等の指導を行うことを要する。
- 7 乙は、本契約が事業期間の終了以外の事由により終了した場合、甲又は甲の指示する者に本契約に定める各業務に関する必要な引継ぎを行わなければならない。
- 8 本契約終了時の手続に関する諸費用及び乙の清算に必要な費用等は、すべて乙が負担する。

(事業期間の終了時における乙の責務)

第 93 条 乙は、事業期間が終了した場合、甲又は甲の指示する者に本契約に定める各業務に関する必要な引継ぎを行わなければならない。

- 2 乙は、事業期間の終了により新設対象施設の維持管理業務を引き継ぐにあたっては、全ての新設対象施設が業務要求水準書に示された性能を発揮できる機能を有し、事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することのない状態で引き渡すことを要する。そのため、乙は、全ての新設対象施設の機能につき、甲が合理的に満足する形式及び内容の証明書を甲に提出した上で、当該引渡しを行うものとする。なお、事業期間終了後1年以内に新設対象施設が業務要求水準書に示された性能を下回った場合（甲の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、乙は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。
- 3 乙は、事業期間の終了後の引渡しの際に、事前調査業務において行った土壌汚染調査を基に調査を行い、本事業において土壌汚染が発生していないことを甲に対して証明するものとする。
- 4 乙は、事業期間の終了時に、甲に対し、本事業の過程で作成された日報等を整理した報告書及び事業期間の終了に伴う新設対象施設の運転マニュアルを編集したものを提出するものとする。また、乙は、事業期間の終了前の適切な時期に、甲に対し、運転マニュアルを基に運転方法等の指導を行うことを要する。
- 5 乙は、遅くとも事業期間の終了予定日の1年前までに、第1項の引継ぎ業務の実施時期、事業期間の終了時における提出書類の内容及び部数等について甲と協議の上、決定するものとする。

(保全義務)

第 94 条 乙は、契約解除の通知の日から第96条第3項第2号、第97条第1項第2号若しくは第98条第3項第2号による引渡し又は第92条第7項又は第93条第1項による引継ぎ完了の時まで、新設対象施設の出来形部分又は新設対象施設について自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の提出)

- 第 95 条** 乙は、理由のいかんを問わず本契約が終了したときは、乙が作成した設計図書等その他甲が合理的に要求した本事業に関し乙が作成した一切の書類及び電子データ（これが記録された媒体を含む。）を、甲に対して提出するものとする。
- 2 甲は、本契約の存続の有無にかかわらず、前項により乙から提出された設計図書等その他の書類を利用する権利及び権限を有するものとする。

第2節 引渡しまでの事由による解除の効力

(乙の帰責事由による契約解除の効力)

- 第 96 条** 甲は、本契約の締結日から引渡日までの間において、第 87 条第 1 項各号のいずれかの規定により本契約を解除できる場合は、乙と協議の上、以下の各項のいずれかの措置をとることができるものとする。
- 2 甲において本事業を継続させると決定した場合は、乙をして、本事業に係る乙の本契約上の地位を、当該時点において甲が選定した第三者へ譲渡させ、又は乙の株主をして、乙の全発行済株式を、当該時点において甲が承認する第三者へ譲渡させる。
 - 3 甲において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。
 - (1) 甲は、乙に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
 - (2) 甲は、前号の場合において、建設中の新設対象施設の出来形部分を検査し（検査に要する費用は乙の負担とする。）、当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権を取得することができる。
 - (3) 甲は、前号に定める所有権を保持した上で、乙に対し、当該出来形部分に相応する代金の 100 分の 90 及びこれにかかる支払利息並びに撤去業務に係る本工事の進捗状況に応じ、乙がこれに要した合理的な費用を支払う。
 - (4) 甲は、前号の支払金銭については、甲の選択に基づき以下のいずれかの方法により、乙の指定する口座に支払うものとする。
 - ア 甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに一括して支払う。
 - イ 最長、当初定められた施設整備費及び支払利息の支払スケジュールに従い、分割して支払う。
 - 4 前項の場合においては、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本契約の解除に伴い甲に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。

(甲の帰責事由による契約解除の効力)

- 第 97 条** 乙が、本契約の締結日から引渡日までの間において、第 88 条の規定により本契約を解除できる場合、又は甲が第 87 条第 2 項により本契約を解除できる場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。
- (1) 乙は、甲に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
 - (2) 甲は、前号の場合において、建設中の新設対象施設の出来形部分を検査し（検査に要する費用は乙の負担とする。）、当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権を取得する。
 - (3) 甲は、前号に定める所有権を保持した上で、乙に対し、当該出来形部分に相応する代金の 100 分の 100 及びこれにかかる支払利息並びに撤去業務に係る本工事の進捗状況に応じ、乙がこれに要した合理的な費用を支払う。
 - (4) 甲は、前号の支払金銭については、甲の選択に基づき以下のいずれかの方法により、乙の指定する口座に支払うものとする。

ア 甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに一括して支払う。

イ 最長、当初定められた施設整備費及び支払利息の支払スケジュールに従い、分割して支払う。

- 2 前項の場合においては、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本契約の解除に伴い乙に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。

（法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力）

第 98 条 甲は、本契約の締結日から引渡日までの間において、第 89 条の規定により本契約を解除できる場合は、以下の第 2 項又は第 3 項のいずれかの措置をとることができるものとする。

- 2 甲において本事業を継続させると決定した場合は、乙をして、本事業に係る乙の本契約上の地位を、当該時点において甲が選定した第三者へ譲渡させ、又は乙の株主をして、乙の全発行済株式を、当該時点において甲が承認する第三者へ譲渡させる。

- 3 甲において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

(1) 甲は、乙に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

(2) 甲は、前号の場合において、建設中の新設対象施設の出来形部分を検査し（検査に要する費用は乙の負担とする。）、当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権を取得することができる。

(3) 甲は、前号に定める所有権を保持した上で、乙に対し、当該出来形部分に相応する代金の 100 分の 100 及びこれにかかる支払利息並びに撤去業務に係る本工事の進捗状況に応じ、乙がこれに要した合理的な費用を支払う。

(4) 甲は、前号の支払金銭については、甲の選択に基づき以下のいずれかの方法により、乙の指定する口座に支払うものとする。

ア 甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに一括して支払う。

イ 最長、当初定められた施設整備費及び支払利息の支払スケジュールに従い、分割して支払う。

- 4 甲は前項の支払をする場合、乙が不可抗力に起因して、第 17 条に定める保険金を受領する場合は、当該保険金額を前項の支払金額から控除した残額を乙に対して支払うことができる。

第 3 節 引渡日後の事由による契約解除の効力

(乙の帰責事由による契約解除の効力)

第 99 条 甲は、引渡日以降において、第 87 条第 1 項各号のいずれかの規定により本契約を解除できる場合は、乙と協議の上、以下の各項のいずれかの措置をとることができるものとする。

2 甲において本事業を継続させると決定した場合は、乙をして、本事業に係る乙の本契約上の地位を、当該時点において甲が選定した第三者へ譲渡させ、又は乙の株主をして、乙の全発行済株式を、当該時点において甲が承認する第三者へ譲渡させる。

3 甲において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

(1) 甲は、乙に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

(2) 甲は、前号の場合において、本契約解除時点における施設整備費の残額の 100 分の 100 及びこれにかかる支払利息を支払う。

(3) 甲は、第 1 号の場合において、本契約解除時点における履行済みの維持管理費の未払額について、その 100 分の 100 に相当する金額を支払う。

(4) 甲は、第 2 号及び第 3 号の支払金銭については、甲の選択に基づき以下のいずれかの方法により、乙の指定する口座に支払うものとする。

ア 甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに一括して支払う。

イ 最長、当初定められた施設整備費及び支払利息の支払スケジュールに従い、分割して支払う。

4 前項の場合においては、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本契約の解除に伴い甲に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。

(甲の帰責事由による契約解除の効力)

第 100 条 乙が、引渡日以降において、第 88 条の規定により本契約を解除できる場合、又は甲が第 87 条第 2 項の規定により本契約を解除できる場合は、以下の各号の定めるところによるものとする。

(1) 乙は、甲に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

(2) 甲は、前号の場合において、本契約解除時点における施設整備費の残額の 100 分の 100 及びこれにかかる支払利息を支払う。

(3) 甲は、第 1 号の場合において、本契約解除時点における履行済みの維持管理費の未払額について、その 100 分の 100 に相当する金額を支払う。

(4) 甲は、第 2 号及び第 3 号の支払金銭については、甲の選択に基づき以下のいずれかの方法により、乙の指定する口座に支払うものとする。

ア 甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに一括して支払う。

イ 最長、当初定められた施設整備費及び支払利息の支払スケジュールに従い、分割して支払う。

- 2 前項の場合においては、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本契約の解除に伴い乙に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。

(法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力)

第 101 条 甲は、引渡日以降において、第 89 条の規定により本契約を解除できる場合は、乙と協議の上、以下の第 2 項又は第 3 項のいずれかの措置をとることができるものとする。

- 2 甲において本事業を継続させると決定した場合は、乙をして、本事業に係る乙の本契約上の地位を、当該時点において甲が選定した第三者へ譲渡させ、又は乙の株主をして、乙の全発行済株式を、当該時点において甲が承認する第三者へ譲渡させる。

- 3 甲において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
(2) 甲は、前号の場合において、本契約解除時点における施設整備費の残額の 100 分の 100 及びこれにかかる支払利息を支払う。
(3) 甲は、第 1 号の場合において、本契約解除時点における履行済みの維持管理費の未払額について、その 100 分の 100 に相当する金額を支払う。
(4) 甲は、第 2 号及び第 3 号の支払金銭については、甲の選択に基づき以下のいずれかの方法により、乙の指定する口座に支払うものとする。

ア 甲が定めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えないものとする。）までに一括して支払う。

イ 最長、当初定められた施設整備費及び支払利息の支払スケジュールに従い、分割して支払う。

- 4 甲は前項の支払をする場合に、乙が不可抗力に起因して、第 17 条及び第 18 条の保険金を受領する場合は、当該保険金額を前項の支払金額から控除した金額を乙に対して支払うことができる。

第 8 章 表明保証及び誓約

(乙による事実の表明保証及び誓約)

第 102 条 乙は、甲に対して、本契約締結日現在において次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 乙が、適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づく義務を履行する権限及び権利を有していること。

- (2) 乙による本契約の締結及び履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が本契約を締結し、履行することにつき法律上及び乙の社内規則上要求されている一切の手続が履践されていること。
 - (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が乙に適用のある法令等に違反せず、乙が当事者であり、若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (4) 本契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある乙の債務を構成し、本契約の規定に伴い乙に対して強制執行が可能であること。
 - (5) 乙の資本金は [] 円であること。
 - (6) 甲に提出した出資者誓約書兼保証書の内容に虚偽のないこと。
- 2 乙は、本契約の事業期間において次の各号を誓約する。
- (1) 乙は、業務受託企業をして、甲との間で締結した基本協定に従わせる。
 - (2) 乙は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、甲の事前の承認なしに、本契約上の地位及び本事業について甲との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしない。

(甲による事実の表明保証)

第 103 条 甲は、乙に対して、本契約締結日現在において次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 本契約の締結について、本契約の履行に必要な債務負担行為が甲の正規の手続によって決定されていること。
- (2) 本契約は、その締結及び前号の決定により、適法、有効かつ拘束力ある甲の債務を構成し、本契約の規定に従い甲に対して強制執行が可能であること。

第 9 章 雑則

(解釈)

第 104 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲の定める規則によるほか、その都度、甲及び乙の間で誠実に協議の上、これを定めるものとする。

附則

(出資者の誓約)

- 第1条** 出資者は、事前に書面により甲の承諾を得た場合に限り、乙の株式又は出資（匿名組合出資にかかる利益配分権及び出資金返還請求権を含む。以下同じ。）の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡、担保設定その他の処分をすることができるものとする。
- 2 前項の取扱いは、出資者間において乙の株式又は出資の全部若しくは一部を譲渡、担保設定その他の処分をしようとする場合についても同様とする。
- 3 出資者は、本契約の締結に当たり、別紙8に定める様式による出資者誓約書兼保証書を甲に対して提出するものとする。

(融資者との直接協定の締結)

- 第2条** 甲は、本事業の安定的な継続を図るため、乙に融資を行う者（以下「融資者」という。）との間で協議を行う。甲がこの協議を行う場合、次の各号に掲げる事項を含む直接協定を締結するものとし、乙はかかる直接協定を締結した融資者からの融資を受けものとする。
- (1) 融資者による乙に対する債権回収・保全の状態及び乙の財務状況に関する甲への報告に関する事項
- (2) 本契約に関し乙に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資者への事前通知及び融資者との協議に関する事項
- (3) 乙の本契約に基づく義務又は融資者との間の融資契約に基づく義務の履行について懸念が発生した場合における、甲及び融資者による本事業の円滑な推進に向けた協議に関する事項
- (4) 乙の株式又は出資の全部又は一部を、出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての融資者との間で行う事前協議に関する事項
- (5) 融資者が乙への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資者との間で行う事前協議に関する事項
- (6) 甲による本契約の解除に伴う措置に関する事項

別紙 1 定義集

第 3 条に定める本契約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

1. 「安全衛生管理業務」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する事業者側管理範囲の安全管理に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第 2 細則」に記載のある安全衛生管理業務によるものとする。
2. 「維持管理開始日」とは、維持管理業務を開始する日をいい、原則として平成 26 年 4 月 1 日をいう。なお、工事期間が短縮又は延長された場合には、甲と乙が協議の上、維持管理業務の開始を変更するものとする。
3. 「維持管理期間」とは、維持管理開始日から 20 年後の応当日の前日までの期間をいい、原則として、平成 26 年 4 月 1 日から平成 46 年 3 月 31 日までの期間をいう。
4. 「維持管理企業」とは、維持管理業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。
5. 「維持管理業務」とは、本施設の性能及び機能を適正に維持管理するための維持管理業務をいい、その業務内容は業務要求水準書「第 2 細則」に記載のある運転管理業務、保全管理業務、水質管理業務、災害・事故対策業務、安全衛生管理業務、施設公開業務、保安業務、清掃業務及び事業終了時の引継ぎ業務によるものとする。
6. 「維持管理業務報告書」とは、乙が第 70 条第 5 項の規定に従って甲に提出する報告書をいう。
7. 「維持管理費」とは、甲が乙に支払うサービスの対価のうち本施設の維持管理業務の実施による対価をいう。
8. 「打合せ記録簿」とは、甲及び工事監理統括者との間の打合わせの経過及び内容を記載した書面をいう。
9. 「運転管理業務」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する本施設の運転管理に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第 2 細則」に記載のある運転管理業務によるものとする。
10. 「運転マニュアル」とは、乙が本契約の終了時に甲に提出する運転マニュアルをいい、①操作概要、②機器・計装リスト、③計装設備等の設定値リスト、④中央監視操作方法、⑤その他必要事項を内容とする。
11. 「環境汚染物質」とは、大気、水質又は土壌の環境を汚染している物質であって、生物に害を及ぼす可能性のある物質をいい、アスベスト、PCBを含む。
12. 「監視員」とは、乙による本契約の適正かつ確実な履行を確保するために第 30 条第 1 項の規定に従って設置される者をいう。
13. 「完成図」とは、第 63 条の規定による検査が終了した時点における新設対象施設の外観及び構造を記載した図面をいう。
14. 「監理業務実施計画書」とは、工事監理統括者が第 59 条第 3 項の規定に従って甲に提出する計画書をいい、①監理業務の内容、実施項目、②監理業務の実施体制、③監

理業務の実施方法、④連絡方法、連絡体制、⑤その他監理業務実施上の必要となる事項を内容とする。

15. 「**監理業務実施報告書**」とは、工事監理統括者が第 59 条第 5 項の規定に従って甲に提出する報告書をいい、①実施した監理業務の内容、②その他必要事項を内容とする。
16. 「**危機管理マニュアル**」とは、乙が事業期間終了時に甲に提出する危機管理マニュアルをいい、①水質管理対策、②設備事故対策、③地震・水害時等の対策、④停電時対策、⑤その他必要事項を内容とする。
17. 「**基本協定**」とは、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とし、甲が「本事業」を対象とした一般競争入札による落札者の代表企業及び各構成員との間で締結する川井浄水場再整備事業基本協定書による協定をいい、その内容については大要入札説明書の別添資料 4 記載の書式によるものとする。
18. 「**基本設計書**」とは、新設対象施設の基本設計の内容を示す設計図書をいう。
19. 「**協力会社**」とは、●、●及び●を個別に又は総称していう。
20. 「**業績等**」とは、乙による本事業の実施に伴う各業務の実施状況及びその成果である業績をいう。
21. 「**業務計画書**」とは、乙が維持管理業務の開始前に、甲に提出する計画書をいう。
22. 「**業務受託企業**」とは、本契約に定める事前調査企業、設計企業、建設企業、撤去企業、工事監理企業、周辺影響調査等実施企業及び維持管理企業の総称をいう。
23. 「**業務要求水準**」とは、甲が本事業の実施にあたり、業務要求水準書に基づき乙に履行を求める水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が業務要求水準書に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
24. 「**業務要求水準書**」とは、本事業における各業務の実施において乙が達成しなければならない甲の要求する水準を示す書類をいい、その内容の詳細は入札説明書の別添資料 1 に示す業務要求水準書（これに係る質問回答書を含む。）によるものとする。なお、入札手続において提出した事業者提案に基づいて本契約締結時までに業務要求水準書が変更された場合、又は本契約に基づき業務要求水準書が変更された場合は、それらの変更を含むものとする。
25. 「**建設企業**」とは、本契約に定める建設業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。
26. 「**建設業務**」とは、第一段階新設工事及び第二段階新設工事をいう。
27. 「**建設業務完了報告書**」とは、新設対象施設の建設工事の完成後に、乙が第 53 条第 9 項の規定に従って甲に提出する報告書をいう。
28. 「**建設業務実施工程表**」とは、乙が第 53 条第 6 項の規定に従って甲に提出する工程表をいい、①浄水施設の建設工程、②各排水処理施設の建設工程、③各種設備の工事工程、④試運転工程、⑤整備工事工程を内容とする。
29. 「**原水**」とは、川井浄水場に流入する原水をいう。
30. 「**構成員**」とは、●、●及び●を個別に又は総称していう。
31. 「**工事監理企業**」とは、本契約に定める工事監理業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。

32. 「**工事監理業務**」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する本工事の工事監理に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2 細則」に記載のある工事監理業務によるものとする。
33. 「**工事監理統括者**」とは、各工事の工事監理者を総括する者をいう。
34. 「**工事期間**」とは、第一段階工事期間及び第二段階工事期間をいう。
35. 「**工事企業**」とは、建設企業及び撤去企業をいう。
36. 「**工事業務**」とは、建設業務及び撤去業務をいう。
37. 「**工事写真**」とは、本工事における各工程を撮影した写真をいう。
38. 「**国庫補助金**」とは、交付が想定されている「緊急時給水拠点確保等事業費 配水池」及び「緊急時給水拠点確保等事業費 基幹構造物の耐震化事業」をいう。
39. 「**サービスの対価**」とは、甲が乙に支払う本事業の実施による対価の総額をいい、その算定方法及び支払方法は本契約の別紙5に示すものとする。
40. 「**災害・事故対策業務**」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する災害、事故等の緊急時における体制構築に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2 細則」に記載のある災害・事故対策業務によるものとする。
41. 「**試運転実施計画書**」とは、乙が第63条第3項の規定に従って甲に提出する計画書をいい、①試運転の内容、実施項目、②試運転の実施方法及び実施時期、③甲の確認が必要となる事項と確認時期、④その他試運転実施上の必要となる事項を内容とする。
42. 「**市側管理範囲**」とは、業務要求水準書「第1 総則」に記載のある市側管理範囲をいう。
43. 「**事業者提案**」とは、入札企業が本事業の入札手続において甲に提出した事業提案資料及び当該事業提案資料を詳細に説明する目的で落札者又は乙が作成して甲に提出した補足資料その他一切の説明・補足文書並びに乙が入札説明書等の規定に従い甲に対して提出した本事業に関する提案をいう。
44. 「**事業工程表**」とは、本事業の事業期間に亘る工程表をいう。
45. 「**事業者**」とは、基本協定に基づいて民間事業者が本事業の実施のみを目的として会社法に定める株式会社として設立した会社をいう。
46. 「**事業者側管理範囲**」とは、業務要求水準書「第1 総則」に記載のある事業者側管理範囲をいう。
47. 「**事業終了時の引継ぎ業務**」とは、本事業の終了後に甲が引続き新設対象施設の運転を継続できるようにするため、乙が甲に対し適切な内容の引継ぎを行う業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2 細則」に記載のある事業終了時の引継ぎ業務によるものとする。
48. 「**事業場所**」とは、本契約の鑑に記載された事業場所をいう。
49. 「**施設公開業務**」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する事業者側管理範囲における見学者対応に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2 細則」に記載のある施設公開業務によるものとする。
50. 「**施設整備業務**」とは、乙が本契約に基づいて実施する事前調査業務、設計業務、工事業務、工事監理業務、周辺影響調査・電波障害等対策業務の総称をいう。

51. 「**施設整備費**」とは、甲が乙に支払うサービスの対価のうち本施設の施設整備業務の実施による対価（支払利息は含まない。）をいう。
52. 「**事前調査企業**」とは、本契約に定める事前調査業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。
53. 「**事前調査業務**」とは、設計業務及び工事業務に先立って行われる用地測量、地質調査、地下埋設物調査、土壌汚染測定及び雨水・汚水排水経路の確認その他必要となる一切の調査に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2 細則」に記載のある事前調査業務によるものとする。
54. 「**事前調査報告書**」とは、事前調査業務の結果が記載された調査報告書をいう。
55. 「**下請負人**」とは、本事業の実施に伴う各業務の一部を業務受託企業から請け負う者をいう。
56. 「**実施設計書**」とは、新設対象施設の実実施設計の内容を示す設計図書をいう。
57. 「**実施方針**」とは、P F I 法第5条第1項に定める特定事業の実施に関する方針をいい、本事業においては、甲が平成19年12月に公表した「川井浄水場再整備事業実施方針」（これに係る質問回答書を含む。）をいう。
58. 「**支払利息**」とは、施設整備費に付される利息であって、本契約の別紙5に記載のある支払利息をいう。
59. 「**周辺影響調査・電波障害等対策業務**」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する周辺影響調査等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2 細則」に記載のある周辺影響調査・電波障害等対策業務によるものとする。
60. 「**周辺影響調査等実施企業**」とは、本契約に定める周辺影響調査・電波障害等対策業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。
61. 「**受託水道業務技術管理者**」とは、水道法第24条の3第3項に定める受託水道業務技術管理者をいう。
62. 「**出資者**」とは、乙の株主及び出資者（匿名組合出資及び優先出資をした者を含む。）をいう。
63. 「**出資者誓約書兼保証書**」とは、本契約附則第1条に基づき出資者が甲に提出する誓約書兼保証書をいい、本契約の別紙8記載の書式によるものとする。
64. 「**浄水処理**」とは、業務要求水準書「第2 細則」に記載のある浄水処理をいう。
65. 「**消費税**」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。
66. 「**新設対象施設**」とは、業務要求水準書に定義される新設対象施設をいう。
67. 「**進捗状況報告書**」とは、乙が第53条第7項又は第56条第5項の規定に従って甲に提出する報告書をいい、①全体工程と現在の状況説明、②今後の予定、③その他改善を必要とする事項を内容とする。
68. 「**水質管理業務**」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する原水等の水質の測定に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2 細則」に記載のある水質管理業務によるものとする。
69. 「**水道局**」とは、横浜市水道局をいう。

70. 「**成果物**」とは、基本設計書及び実施設計書、運転マニュアルその他本契約に関して業務要求水準書及び甲の要求に基づき作成される一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
71. 「**清掃業務**」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する事業者側管理範囲における清掃に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2細則」に記載のある清掃業務によるものとする。
72. 「**設計企業**」とは、本契約に定める設計業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。
73. 「**設計業務**」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき、乙が履行する新設対象施設及び撤去対象施設の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2細則」に記載のある設計業務によるものとする。
74. 「**設計・工事期間**」とは、原則として、平成21年4月から平成26年3月までの期間をいう。
75. 「**設計・施工工程表**」とは、業務要求水準書「第2細則」に記載のある本工事の工程を示した工程表をいう。
76. 「**設計図書等**」とは、設計業務の成果品のうち、設計業務における提出書類によるものとする。
77. 「**前処理水**」とは、乙が本施設内で前処理を行った場合の処理水をいう。
78. 「**総括代理人**」とは、乙が本契約第31条第2項に定める権限を行使させるために設置する者をいう。
79. 「**第一段階既設撤去工事**」とは、本契約に基づき、乙が第一段階工事期間内に履行すべき撤去対象施設の撤去及び解体に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2細則」による。
80. 「**第一段階工事期間**」とは、原則として、設計業務が終了した日の翌日から平成26年3月までの期間をいう。なお、乙が早期に第一段階既設撤去工事及び第一段階新設工事の工期を終えることが可能と判断する場合には、第一段階工事期間を短縮し（短縮の単位は1年単位とする。）、短縮された期間の終了時点から20年間の維持管理を開始する計画を甲に提案することができる。
81. 「**第一段階新設工事**」とは、本契約に基づき、乙が第一段階工事期間内に履行すべき新設対象施設の新設工事に関する業務をいい、その業務内容の詳細については業務要求水準書「第2細則」に記載のある浄水施設建設工事、配水池建設工事、薬品設備設置工事、事業者用管理棟築造工事、排水処理施設建設工事、電気設備工事、計装設備工事、場内配管工事によるものとする。
82. 「**第二段階既設撤去工事**」とは、本契約に基づき、乙が第二段階工事期間内に履行すべき撤去対象施設の撤去及び解体に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2細則」による。

83. 「第二段階工事期間」とは、原則として平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月までの期間をいう。なお、乙は、第二段階新設工事及び第二段階既設撤去工事は、第一段階工事期間終了後 3 年以内に完了させるものとする。
84. 「第二段階新設工事」とは、本契約に基づき、乙が第二段階工事期間内に履行すべき新設対象施設の新設工事に関する業務をいい、その業務内容の詳細については業務要求水準書「第 2 細則」に記載のある附帯施設設置工事によるものとする。
85. 「代表企業」とは、●をいう。
86. 「地中埋設物」とは、上下水道管路、ガス管路、電気ケーブル、ハンドボール、埋蔵文化財等、地中に埋設された物をいう。
87. 「知的財産権等」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（いずれも、その出願、申請又は登録に関する権利を含み、また、これらに相当する外国法に基づく権利を含む。）その他日本国の法令等に基づき保護される第三者の権利をいう。
88. 「地方消費税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。
89. 「撤去企業」とは、本契約に定める撤去業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいう。
90. 「撤去業務」とは、第一段階既設撤去工事及び第二段階既設撤去工事をいう。
91. 「撤去業務完了報告書」とは、撤去対象施設の撤去工事の完成後に、乙が第 56 条第 7 項の規定に従って甲に提出する報告書をいう。
92. 「撤去業務実施工程表」とは、乙が第 56 条第 4 項の規定に従って甲に提出する工程表をいい、①第 1 段階での各撤去工事工程、②第 2 段階での各撤去工事工程、③撤去工事に伴う各仮設工事工程を内容とする。
93. 「撤去対象施設」とは、業務要求水準書に定義される撤去対象施設をいう。
94. 「土壌汚染」とは、土壌に特定有害物質（土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に定義される意味を有する。）が含まれることにより汚染された状態をいう。
95. 「日報等」とは、業務要求水準書「第 2 細則」に記載のある日報、月報及び年報をいう。
96. 「入札企業」とは、代表企業、構成員及び協力会社をいう。
97. 「入札説明書等」とは、甲が本事業の入札手続において配布した入札公告、業務要求水準書その他の一切の資料（当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。
98. 「年度実施計画書」とは、乙が維持管理業務の開始前及び各事業年度開始日前に甲に提出する維持管理業務に関する年度実施計画書をいう。
99. 「引渡日」とは、事業工程表において、乙が甲に完成した新設対象施設の引渡しを完了する日として定められた日をいい、甲と乙の協議により引渡日を変更した場合にあっては変更後の引渡日をいう。
100. 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。その後の改定を含む。）をいう。
101. 「不可抗力」とは、本契約の別紙 4 に定める定義による。

102. 「**不可抗力による費用分担**」とは、本事業の実施における不可抗力による損害を分担するための規定をいい、その詳細は本契約の別紙4によるものとする。
103. 「**閉庁日**」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日をいう。
104. 「**法令等**」とは、法律・条例・命令・政令・省令・規則・規定、若しくは通達・ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等（自主規制機関の規則及び規定を含む。）をいう。
105. 「**保安業務**」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する事業者側管理範囲における保安に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2細則」に記載のある保安業務によるものとする。
106. 「**保守点検マニュアル**」とは、乙が事業期間終了時に甲に提出する保守点検マニュアルをいい、①保守点検概要、②点検内容、③保守対処方法、④付属品・予備品リスト、⑤その他必要事項を内容とする
107. 「**保全管理業務**」とは、本契約及び業務要求水準書に基づき乙が履行する本施設の点検管理に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2細則」に記載のある保全管理業務によるものとする。
108. 「**本工事**」とは、建設業務及び撤去業務に係る工事を個別に又は総称していう。
109. 「**本事業**」とは、本契約及びPFI法に基づいて実施する川井浄水場再整備事業をいう。
110. 「**本事業対象業務**」とは、施設整備業務及び維持管理業務をいう。
111. 「**本施設**」とは、神奈川県横浜市旭区上川井町2555番地所在の「川井浄水場」をいう。
112. 「**埋蔵文化財**」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号。その後の改正を含む。）第92条第1項に定める埋蔵文化財をいう。
113. 「**無償使用可能用地**」とは、甲の所有する事業場所の土地をいう。
114. 「**維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置要領**」とは、乙による本事業の適正かつ確実な履行を確保するための措置等について示す要領をいい、その内容の詳細は本契約の別紙7に示すものとする。
115. 「**要求性能確認計画書**」とは、乙が業務要求水準書に従い、本事業の実施において乙が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法を示した計画書をいう。

別紙2 乙等が付す保険等

【事業者提案における保険の概要について記載】

別紙3 法令等の変更による費用の負担割合

	甲負担割合	乙負担割合
① 本事業対象業務に類型的又は特別に影響を及ぼす 法令等の新設・変更の場合	100%	0%
② ①以外の法令等の新設・変更の場合	0%	100%

なお、①の本事業対象業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等とは、特に本事業対象業務その他に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

ただし、既存の租税についての税率の変更又は新たな税が設置された場合については、以下の各号に掲げるとおりとする。

① 本事業の内容如何にかかわらず、法人の利益に関する 税制（外形標準課税に係るものを含む。）の変更又は 新設の場合	0%	100%
② 消費税・地方消費税に関する税制の変更 又は新設の場合	100%	0%

別紙4 不可抗力による費用分担

本契約第22条に定める「不可抗力」による費用分担は、以下のとおりとする。

1 不可抗力の定義

不可抗力とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれにもその責を帰すことのできない事由（経験ある管理者及び乙の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）を不可抗力という。なお、不可抗力の具体例は、以下のとおりである。

(1) 天災その他自然的な事象

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては、当該基準を超える場合とする。

(2) 人為的な事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

2 不可抗力による損失及び損害の範囲

「不可抗力」による損失及び損害の範囲は、以下のとおりとする。

- ① 工事期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う維持管理費（金利及び物価変動を含む。）
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要の調査研究費用、再調査、設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した施設及び設備の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷及び復旧費用
- ⑤ 工事期間及び維持管理期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（違約金を含む。）
- ⑥ 工事期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う乙の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、乙の期待利益は除く。）

3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1) 工事期間中の損害分担

- ① 工事期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、施設整備費の1%相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1%を超える額については甲が負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、本工事の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、新設対象施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷及び復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- ③ 数次にわたる不可抗力により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記①の1%の乙負担は、追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。
- ④ 乙が不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記①に基づき乙が負担すべき金額を超過する額につき甲が負担する金額から控除する。

(2) 維持管理期間中の損害分担

- ① 維持管理期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、不可抗力の事由1件ごとに不可抗力の事由の発生した当該年度における維持管理費の1%相当額に至るまでは乙がこれを負担し、1%を超える額についてはこれを甲が負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、維持管理業務の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷及び復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- ③ 乙が、不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記①に基づき乙が負担すべき金額を超過する額につき甲が負担する金額から控除する。

別紙5 サービスの対価の支払方法

1 サービスの対価の構成

サービスの対価を構成する項目及び該当する業務は、以下のとおりである。

項目	該当する業務	含まれる主な費用
施設整備費 及びこれに かかる支払 利息	事前調査費	事前調査業務
	設計費	設計業務
	工事費	工事業務
	工事監理費	工事監理業務
	周辺影響調査・ 電波障害等対策 費	周辺影響調査・ 電波障害等対策 業務
		<u>左記業務を含む、施設整備に要する費用</u> ・事前調査費、設計費、工事費、 工事監理費、周辺影響調査・電 波障害等対策業務等の整備費 ・建中金利 ・融資組成手数料 ・その他施設整備に関する初期投 資と認められる費用等 ・これにかかる支払利息
維持管理費	運転管理費	運転管理業務
	保全管理費	保全管理業務
	水質管理業務費	水質管理業務
	災害・事故対策 業務費	災害・事故対策業 務
	安全衛生管理業 務費	安全衛生管理業務
施設公開業務費	施設公開業務	
保安業務費	保安業務	
清掃業務費	清掃業務	
その他の費用		
		<u>維持管理に関連して発生する費用 のうち、上記に含まれない費用</u> ・保険料 ・公租公課 ・その他上記に含まれない費用

2 サービスの対価の考え方

甲が乙に対して支払うサービスの対価は、施設整備費及びこれにかかる支払利息と維持管理費によって構成され、業務の性格に応じて個別に算定した上で、各回合算して支払う。

設計・工事等の施設整備に要する費用は乙が調達するものとし、甲はこれを維持管理期間に平準化して施設整備費として支払う。その支払方法は下記の3（1）に規定する。

また、維持管理に対する対価は、維持管理期間を通して年4回に分けて、甲が乙に維持管理費として支払う。

3 各種サービスの対価の支払方法

(1) 施設整備費及びこれにかかる支払利息

施設整備費は、下記のとおり2グループに分類して支払う。

なお、施設整備費は、施設整備にかかる国庫補助金額を、初期投資額から控除して算定する。

ア 設計・第1段階工事期間にかかる費用及び支払利息

総支払回数を平成26年4月30日を第1回とし、平成45年10月31日を最終回とする40回とし、下表の各支払期間中の支払総額の20分の1を乙の請求に基づき各年の4月30日及び10月31日（いずれも銀行営業日でない場合は、その翌銀行営業日）に支払う。

支払期間	支払期間中の支払総額
平成26年4月1日～ 平成36年3月31日	元金の2分の1の金額を10年間で元利均等返済する額 + 元金の2分の1の金額に対する当該支払期間の金利
平成36年4月1日～ 平成46年3月31日	元金の2分の1の金額を10年間で元利均等返済する額

イ 第2段階工事期間にかかる費用及び支払利息

総支払回数を平成29年4月30日を第1回とし、平成45年10月31日を最終回とする34回とし、下表に従い、平成29年4月1日から平成36年3月31日までの間は支払総額の14分の1を、平成36年4月1日から平成46年3月31日までの間は支払総額の20分の1をそれぞれ乙の請求に基づき各年の4月30日及び10月31日（いずれも銀行営業日でない場合は、その翌銀行営業日）に支払う。

支払期間	支払期間中の支払総額
平成29年4月1日～ 平成36年3月31日	元金の17分の7の金額を7年間で元利均等返済する額 + 元金の17分の10の金額に対する当該支払期間の金利
平成36年4月1日～ 平成46年3月31日	元金の17分の10の金額を10年間で元利均等返済する額

なお、これにかかる支払利息は、補助金額控除後の初期投資額を元金として、以下に定める金利に基づき算定する。

金利：下記（ア）基準金利及び（イ）スプレッドの合計とする。

基準金利の変動に伴い、以下のとおり改定を行う。

(ア) 基準金利

支払期間		基準金利	金利の決定基準日
上記ア	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 36 年 3 月 31 日	東京時間午前 10 時にテ レレート 17143 頁に発表 される TOKYO SWAP	平成 26 年 3 月 29 日（銀 行営業日でない場合は、 その前銀行営業日）
	平成 36 年 4 月 1 日～ 平成 46 年 3 月 31 日	REFERENCE RATE (T S R) 6 ヶ月 L I B O R ベ ース 10 年物 (円-円) 金利スワップレート	平成 36 年 3 月 29 日（銀 行営業日でない場合は、 その前銀行営業日）
上記イ	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 36 年 3 月 31 日	東京時間午前 10 時にテ レレート 17143 頁に発表 される TOKYO SWAP REFERENCE RATE (T S R) 6 ヶ月 L I B O R ベ ース 7 年物 (円-円) 金 利スワップレート	平成 29 年 3 月 29 日（銀 行営業日でない場合は、 その前銀行営業日）
	平成 36 年 4 月 1 日～ 平成 46 年 3 月 31 日	東京時間午前 10 時にテ レレート 17143 頁に発表 される TOKYO SWAP REFERENCE RATE (T S R) 6 ヶ月 L I B O R ベ ース 10 年物 (円-円) 金利スワップレート	平成 36 年 3 月 29 日（銀 行営業日でない場合は、 その前銀行営業日）

(イ) スプレッド

乙が入札時に提案したスプレッド

また甲は、国庫補助金の交付を受けた後に乙に交付する。乙は、交付を受けた補助金を、その支給対象業務の遂行に必要な費用に充当する。

なお、乙が工期の短縮を提案する場合は、その短縮期間に伴い、支払期間や支払日も前倒しで行う。

(2) 維持管理費

ア 修繕費を除く維持管理費

修繕費を除く維持管理費は、下表のとおり四半期に一度、年額の 4 分の 1 を支払う。

各四半期終了後、乙は当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に、モニタリングの結果を踏まえ各回の対価を支払う。

各回	対象期間	支払額の割合	支払見込時期
第 1 四半期	4 月～ 6 月	年額の 4 分の 1	各四半期終了後の翌月の 末日（当該期日が銀行 営業日でない場合は、 翌営業日）
第 2 四半期	7 月～ 9 月		
第 3 四半期	10 月～12 月		
第 4 四半期	1 月～ 3 月		

また、当該費用は、毎年度1回、物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、業務ごとに別紙6記載の指標の変動率を勘案した改定率を当該年度の各業務の対価に乘じ、翌年度4月支払分以降の各業務の対価に反映させる。

イ 修繕費

修繕費は、提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い、四半期ごとに業務実施の確認ができたものに対し、四半期ごとに一括して支払う。各四半期の対象期間及び支払見込時期は、上記アと同様とする。

また、物価変動による対価の改定についても、上記アと同様に行う。

4 消費税及び地方消費税

施設整備費に係る消費税率は引渡日に適用のある税率に、維持管理費に係る消費税率は実際の支払時に適用のある税率に、それぞれよるものとし、変更分についても甲が負担するものとする。

別紙6 サービスの対価の変更

1 物価変動によるサービスの対価の変更

(1) 施設整備費

- ア 甲及び乙は、工期内で本契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により施設整備費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して施設整備費の変更を請求することができる。
- イ 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前施設整備費（本契約に定められた施設整備費をいう。以下同じ。）と変動後施設整備費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前施設整備費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前施設整備費の1,000分の15を超える額につき、施設整備費の変更に応じなければならない。
- ウ 変動前施設整備費及び変動後施設整備費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、変動前施設整備費及び変動後施設整備費を定め、乙に通知する。
- エ 上記アの規定による請求は、本条項の規定により施設整備費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記アにおいて「本契約締結の日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づく施設整備費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- オ 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、施設整備費の変更を請求することができる。
- カ 予期することのできない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備費が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、施設整備費の変更を請求することができる。
- キ 上記オ又はカの規定による請求があった場合において、当該施設整備費の変更額については、甲と乙との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、施設整備費を変更し、乙に通知する。
- ク 上記ウ又はキの協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。ただし、甲が上記ア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。

(2) 維持管理費

維持管理費は、下表に示す指標に基づき、改定を行う。

入札時の費用の積算の前提となる指標は平成20年8月1日時点のものを参照するものとし、その時点をサービスの対価の改定に当たっての起点とする。平成25年度末又は甲と乙が別途合意する日に、当該時点での指標における変動率を勘案した改定率を反映させサービスの対価の見直しを行い、以後の改定は見直し後のサービスの対価を基に行う。ただし、各指標の毎年の変動率が±1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合のみ改定する。

なお、上記の指標の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、甲と乙は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。

項目	該当する業務	参照指標
運転管理費	運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 光熱水費以外 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額 ■ 光熱水費 電気：原則として、電気料金の改定率 ガス：原則として、ガス料金の改定率 水道：原則として、水道料金の改定率 その他： 「消費者物価指数」(総務省統計局) ・第1表-1 中分類指数(全国) ・光熱・水道
保全管理費	保全管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修繕費以外 「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・大類別・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類別：建物サービス ・品目：設備管理 ■ 修繕費 「企業物価指数」(日銀調査統計局) ・基本分類指数：国内企業物価指数 ・一般機器
水質管理業務費	水質管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
災害・事故対策業務費	災害・事故対策業務	<ul style="list-style-type: none"> 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
安全衛生管理業務費	安全衛生管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額

項目	該当する業務	参照指標
施設公開業務費	施設公開業務	「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
保安業務費	保安業務	「企業向けサービス価格指数」 （日銀調査統計局） ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類型：警備 ・品目：警備
清掃業務費	清掃業務	「企業向けサービス価格指数」 （日銀調査統計局） ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類型：建物サービス ・品目：清掃
その他の費用		「消費者物価指数」（日銀調査統計局） ・第1表-1 中分類指数（全国） ・総合

2 金利変動によるサービスの対価の変更

施設整備費については、別紙5 3（1）に記載のとおり、基準金利の変動に伴い、改定を行う。

3 市場実勢価格等の変動によるサービスの対価の変更

甲及び乙は、維持管理費について、直近の改定時のサービスの対価及び類似の内容の業務の委託費の市場実勢価格の推移その他新製品の導入等諸般の事情を勘案して、5事業年度に1度、見直しのための協議を行う。初回の見直しは、平成25年度末又は甲と乙が別途合意する日とする。

4 法制度の改正によるサービスの対価の変更

- （1）甲及び乙は、法制度の改正によりサービスの対価の見直しを行うことが合理的と判断する場合、合理的と判断する理由及び変更見込み額を記載した通知を行うことにより、翌事業年度のサービスの対価の変更を請求することができる。
- （2）前項の定めに基づく請求がなされた場合、甲及び乙は、請求の当否及び変更額について協議の上決定する。
- （3）前項の協議において合意が成立しない場合、甲は、サービスの対価額の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、その理由を併記した書面により乙に対して通知する。
- （4）前各項の規定にかかわらず、甲及び乙は、翌事業年度開始前に改正後の法制度が実施され、当該法制度の実施の日から当該実施の日が属する事業年度が終了する日までのサービスの対価の見直しを行うことが合理的と判断する場合、相手方に対し、当該事業年度のサービスの対価の変更を求めることができる。この場合の手続は、前各項の規定を準用する。

5 税制の変更によるサービスの対価の変更

- (1) 乙は、税制の変更（ただし、法人税、所得税、事業税その他収益に関する税制に関する変更を除く。以下、本項において同様とする。）により乙が支払うべき租税が新設又は増額されたときは、甲に対してその旨及び変更見込み額を記載した通知を行うことにより、サービスの対価の見直しを請求することができる。
- (2) 甲は、税制の変更により乙が支払うべき租税が減免されたときは、乙に対してその旨を通知することにより、サービスの対価の見直しを請求することができる。
- (3) 前2項に基づく請求がなされた場合、甲及び乙は、請求の当否及び変更額について協議の上決定する。当該協議において合意が成立しない場合、甲は、サービスの対価額の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面により乙に対して通知する。

6 上記以外の想定外の変化に対する見直し

- (1) サービスの対価の算定根拠である前提条件について、上記1～5において考慮されない変動要素が発生し、又はサービスの対価が前提とする条件に重大な変更が発生した等の場合には、甲及び乙は速やかに協議を行い、サービスの対価の見直しを検討するものとする。かかる協議は、甲又は乙からの申込みにより行われるものとし、一方の当事者から申込みを受けた場合、他方の当事者は誠意をもって協議に応じるものとする。
- (2) 前項に記載する協議において合意が成立しない場合、甲は、サービスの対価の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、当該決定の理由を併記した書面により乙に対して通知する。

別紙7 維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置等

1 維持管理業務に関するモニタリング

(1) モニタリングの方法

甲は、維持管理期間中、維持管理業務に関するモニタリングを、次のとおり行うこととする。

ア 定期モニタリング

乙は、毎日の業務の実施に関する日報及び月報を甲に提出する。日報及び月報の内容及び提出期日等は、甲と乙との間で協議の上、定めるものとする。

甲は、乙から提出される日報及び月報を確認するほか、月に一度、定期モニタリングの一環として、事業者側管理範囲の巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

イ 随時モニタリング

甲は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて、事業者側管理範囲の巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

(2) モニタリング費用の負担

モニタリングの実施に際し、甲に発生した費用は甲が負担し、それ以外に乙に発生した費用は乙が負担する。

2 改善要求措置

(1) 是正レベルの認定

甲は、維持管理業務が業務要求水準書に規定する水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、是正レベルを認定し、乙に通知するとともに、甲と乙は是正に向けた協議を開始する。

是正レベルは、以下のとおりとする。

是正レベル	内容
レベル1	業務要求水準を上回るが、提案水準を達成できない場合
レベル2	災害・事故対策業務、施設公開業務、清掃業務について、業務要求水準を達成できない場合
レベル3	運転管理業務、保全管理業務、水質管理業務、安全衛生業務、保安業務、事業終了時の引継ぎ業務について、業務要求水準を達成できない場合（レベル4及び5に該当する場合を除く。）
レベル4	業務要求水準書別紙2に示す浄水水質要求水準値を達成できない場合
レベル5	水道法に定められた水質基準を達成できない場合

(2) 是正勧告

甲は、業務要求水準書に規定する水準又は乙が提案した水準を満たしていないと判断される事象があると判断した場合、乙に対して、是正勧告を行うものとする。

乙は、甲から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに、甲と協議の上、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を甲に提出し、承諾を得た上で速やかに是正措置を行う。

(3) 是正勧告の対処の確認

甲は、乙からの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、是正が行われたかどうかを直ちに確認する。

(4) 是正命令

上記(3)における確認の結果、是正計画書に沿った内容・期間による改善が認められないと甲が判断した場合、甲は、乙に是正命令を行うとともに、再度、是正計画書の提出請求、協議、承諾及び乙の是正命令に対する対処について確認を行う。

(5) サービスの対価の支払留保

甲は改善が確認されるまでサービスの対価の支払を留保することができる。

(6) サービスの対価の減額

是正レベルと上記(2)及び(4)での改善状況に応じ、甲は乙に対してサービスの対価を減額する。詳細については、下記3に定める。

(7) 維持管理業務の実施を担う者の変更

甲は、乙が行う維持管理業務の結果が以下のいずれかに該当する場合は、維持管理業務の実施を担う者の変更を乙に請求することができる。

ア 甲の是正命令によっても、改善が確認できなかったとき

イ 連続する2回の四半期において30%以上の減額が行われたとき

ウ 業務要求水準書別紙2に示す浄水水質要求水準値を達成できない場合又は水道法に定められた水質基準を達成できない場合が四半期に3回以上発生したとき

なお、サービスの対価の支払対象期間の途中で維持管理業務を行う者を変更した場合であっても、当該期間中の減額ポイントの計上は継続し、合計した減額ポイントに応じて支払の減額又は留保の措置を行う。

(8) 契約解除

連続する4回の四半期を超えて減額が行われた場合又は維持管理業務を行う者の変更に応じない場合は、甲は乙に通知することにより、通知の日から起算して6か月以内に本契約を解除することができる。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

3 サービスの対価の減額等

(1) 基本的な考え方

甲は、乙の行う維持管理業務が業務要求水準書に規定する水準又は乙が提案した水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合（以下、「違反行為」という。）には、サービスの対価を減額する。

サービスの対価の減額は、減額ポイントの累積に応じて行われ、減額ポイントは、次の考え方を基本として下記（2）に示す表により算定する。

ア 甲が違反行為を確認した時点で減額ポイントを科す。

イ 甲が是正の勧告及び命令を出したにもかかわらず、改善されない場合にはさらに重い減額ポイントを科す。

ウ 同じ違反行為を繰り返した場合には、重い減額ポイントを科す。

エ 違反の程度が軽い場合（減額ポイントが5 P以下）には減額せず、サービスの対価を留保することがある。また、減点を挽回する機会（ボーナスポイント）を与える。

(2) 減額ポイントの計上

甲は乙に対し、違反行為があった場合に次表に基づいて減額ポイントを計上する。

レベル	違反行為の確認	是正勧告後、改善が認められないと判断した場合	是正命令後、改善が認められないと判断した場合
1	1 P	2 P	4 P
2	2 P	4 P	8 P
3	3 P	6 P	12 P

レベル	違反行為の確認	是正までの時間	発生時点からの日数
4	1 水質項目ごとに 5 P	1 水質項目ごとに $0.1 P \times h$	1 水質項目ごとに $0.5 P \times D$
5	1 水質項目ごとに 10 P	1 水質項目ごとに $0.5 P \times h$	1 水質項目ごとに $2.5 P \times D$

(注1) 業務要求水準書第2 7から15の(1)に示す項目ごとに1単位とする。

(注2) 1時間未満は切上げとする。

なお、減額の対象となる事象が発生した場合で、その事象と同じ事象が発生時点から起算して過去3年間以内に起こっていた場合、減額ポイントは、前記の表に記載した各減額ポイントを2倍し、計上する。

(3) サービスの対価の減額又は留保

甲は、モニタリングの結果を踏まえ、当月の減額ポイントを確定する。甲のモニタリングが終了し減額ポイントがある場合は、乙に減額ポイントを通知する。

サービスの対価の支払に際しては、3か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表に従いサービスの対価のうちの修繕費を除く維持管理費を減額するか又は改善が確認

できるまで留保する。減額又は留保する場合には、当月のサービスの対価の支払額を乙に通知する。

次回の支払までの間に改善が確認できた場合は、サービスの対価の留保は行わない。なお、留保した場合の支払は、甲が改善を確認した後、直近で支払われるサービスの対価に加算する。この場合、留保相当額に対する利息は付さない。

3か月の減額ポイント合計	減額又は留保	維持管理費（修繕費を除く。）の減額又は留保の割合
6 P以上	減額	1ポイントにつき、0.1%
1～5 P	留保	1ポイントにつき、0.1%

（４）減額ポイントを計上しない場合

減額の対象となるレベル1からレベル5の状態が認められたとしても、明らかに乙の責めに帰さない事由による場合は、減額ポイントを計上しない。

（５）ボーナスポイントの付与

乙は提案した水準を超えて、横浜市水道事業又は横浜市民に多大な貢献をした場合、甲は、乙にボーナスポイントを与えることができる。

ボーナスポイントの付与は甲が決定する。ボーナスポイントは減額ポイントと相殺することができ、また事業期間を通じて累積することができるものとする。ボーナスポイントは、以下の計算式に従い金額に換算し、当該金額を次回支払うサービスの対価に加算する。

計算式：

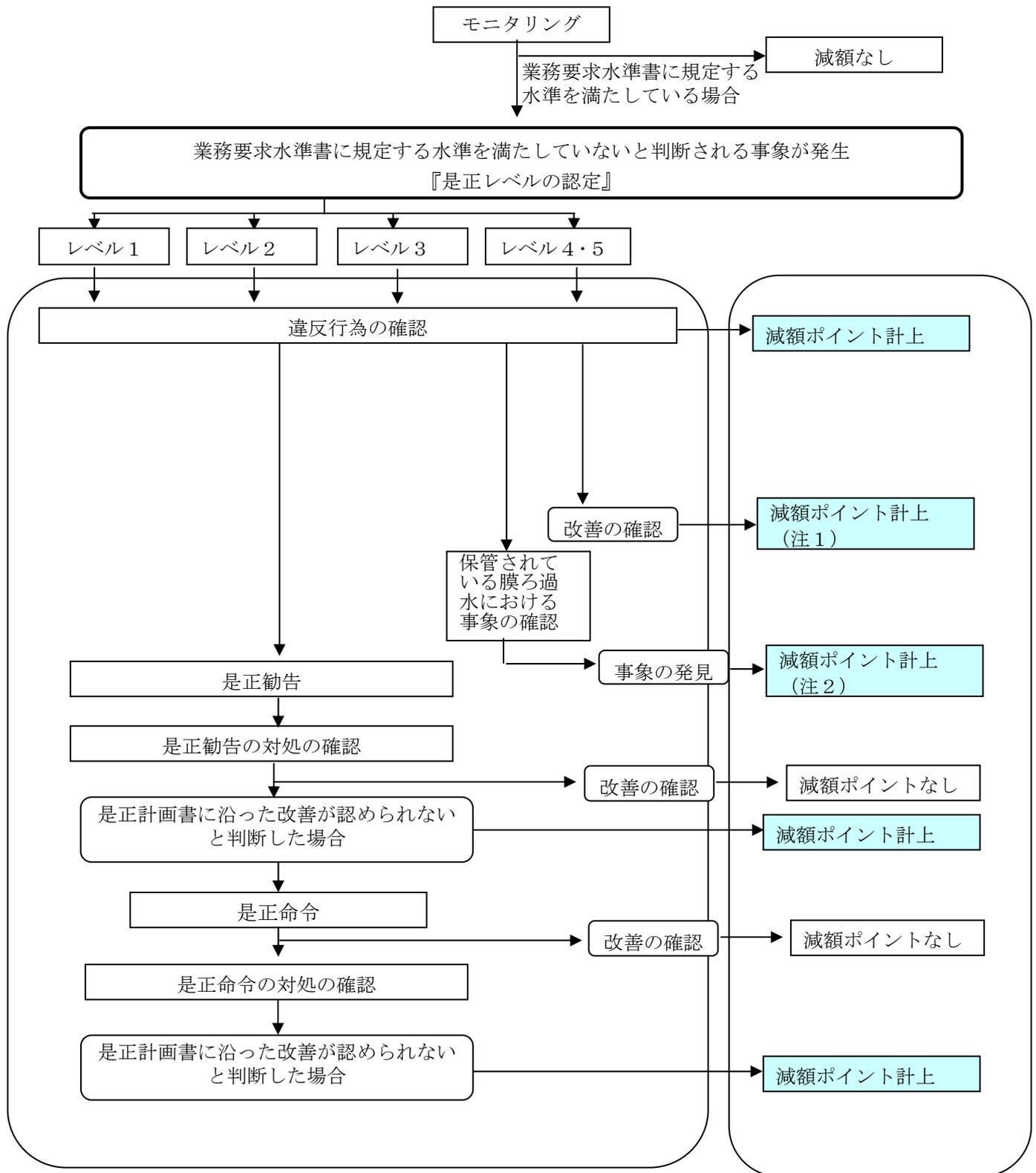
$$\text{修繕費を除く維持管理費の各回支払分} \times 0.001 \times \text{ボーナスポイント}$$

4 サービスの対価の支払後に減額が判明した場合の対応

サービスの対価の支払後に、維持管理業務報告書に虚偽の記載のあることが判明するなど支払の根拠を失った場合、甲は、本来支払うべきサービスの対価を計算し直し、既に乙に支払った額との差額を次回支払うサービスの対価から差し引く。

この場合、本来支払うべきサービスの対価と既に乙に支払った額との差額について、甲が乙に支払った日から、甲が差額を差し引くまでの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（1年を365日とする日割り計算とする。）の損害金を加えて差し引くものとする。

減額ポイントの計上



(注1) 事象の発生を確認したときから市が是正を確認するまでの間の時間数に応じて減額ポイントを計上する。

(注2) 保管されている膜ろ過水において事象の発生を確認した場合、日数に応じて減額ポイントを計上する。

平成●年●月●日

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

出 資 者 誓 約 書 兼 保 証 書

横浜市（以下「市」という。）及び[S P C名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成●年●月●日付で締結された「川井浄水場再整備事業事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、事業者の出資者である●会社、●会社、●会社及び●会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付けをもって、後記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書兼保証書において使用される用語は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成●年●月●日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立され、本日現在、有効に存続していること。
- 2 (1) 本日現在における事業者の発行済株式総数は●株であり、総株主の議決権数は●個であること。
(2) 当社らの保有する事業者の株式に係る議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●会社が、●個は●会社が、●個は●会社がそれぞれ保有すること。
(3) 当社らではない者が保有する事業者の議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●会社が、●個は●会社が、●個は●会社がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書及び融資契約書その他市が合理的に要求する資料の写しを速やかに市に提出すること。

- 4 当社らは、本契約が終了するまでの間、事業者の議決権を各保有するものとし、「川井浄水場再整備事業基本協定書」第3条第2項を遵守するとともに、市の事前の書面による承諾がある場合（第3項に定める承諾がある場合を含む。）を除き、事業者の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、当社らは、いかなる場合も、反社会的勢力（集団的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、かかる処分を行わないこと。
- 5 当社らが保有する事業者の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、当社らは、譲受予定者から別添の誓約書を徴求の上、市に提出すること。

以上

●会社
住所
代表者

●会社
住所
代表者

●会社
住所
代表者

●会社
住所
代表者

(別添)

平成●年●月●日

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋 藤 義 孝

誓 約 書

横浜市（以下「市」という。）及び[S P C名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成●年●月●日付で締結された「川井浄水場再整備事業事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において使用される語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式に係る議決権数は●個であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合、事前に市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、譲受予定者から本誓約書と同じ様式の誓約書を徴求の上、市に提出すること。

以 上

住所
氏名 ●会社
代表者